

農林水産業ひと口メモ

令和 8 年 9 月

農林水産省

令和8年「農林水産業ひとロメモ」全体構成

I 農林水産関係主要指標

- I-1 統計用語の整理【p1-2】
- I-2 経済指標【p3-4】
- I-3 農業所得【p5-6】
- I-4 農業従事者及び農業経営体の動向【p7-13】
- I-5 農地の動向【p14-17】
- I-6 その他【p18-21】

II 食料供給の現状と食料安全保障の動向

- II-1 世界の食料事情【p22-24】
- II-2 日本の食料事情と食料安全保障の強化【p25-33】

III 政策の全体像

III-1 農政の全体像【p34-43】

III-2 農政の歩み【p44-48】

IV 我が国の食料供給

- IV-1 主要品目別施策【p49-59】
- IV-2 経営安定対策【p60-61】
- IV-3 農業者・経営体関係【p62-67】
- IV-4 農地関係【p68-72】
- IV-5 農業農村整備【p73-74】
- IV-6 スマート農業【p75-79】
- IV-7 品種開発【p80-83】
- IV-8 知的財産【p84-86】
- IV-9 食の安全・消費者の信頼確保【p87-92】
- IV-10 輸入の安定化【p93】

V 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

- V-1 輸出促進【p94-98】
- V-2 食品産業の海外展開【p99】
- V-3 インバウンドによる食関連消費の拡大【p100】

VI 持続的な食料システム

- VI-1 持続的な食料システム【p101-106】

VII 環境と調和のとれた食料システム・多面的機能

- VII-1 環境と調和のとれた食料システム【p107-115】
- VII-2 再生可能エネルギー・バイオマス【p116】
- VII-3 食品産業・消費における環境負荷の低減【p117-121】
- VII-4 多面的機能の維持・発揮【p122-124】

VIII 農村の活性化

- VIII-1 官民共創【p125】
- VIII-2 農泊【p126】
- VIII-3 農福連携【p127】
- VIII-4 農村社会の動向【p128】
- VIII-5 鳥獣害対策【p129-130】
- VIII-6 都市農業【p131】

IX 国民の理解醸成

- IX-1 食育の推進【p132】

X 行政DX X-1 行政DX【p133】

XI 農協・農業委員会

- XI-1 農協・農業委員会関係【p134-136】

XII 森林・林業・木材産業

- XII-1 森林・林業・木材産業施策全体の方針と背景【p137-140】
- XII-2 「木の街」実現に向けた取組【p141-146】
- XII-3 「森の国」実現に向けた取組【p147-150】
- XII-4 国民の安心・安全を支える森づくり【p151-154】

XIII 水産業

- XIII-1 水産業の動向【p155-161】
- XIII-2 水産政策全般【p162】
- XIII-3 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施【p163-165】
- XIII-4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現【p166-167】
- XIII-5 地域を支える漁村の活性化の推進【p168-171】
- XIII-6 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等【p172】

XIV 国際交渉・連携関係

- XIV-1 国際交渉【p173-174】
- XIV-2 CPTPP、日EU・EPA、日米間の貿易関係、RCEP【p175-181】

XV 災害の被害と対応

- XV-1 近年の自然災害【p182-184】
- XV-2 東日本大震災【p185】

I 農林水産関係主要指標

1 統計用語の整理

- 1 統計用語の整理①
- 2 統計用語の整理②

2 経済指標

- 3 農業生産活動指標の推移
- 4 農業・食料関連産業の国内生産額

3 農業所得

- 5 農業総産出額と生産農業所得の推移
- 6 1経営体当たりの農業所得等の推移

4 農業従事者及び農業経営体の動向

- 7 農林漁業就業者数とその国際比較
- 8 基幹的農業従事者の年齢構成とその国際比較
- 9 農業経営体における雇用労働
- 10 農業経営体数等の推移
- 11 1経営体当たりの経営規模の推移
- 12 経営耕地規模別経営体数の推移
- 13 農産物の販売規模別の農業経営体数

5 農地の動向

- 14 農地面積・かい廃面積の推移
- 15 荒廃農地等の状況
- 16 品目別作付面積の推移
- 17 耕地面積の利用状況

6 その他

- 18 日本の国土面積、森林面積、EEZ等
- 19 農林水産関係予算の推移
- 20 都道府県産出額ランキング
- 21 主用農畜産物の流通状況について

II 食料供給の現状と食料安全保障の動向

1 世界の食料事情

- 22 世界の人口推移と食料需給の見通し
- 23 農業の経済的位置付けに関する国際比較
- 24 世界の農産物の輸出入状況

2 日本の食料事情と食料安全保障の強化

- 25 日本の農産物輸入状況
- 26 穀物等の国際価格の動向
- 27 食料自給率の推移、令和7年度食料自給率
- 28 食料の輸入依存
- 29 食料国産率
- 30 日本における穀物等の備蓄
- 31 生産資材価格の動向
- 32 我が国の肥料原料の輸入状況と肥料備蓄
- 33 国際的な食料安全保障の概念

III 政策の全体像

1 農政の全体像

- 34 近年の農林水産政策改革の全体像①
- 35 近年の農林水産政策改革の全体像②・改正後の食料・農業・農村基本法の基本理念
- 36 基本法制定当時と現在の農業構造
- 37 基本法改正後の基本理念と基本的施策
- 38 新たな食料・農業・農村基本計画①
- 39 新たな食料・農業・農村基本計画②
- 40 食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI
- 41 農業構造転換集中対策
- 42 食料供給困難事態対策法の概要
- 43 食料供給困難事態対策法の基本方針

2 農政の歩み

- 44 戦後農政の大きな流れ
- 45 農地政策の変遷
- 46 経営所得安定対策の変遷
- 47 米政策の変遷
- 48 水田政策の見直しの概要

IV 我が国の食料供給

1 主要品目別施策

- 49 米の販売価格と需要の推移
- 50 水田の利用状況
- 51 米の生産コストと所得
- 52 米の輸出状況
- 53 改正食糧法の概要
- 54 輸入小麦の政府売渡価格と据置措置
- 55 野菜生産動向と関連施策
- 56 果樹生産動向と関連施策
- 57 畜産生産動向
- 58 飼料作物生産動向
- 59 畜産関連施策

2 経営安定対策

- 60 経営安定対策（ゲタ・ナラシ）の概要/水田活用直接支払交付金の概要
- 61 収入保険制度

3 農業者・経営体関係

- 62 認定農業者数の推移と支援措置
- 63 新規就農者・法人経営体数の推移と推進施策
- 64 担い手の経営基盤の強化
- 65 集落営農数の推移と関連施策
- 66 外国人材の受け入れ①
- 67 外国人材の受け入れ②

4 農地関係

- 68 地域計画の策定
- 69 農地の大区画化等の基盤整備
- 70 担い手への農地集積と農地中間管理機構（農地バンク）の実績
- 71 農業振興地域制度と農地転用許可制度
- 72 共同利用施設の整備

5 農業農村整備

- 73 土地改良長期計画
- 74 農地・農業水利施設、土地改良区の状況

6 スマート農業

- 75 スマート農業実証プロジェクトの展開
- 76 スマート農業技術活用促進法の概要とそのイメージ
- 77 スマート農業技術活用サービスと中山間地域におけるスマート農業技術の活用
- 78 データ活用の促進について
- 79 技術の開発や実装を支える多角的支援の枠組み

7 品種開発

- 80 品種開発について
- 81 品種開発法案の概要
- 82 品種開発法案のイメージ
- 83 ゲノム編集とは

8 知的財産

- 84 地理的表示保護制度(概要)
- 85 地理的表示保護制度(事例)
- 86 植物新品種の戦略的な知的財産権の保護・活用

9 食の安全・消費者の信頼確保

- 87 HACCP・食品安全マネジメント
- 88 GAP
- 89 豚熱、アフリカ豚熱
- 90 高病原性鳥インフルエンザ
- 91 口蹄疫、BSE、農場HACCP
- 92 改正家伝法・ランピースキン病

10 輸入の安定化

- 93 輸入の安定化

V 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

1 輸出促進

- 94 「海外から稼ぐ力」の強化について
- 95 輸出総額・地域別輸出額
- 96 輸出実績・品目別
- 97 輸出重点品目
- 98 これまでの輸出に向けた取組

2 食品産業の海外展開

- 99 食品産業の海外展開

3 インバウンドによる食関連消費の拡大

- 100 インバウンドによる食関連消費の拡大

VI 持続的な食料システム

1 持続的な食料システム

- 101 食品アクセスの確保
- 102 食品アクセスの確保に向けた取組
- 103 物流の合理化①
- 104 物流の合理化②
- 105 フードテックの推進
- 106 食料システム法の概要

VII 環境と調和のとれた食料システム・多面的機能

1 環境と調和のとれた食料システム

- 107 みどりの食料システム戦略
- 108 みどりの食料システム戦略KPI
- 109 「みどり加速化GXプラン」の位置づけ
- 110 「みどり加速化GXプラン」の全体像
- 111 みどりの食料システム法
- 112 環境配慮のチェック・要件化
- 113 生物多様性の保全、ネイチャーポジティブ
- 114 有機農業の取組面積、オーガニックビレッジ
- 115 農業用廃プラスチックの対策

2 再生可能エネルギー・バイオマス

- 116 再生可能エネルギー、バイオマス

3 食品産業・消費における環境負荷の低減

- 117 食品ロス削減
- 118 プラスチック資源循環
- 119 見える化
- 120 Jクレジット制度
- 121 農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ(MIDORI∞INFINITY)、二国間クレジット制度(JCM)

4 多面的機能の維持・発揮

- 122 農林水産業及び農山漁村の有する多面的機能
- 123 総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下
- 124 日本型直接支払制度

VIII 農村の活性化

1 官民共創

- 125 官民共創の取組

2 農泊

- 126 農泊の推進

3 農福連携

- 127 農福連携の推進

4 農村社会の動向

- 128 中山間地域の状況

5 鳥獣害対策

- 129 野生鳥獣による農作物被害
- 130 捕獲鳥獣のジビエ等への利活用

6 都市農業

- 131 都市農業の振興

IX 国民の理解醸成

1 食育の推進

132 食育の推進（第5次食育推進基本計画）

X 行政DX

1 行政DX

133 eMAFF・eMAFF地図

XI 農協・農業委員会

1 農協・農業委員会関係

134 農協組織

135 農協改革の進捗状況

136 農業委員会

XII 森林・林業・木材産業

1 森林・林業・木材産業施策全体の方針と背景

137 新たな森林林業基本計画の概要

138 森林資源の状況

139 地球温暖化対策と森林

140 Jクレジット制度

2 「木の街」実現に向けた取組

141 林業生産の動向

142 木材需給の動向

143 木材利用の状況

144 国産材の利用拡大に向けた取組①

145 国産材の利用拡大に向けた取組②

146 木材・木材製品の輸出の動向

3 「森の国」実現に向けた取組

147 林業経営の動向と施策

148 林業従事者の育成・確保

149 スマート林業

150 森林環境税・森林環境譲与税

4 国民の安心・安全を支える森づくり

151 山地の防災・減災

152 森林整備の必要性

153 花粉症対策

154 森業の推進と山村活性化

XIII 水産業

1 水産業の動向

155 漁業生産量の推移（世界・日本）

156 漁業消費量の推移（世界・日本）

157 漁業経営体の動向（就業者、所得）

158 遠洋・沖合漁業の現状

159 養殖・沿岸漁業の現状

160 漁協の現状と見直し

161 海面利用制度の見直し

2 水産政策全般

162 水産基本計画について

3 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

163 我が国の資源管理①

164 我が国の資源管理②

165 海洋環境の変化への対応

4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

166 養殖業の成長産業化

167 漁業者の経営安定について

5 地域を支える漁村の活性化の推進

168 海業の振興

169 漁港施設等活用事業制度について

170 水産物の流通構造の現状

171 外国漁船に対する漁業取締り

6 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

172 スマート水産業の推進

XIV 国際交渉・連携関係

1 国際交渉

173 経済連携の交渉状況（全体像）

174 経済連携の交渉状況（発効済・署名済）

2 CPTPP、日EU・EPA、日米間の貿易関係、RCEP

175 農林水産物の輸入（CPTPP）

176 農林水産物の輸出（CPTPP）

177 農林水産物の輸入（日EU・EPA）

178 農林水産物の輸出（日EU・EPA）

179 農林水産物の輸出入（日米間の貿易関係）

180 農林水産物の輸出入（RCEP）

181 TPP等対策

XV 災害の被害と対応

1 近年の自然災害

182 近年の自然災害における被害

183 復旧・復興に向けた対応

184 令和6年能登半島地震への対応

2 東日本大震災

185 東日本大震災の被害及び復旧状況

統計用語の整理①

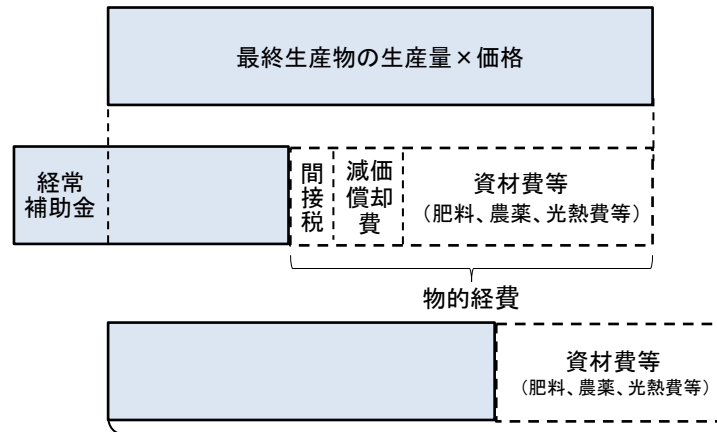
生産額・所得

目的	用語	統計値＜出典＞	定義
国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額を知りたいとき	農業総産出額	10.8兆円(令和6年) ＜生産農業所得統計＞	農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格を乗じた額を合計したもの
国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額から物的経費を引いた付加価値額を知りたいとき	生産農業所得	4.0兆円(令和6年) ＜生産農業所得統計＞	農業総産出額から肥料、農薬、光熱費等の物的経費(減価償却費及び間接税を含む。)を差し引いたものに経常補助金を加算したもの
GDP(国内総生産)のうち、農業が生み出した付加価値額を、他産業や外国と比較するとき	農業総生産	5.0兆円(令和6年) ＜国民経済計算＞	農業生産額(＝農業総産出額に中間生産物及び農業サービスの産出額を加えたもの)から資材費等を差し引いたもの

・農業総産出額 10.8兆円

・生産農業所得 4.0兆円

・農業総生産 5.0兆円



農業生産額＝農業総産出額＋中間生産物(種子、飼料作物等)＋農業サービス(選果場等)

統計用語の整理②

農業経営体

目的

農業（農産物の生産や農作業の受託）を営む経営体の数を知りたいとき

世帯で農業を営む経営体の数を知りたいとき

農業で生計を立てる主な個人経営体の数を知りたいとき

法人や集落営農など、団体に農業を営む経営体の数を知りたいとき

用語

農業経営体

個人経営体

主業経営体

団体経営体

統計値＜出典＞

80万経営体（令和8年）
＜農業構造動態調査＞

76万経営体（令和8年）
＜農業構造動態調査＞

18万経営体（令和8年）
＜農業構造動態調査＞

4万経営体（令和8年）
＜農業構造動態調査＞

定義

経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者をいう。

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。
なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

個人経営体以外の経営体をいう。

個人経営体の世帯員

目的

年間1日以上自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき

自営農業に仕事として従事した世帯員数を知りたいとき

用語

農業従事者

基幹的農業従事者

統計値＜出典＞

175万人（令和7年）
＜農林業センサス＞

99万人（令和8年）
＜農業構造動態調査＞

定義

調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

自営農業を主な仕事としている者をいう。
（家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。）

農業における被雇用者

目的

長期（年間7か月以上）の契約で雇った人数を知りたいとき

短期（臨時）で雇った人数（常雇いに該当しない人数）を知りたいとき

用語

常雇い

臨時雇い

統計値＜出典＞

25万人（令和8年）
＜農業構造動態調査＞

90万人（令和7年）
＜農林業センサス＞

定義

あらかじめ、年間7か月以上の契約で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。

「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

○ 昭和35年に比べ、農業就業者数は約8分の1に、農地面積は4分の3以下に減少するなど、我が国農業を取り巻く状況は大きく変化。農業経営体数は、令和4年に100万経営体を下回った。

○農業生産活動指標の推移

	昭和35年	昭和55年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
農業総生産	—	6兆3,774億円	6兆3,252億円	4兆7,590億円	4兆5,367億円	4兆5,825億円	4兆3,638億円	3兆8,289億円	3兆8,302億円	4兆9,705億円	—
対GDP比	—	2.6%	1.2%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	—
農業就業者数	1,273万人注	512万人	290万人	226万人	201万人	194万人	189万人	185万人	181万人	173万人	166万人
全産業就業者数に占める農業就業者数の割合	28.7%	9.2%	4.5%	3.6%	3.2%	2.9%	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	2.4%
農業経営体数	—	—	237万経営体	168万経営体	138万経営体	108万経営体	103万経営体	98万経営体	93万経営体	88万経営体	84万経営体
農業経営体数に占める組織経営体数の割合	—	—	1.2%	1.8%	2.4%	3.6% (団体経営体数の割合)	3.8% (団体経営体数の割合)	4.1% (団体経営体数の割合)	4.4% (団体経営体数の割合)	4.6% (団体経営体数の割合)	4.8% (団体経営体数の割合)
農家戸数	606万戸	466万戸	312万戸	253万戸	216万戸	175万戸	—	—	—	—	139万戸
総人口	9,342万人	11,706万人	12,693万人	12,806万人	12,710万人	12,615万人	12,550万人	12,495万人	12,435万人	12,380万人	12,317万人 (12/1現在)
農地面積	607万ha	546万ha	483万ha	459万ha	450万ha	437万ha	435万ha	433万ha	430万ha	427万ha	424万ha
再生利用可能な 荒廃農地面積 耕作放棄地面積	— —	— 12.3万ha	— 34.3万ha	14.8万ha 39.6万ha	12.4万ha 42.3万ha	9.0万ha —	9.1万ha —	9.0万ha —	9.4万ha —	9.8万ha —	—

資料：総務省「労働力調査」、「国勢調査」、「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

注：昭和35年の農業就業者数は林業に係る就業者数を含んだ値である。

(用語の解説)

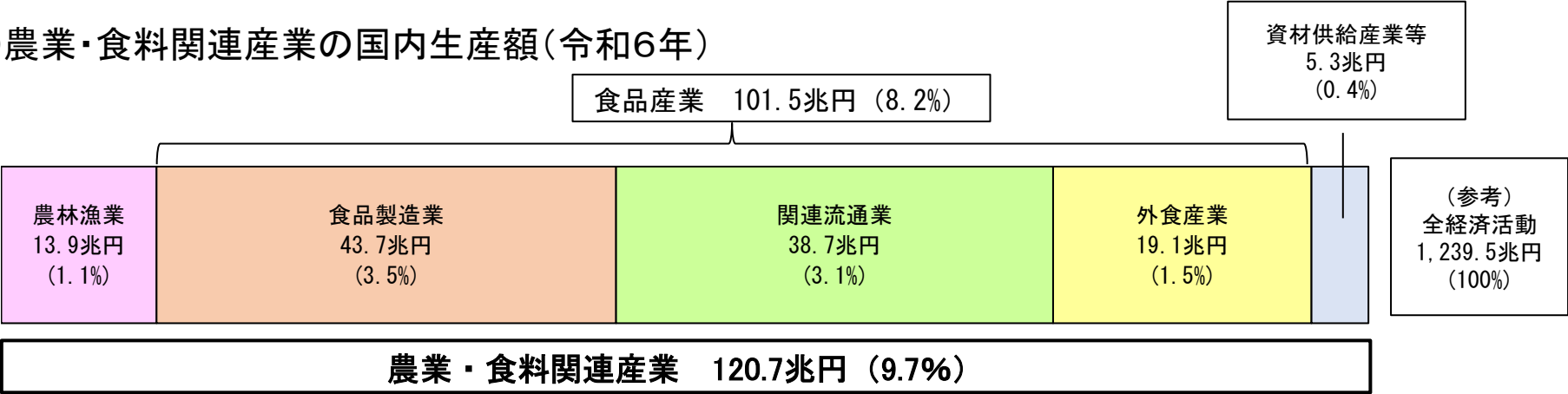
農業経営体：経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者である。

平成12年の結果は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体及び牧草地経営体)」及び「農業サービス事業体」を合算した値であり、組織経営体数は「販売農家」以外を合算した値とした。

農家：経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯で、販売農家と自給的農家を合わせたものである。なお、昭和35年～55年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上(昭和35年は2万円以上、55年は10万円以上)の世帯。

○ 令和6年における農業・食料関連産業の国内生産額は120.7兆円で、前年から4.1%増加。これは、米や野菜の価格が上昇したことが主な要因。

○農業・食料関連産業の国内生産額(令和6年)



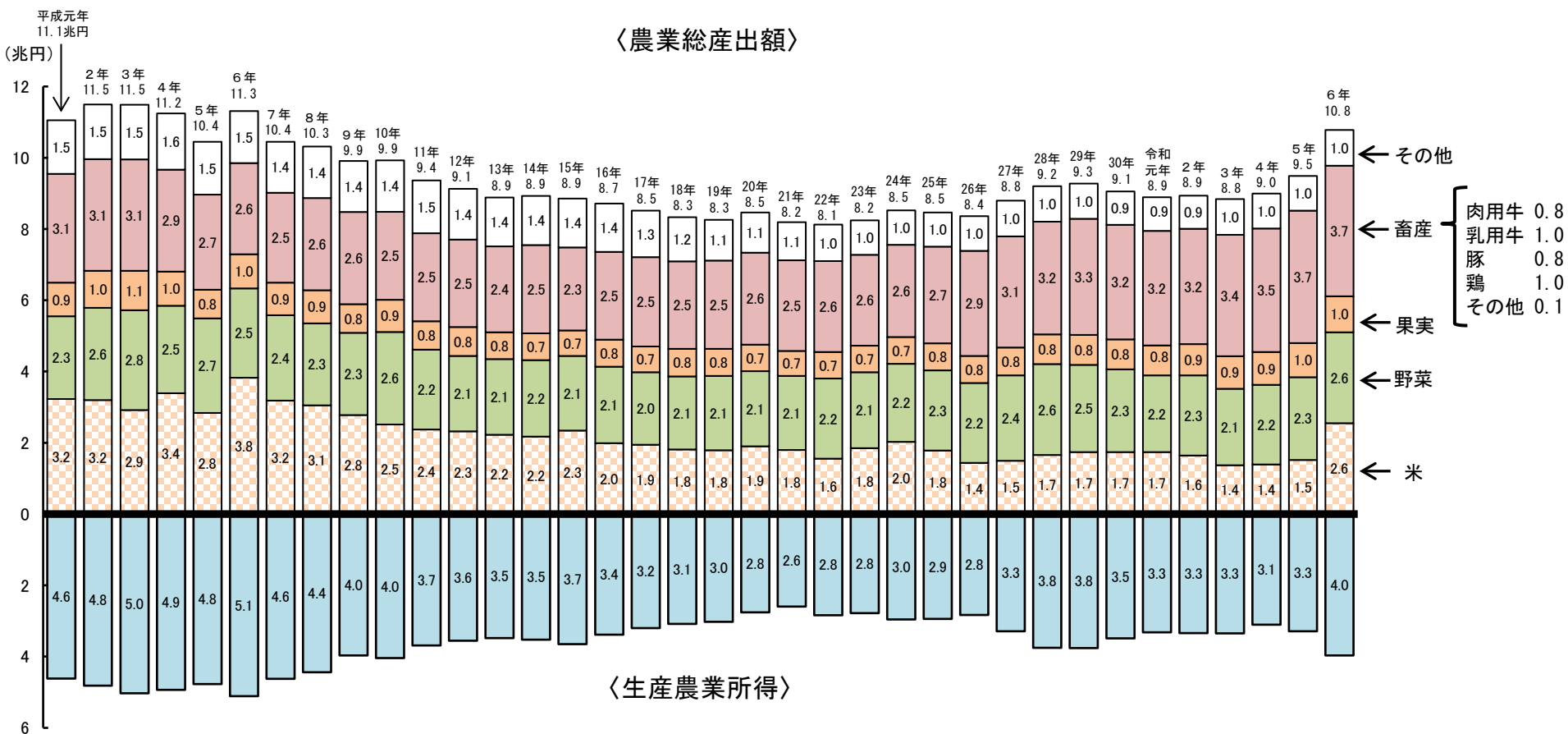
○農林漁業、食品産業の市場規模比較(国内生産額ベース、令和6年)

	国内生産額(億円)	就業者数(万人)		国内生産額(億円)	就業者数(万人)
電子部品・デバイス	195,826	62	製造業	3,800,206	1,046
金属製品	145,100	91	卸売・小売業	1,280,533	1,045
農林漁業	139,269	192	食品産業	1,014,840	790
パルプ・紙・紙加工品	88,343	22	不動産業	1,008,272	112
窯業・土石製品	76,467	31	専門・科学技術、業務支援サービス業	841,108	291

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」
注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。
注2：国内生産額の割合（％）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。
注3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。
注4：食品産業の就業者数は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食物品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の合計であり、飲食物に係る卸売業及び運輸業の就業者数は統計上把握できないため含めていない。
注5：専門・科学技術、業務支援サービス業の就業者数は、物品賃貸業と学術研究、専門・技術サービス業の合計である。

- 農業総産出額は平成27年以降、9兆円前後で推移。令和6年は、米や野菜の価格上昇等により、10.8兆円に増加（10兆円台は平成8年以来）。
- 生産農業所得は、平成27年以降、3兆円台で推移。令和6年は、4.0兆円に増加。

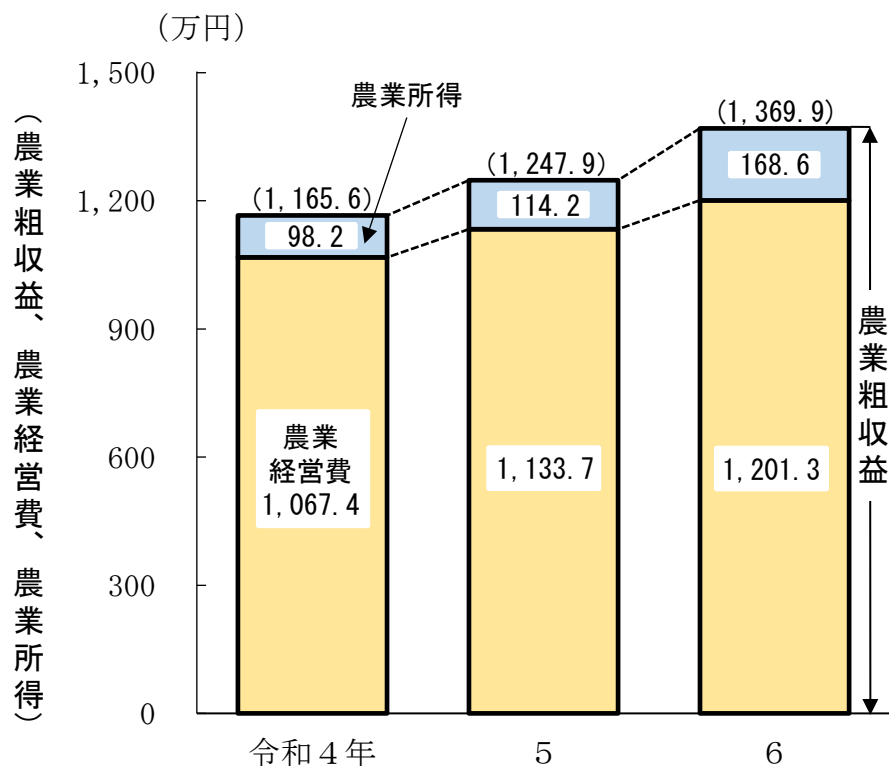
○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



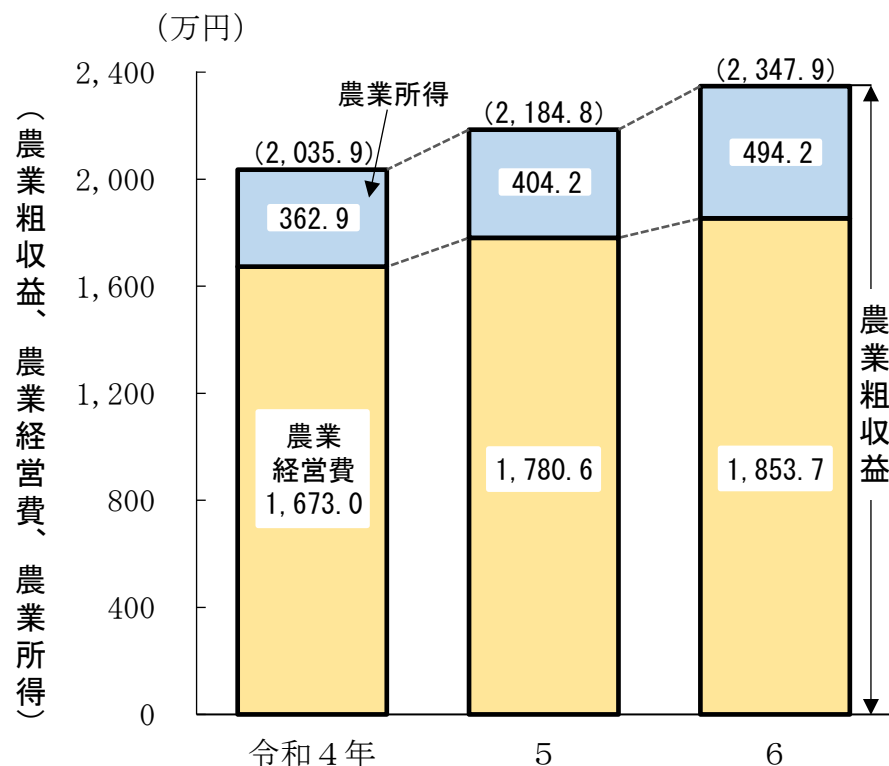
資料：農林水産省「生産農業所得統計」
 注1：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。
 2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。
 3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。
 参考：農業総産出額＝ $\sum$ （品目別生産量×品目別農家庭先販売価格）
 生産農業所得＝農業総産出額－物的経費（肥料、農薬、光熱動力費等）＋経常補助金

○ 近年、経営規模の拡大に伴い全農業経営体及び主業経営体の1経営体当たりの農業粗収益、農業経営費はともに増加傾向で推移。

○全農業経営体の農業所得等の推移
(全営農類型平均・全国・1経営体当たり)



○主業経営体の農業所得等の推移
(全営農類型平均・全国・1経営体当たり)



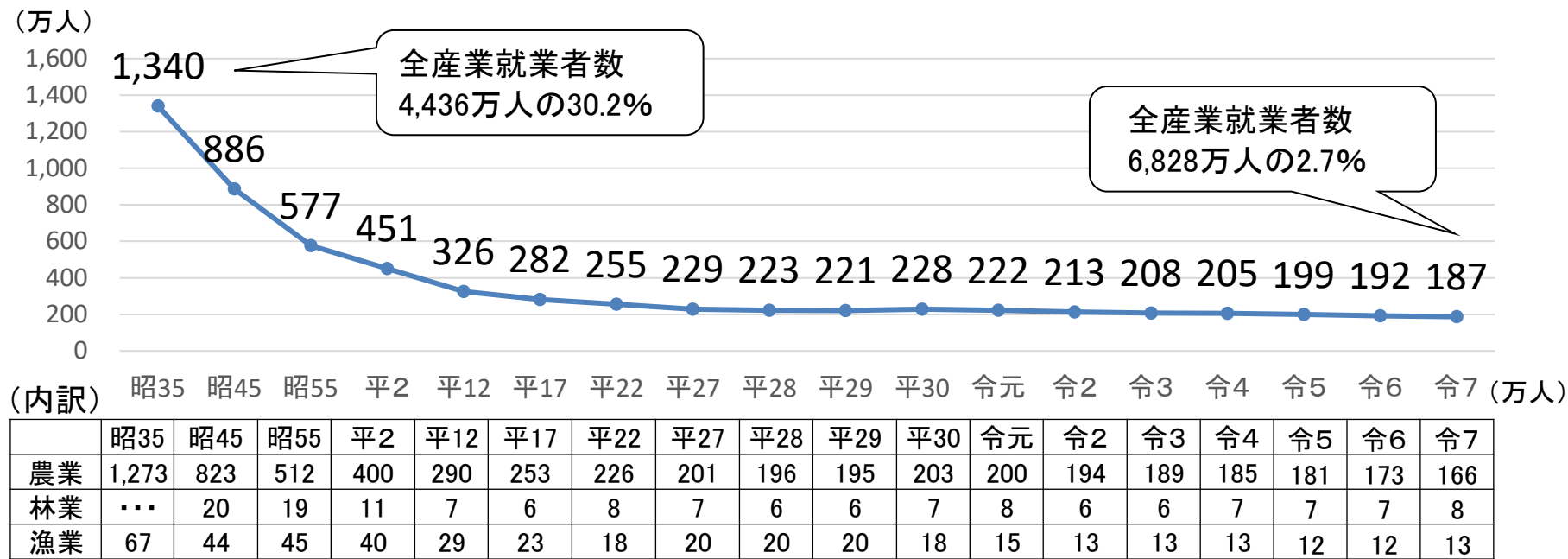
資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」

注1：()内の数値は、農業粗収益である。

2：主業経営体とは、農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の者がいる個人経営体をいう。

- 農林漁業就業者数は昭和35年に比べ、約7分の1に減少し、令和7年で187万人。
- 全産業就業者数に占める割合は2.9%。主要国でもこの割合はおおむね低下。

○農林漁業就業者数の推移



資料：総務省「労働力調査」
注1)：昭和35年の農業の値は林業を含んだ値である。
2)：同年であっても、基準となる日本産業分類の改定により分類基準が異なっている場合があるため、グラフの数値と内訳の計は一致しないことがある。

○主要国における農林漁業就業者数の全産業就業者数に占める割合

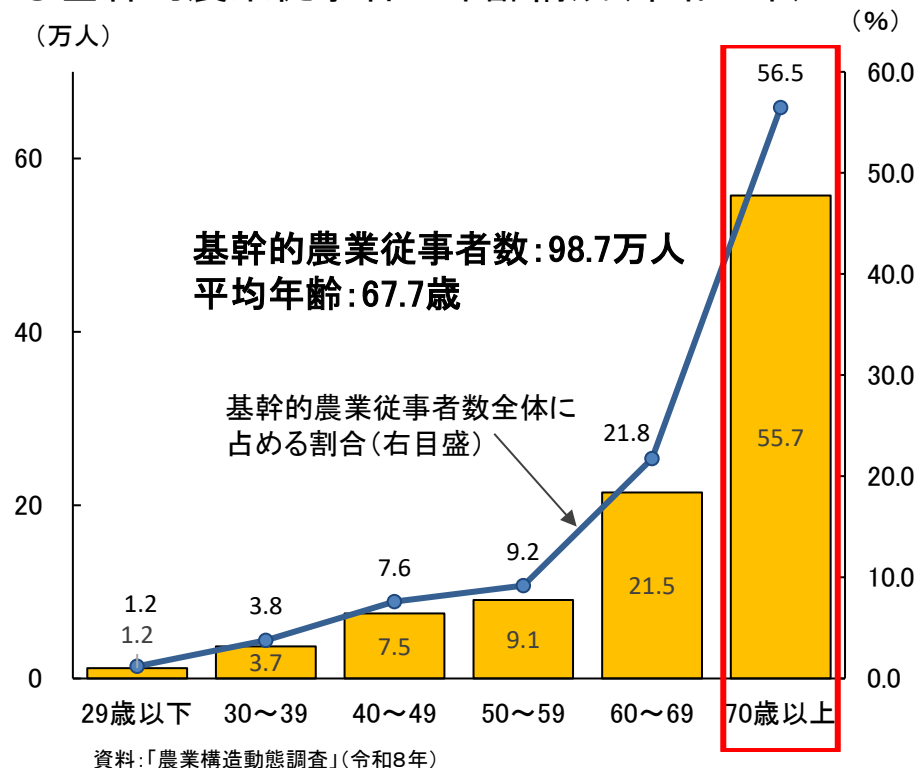
		米国	カナダ	EU (27)					英国	ロシア	豪州	中国	韓国	日本
					仏	独	伊	蘭						
全産業就業者数対比(%)	2000(平12)	1.6	2.5	8.0	4.1	2.6	5.2	3.3	1.5	14.5	4.9	50.0	10.6	5.1
	2024(令6)	1.6	1.1	3.3	2.4	1.1	3.4	1.7	0.9	5.2	2.2	22.2	5.2	2.9

資料：ILO STAT（中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。）、日本は、総務省「労働力調査」

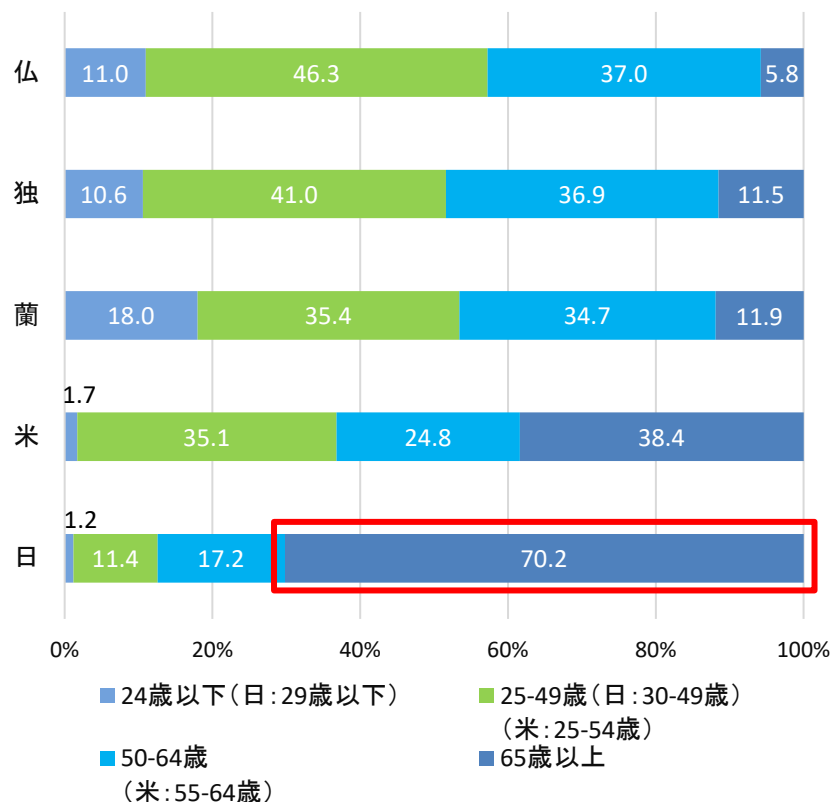
- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者の高齢化が進行し、令和8年における基幹的農業従事者数は98.7万人、年齢構成は70歳以上の層にピーク、平均年齢は67.7歳。
- 基幹的農業従事者の年齢構成について65歳以上が占める割合は、主要国と比較して突出。

○基幹的農業従事者の年齢構成(令和8年)

(万人)



○各国の農業従事者の年齢構成



(用語の解説)

基幹的農業従事者: 自営農業を主な仕事としている者。
(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

【資料】

仏独蘭は、EUROSTAT(2025): 農業に従事した世帯員
米は、米国農務省「2022年農業センサス」
: 農業に従事した世帯員
日は、農林水産省「農業構造動態調査」(令和8年)
: 年齢階層別基幹的農業従事者数

- 令和7年の農業経営体の常雇いは24万2千人で、65歳未満で約8割を占めている。臨時雇いは89万8千人で減少が続く。

○農業経営体における雇用労働

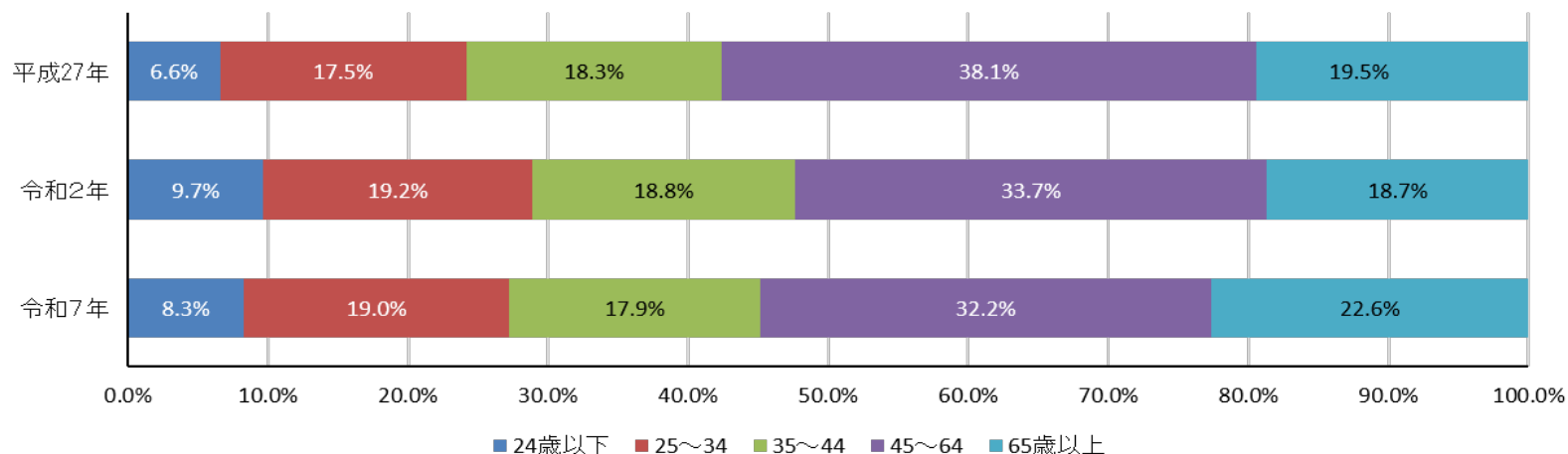
(単位:万人)

	平17	22	27	令2	7
常雇い	12.9	15.4	22.0	15.7	24.2
臨時雇い (手伝い等を含む)	228.1	217.6	145.6	94.8	89.8

資料:農林水産省「農林業センサス」

注:平成27年以前及び令和7年は、農業経営のために雇った人を計上。令和2年は、農業経営又は農業生産関連事業のために雇った人を計上。

○常雇いの年齢階層別構成割合



資料:農林水産省「農林業センサス」

注:令和2年の構成割合は、「年齢不詳」を除いた人数で算出している。

○ 農業経営体のうち個人経営体は減少している一方、団体経営体は増加。

○ 農業経営体数の推移

(単位: 万経営体)

	平17	22	27	令2	7	8
農業経営体数	200.9	167.9	137.7	107.6	83.6	80.0
個人経営体	197.6	164.4	134.0	103.7	79.6	75.9
主業経営体	42.9	36.0	29.2	23.1	19.0	18.2
準主業経営体	44.3	38.9	25.9	14.3	8.7	7.8
副業的経営体	109.1	88.3	79.0	66.4	51.9	49.9
団体経営体	3.3	3.6	3.7	3.8	4.0	4.1
法人経営体	1.9	2.2	2.7	3.1	3.4	3.5

資料: 農林水産省「農林業センサス」(平成17年～令和7年)、「農業構造動態調査」(令和8年)

注1:「農業経営体」とは、経営耕地面積が30a以上若しくは農産物販売金額が50万円に相当する規模以上の農業を行う者、又は農作業受託を行う者をいう。

注2:「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる個人経営体

注3:「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいる個人経営体

注4:「副業的経営体」とは、65歳未満の自営農業従事60日以上の方がいない個人経営体

注5: 平成17年及び平成22年の主副業別経営体は、販売農家の数値、平成27年以降は個人経営体の数値である。

○ 経営耕地面積は、規模拡大が進んだ北海道を除くと、都府県では1経営体当たり平均2.6haであり小規模経営が多数。部門別では、畜産などで規模拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが緩やか。

○ 1 経営体当たりの平均経営規模の推移

		平2	7	12	17	22	27	令2	7	8	規模拡大率 (R8/H2,倍)
経営耕地 (ha)	全 国	1.5	1.6	1.7	1.9	2.2	2.5	3.1	3.6	-	2.4 (R7/H2)
	北海道	12.9	15.0	17.3	20.1	23.5	26.5	30.2	33.7	-	2.6 (R7/H2)
	都府県	1.1	1.2	1.3	1.4	1.6	1.8	2.2	2.6	-	2.4 (R7/H2)
経営部門別 (全国)	水 稲(ha) (1経営体当たり)	0.72	0.95	0.85	0.99	1.17	1.38	1.80	2.2	-	3.1 (R7/H2)
	乳用牛(頭)	32.5	44.0	52.5	59.7	67.8	77.5	93.9	114.4	119.1	3.7
	肉用牛(頭)	11.6	17.5	24.2	30.7	38.9	45.8	58.2	76.3	77.8	6.7
	養 豚(頭)	272.3	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,809.7	2,119.4	2,810.9	3,040.3	11.2
	採卵鶏(羽)	1,583	20,059	28,704	33,549	44,987	52,151	66,883	79,103	91,789	58.0
	ブロイラー(羽)	27,200	31,100	35,200	38,600	44,800	57,000	61,400	70,700	71,200	2.6

資料: 農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」、「畜産物流通統計」

注1: 経営耕地、水稲については、農業経営体(経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者)の数値である。

2: 経営耕地の平成12年以前の数値は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体及び牧草地経営体)」を合算した値である。

3: 水稲の平成12年以前の数値は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体)」を合算した値である。

また、平成7年以前は水稲を収穫した経営体の数値であり、平成12年以降は販売目的で水稲を作付した経営体の数値である。

4: 乳用牛及び肉用牛の平成31年以前の数値は飼養者を対象とした統計調査結果であり、令和2年以降の数値は牛個体識別全国データベース等の行政記録情報及び関係統計を利用して集計した加工統計である。

5: 採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1,000羽未満」の飼養者を除く。

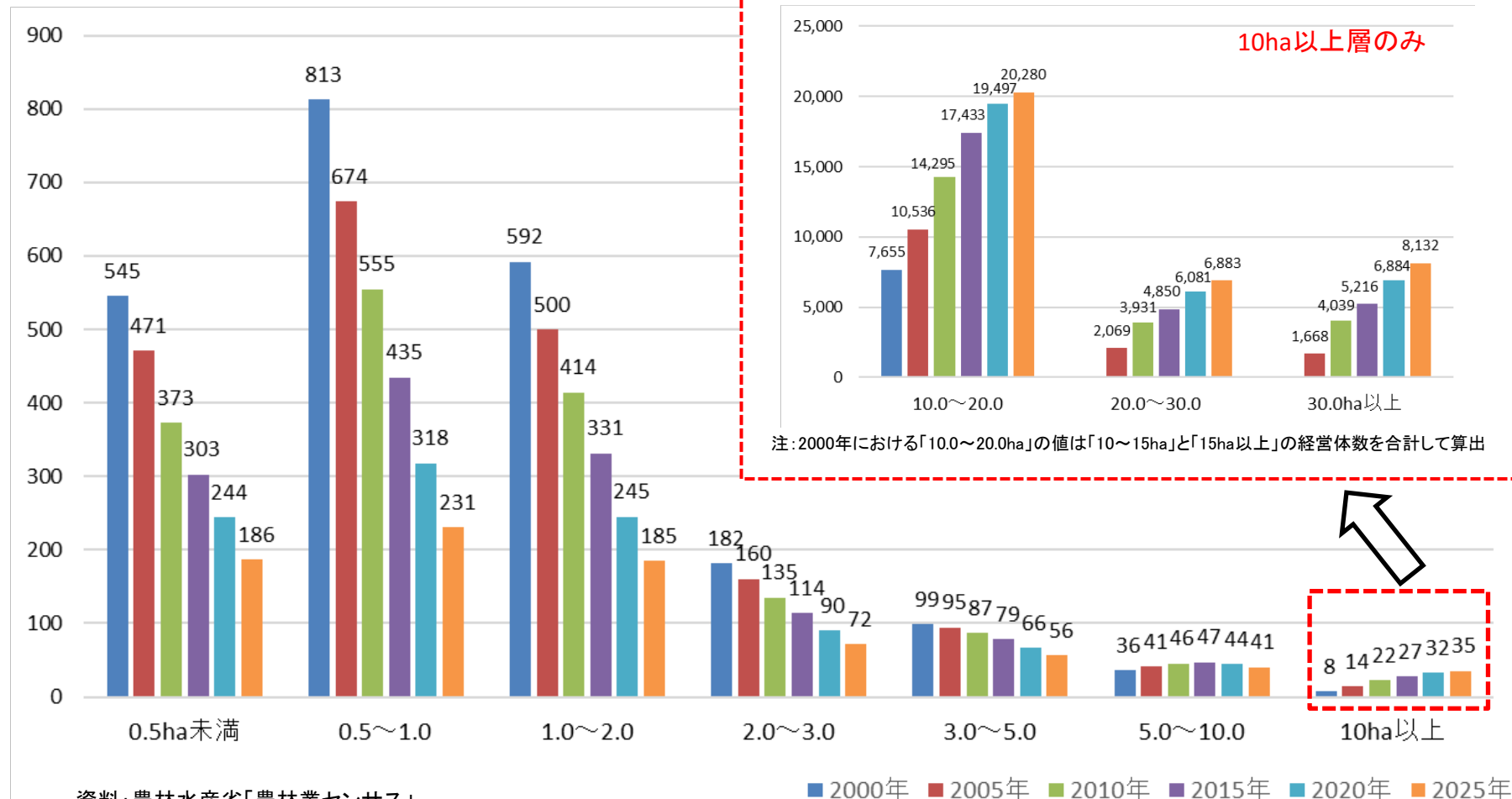
6: ブロイラーの平成27年以降の数値は年間出荷羽数「3,000羽未満」の飼養者を除く。

7: 養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値、令和2年は平成31年の数値、令和7年は6年の数値である。また、ブロイラーの平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値、令和2年は平成31年の数値、令和7年は6年の数値である。

○ 都府県における経営耕地規模別経営体数は2000年以降、5ha未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha以上の経営体数は増加。

○都府県における経営耕地規模別経営体数の推移

(単位：千経営体)



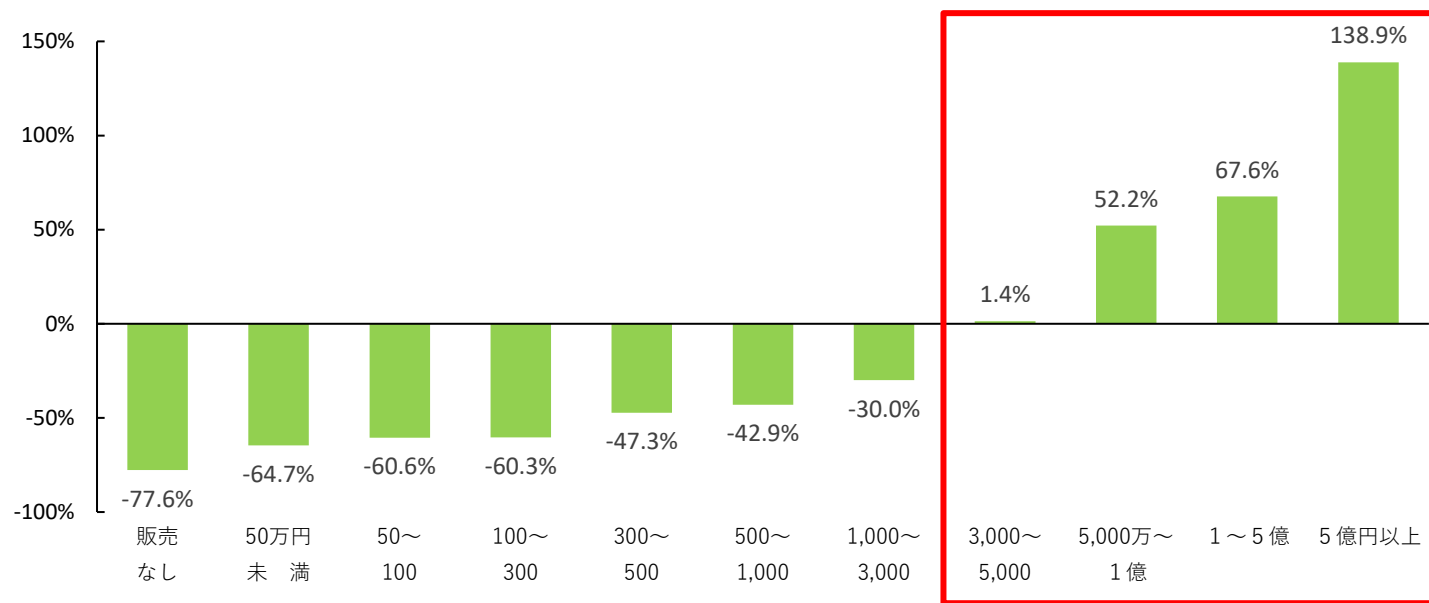
資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：2000年は販売農家、2005年以降は農業経営体の数値である。

2：「0.5ha未満」には「経営耕地なし」を含む。

- 2005年から2025年にかけて、農業経営体数は販売額3000万円以上の層で増加しており、特に5億円以上の層は2倍以上に拡大している。
- 販売規模の上位層ほど、法人の占める割合が増加し、2025年における1～5億円の経営体の6割強、5億円以上の経営体の9割強は法人が占めている。

○農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率(2005(H17)年→2025(R7)年)



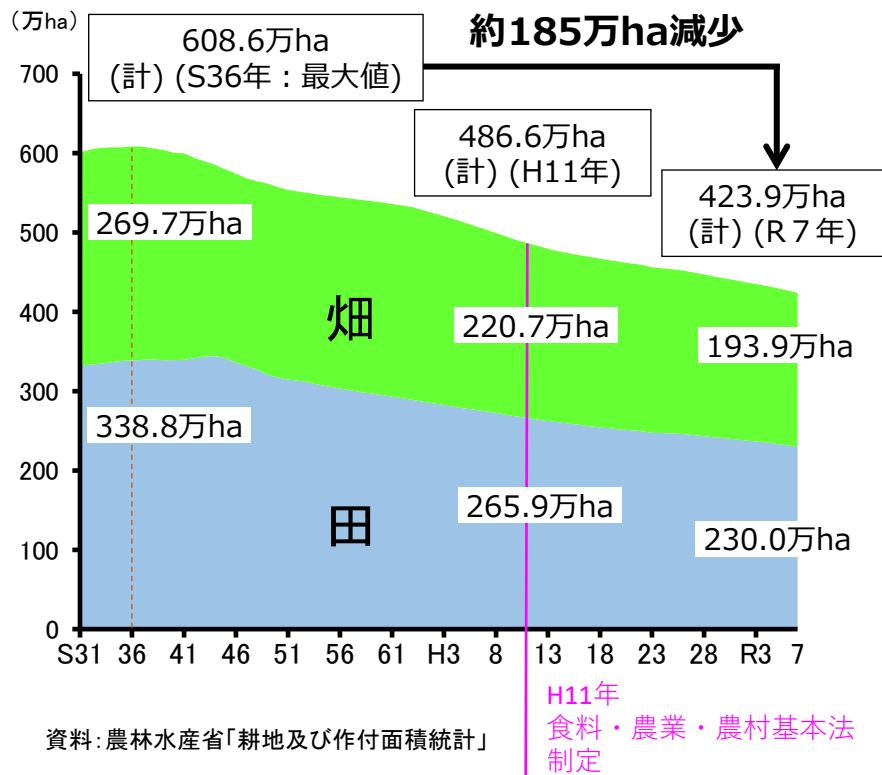
	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万円～1億	1～5	5億円以上	
2005年	2,009,380	248,625	570,143	341,461	426,855	132,535	137,893	116,469	20,623	9,683	4,463	630	2005年→2025年 2倍以上に増加
2025年	836,054	55,654	201,500	134,573	169,566	69,893	78,694	81,541	20,913	14,734	7,481	1,505	
うち法人	33,819 (4.0%)	2,115 (3.8%)	1,227 (0.6%)	1,029 (0.8%)	1,918 (1.1%)	1,485 (2.1%)	2,906 (3.7%)	7,170 (8.8%)	4,317 (20.6%)	5,218 (35.4%)	4,995 (66.8%)	1,439 (95.6%)	

資料:農林水産省「農林業センサス」

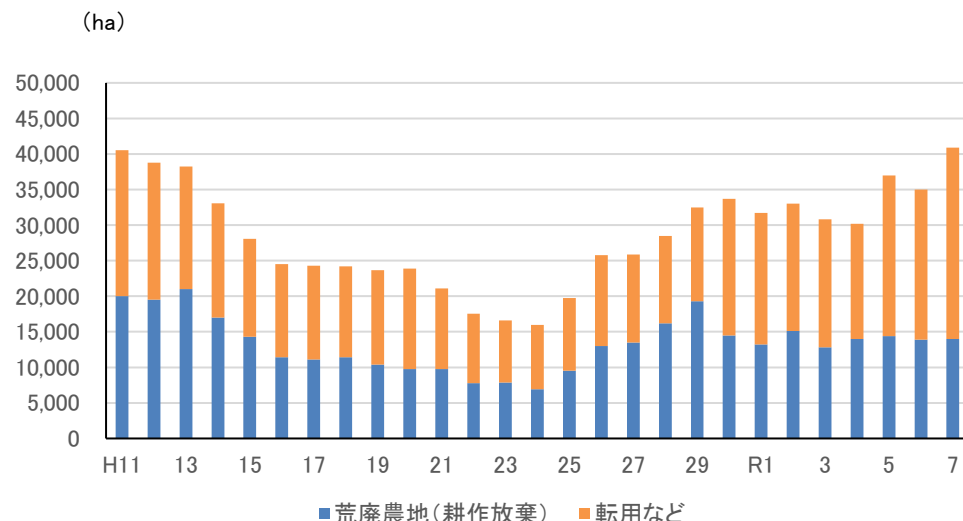
2025年
1～5億円を販売する経営体の6割強、
5億円以上販売する
経営体の9割強は法人

- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、昭和36年に比べて、約185万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、平成25年から増加に転じ、平成29年以降は3万ha以上で推移。

○農地(耕地)面積の推移



○かい廃面積(減少要因)の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1: 「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

注2: 「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3: かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、平成29年から要因別の調査を廃止したため、平成29年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

農地面積の目標 (食料・農業・農村基本計画(R7年4月閣議決定))

令和6年現在の農地面積

427万ha



令和12年時点で確保目標としている農地面積

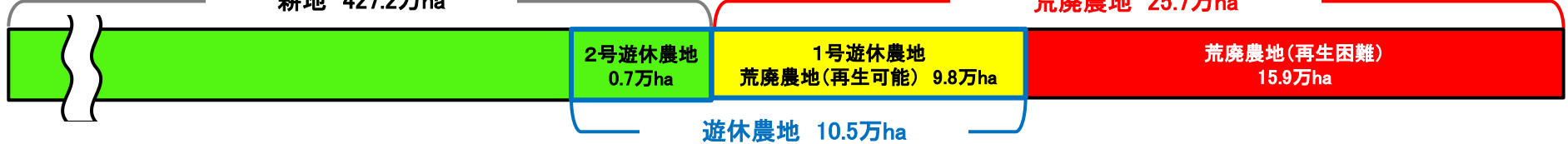
412万ha

○ 荒廃農地等の状況

① 概念図（数値は令和6年度データ）

耕地 427.2万ha

荒廃農地 25.7万ha



② 用語の定義

資料:「令和6年 耕地面積調査」「令和6年 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの(1号遊休農地)
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの
遊休農地	
1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)
2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)(農林業センサス)



③ 荒廃農地等の推移（単位: 万ha）

・荒廃農地面積の推移

	今回新たに発生した面積	再生利用された面積	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類) ※参考値	荒廃農地面積計(A分類+B分類) ※参考値
平成27年	—	1.1	12.4	16.0	28.4
平成28年	—	1.7	9.8	18.3	28.1
平成29年	—	1.1	9.2	19.0	28.3
平成30年	—	1.0	9.2	18.8	28.0
令和元年	—	0.8	9.1	19.2	28.4
令和2年	—	0.8	9.0	19.2	28.2
令和3年	3.0	1.3	9.1	16.9	26.0
令和4年	2.8	1.1	9.0	16.3	25.3
令和5年	2.5	1.0	9.4	16.3	25.7
令和6年	2.4	0.8	9.8	15.9	25.7

・耕作放棄地面積の推移(農林業センサス)

年	耕作放棄地面積
昭和50年	13.1万ha
昭和55年	12.3万ha
昭和60年	13.5万ha
平成2年	21.7万ha
平成7年	24.4万ha
平成12年	34.3万ha
平成17年	38.6万ha
平成22年	39.6万ha
平成27年	42.3万ha

注: 1 平成27年までの荒廃農地面積は、推計値。
2 令和3年、経営局の「遊休農地調査」、農村振興局の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を一本化し調査項目の見直しを行い、「今回新たに発生した面積」の把握が可能となった。
3 令和3年調査より調査内容等の見直しを行ったことに伴い、特に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地面積が減少したため、令和2年以前の合計値との単純比較はできない。

資料: ○農林水産省農村振興局
「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」
○農林水産省経営局・農村振興局
「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

○ 農作物作付(栽培)延べ面積は減少が続いており、令和6年の農作物作付(栽培)延べ面積は386.1万ha、耕地利用率は90.4%。

○品目別作付面積の推移

	昭和35年	55年	平成12年	22年	27年	令和2年	3年	4年	5年	6年
作付(栽培)延べ面積(万ha)	812.9	570.6	456.3	423.3	412.7	399.1	397.7	394.7	391.2	386.1
水稻(子実用)	312.4	235.0	176.3	162.5	150.5	146.2	140.3	135.5	134.4	135.9
麦類(4麦・子実用)	144.0	31.3	23.7	26.6	27.4	27.6	28.3	29.1	29.6	29.7
大豆(乾燥子実)	30.7	14.2	12.3	13.8	14.2	14.2	14.6	15.2	15.5	15.4
そば(乾燥子実)	4.7	2.4	3.7	4.8	5.8	6.7	6.6	6.6	6.7	6.9
なたね(子実用)	19.1	0.2	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他作物	301.9	287.4	240.3	215.5	214.6	204.3	207.7	208.3	204.8	198.0
飼肥料作物	50.6	103.4	102.6	91.1	97.5	95.6	100.1	102.6	101.8	97.6
野菜	81.2	55.9	54.0	49.6	47.5	44.9	44.3	43.7	43.0	42.3
果樹	25.1	42.2	28.1	24.0	22.3	20.5	20.2	19.8	19.4	19.0
耕地利用率(%)	133.9	104.5	94.5	92.2	91.8	91.3	91.4	91.3	91.0	90.4

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「野菜生産出荷統計」

注1：農作物作付(栽培)延べ面積の内訳の表章項目について、平成29年から作物統計調査を変更したことに伴い変更したため、本表の平成27年以前の表章項目は、平成29年以降の表章項目に合わせ再編集した。また、その他作物の内数として飼肥料作物、野菜及び果樹の表章を追加した。

注2：麦類(4麦・子実用)の令和5年までは、作物統計調査で公表している4麦計の値、令和6年は作物統計調査で把握した小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の作付面積(公表値)を積み上げて算出したものである。

注3：なたね(子実用)の平成12年は主産県の合計面積である。

注4：飼肥料作物は青刈り面積を含む。ただし、平成12年については麦類の青刈り用を含まない。また、平成22年以降は飼料作物の面積である。

注5：野菜は主要41品目の合計面積である。ただし、昭和35年は主要41品目以外の野菜も含む。

注6：果樹は、主要14品目に「その他かんきつ類」の栽培面積を加えた面積である。

注7：耕地利用率は、耕地面積を「100」とした場合の作付(栽培)延べ面積の割合である。

注8：昭和35年には沖縄県を含まない。

- 令和6年の田耕地面積は231.9万ha、農作物作付(栽培)延べ面積は215.0万ha、耕地利用率は92.7%。
畑耕地面積は195.2万ha、農作物作付(栽培)延べ面積は171.1万ha、耕地利用率は87.7%。

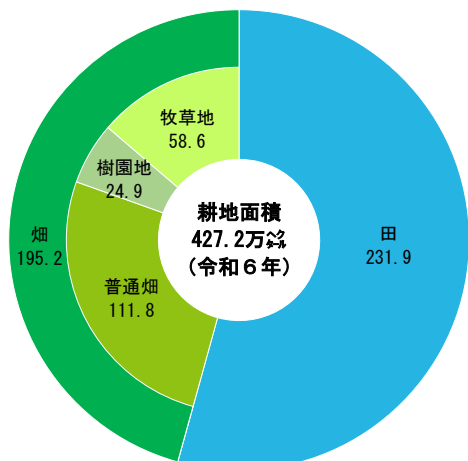
○耕地面積の利用状況

【耕地面積：427.2万㌥】
【作付延べ面積：386.1万㌥】（耕地利用率：90.4%）

・ 水稻（主食用）：125.9万㌥	・ その他作物：198.0万㌥
・ 水稻（加工用）：5.0万㌥	うち、かんしょ：3.2万㌥
・ 麦類：29.7万㌥	小豆：2.4万㌥
小 麦：23.2万㌥	いんげん：0.6万㌥
二条大麦：4.0万㌥	らっかせい：0.6万㌥
六条大麦：2.0万㌥	野菜（41品目）：42.3万㌥
はだか麦：0.5万㌥	果樹（注2）：19.0万㌥
・ 大豆：15.4万㌥	茶：3.5万㌥
・ そば：6.9万㌥	飼料作物：97.6万㌥
・ なたね：0.2万㌥	うち、WCS用稲：5.6万㌥
	（稲発酵粗飼料用稲）
	飼料用米：9.9万㌥

かい廃面積：3.5万㌥ うち、荒廃農地：1.4万㌥

耕地面積 427.2万㌥（畑 195.2万㌥、田 231.9万㌥）



【田耕地面積：231.9万㌥】
作付延べ面積：215.0万㌥（耕地利用率：92.7%）

・ 水稻（主食用）：125.9万㌥	・ 大豆：11.9万㌥
・ 水稻（加工用）：5.0万㌥	・ そば：4.0万㌥
注：田以外の利用を含む。	・ その他作物：44.1万㌥
・ 麦類：19.1万㌥	うち、飼料作物：25.2万㌥

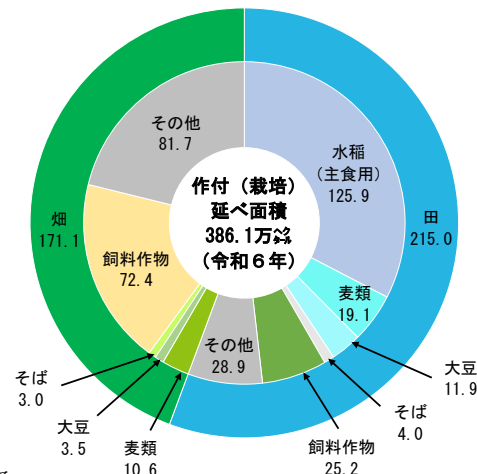
【畑耕地面積：195.2万㌥】
作付延べ面積：171.1万㌥（耕地利用率：87.7%）

【普通畑面積：111.8万㌥】
・ 麦類：10.6万㌥
・ 大豆：3.5万㌥
・ そば：3.0万㌥
・ 飼料作物：72.4万㌥
（牧草地と重複計上）

【樹園地面積：24.9万㌥】
・ 果樹（注2）：19.0万㌥
・ 茶：3.5万㌥

【牧草地面積：58.6万㌥】
・ 飼料作物：72.4万㌥
（普通畑と重複計上）

作付延べ面積 386.1万㌥ 耕地利用率 90.4%



うち、荒廃農地↓0.6万㌥
かい廃面積↓20万㌥

うち、荒廃農地↓0.7万㌥
かい廃面積↓1.8万㌥

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「野菜生産出荷統計」、「米政策関連情報公表値」

注1：麦類は、作物統計調査で把握した小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の作付面積（公表値）を積み上げて算出したものである。

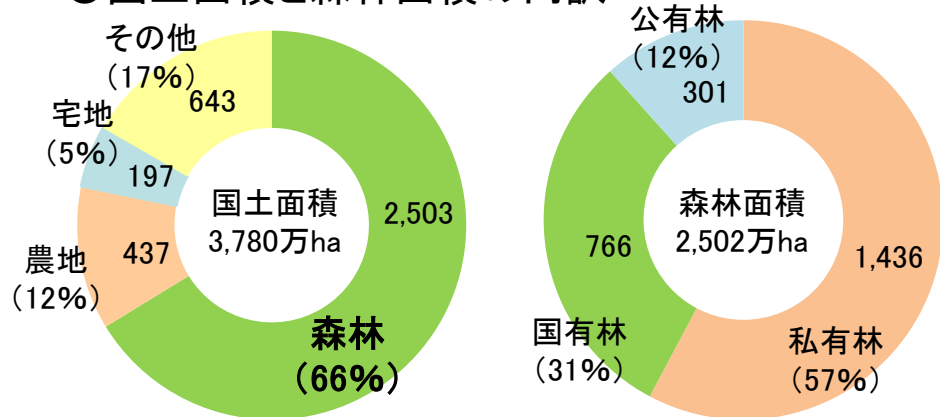
注2：果樹栽培面積は、主要14品目に「その他かんきつ類」の栽培面積を加えた値である。

注3：かい廃面積は、令和5年7月15日から令和6年7月14日までの間に生じたものである。

注4：表・グラフ内の、麦類及びなたねは子実用、大豆、小豆、いんげん、らっかせい及びそばは乾燥子実である。

- 我が国は国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国。
- 森林のうち6割が私有林、3割が国有林、1割が公有林。
- 日本の排他的経済水域等は、国土面積の約12倍の約447万km²。

○国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「令和7年版土地白書」

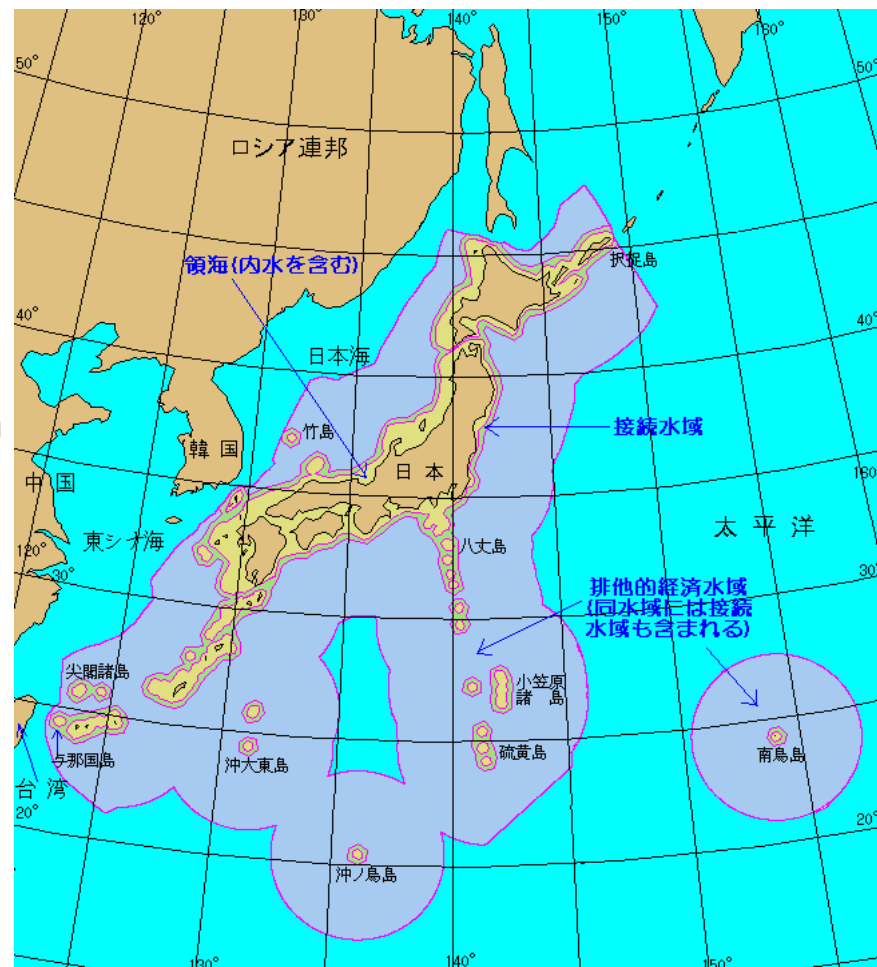
注1: 数値は令和2年のもの

注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる

資料: 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」

注: 計の不一致は四捨五入によるもの

○我が国の排他的経済水域

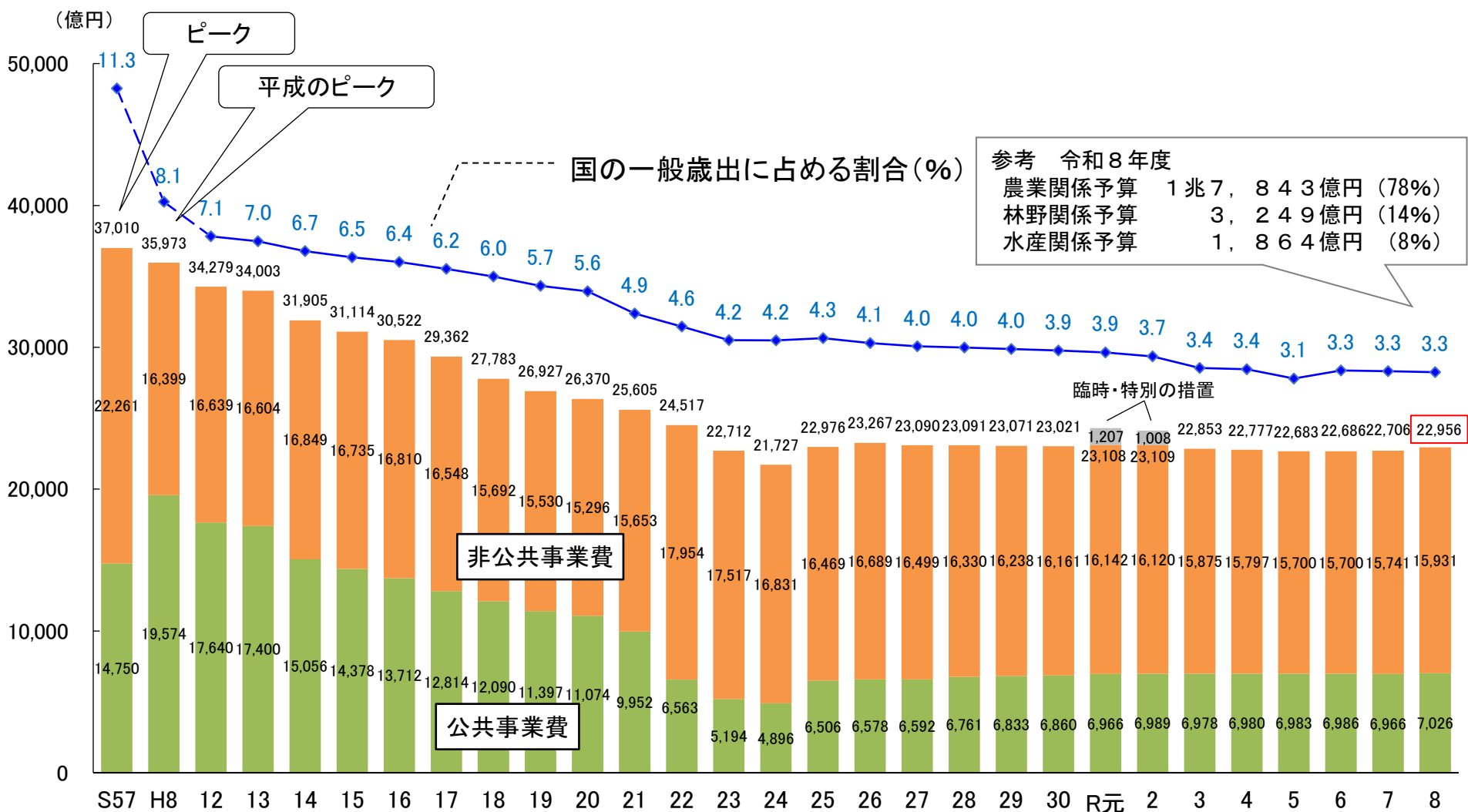


○国別排他的経済水域等(領海+排他的経済水域)

国別排他的経済水域等面積 (米国国務省及び海上保安庁資料)	
米国	762万km ²
オーストラリア	701万km ²
インドネシア	541万km ²
ニュージーランド	483万km ²
カナダ	470万km ²
日本	447万km ²
全海洋面積	36,106万km ²

参考: 日本の国土面積: 約37.8万km²

○ 令和8年度の農林水産関係当初予算は、2兆2,956億円(国の一般歳出の3.3%)。ピーク時(3兆7,010億円(昭和57年度))の62%。



注1: 当初予算額ベース。

注2: 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

注3: 一般歳出とは、一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

- 令和6年の農業産出額の都道府県別順位は、1位が北海道、次いで鹿児島、茨城。
- 上位道県の主要部門は畜産と野菜であり、北海道、鹿児島及び千葉は畜産、茨城及び熊本は野菜が1位部門。

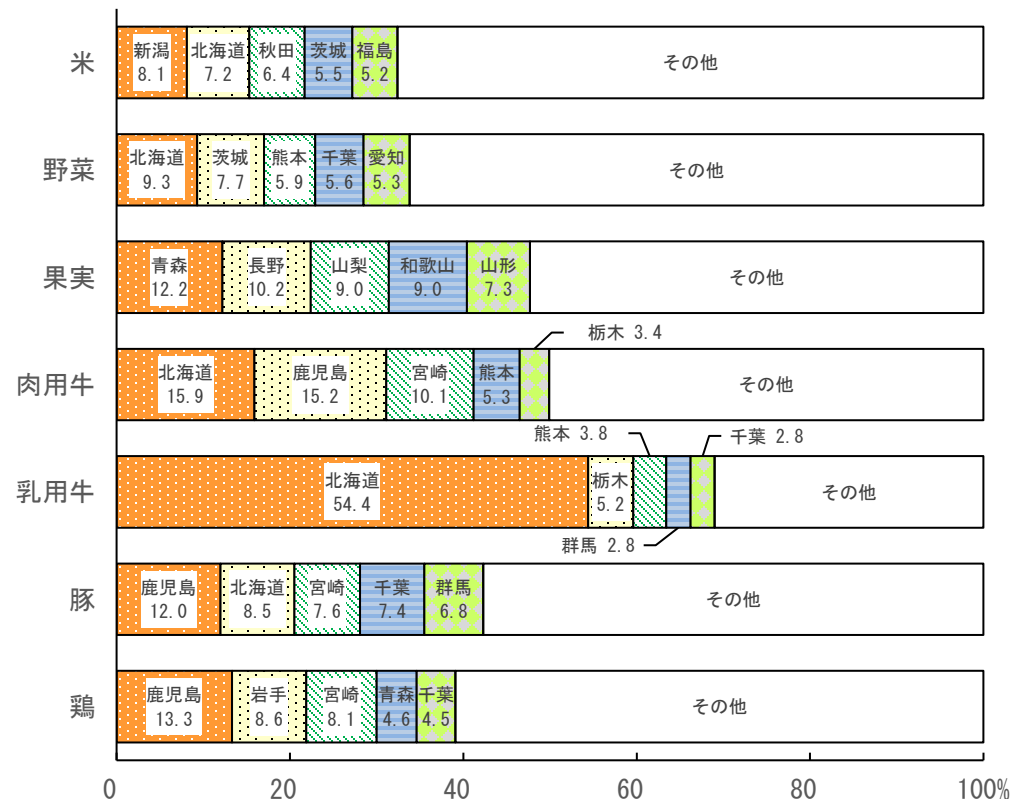
○農業産出額上位10都道府県

単位: 億円

順位	令和5年		令和6年	
	都道府県	産出額	都道府県	産出額
1	北海道	13,478	北海道	14,817
2	鹿児島県	5,438	鹿児島県	5,689
3	茨城県	4,536	茨城県	5,494
4	千葉県	4,029	千葉県	4,533
5	熊本県	3,757	青森県	4,119
6	宮崎県	3,720	熊本県	4,116
7	青森県	3,466	宮崎県	3,725
8	愛知県	3,207	愛知県	3,551
9	栃木県	2,959	栃木県	3,448
10	岩手県	2,902	岩手県	3,269

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

○主要部門における農業産出額の都道府県別の構成比(令和6年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵、ブロイラーを含む。

○ 25年前(2000年)と比較して、小麦、豚肉、鶏肉の国内生産量については増加。
米、野菜、果実、牛乳・乳製品、牛肉の国内生産量については減少。その他の国内生産量については概ね横ばい※

※ ただし、子実とうもろこし(飼料用)については20年前のデータがないため除く。

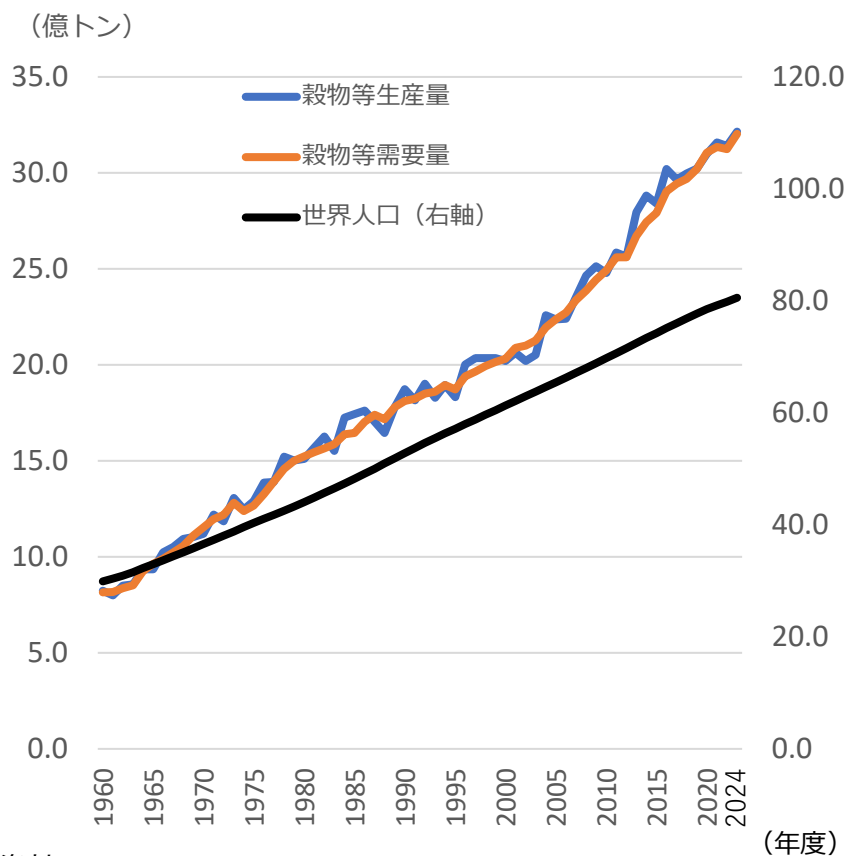
○ 主要農畜産物の流通状況について

	生産面積 (飼養頭羽数)	国内生産量 (国内消費に占める割合)	輸入量	国内消費量	輸出量	輸出額
米	147.1万ha※注1	8,032千トン (99%) ※注2	893千トン※注3	8,447千トン 684千トン※注4	47千トン	138.8億円
小麦	23.0万ha	1,031千トン (16%)	5,651千トン	6,587千トン	-	-
大豆	14.4万ha	261千トン (7%)	3,367千トン	3,815千トン	-	-
野菜	35.8万ha※注5	10,477千トン (78%)	2,920千トン	13,376千トン	21千トン	177.6億円
加工・業務用野菜	-	3,570千トン (68%)	1,660千トン	5,230千トン	-	-
果実	19.0万ha	2,239千トン (36%)	1,707千トン (生鮮・乾燥)	6,221千トン	33千トン	262.3億円
牛乳・乳製品	1,286千頭	7,373千トン (63%)	4,421千トン	11,657千トン	31千トン※注6	305.5億円
牛肉	2,473千頭	500千トン(350千トン) (42%) ※注7	726千トン (508千トン)	1,199千トン (839千トン)	12.6千トン	731億円
豚肉	8,756千頭	1,281千トン(897千トン) (48%) ※注7	1,376千トン (963千トン)	2,662千トン (1,863千トン)	2.3千トン	29.8億円
鶏肉	139,599千羽※注8	1,716千トン (64%)	957千トン	2,685千トン	5千トン	25.5億円
鶏卵	175,256千羽※注9	2,432千トン (96%)	115千トン	2,525千トン	21千トン	81.4億円
(参考) 子実とうもろこし (飼料用)	0.28万ha※注10	16千トン※注10 (0.13%)	12,103千トン	12,322千トン	-	-

資料：農林水産省「畜産統計（令和8年2月1日現在）」、「食料需給表（令和6年度、令和7年度）」、「作物統計（令和6年度、令和7年度）」、「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移」、「米に関するマンスリーレポート」、「米をめぐる状況について（令和6年6月）」、「財務省「貿易統計」
畜産物の輸出量及び輸出額については年次による算出。
加工・業務用野菜については、農林水産政策研究所調べ（令和2年）。指定野菜（ばれいしよを除く13品（だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン））を用いて試算。
注1：米の生産面積は、作物統計の水陸稲（子実用）作付面積及び飼料用米の作付面積の合計。
注2：米の国内生産量は、主食用米のほか、備蓄用米、加工用米、飼料用米等を含む。米の国内消費に占める割合は、国内生産量に国内米在庫取崩し量を加えた数量を用いて算出した米の自給率である。
注3：コメの輸入量は、令和7年度のMA米、TPP11豪州種の輸入契約数量及び財務省「貿易統計」に基づく枠外輸入数量（もみ・玄米・精米・砕精米）の合計。
注4：米の国内消費量は国内消費仕向量。下段の数値は、年産更新等に伴う飼料用の政府売却数量で外数であり、自給率の算出では除いている。米の輸出量、輸出額は、政府による食糧援助を除く。
注5：生産面積については、令和6年食料需給表の国内生産量を、食料自給力の主要品目の10a当たり収量生産能力2930.1kgで割って計算している。
加工・業務野菜の生産面積、輸出量、輸出額の項目については、統計等で加工・業務用に特化した数値を把握していないため、「-」表記としている。
注6：輸出量は製品重量。
注7：牛肉と豚肉の国内生産量、輸入量及び国内消費量は枝肉ベース。（ ）内は部分肉ベース。
注8：牛肉と豚肉の国内生産量、輸入量及び国内消費量は枝肉ベース。
注9：年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者の飼養羽数を含まない。
注10：子実とうもろこし（飼料用）の生産面積、国内生産量については、畜産局飼料課による都道府県聞き取り。

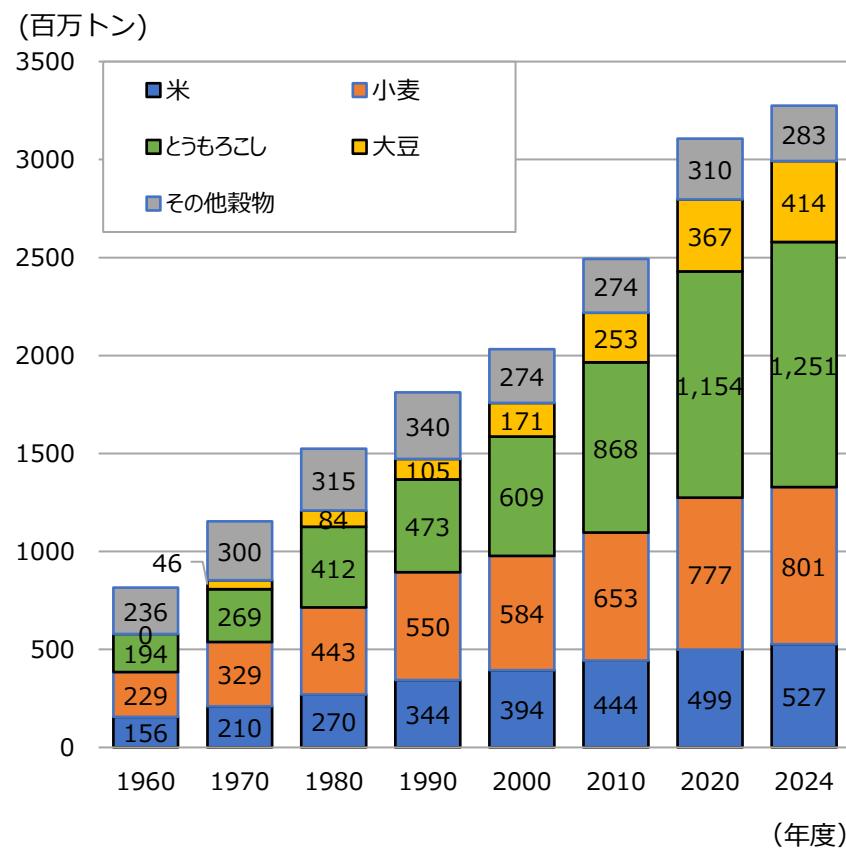
- 2024年における世界の主要穀物等の需要量は、1970年に比べ、小麦が2.4倍、米が2.5倍、とうもろこしが4.6倍、大豆が9.0倍とそれぞれ増加しており、総人口の伸び率2.2%を上回って増加。
- 需要量の増加に対して、生産量も増加。短期的には豊凶等による変動はあるがCOVID-19パンデミック以前は生産量が需要量をやや上回り、近年は生産量と需要量がほぼ均衡。

○ 世界の穀物及び大豆の需給と世界人口の動向



資料: USDA PS&D Online data,
UN World Population Prospects: The 2024 Revisionより作成

○ 穀物及び大豆の需要の品目別内訳



資料: USDA PS&D Online dataより作成

- 対GDP比でみた農林水産業総生産の割合は、他の欧米諸国と同程度。
- 国土面積に占める農用地面積の割合や平均経営面積は、欧米諸国と比べて低い水準。

○ 農業の経済的位置付けに関する国際比較

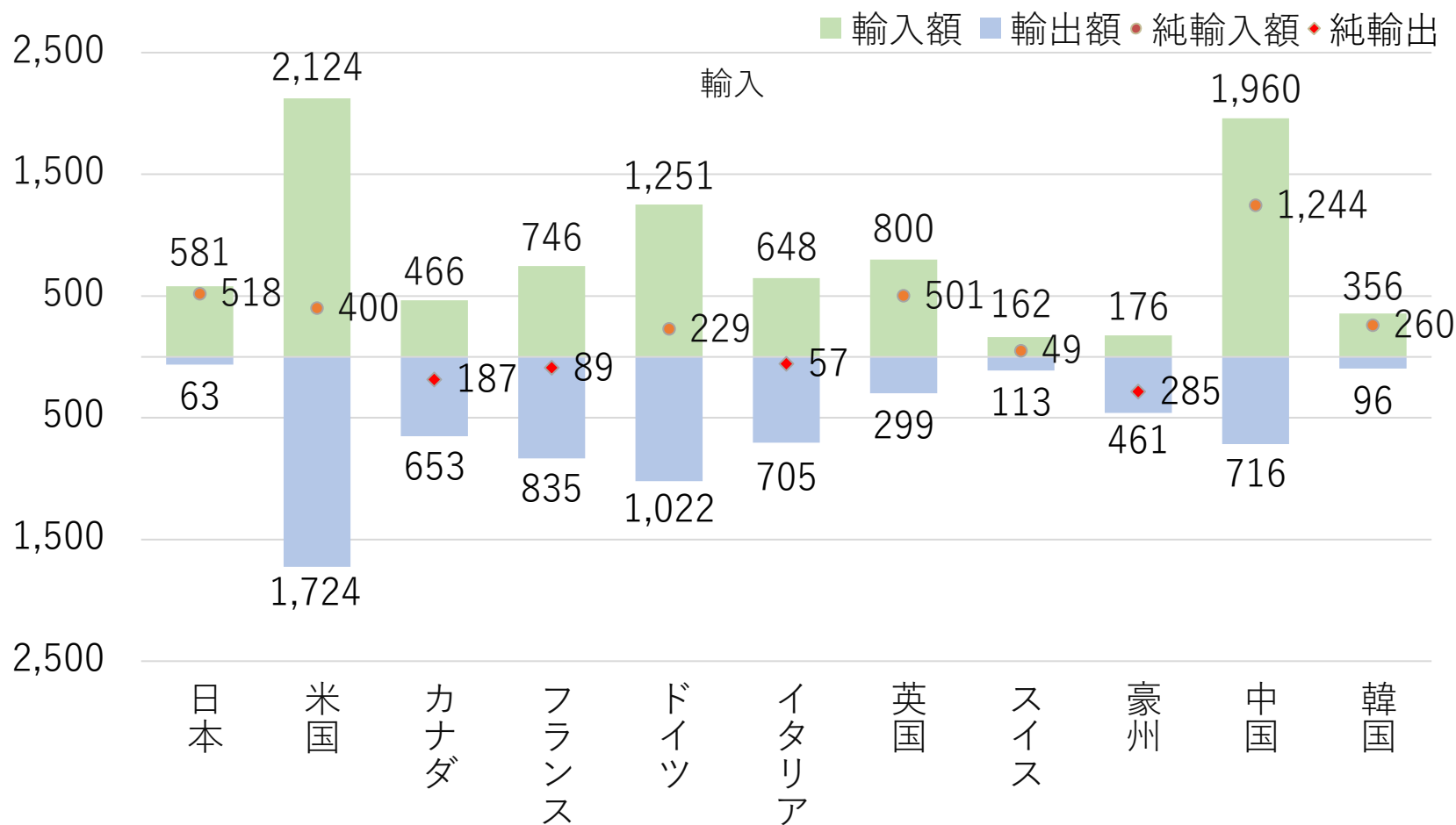
	日本	米国	EU(27)	仏	独	英国	豪州	中国	韓国
農林水産業総生産 (億米ドル)	385	2,697	3,032	411	382	235	456	13,423	273
対GDP比 (%)	1.0	0.9	1.6	1.3	0.8	0.6	2.5	7.2	1.5
国家予算に占める 農業関係予算の割合 (%)	1.4	0.3	-	3.7	1.3	0.4	0.5	9.5	3.9
農林漁業就業者数 (万人)	195	266	698	70	47	29	31	16,402	151
対全産業就業者数比 (%)	2.9	1.6	3.3	2.4	1.1	0.9	2.2	22.2	5.2
農用地面積 (万ha)	461	42,154	16,083	2,830	1,659	1,701	36,324	52,041	157
国土面積に占める 割合 (%)	12.2	42.9	37.3	46.7	46.4	69.8	46.9	54.4	15.6
農業経営体数 (万戸)	88	187	907	39	26	21	9	16,804	97
平均経営面積 (ha/戸)	3.6	189.8	17.1	69.6	63.2	80.7	4,202.6	0.8	1.5

資料：FAOSTAT、国連統計、ILOSTAT、農林水産省大臣官房統計部「農業構造動態調査」、輸出・国際局資料。

注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

○ 我が国の農産物純輸入額は2024年で518億ドルであり、世界有数の食料輸入国。

○ 世界の農産物の輸出入状況



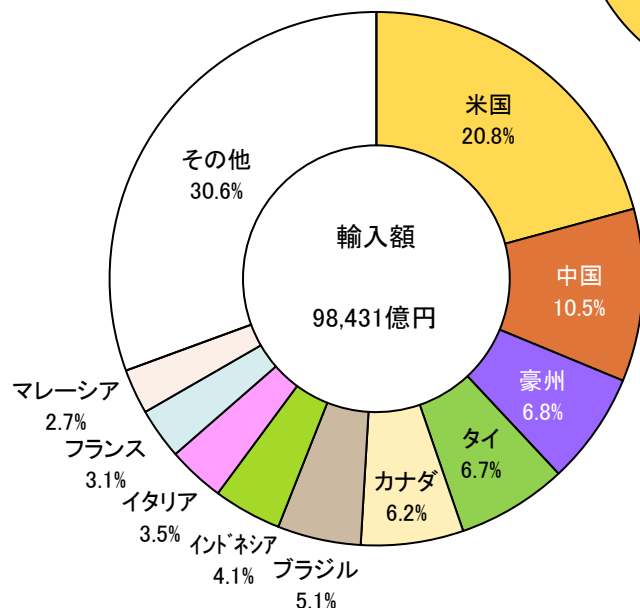
資料：FAOSTAT（2024年）

注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

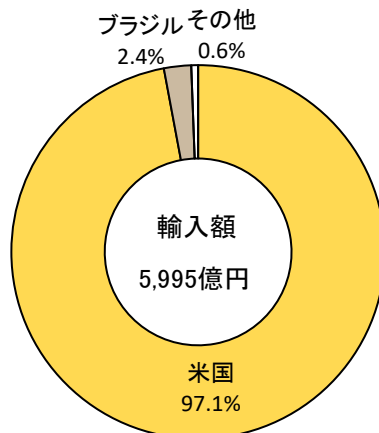
○ 令和7年(2025年)における我が国の農産物輸入額は、9兆8,431億円となっており、とうもろこし、大豆、小麦、豚肉、牛肉などの主要農産物で見ると良好な関係にある国からの輸入が大きい。

○ 我が国の主要農産物の国別輸入割合(2025年)

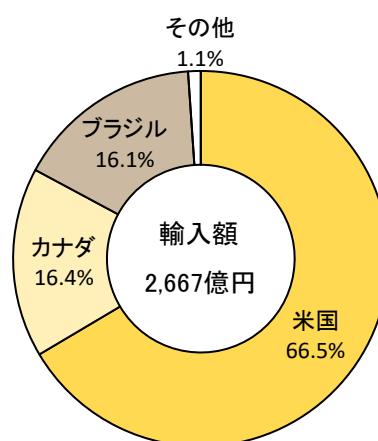
農産物



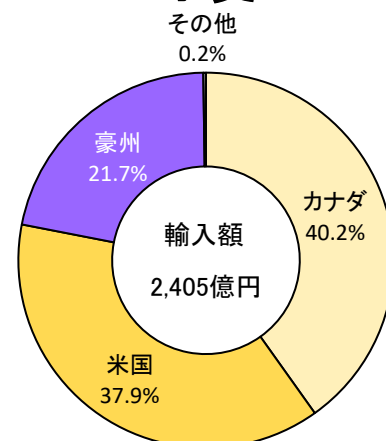
とうもろこし



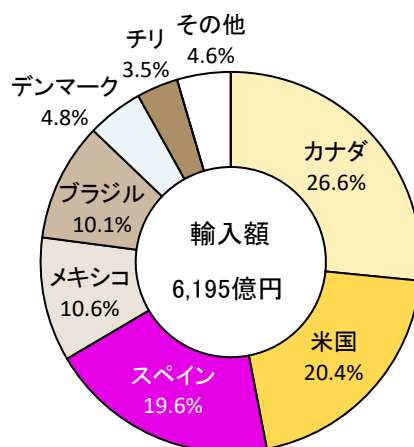
大豆



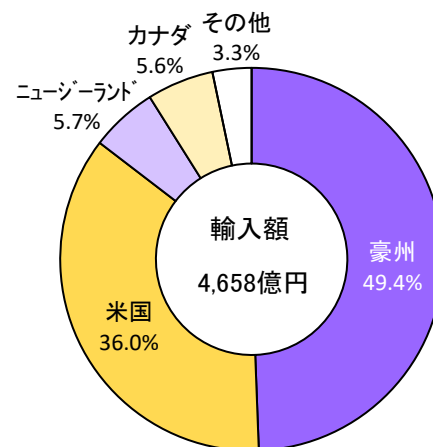
小麦



豚肉



牛肉



資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

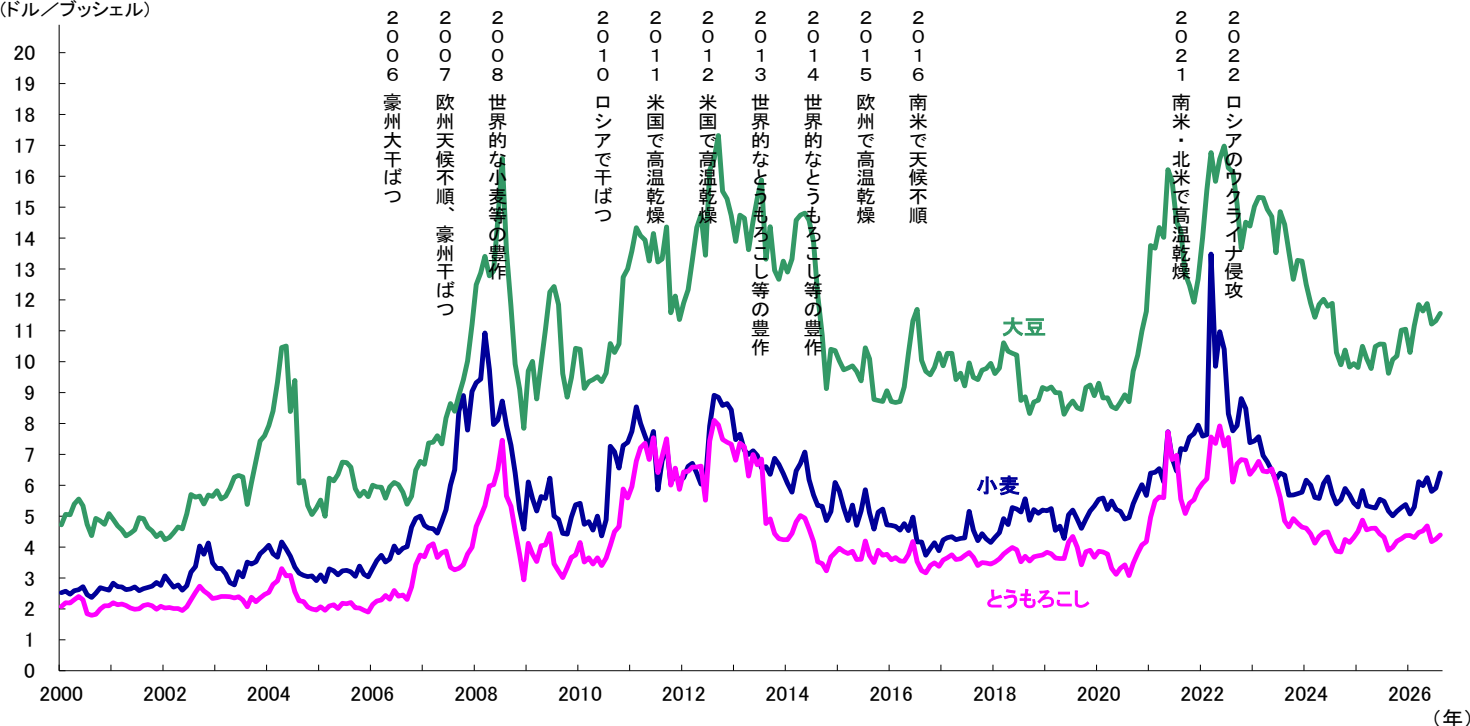
○ 穀物等価格は、とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から下落。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥、2022年のロシアのウクライナ侵攻等により上昇も、侵攻前の水準まで下落。

とうもろこし、大豆は、ウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで下落。直近では、大豆は、米国の高温乾燥による作柄懸念や中国の買付け等を受け上昇傾向。

小麦は、2022年、ウクライナ侵攻により史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで下落。直近では、米国の高温乾燥や欧州の熱波による作柄懸念、ウクライナ情勢悪化等を受け上昇傾向。

○ 穀物等の国際価格の動向

(ドル/ブッシェル)



2026年8月7日
現在の価格。
□内は過去最高値。

大豆
11.6ドル

17.7ドル
(2012.9.4)

小麦
6.4ドル

14.3ドル
(2022.3.7)

とうもろこし
4.4ドル

8.3ドル
(2012.8.21)

注1：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。

注2：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

注3：ヤード・ポンド法に基づく体積の単位であり、1ブッシェルは小麦、大豆は約27kg、とうもろこしは約25kg。

○ 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和7年度にはカロリーベースで37%、生産額ベースで66%、摂取熱量ベースで45%。

○食料・農業・農村基本計画における
食料自給率目標(2023年度 → 2030年度)

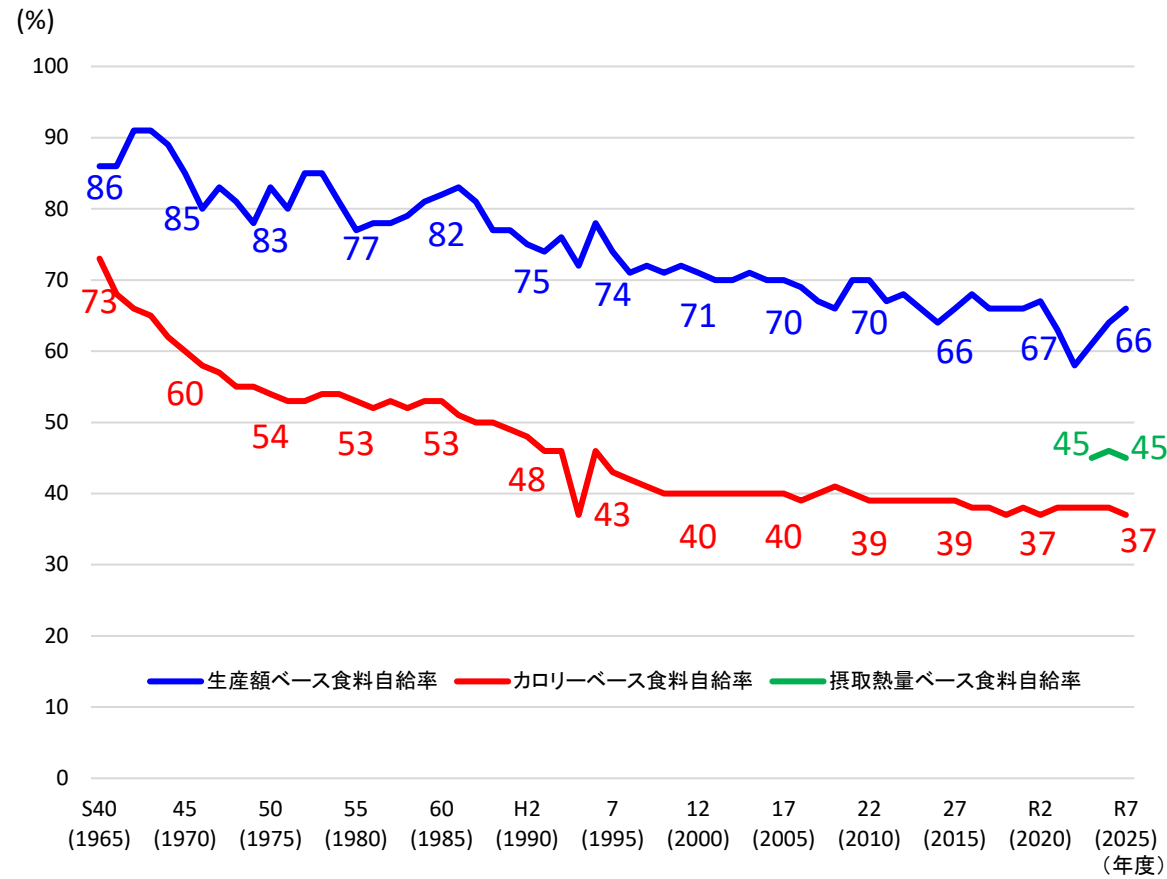
- ・供給熱量ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{国産供給熱量 (841kcal/人・日)}}{\text{国内消費仕向熱量 (2,203kcal/人・日)}} : 38\% \rightarrow 45\%$$
- ・生産額ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{食料の国内生産額 (11.1兆円)}}{\text{食料の国内消費仕向額 (18.2兆円)}} : 61\% \rightarrow 69\%$$
- ・摂取熱量ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{国産供給熱量 (841kcal/人・日)}}{\text{平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量 (1,850kcal/人・日)}} : 45\% \rightarrow 53\%$$

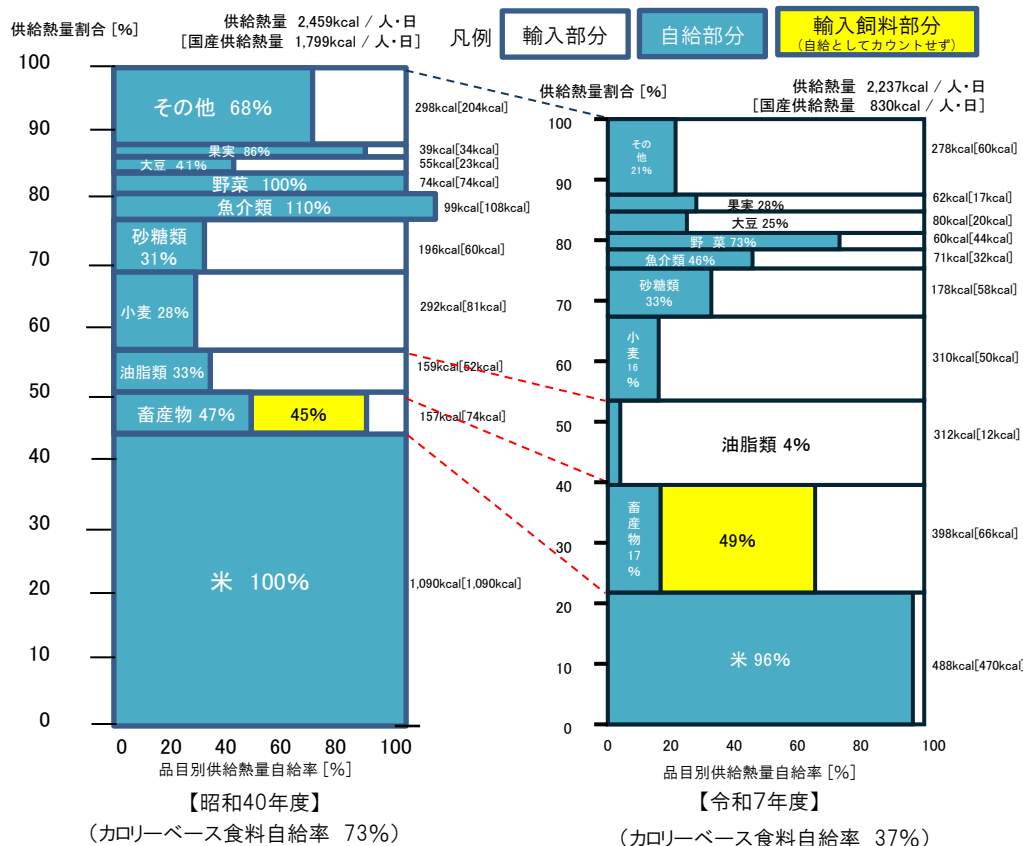
○我が国の食料自給率の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」を基に作成

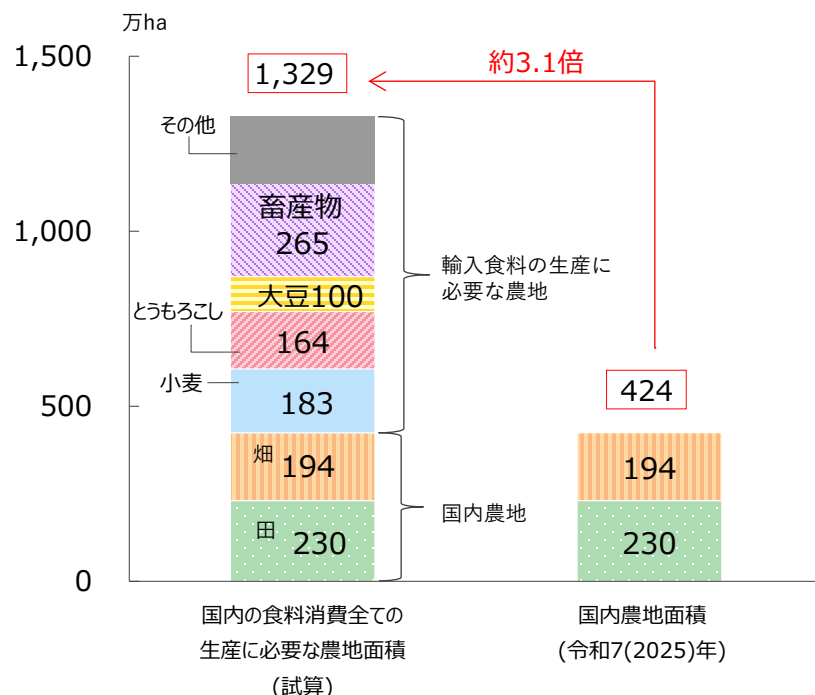
- 小麦、大豆、飼料、油脂類等の自給率は低く、大部分を輸入に依存。
- 現在の食生活を前提とすると、国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積は、国内の農地面積の約3.1倍に相当し、すべてを国産で賄うことは不可能。
- 輸入している農産物の国産化を推進する一方、国産化が難しい品目については、安定的な輸入を行っていくことが重要。

食料消費構造と食料自給率の変化



資料：農林水産省作成

国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積 (試算)



資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に作成

注：1) 1年1作を前提とし、海外に依存している輸入品目別の農地面積は、令和2(2020)～4(2022)年の数値

2) 「その他」は、なたねや大麦等を含む

3) 畜産物は、輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の数量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの

○ 食料自給率は、飼料自給率を考慮して計算しているが、令和2年食料・農業・農村基本計画以降、国内畜産業の生産基盤に着目し、その強化を図っていくことを評価するため、飼料自給率とあわせて、輸入飼料による畜産物の生産分を除かない「食料国産率」を公表。

○食料国産率・飼料自給率

$$\text{カロリーベースの食料国産率} = \frac{1 \text{人1日当たり国産供給熱量}(1,040\text{kcal})}{1 \text{人1日当たり供給熱量}(2,237\text{kcal})}$$

46%

$$\text{生産額ベースの食料国産率} = \frac{\text{食料の国内生産額}(15.4 \text{兆円})}{\text{食料の国内消費仕向額}(21.8 \text{兆円})}$$

71%

$$\text{飼料自給率} = \frac{\text{純国内産飼料供給量}(5,740 \text{ TDN千トン})}{\text{飼料供給量}(23,451 \text{ TDN千トン})}$$

24%

※TDNトン:可消化養分総量(Total Digestible Nutrients)の略で
家畜が消化できる養分の総量

	カロリーベース 食料自給率	カロリーベース 食料国産率	差
総合	37%	46%	9ポイント
畜産物	17%	66%	49ポイント
牛肉	13%	50%	37ポイント
豚肉	5%	49%	44ポイント
鶏肉	7%	65%	58ポイント
鶏卵	11%	97%	86ポイント
牛乳・乳製品	30%	66%	36ポイント

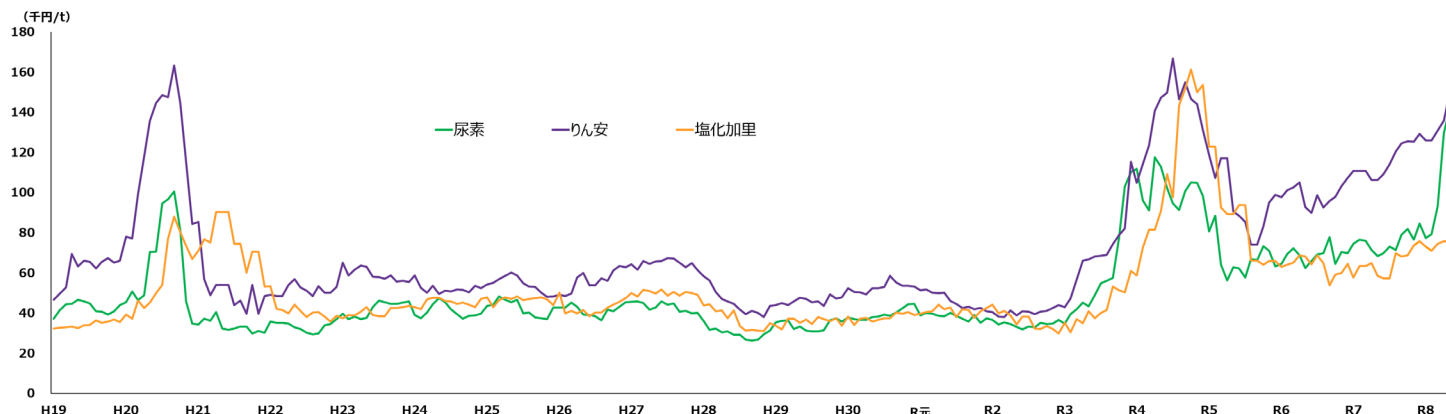
資料:農林水産省作成

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米をもって対処し得る水準」、多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・2001年当時の需要量をベースに設定 （2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定）
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの一時的な輸入の停滞、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・海上輸送中の飼料穀物100万トン程度が存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月分程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能

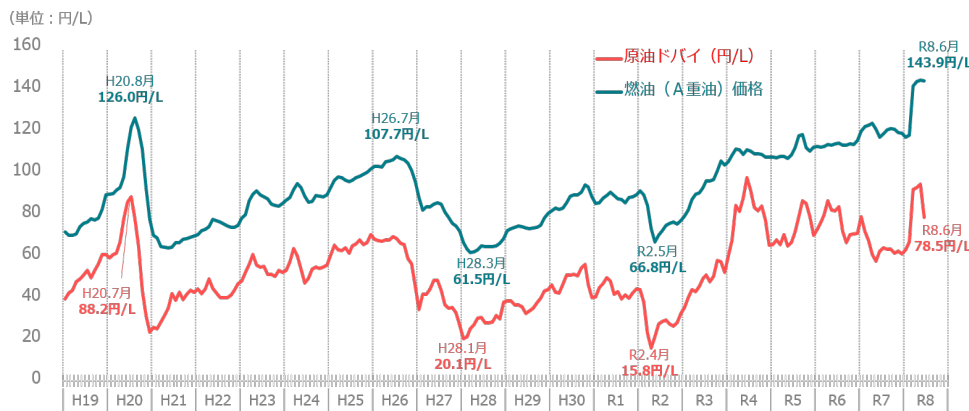
- 肥料原料の輸入通関価格は、2021年（令和3年）以降に上昇傾向となり、2023年（令和5年）に下落に転じたものの、直近の中東情勢などの影響も受けて再び高い水準で推移している。
- 燃油価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動。最近の燃油価格はロシアによるウクライナ侵略等の影響により、高い水準で推移。中東情勢の影響により、さらに高騰。
- 配合飼料価格は、令和2年以降、主な原料であるとうもろこしの国際価格の上昇や為替の影響等により上昇。令和5年以降は概ね低下傾向で推移していたが、令和8年1月以降は為替が円安に振れたこと等により上昇。

○ 肥料原料の輸入通関価格の推移



※農林水産省調べ
財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。
ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

○A重油価格（毎月15日）及び原油価格（月平均）の推移



資料：農林水産省「農作物価統計調査」、International Monetary Fund、Organization of the Petroleum Exporting Countries

○配合飼料工場渡価格の推移

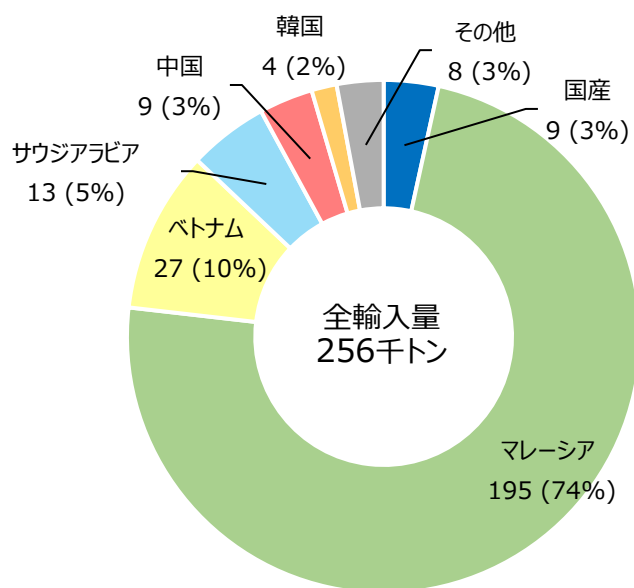


資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である（令和8年5月は速報値）。

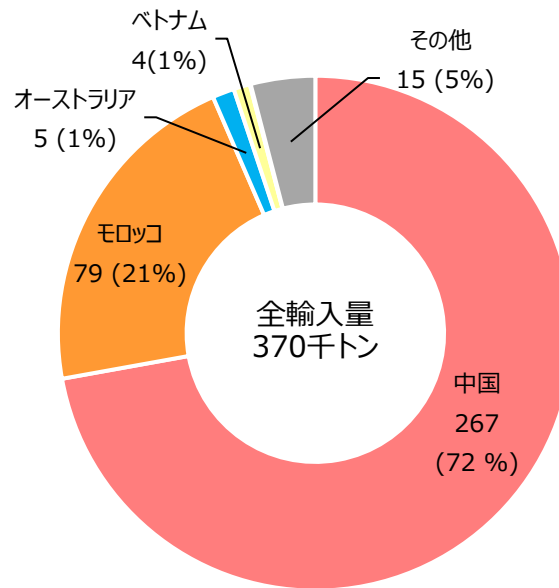
- 主な化学肥料の原料である尿素、りん安(りん酸アンモニウム)、塩化加里(塩化カリウム)は、ほぼ全量を輸入。世界的に資源が偏在しているため、輸入相手国も偏在。
- 尿素はマレーシア及びベトナム、りん安は中国、塩化加里はカナダが主な輸入相手国。
- 令和3年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化のほか、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、代替国から調達する動きがみられる。

化学肥料原料の輸入相手国、輸入量

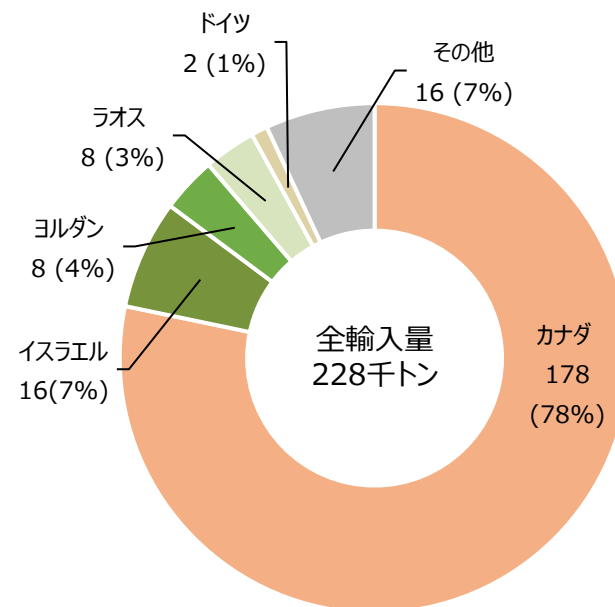
尿 素
(N)



りん安
(N・P)



塩化加里
(K)



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けものを除く。）（令和6年7月～令和7年6月）。

注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2）全輸入量には、国産は含まれない。

- 国際食糧農業機関(FAO)が定義する食料安全保障(Food Security)を整理。
- 食料安全保障とは、十分に安全かつ栄養ある食料に「誰でも」「どんなときも」「アクセス(入手・購入)」できることを指しており、食料安全保障の目標を実現するためには、4つの要素すべてが同時に満たされることが必要。

【国連食糧農業機関（FAO）の定義】

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”

『食料安全保障は、すべての人がいかなる時にも、活動的で、健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的、社会的及び経済的にも入手可能であるときに達成される状況。』

【食料安全保障の4つの要素】

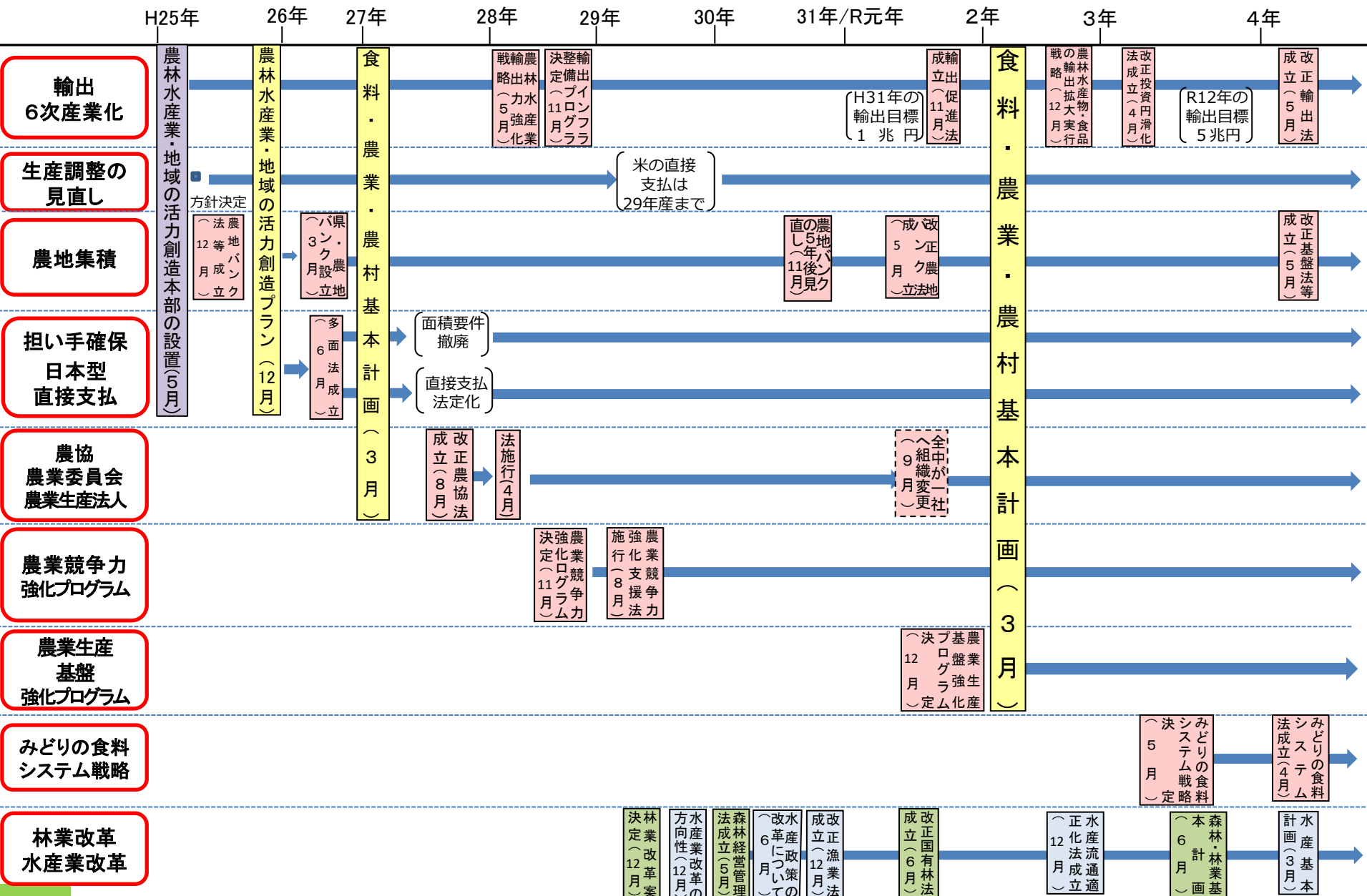
Food Availability（供給面）：適切な品質の食料が十分に供給されているか

Food Access（アクセス面）：栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Utilization（利用面）：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Stability（安定面）：いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

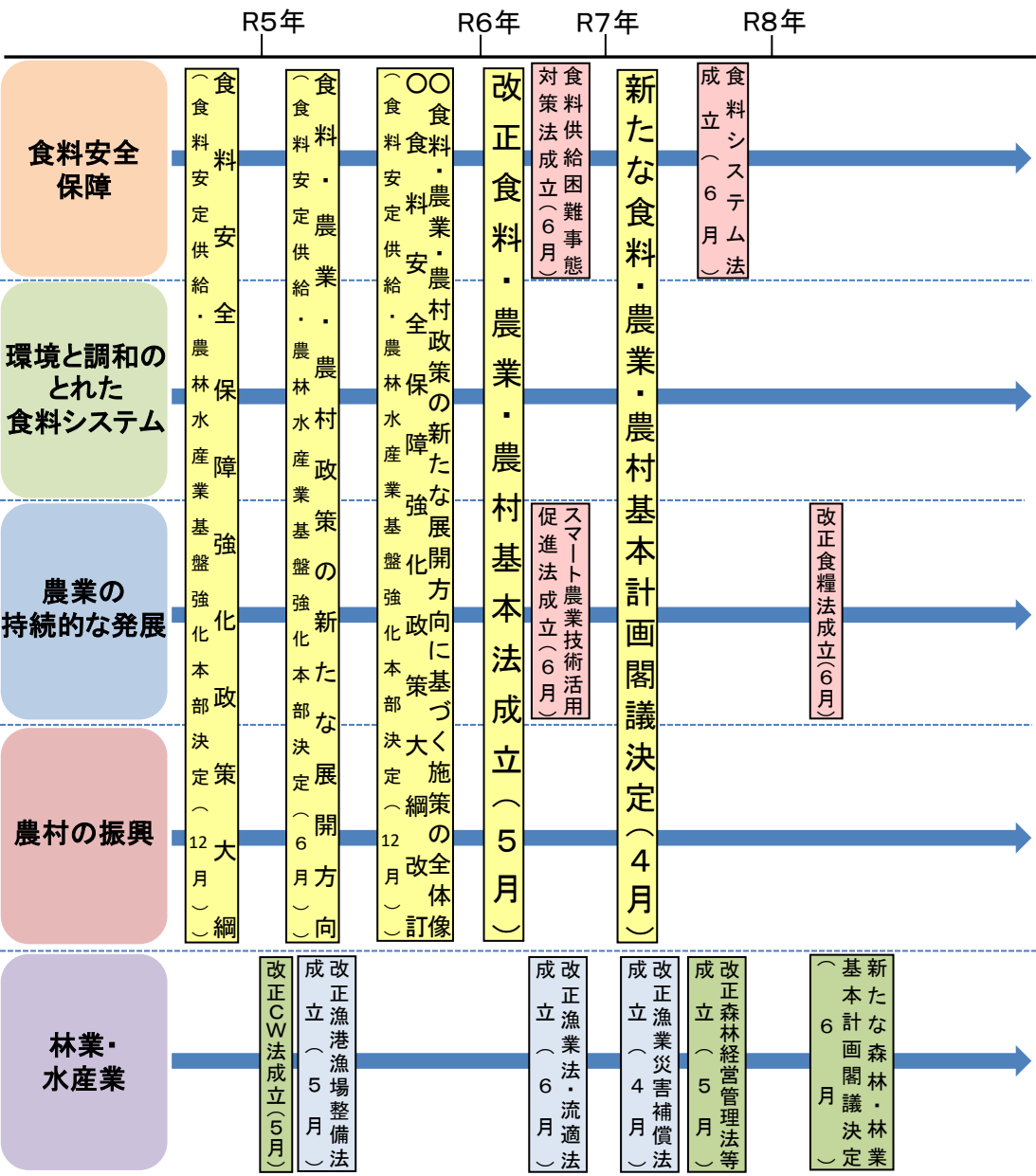
近年の農林水産政策の全体像①



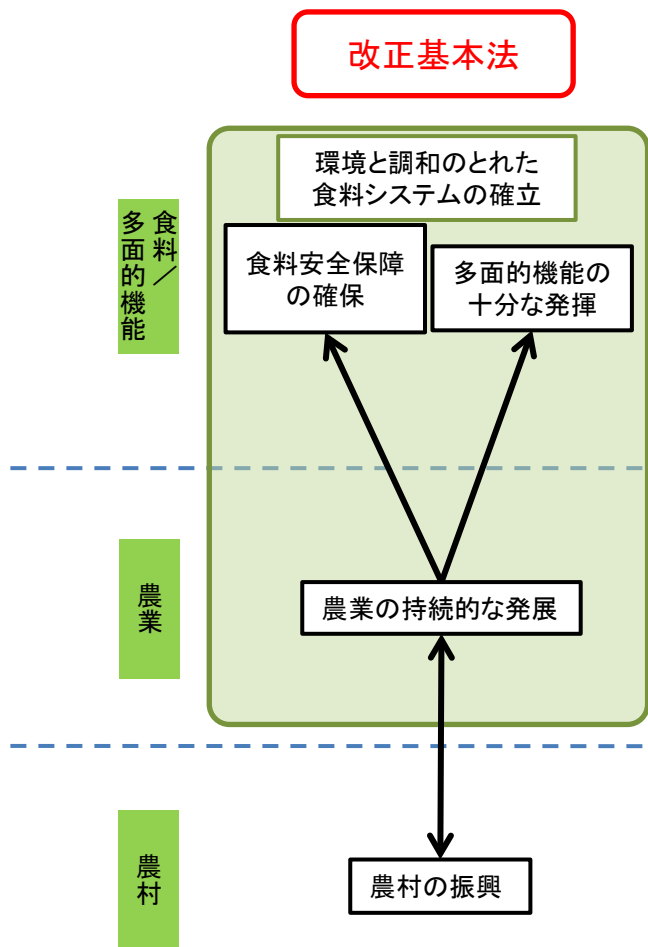
※農林水産業・地域の活力創造プランはH26年6月、H28年11月、H29年12月、H30年6月、11月、R元年12月、R2年12月、R3年12月、R4年6月にそれぞれ改訂

近年の農林水産政策の全体像②・改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性

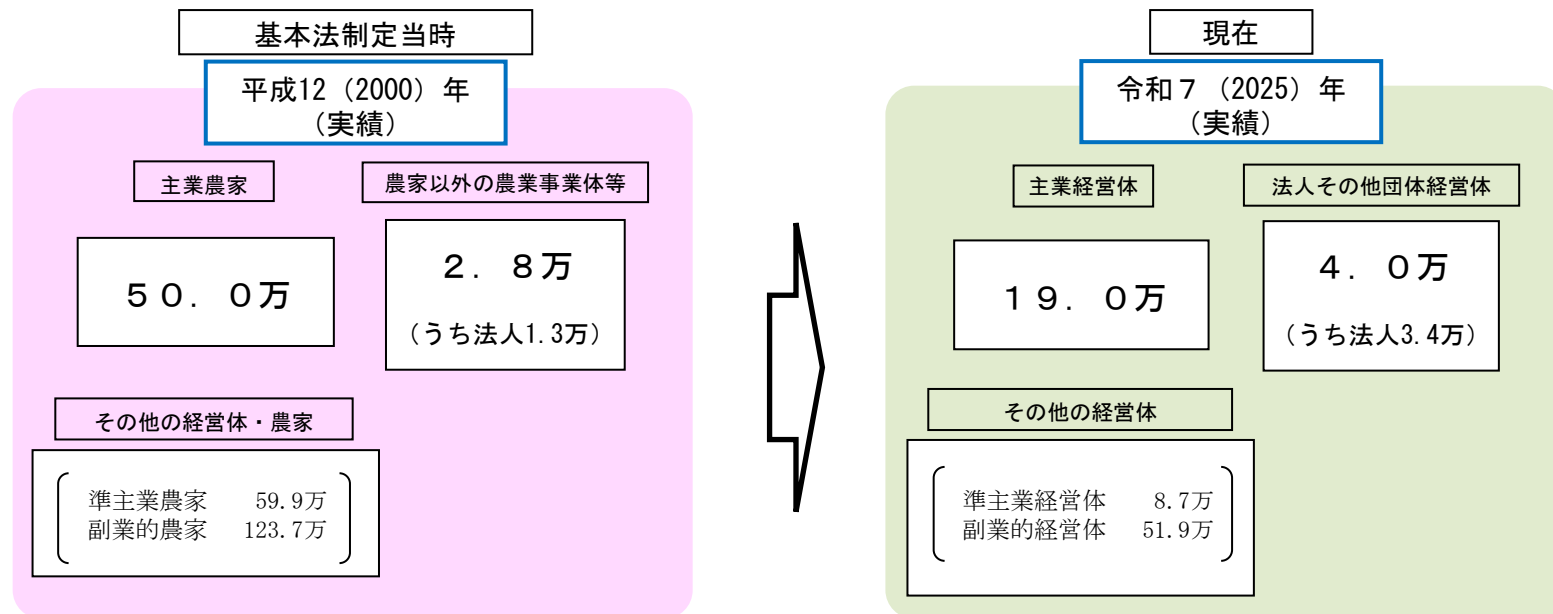
○近年の農林水産政策の全体像②



○改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性



- ## ○ 食料・農業・農村基本法制定当時と現在の農業構造



	平成12（2000）年	令和7（2025）年
農地面積	483万ha	424万ha
農業総産出額（うち耕種）	9.1兆円（6.7兆円）	10.8兆円（7.1兆円）※令和6年実績
基幹の農業従事者（個人経営体）	240.0万人	103.6万人

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業の経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
主業農家：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業の農家：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家

基本法改正における基本理念と基本的施策(主なポイント)

基本理念

食料安全保障の確保(第2条)

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立(第3条) 多面的機能の発揮(第4条)

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展(第5条)

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興(第6条)

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表(第17条)
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応するための円滑な食料の入手の確保(食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等)(第19条)
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開(第20条)
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進(第21条)
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護(第22条)
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進(第23条)
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施(第24条) 等

農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け(第26条)
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実(第27条)
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用(第28条)
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全(第29条)
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」(第30条)、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」(第31条)、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け(第32条)
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進(第37条)
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等(第38条)
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応(第41条)
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応(第42条) 等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進(多面的機能支払)(第44条)
- ② 農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進(第45条)
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進(第47条)
- ④ 農福連携(第46条)、鳥獣害対策(第48条)
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備(第49条) 等

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

安定的な輸入の確保

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

農地面積：412万ha

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：
現在の水準
（2023年：4.8万）を維持

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

輸出の促進

（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

目標

○農林水産物・食品の輸出額

輸出額：5兆円

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+不測時のアクセス

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等**食品等の持続的な供給のための取組を促進**
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での**合理的な費用を考慮した価格形成**の推進
- ラストワンマイル物流の確保**、未利用食品の**出し手・受け手のマッチング**、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤「食料システム全体で**環境負荷の低減**を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「**みどり加速化GXプラン**」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の**農林漁業循環経済の取組を促進**
- 多様な者の参画等を得つつ、**共同活動を行う組織の体制の強化**により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量**（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全
地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口**の拡大が
見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において
創出された**付加価値額**
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 地方創生2.0の実現のための「**総合的な農村振興**」、 「**きめ細やかな中山間地域等の振興**」

- 2025年夏を目途に「**地方みらい共創戦略**」を策定し、**「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト**」の下、**官民共創**の仕組みを活用した、地域内外の**民間企業の参画促進**や地域と企業の新たな結合等により、**関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出**
- 所得向上**や**雇用創出**のため、**農泊**や**農福連携**等、地域資源をフル活用し付加価値のある**内発型新事業**を創出
- 生活の利便性**確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の**生活インフラ**等を確保
- 中山間地域等の振興**のため、**農村RMO**の立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、**地域課題に対応**したスマート農業技術の開発・導入、**地域の特色を活かした農業で稼ぐ**ための取組を支援

国民理解の醸成

○農業等に対する**消費者の更なる理解**や実際の**行動変容**につなげるため、**食育**等を推進

新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI（目標年：2030年）

- | | |
|-----------------------|--|
| ○ 我が国の食料供給 | 目標 食料自給率 摂取ベース：45%→53%
国際基準準拠：38%→45% |
| ○ 輸出の促進 | 目標 農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円→5兆円 （米輸出4.6万トン→35万トン） |
| ○ 環境と調和のとれた食料システムの確立等 | 目標 温室効果ガスの削減量 808万トン-CO_2→1,176万トン-CO_2 （2013年度比） |
| ○ 農村の振興 | 目標 農村関係人口の拡大が見られた市町村数 356→630市町村 |

食料自給力の確保

農地・人	○ 食料生産の基盤である農地の維持のため、農地総量の確保を図るとともに、担い手への農地集積率の向上を図る。 ○ サステナブルな農業構造の構築のため、49歳以下の担い手の確保を図る。	目標 農地面積：427万ha→412万ha [KPI 担い手への農地集積率：60.4%→7割] 目標 49歳以下の担い手※1数：現在の水準※2を維持（※2 2023年：4.8万） （参考）担い手※1のうち49歳以下のシェア：26% ※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者（法人等を除く） [KPI 農業分野の生産年齢人口のうち49歳以下のシェア：54%→全産業並※3に引き上げ]（※3 2024年：64%）
技術	○ 担い手の生産性の向上のため、米の生産コストの低減を図る。 この実現に向け、 ① 大区画化等による担い手の労働費の削減 ② サービス事業者を通じた機械の共同利用による低コストでのスマート農業技術の活用 ③ 米の単収の向上とともに、これに資する多収化や高温耐性等品種の育成に取り組む。 これらにより、米輸出について、低コスト産地を育成する。 ○ 麦、大豆について、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討することとし、生産コストの低減を図るため、単収向上に取り組む。	目標 15ha以上の経営体の米生産コスト※4：11,350円/60kg→9,500円/60kg [KPI 全経営体の米生産コスト※4：15,944円/60kg→13,000円/60kg] [KPI 水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア：3割→5割] [KPI 基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費：6割減（現状比）] [KPI サービス事業者数：5,701→7,900経営体] [KPI スマート農業技術を活用した農地面積の割合：20%→50%] [KPI 米の単収：主食用533kg/10a→555kg/10a（4%増） 新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a（15%増）] （KPI 多収化や高温耐性等に資する品種の育成：35品種） [米の大規模輸出に取り組む輸出産地数※5：6産地→30産地 （これら30産地からの輸出が、米輸出全体の過半以上を占める姿を実現）] [KPI 小麦の生産コスト※4：（田）10,400円/60kg→9,300円/60kg （畑）7,700円/60kg→6,200円/60kg] [KPI 小麦の単収：472kg/10a→537kg/10a（14%増）] [KPI 大豆の生産コスト※4：（田）22,800円/60kg→18,000円/60kg （畑）16,700円/60kg→14,600円/60kg] [KPI 大豆の単収：169kg/10a→223kg/10a（32%増）]

米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上※6等のKPIを設定

- ・ **目標と施策の有効性を示すKPIを設定し、毎年その達成状況を調査・公表**するとともに、食料・農業・農村政策審議会に諮り、**客観性・透明性をもって政策評価**を行い、**PDCAサイクルによる施策の見直し**を実施。

※4 基準年（2023年）の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証

※5 年間輸出货量が1,000トン以上の産地

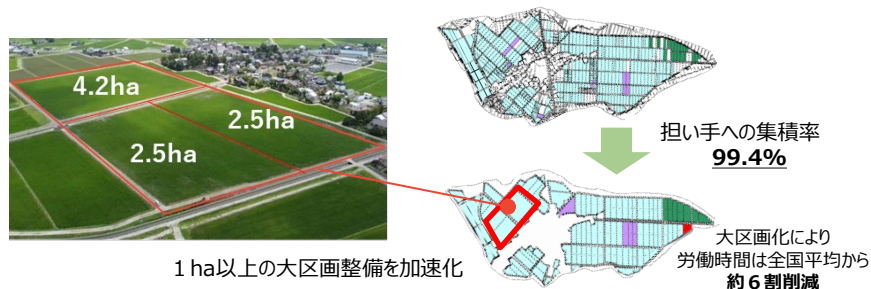
※6 畜産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、1頭（羽）当たり生産量についても把握

農業構造転換集中対策

- 新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産の生産基盤の強化等を推進するため、コストの徹底的な低減に向けた**農地の大区画化等**や**共同利用施設の再編集約・合理化**、**スマート技術の開発**と**生産方式の転換・実装**、**輸出産地の育成**を集中的・計画的に推進。
- 5年間で**1.3兆円**を別枠予算として措置することとしている。（R8当初：494億円、R7補正：2,410億円）

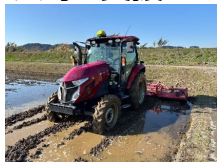
農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、**農地の大区画化等**を推進するとともに、**中山間地域においてきめ細かな整備**を実施



スマート農業技術の導入加速化等

- ・ **スマート農業技術の開発、スタートアップ等への支援**、生産性の抜本的な向上を加速化する**新品種の開発**、これらに必要な**農研機構の拠点施設整備等**を実施
- ・ 担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する**農業機械の導入**、農業高校・農業大学校や研修農場における**スマート農業教育・研修環境の整備**、畜産の持続性や社会的価値の向上に必要な**施設整備及び機械導入**、飼料生産組織等の**省力化機械の導入等**を支援



自動操舵トラクター



ドローンによる農薬散布



搾乳ロボット

共同利用施設の再編集約・合理化

- ・ 老朽化が進んでいる**共同利用施設及び卸売市場等**について、生産性の向上、物流の効率化等を図るため、**再編集約・合理化を支援**
- ・ **食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等**について、流通の効率化等を図るため、**再編集約・合理化を支援**



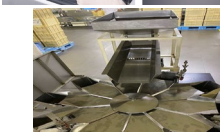
老朽化した施設



再編集約化後の新設施設

輸出産地の育成

輸出額5兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した**低コスト生産**の推進、**製造施設等の整備**、**オールジャパンでのブランディング等**の取組強化を推進



高付加価値商品の供給強化



機器導入を通じた
コールドチェーンの確立



現地消費者向けのテスト販売

食料供給困難事態対策法の全体概要

- 近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律として、「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月に成立、令和7年4月に施行。

法律の全体概要（ポイント）

- ① 深刻度に応じて事態を区分
- ② 食料供給が不足する兆候の段階から政府対策本部を設置
- ③ 政令で指定した食料や生産資材が対象
- ④ 段階的に供給確保のため事業者への要請等を実施
- ⑤ 要請等に協力する事業者への財政上の措置等を講じる
- ⑥ 平時・不測時の対策の内容や考え方を基本方針として定める

事態の段階

政府の体制

主な措置

平時

- ✓ 食料の需給状況、価格動向、民間在庫などの情報収集・分析

異常気象や動植物疾病の発生など
特定食料の供給が大幅に不足する
兆候の段階

食料供給困難兆候

【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全ての国務大臣により構成
- ・ 事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う対策（実施方針）を決定

- ✓ 供給を確保すべき**特定食料・特定資材※**について、
 - ・ 出荷販売の調整
 - ・ 輸入の促進
 - ・ 生産の促進
 など**供給確保の取組**を事業者に**要請**
 ※より深刻な事態でも「要請」が基本

特定食料の供給が大幅に不足し、
国民生活等に実体上の支障が生じた段階

食料供給困難事態

<本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 事業者**に特定食料・特定資材について**、
 - ・ 出荷販売の調整
 - ・ 輸入の促進
 - ・ 生産の促進
 など**供給確保の計画の作成・届出**を指示
 ※計画の記載事項は省令で規定

必要な供給量が確保できない場合

- ✓ 事業者**に供給確保の計画の変更を指示**

国民が最低限度必要な食料供給が
確保されないおそれのある段階

<本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 生産者に**熱量等を重視した生産（生産転換）の要請、計画作成・届出の指示**

- ✓ **割当て・配給の実施**
（国民生活安定緊急措置法に基づく措置）

※ 特定食料・特定資材として、以下の品目を政令で指定

特定食料：米、小麦、小麦粉、大豆、菜種・パーム、植物油脂、てん菜・さとうきび、砂糖、牛肉・豚肉・鶏肉、生乳、牛乳・乳製品、鶏卵、液卵・粉卵

特定資材：肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

食料供給困難事態対策法に基づく基本方針について

- 食料供給困難事態の判断基準のほか、不測時や不測時に備えた平時の対策の基本的な方針を定めるものとして、令和7年4月11日に食料供給困難事態対策法に基づく基本方針を閣議決定。

基本方針のポイント

- ・食料供給困難事態の判断基準として、特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少等することを規定。
- ・事態の段階に応じた、措置の考え方や内容を規定。併せて、要請等の対象は一定規模以上の事業者を基本とすること等を明確化。
- ・その他、平時からの総合的な備蓄の推進や、定期的な演習の実施等、必要な事項を記載。

事態	事態の判断基準	主な措置の考え方・内容
(平時)	—	・国内生産基盤やサプライチェーンの維持強化、食料需給等の情報収集・分析、安定的な輸入の確保、国民理解の醸成 ・官民合わせた備蓄・在庫をトータルで把握する総合的な備蓄の推進 ・定期的な演習の実施、要請等の対象者の把握
食料供給困難兆候 異常気象など 食料供給が 大幅に不足する 兆候の段階	特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少、又はそのおそれがあり、措置を講じなければ食料供給困難事態の未然防止が困難な場合	・買占め等の抑制のための消費者への情報提供や働きかけ ・供給確保のために最低限必要な範囲で、 ▷ 一定規模以上の輸入業者等に出荷販売の調整や輸入の要請を行い、 ▷ 事態が長期化し、上記要請では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産を要請
食料供給困難事態 食料供給が 大幅に不足し、 国民生活等に 支障が生じた段階	特定食料の供給が平年比で全国的に2割以上減少等により、食品価格の高騰、買占めなど国民生活等に支障が発生した場合	・供給確保のために最低限必要な範囲で、 ▷ 一定規模以上の輸入業者等に輸入や出荷販売の計画届出を指示し、 ▷ 上記対応では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産の計画届出を指示。なお、農業者が作成する計画は、生産量を増やす計画である必要はない (花を生産している農家に米の生産を求めることもない)
最低限度必要な 食料供給が 確保されない おそれのある段階	供給熱量が平時の摂取熱量を下回り、かつ、供給熱量が1,850kcal/人・日を下回るおそれがある場合	・熱量等を重視した生産推進のため、必要に応じ、政令で対象食料を追加

○ 農政の基本的課題の変化に応じて、各施策の方針についても変化。

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

戦後農政

基本法農政

新政策

新基本法農政

基本的課題

農地

担い手・経営

米

44

農村の貧困追放と都市への食料供給

S36 農業基本法制定

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物へ生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営の育成
- ③市場原理の一層の導入

H11 食料・農業・農村基本法制定

- ①食料の安定供給の確保
- ②多面的機能の十分な発揮
- ③農業の持続的な発展
- ④農村の振興
⇒食料自給率目標の導入

R6 食料・農業・農村基本法改正

- ①食料安全保障の確保
- ②環境と調和のとれた食料システムの確立
- ③多面的機能の十分な発揮
- ④農業の持続的な発展
- ⑤農村の振興
⇒食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標の設定

広範な自作農を創設・定着するための農地改革

- ・農地法の制定(S27)
- ・農協法の制定(S22)
- ・農業災害補償法の制定(S22)

食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

- 食糧増産5ヵ年計画(S27)
- ・恒常的な米輸入

農地流動化推進

- ・農地法の改正(S45)
(借地による農地流動化)
- ・農用地利用増進事業(S50、単独法化(S55))
- ・自立経営農家の育成(農業基本法(S36))
- ・農業災害補償法の改正(果樹共済の開始(S47))

米の生産調整開始

- ・米価算定に生産費所得補償方式導入(S35)
- ・米の生産調整本格開始(S46)

担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進法(H5)
・経営支援策の体系化
・認定農業者制度の創設
- ・スーパーL資金の創設(H6)

国の全量管理から民間主導の流通へ

- ・食糧法制定(H6)
・備蓄のための政府買入に限定
・計画流通制度への移行等
- ・新たな米政策大綱決定(H9)
・稲作経営安定対策創設(H9)
・備蓄運営ルールを導入

効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

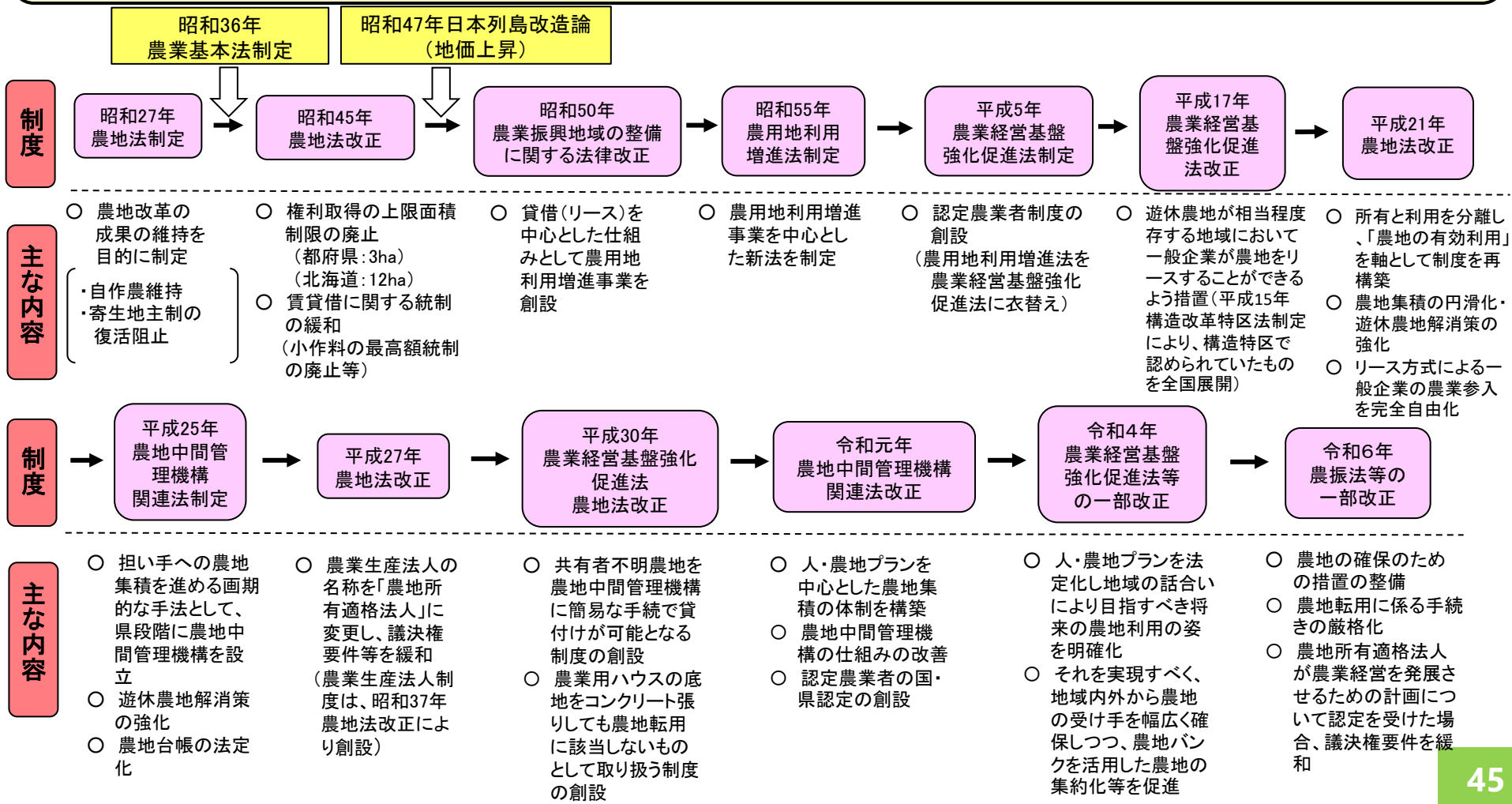
- ・農地法の改正(H21)
- ・農地中間管理機構関連法の制定(H25)
- ・農協法改正(H27)
- ・農業経営基盤強化促進法等改正(R4)
- ・中山間地域等直接支払制度(H12)
- ・経営所得安定対策等大綱(H17)
- ・戸別所得補償制度(H22~H25)
※「経営所得安定対策」に名称変更(H25)
- ・「制度設計の全体像」の決定(H25)

- ・リース方式による一般企業参入の全面自由化
- ・農地中間管理機構を都道府県段階に創設
- ・地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整備
- ・地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)を創設
- ・品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H19)が車の両輪
- ・販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施
- ・米価下落時の補填
- ・経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の実施

米政策改革

- ・米政策改革大綱決定(H14)
- ・食糧法改正(H16)
- ・米の需給調整の見直し(H22~)
- ・「制度設計の全体像」の決定(再掲)
- ・行政による生産数量目標の配分廃止(H30)
- ・生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)
- ・計画流通制度の廃止等
- ・米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする

- 農業基本法の下で、所有権移転による自作農の規模拡大を目指したものの、①機械化による稲作の労働時間の短縮に伴う兼業化の進展、②農地の資産的保有意識の高まりなどで農地の流動化は進まなかった。
- このため、貸借による規模拡大に転換するとともに、意欲と能力のある経営体を明確化し、それらの者(担い手)に対する農地集積が進められることとなった。

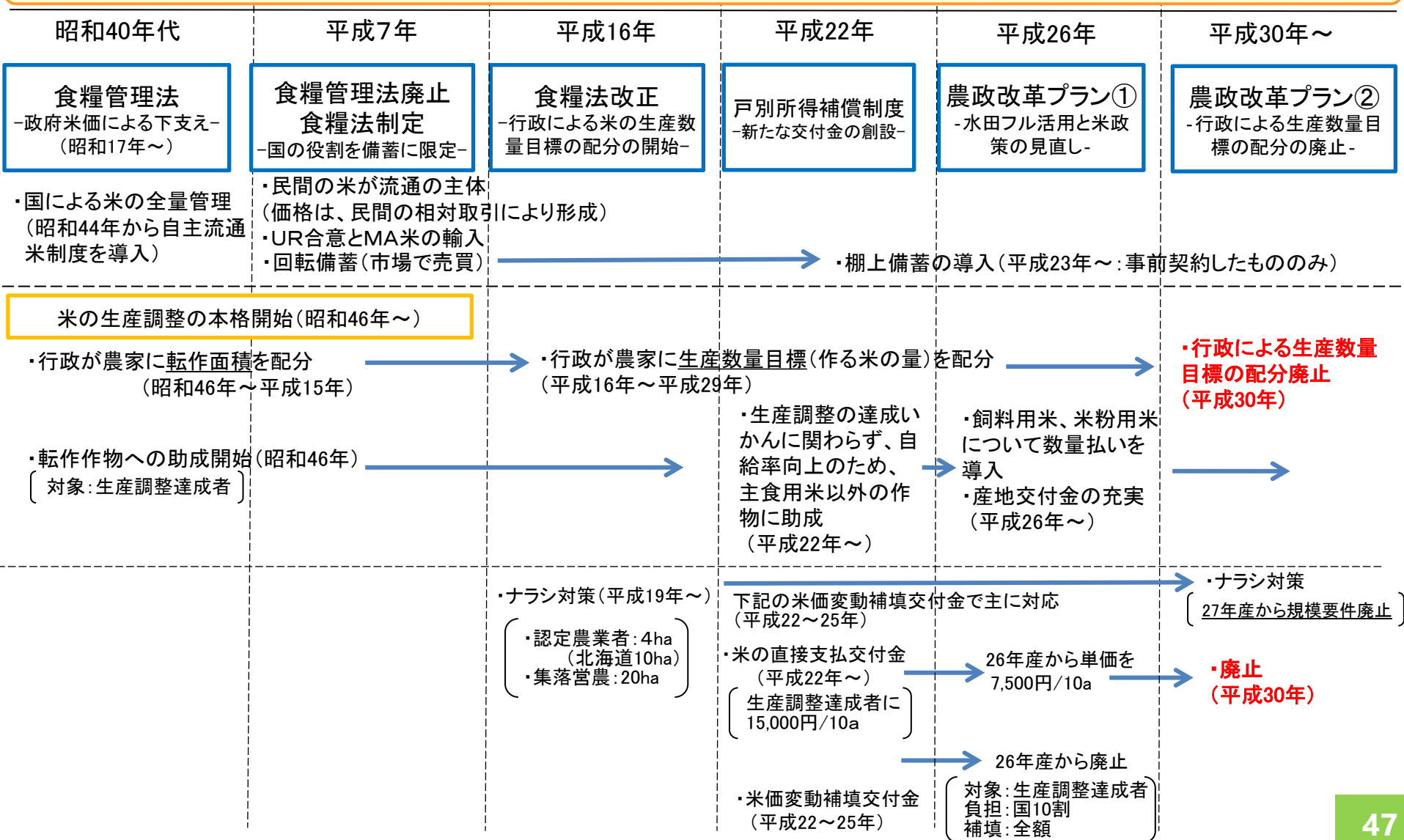


- 平成19年から、担い手に対象を限定した水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)を導入。(畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策))
- 平成22年から、全ての販売農家を対象とする米の直接支払交付金を新たに措置したが、平成26年から、米の直接支払交付金を削減し、30年産から廃止。

平成19年	平成22年	平成26年	平成27年	平成30年～
法律の制定 -水田・畑作経営所得安定対策の導入-	戸別所得補償制度の導入 -新たな交付金の創設- (22年は米のモデル事業として実施)	農政改革プラン -経営所得安定対策の見直し-	新たな経営所得安定対策の実施	
・ゲタ対策(平成19年～) 〔 ・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha 〕	※全ての販売農家を対象 (平成23～26年)			→ 継続
・ナラシ対策(平成19年～) 〔 ・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha 〕	下記の米価変動補填交付金で主に対応(平成22～25年)			→ 継続
	・米の直接支払交付金 〔 生産数量目標に従って、 生産する農家に15,000円/10a 〕	→ 26年産から単価を 7,500円/10aに削減		→ 廃止(平成30年)
	・米価変動補填交付金 〔 対象:生産数量目標に従って、 生産する農家 負担:国10割 補填:全額 〕	→ 廃止(平成26年)		
			〔 認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止] 〕	

46

- 大幅な生産過剰基調や、政府米在庫の増大等を受け、昭和46年から、米の生産調整を本格開始。
- 平成30年に生産数量目標の配分を廃止し、自らの経営判断による「需要に応じた生産・販売」を推進。



- 新たな基本計画において、**水田政策を令和9年度から根本的に見直す**ことを明記。
- 将来にわたって国民に食料の安定供給を果たす観点から、**水田・畑に関わらず、土地生産性の向上と労働生産性の向上**の双方を進め、**多様な需要に応じた生産による田畑フル活用**により食料安全保障を強化すべく、以下の方針で見直す。

作物ごとの生産性向上

- ・ 主食用米のうち**業務用以外の米**は、従前どおり**対象外**
- ・ 主食用米のうち**業務用米**は、当面、**単収向上等の支援を検討**
- ・ 主食用以外の**加工用・米粉用・輸出用等の米、麦・大豆、飼料作物**は、**単収向上等を支援**

品目	現行	見直しの方向性
主食用米	—	—
うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討
非主食用米		生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
うち新市場開拓用米等	10a当たり 定額 の単価で支援	
麦、大豆、飼料作物		

産地交付金

- ・ 資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定
 - ・ **付加価値向上等も支援**
- ▼
- ・ 水田・畑に関わらず、**効果検証と支援内容の見直し**を実施し、**効果的な産地形成**が促進される仕組みに見直す。

中山間地域等直接支払交付金／多面的機能支払交付金

地域の営農や共同活動が将来にわたり継続できるよう、**プッシュ型による取組強化**や**両支払の一体的実施の推進**などの対策を講じる

【両支払共通】

プッシュ型による取組強化 / 返還免除規定の徹底 / 一体的実施の推進

【中山間地域等直接支払】

- ・ 対象農用地の拡大
- ・ 地方負担の軽減

【多面的機能支払】

- ・ 活動組織の支援の充実

中山間地域等直接支払と多面的機能直接支払の重複状況（令和6年度）



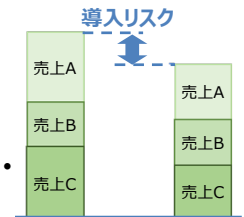
環境直接支払交付金

環境負荷低減の取組をさらに広げるべく、以下のとおり見直す

導入リスク（逸失利益）のイメージ

① 地域支援から**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする

② 掛かり増しコストに加え、**導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とする



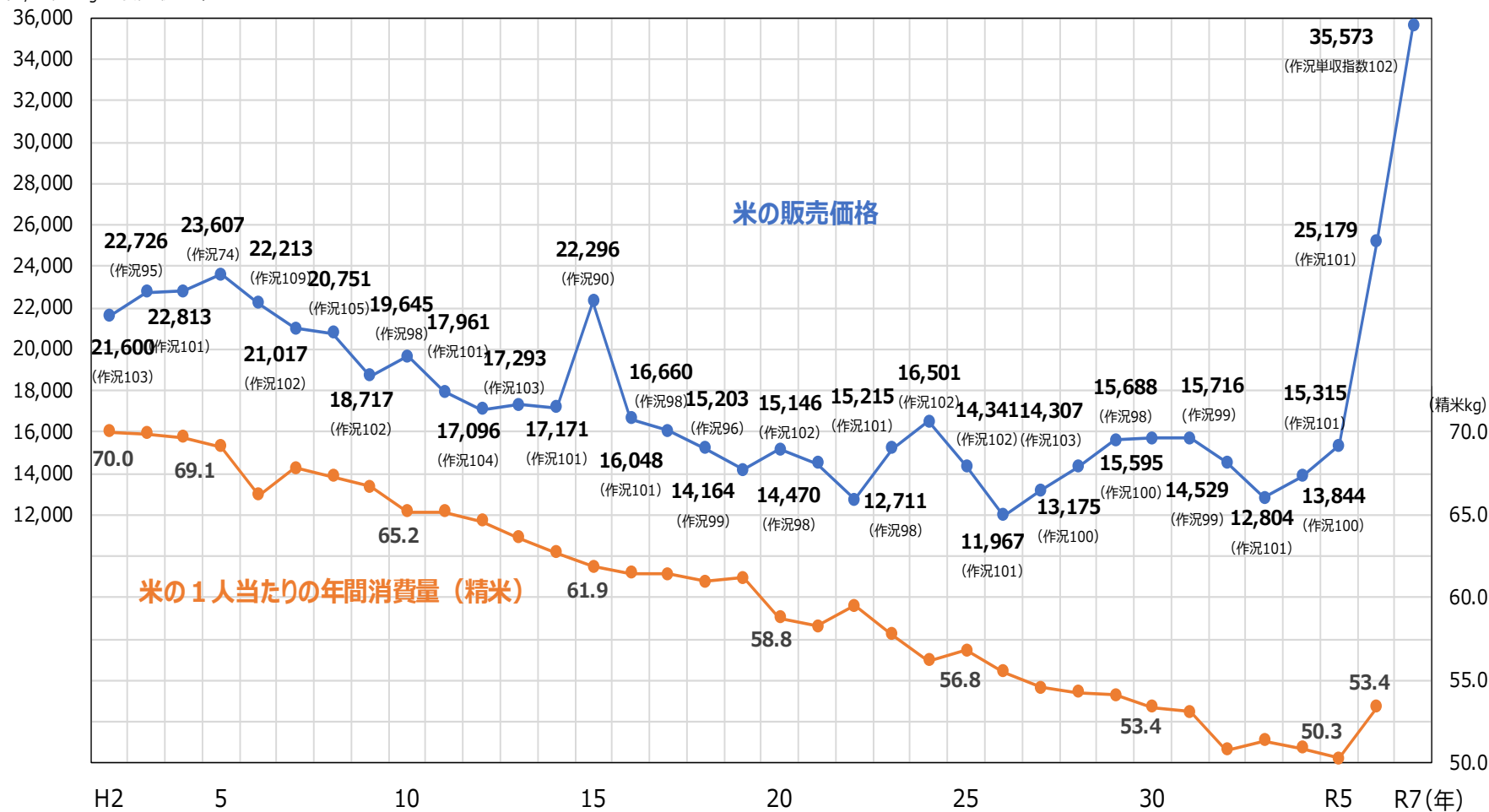
※このほか、

- ・ 主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
 - ・ 食料システム法に基づくコストに見合う価格形成の促進
 - ・ 稲作農業者のセーフティネット対策
- 等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

○ 米の販売価格は長期的には低下傾向で推移。なお、平成15年産（作況指数が「90」
（著しい不良））及び令和6、7年産は価格が高騰。

○ 米の1人当たりの年間消費量(精米)は、昭和37年の118kgをピークに一貫して減少傾向。

(円/玄米60kg、包装代・税込み)



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「食料需給表」

注1：平成2～17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月(令和7年産は令和8年6月まで)の相対取引価格の平均値(令和7年産は速報値ベース)。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

○ 令和7年産の主食用米の作付面積は、前年実績(125.9万ha)から10.8万ha(6月末時点の作付意向から0.4万ha)増加し、136.7万haとなった。

○ 戦略作物等の作付面積は、いずれの品目も減少するとともに、畑地化面積については、0.8万haとなった。

令和7年産の水田における作付状況(令和7年9月15日時点)

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

年 産	主食用米	備蓄米	戦略作物等 (万ha)									
			加工用米	新規 需要米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵粗 飼料用稲)	麦	大 豆	飼料作物 そば なたね	戦略 作物等 合計面積
H30年産	138.6	2.2	5.1	13.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0
R元年産	137.9	3.3	4.7	12.4	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6
R2年産	136.6	3.7	4.5	12.6	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6
R3年産	130.3	3.6	4.8	17.4	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2
R4年産	125.1	3.6	5.0	20.6	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9
R5年産	124.2	3.5	4.9	20.4	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.5	53.1
R6年産	125.9	3.0	5.0	17.3	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4	7.4	48.3
R7年産	136.7	—	4.4	10.8	0.9	0.4	4.6	4.9	9.5	7.5	6.7	38.8
対前年差	10.8	▲ 3.0	▲ 0.6	▲ 6.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 5.3	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 9.5
畑地化面積	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.3	※ (0.8) 0.5

注1：加工用米及び新規需要米（新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲）のR6年産以前の実績は、取組計画の認定面積。R7年産は取組計画の届出面積。

2：麦、大豆、飼料作物、そば及びなたねは、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

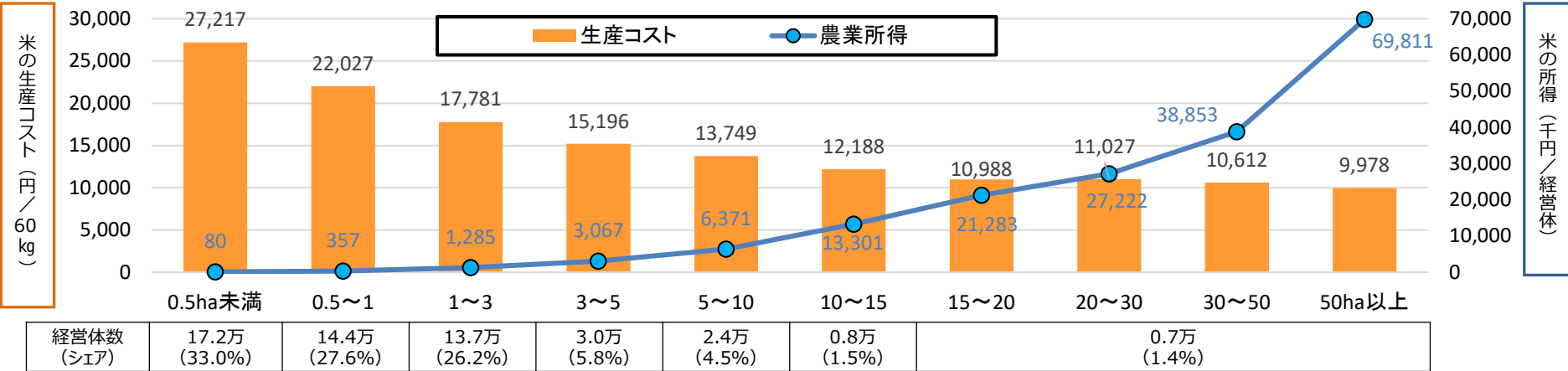
3：備蓄米は、R7年産米の入れを当面中止。R6年産以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

4：R7年産畑地化面積は、令和7年度に畑地化促進事業で採択された面積。また、戦略作物等合計面積欄の0.8万haについては、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えた面積。

5：単位未満で四捨五入しているため、表記上の数値による計算結果と一致しない場合がある。

- 米の生産コストは作付規模が大きくなるにつれて低減。所得は規模拡大につれて増加。
- 新たな食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)において、2030年度までに米の生産コストを、15ha以上の経営体については、2023年の11,350円/60kgから9,500円/60kgに低減する目標と、全体については、2023年の15,944円/60kgから13,000円/60kgに低減するKPIを設定。
- この達成に向けて、農地の集積・集約を加速化するとともに、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・導入等を進める。

○米の生産コストと所得（全国）



資料：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計（令和6年度）（組替集計）」、「2025年農林業センサス」
 注1：生産コスト、所得は個別経営体の数値であり、1戸1法人を含む。
 注2：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費
 米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稻作付面積
 （参考）所得＝粗収益（補助金等を含む）－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地代地）〕
 注3：作付面積30ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。
 注4：経営体数は、販売目的で水稻を作付している個人経営体の作付面積規模別の数値。

○米の生産コスト

（単位：円/60kg）

	基準値 （令和5年度）	令和6年度	目標・KPI （令和12年度）
個別経営 （認定農業者15ha以上層）	11,350	10,807	9,500
個別経営 （全体）	15,944	15,796	13,000

資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」（組替集計）（令和5～6年度）

- 2025年4月に策定した食料・農業・農村基本計画では、2030年に「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トンの輸出量の達成を目指すこととしている。
- これまで官民一体で日本産米の需要拡大に取り組んできた結果、2025年の輸出量は約4.8万トンとなり、直近5年間で約2.3倍に拡大。
- 更なる輸出拡大のため、現地系のスーパーやレストラン等の新たな販路の開拓等を進めていくとともに、生産性向上に取り組む大規模輸出産地の形成等を推進。

品 目 名			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		(参考) 主な輸出先国・地域	
			対前年比								
米・米加工品 (①+②+③+④+⑤)	数量 (原料米換算)	トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	70,529トン	+4%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国	
		金額	億円	347億円	524億円	613億円	576億円	636億円	677億円		+7%
	①米	数量	トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	46,573トン	+3%	香港 (13,522) アメリカ (9,896) シンガポール (6,361) 台湾 (3,329) タイ (2,862)
		金額	億円	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	139億円	+15%	
	②パックご飯等 (加工米飯を含む)	数量	トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	2,853トン	+24%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
		原料米換算	トン	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	1,499トン	+24%	
		金額	億円	7億円	6億円	8億円	10億円	14億円	19億円	+34%	
	③米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量	トン	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	97トン	-21%	台湾 アメリカ ドイツ タイ フランス
		原料米換算	トン	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	120トン	-21%	
		金額	億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.1億円	1.0億円	-13%	
	④米菓 (あられ・せんべい)	数量	トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	4,047トン	-13%	アメリカ 台湾 香港 サウジアラビア 韓国
		原料米換算	トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	3,440トン	-13%	
		金額	億円	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	60億円	-9%	
	⑤日本酒 (清酒)	数量	㌔リットル	21,761 ㌔リットル	32,052 ㌔リットル	35,894 ㌔リットル	29,194 ㌔リットル	31,054 ㌔リットル	33,549 ㌔リットル	+8%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
		原料米換算	トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	18,897トン	+8%	
		金額	億円	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	459億円	+6%	
米・パックご飯・ 加工米飯・米粉及び米粉製品 (①+②+③)	数量 (原料米換算)	トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	48,192トン	+4%	アメリカ 香港 シンガポール 台湾 タイ	
	金額	億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	159億円	+17%		

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

注3：「(参考) 主な輸出先国・地域」は2025年の輸出金額上位5か国・地域を記載。米に関しては、2025年の輸出数量（トン）を記載。

注4：「米・米加工品」及び「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の値は、ラウンドの関係で一致しないことがある。

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、多様化する流通実態を適確に把握できていなかったことや、政府備蓄の売渡手続に時間を要し、機動性を欠くという課題が明らかとなった
- このような課題に対応し米の安定供給を確保するためには、流通業者の取引実態を幅広く把握するとともに、官民を挙げた備蓄体制を構築し、備蓄米の機動的放出を可能とする必要。あわせて、米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するため、米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直し。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律について

(成立日：令和8年7月8日、公布日：令和8年7月15日)

1. 多様化する流通実態の把握強化

(1) 届出事業者の拡大

- ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**

(2) 定期的報告の義務化、罰則の強化

- ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告**を義務化
- ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**

2. 備蓄制度の見直し

(1) 目的の見直し

- ・ **生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し。

(2) 民間備蓄制度の創設

- ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者**に対して、**基準量以上の米穀の保有を義務付け**

3. 需要に応じた生産の促進

(1) 生産調整方針の廃止

- ・ 米の需要減少を前提とした**生産調整方針に関連する規定を廃止**

(2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設

- ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること**等を明記

施行期日

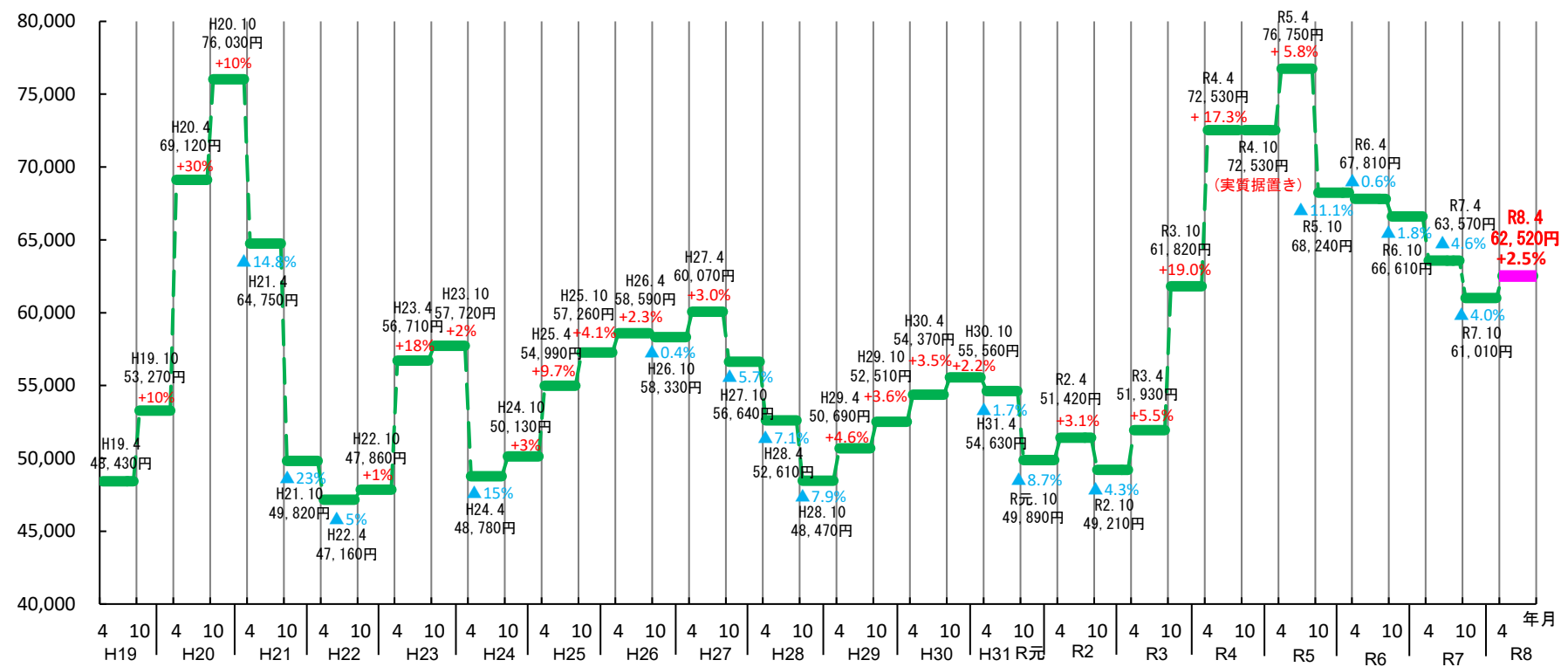
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和9年4月1日を想定）。

ただし、2(1)は公布の日、

2(2)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和10年4月1日を想定）。

- 輸入小麦の政府売渡価格は、直近6か月の平均買付価格を基に、年2回(4月期、10月期)改定。
- ウクライナ情勢による高騰を受け、令和4年10月期においては緊急措置により実質据置き、令和5年4月においては激変緩和措置として上昇幅の抑制を行ったが、その後、買付価格はウクライナ情勢前の水準に落ち着いたことから、令和5年10月期は、直近6か月間の平均買付価格をベースに算定し、68,240円/トン(対前期比▲11.1%)としたところ。
- 令和8年4月期の売渡価格も、同様に直近6か月間の買付価格(令和7年9月第2週～令和8年3月第1週)の平均買付価格をベースに算定し、62,520円/トン(対前期比+2.5%)とした。

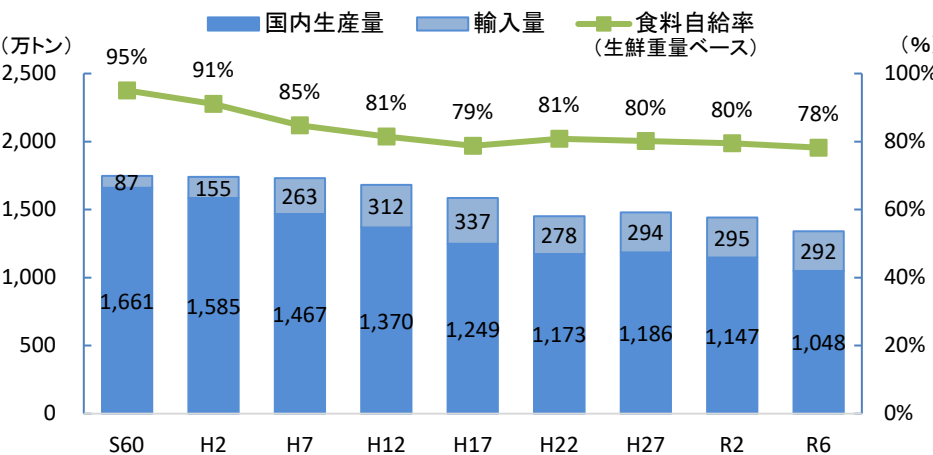
円/トン(税込み) 政府売渡価格(5銘柄加重平均)



注:平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

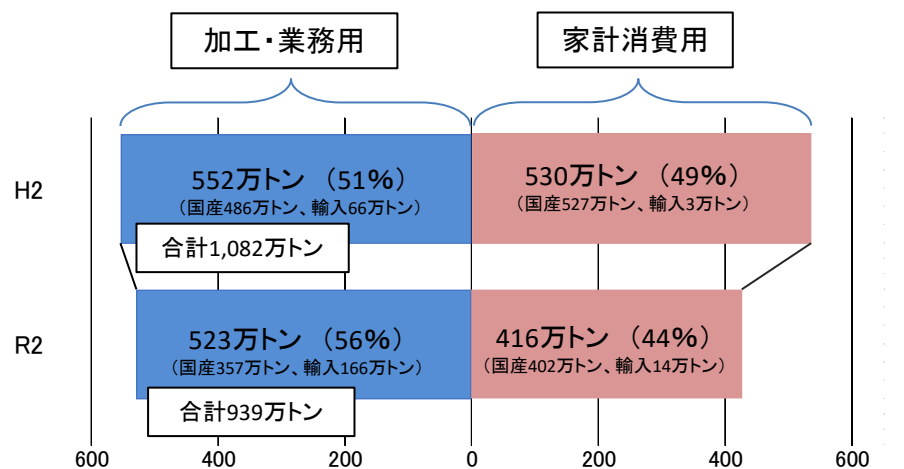
- 国内の野菜の生産量は近年横ばいで推移。食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費用から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の約6割。
- 野菜・施設園芸支援対策では、加工・業務用野菜の国産シェア拡大のため、実需者ニーズに対応した産地の形成や流通の合理化に向けた取組を支援。また、データ駆動型栽培体系への転換推進のため、生産性・収益性向上につながるノウハウの分析・情報発信や人材育成等を支援。さらに、省エネルギーと生産性を両立する持続可能な栽培体系への転換を促進するための再生可能エネルギーの賦存量調査や実証等を支援。

野菜の国内生産量、輸入量の推移



資料：食料需給表 ※輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。(概算値)
※農林業センサス実施年度及び直近の年度について掲載。

野菜の国内需要の推移(主要野菜品目)



資料：農林水産政策研究所調べ。指定野菜(ばれいしょを除く13品目(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン))で試算。

野菜・施設園芸支援対策

1. 時代を拓く園芸産地づくり支援

- 実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、
 - ① 生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援。
 - ② また、国産野菜の周年安定供給に資する生産者、実需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組に係る経費を支援。
 - ③ 施設園芸の生産性を高めるデータ駆動型栽培体系への転換に向けた事例収集、課題・ノウハウの整理、農業者への情報発信や人材育成等の取組を支援。

2. 国産青果物安定供給体制構築事業

- 加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の確立により国産シェアを奪還するため、
 - ① 生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等を支援。
 - ② 産地が行う流通業者・実需者の受け入れ体制に合わせた生産・出荷に向けた出荷規格の見直し等を支援。

3. 省エネルギー型ハウス転換事業

- 省エネルギーと生産性を両立する栽培体系への転換のため、
 - ① 地域で活用可能な再生可能エネルギーの賦存量調査等を支援。
 - ② 環境制御を行うためにエネルギーを投入する施設園芸において、収量・品質等を低下させず、エネルギー投入量の低減が可能な栽培体系の実証等を支援。

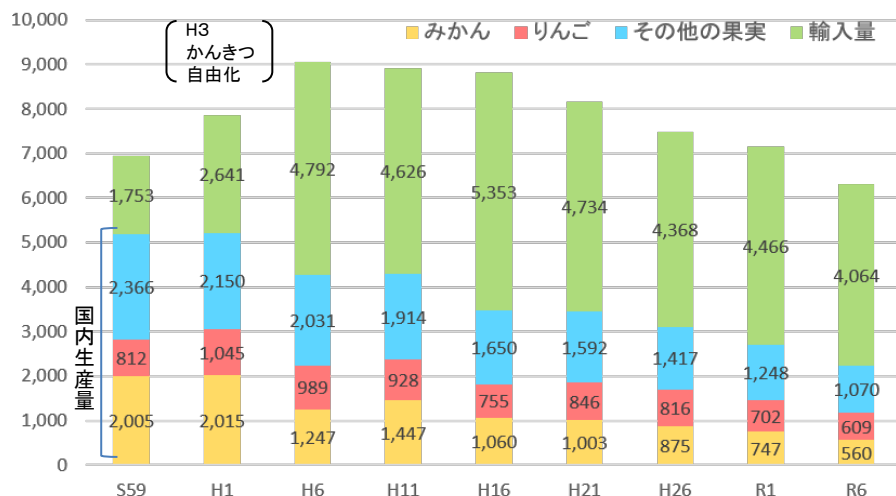
<事業の流れ>



- 果樹の国内生産量は、担い手の減少等を背景に、近年減少傾向で推移。また、果樹生産は、機械化が困難で高度な技術を要する作業が多く、季節的な労働ピークが存在することが特徴。
- 果樹支援対策では、国内外の需要に応えきれない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植や、新たな担い手の確保・定着に資する取組等に対する支援を実施。

果実の国内生産量、輸入量及び
国内生産量と輸入量の合計に占める国内生産量の割合の推移

(千トン)



国産割合(%)	75	66	47	48	39	42	42	38	36
---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

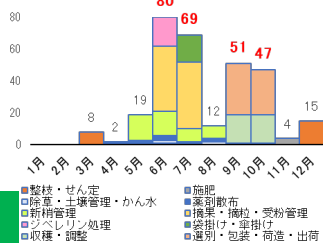
資料:食料需給表

※:輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。

年間労働時間の推移(10a当たり)の例

ぶどう (計307時間)

【参考】水稲 (計12時間)



資料:産地の調査を基に果樹・茶グループにて整理

果樹支援対策

(持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策)

1. 果樹経営支援等対策事業

- 果樹の生産基盤を強化するため、省力樹形や優良品目・品種への改植・新植とそれに伴う幼木管理等に要する経費を支援。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 果樹型トレーニングファーム等推進条件整備事業

- 新たな担い手の確保・定着に資する果樹型トレーニングファームの整備や、運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費を支援。

3. 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

- 省力樹形の導入等に必要な苗木について、省力的な苗木生産設備の整備や、契約に基づく生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入を支援。また、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援。

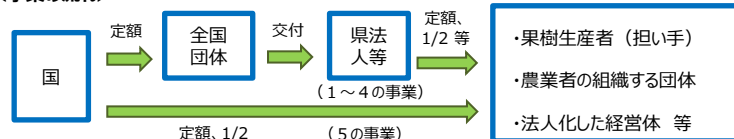
4. 果実流通加工対策事業

- 国産果実の加工・業務用供給拡大を図るため、省力化栽培・出荷技術等の実証等の取組を支援。

5. 果樹農業構造転換支援事業

- 生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルや産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルの構築に向けた、コンソーシアムによる実証の取組を支援。

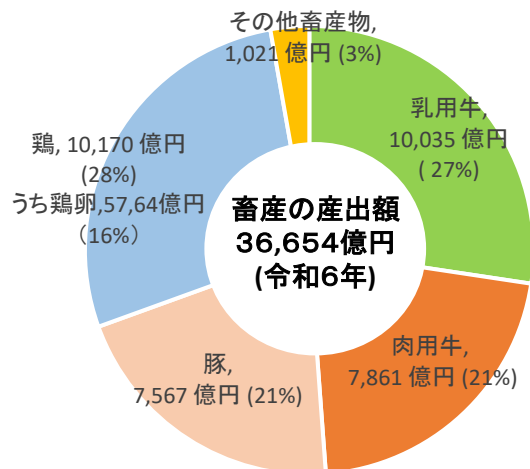
<事業の流れ>



○令和6年の畜産の産出額は3兆6,654億円で、農業総産出額(10兆7,801億円)の約34%を占めている。

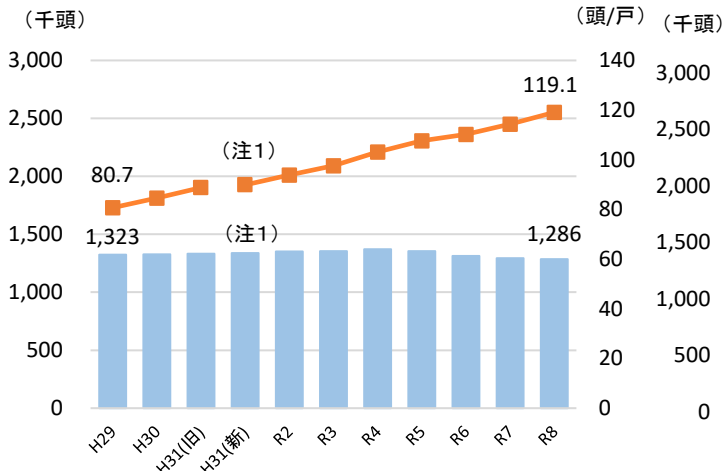
○いずれの畜種も一戸当たりの飼養頭羽数は増加しており、規模拡大が進展。

畜産の産出額の品目別割合(令和6年)

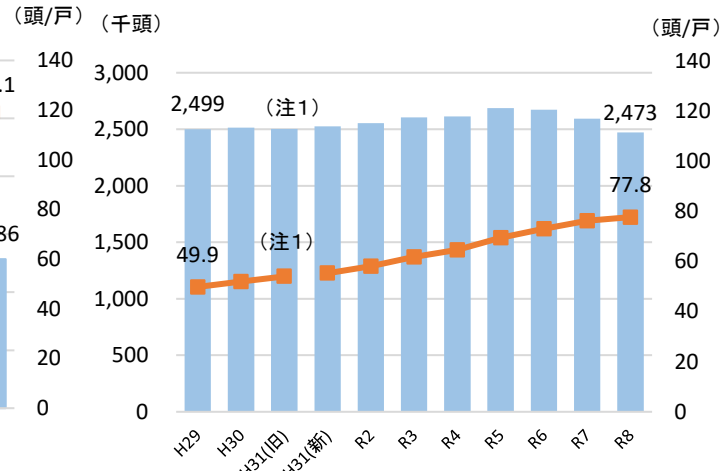


資料:農林水産省「令和6年農業総産出額(全国)」

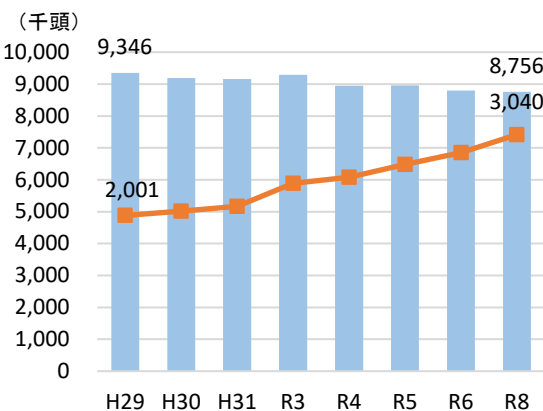
○乳用牛の飼養頭数



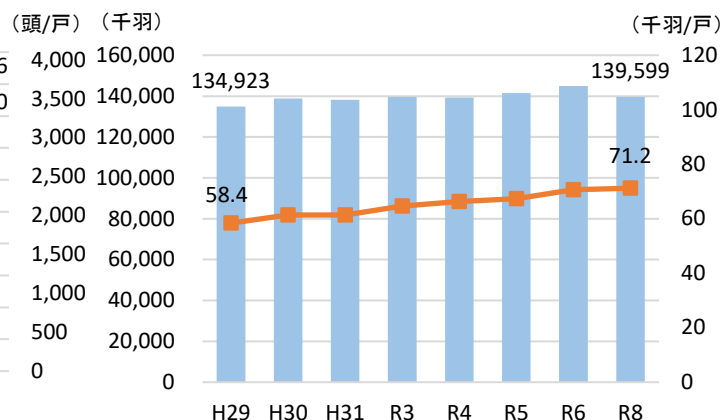
○肉用牛の飼養頭数



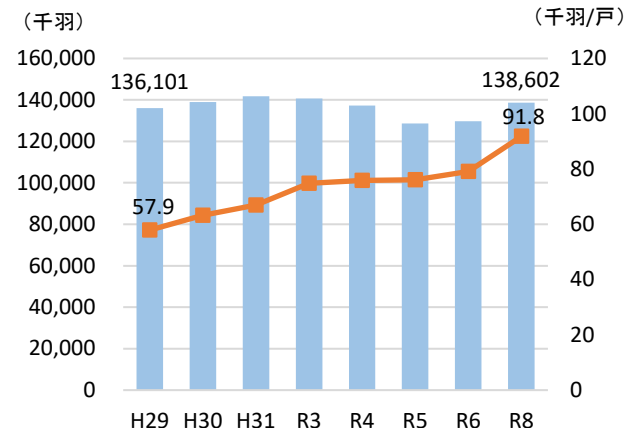
○豚の飼養頭数



○肉用鶏の飼養頭数



○採卵鶏の飼養羽数



資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:(肉用牛、乳用牛)令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を「平成31年(新)」として記載。

2:(豚、肉用鶏、採卵鶏)農業センサス実施年のため、令和2および7年の調査は休止した。

3:(肉用鶏)年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く。

4:(採卵鶏)種鶏のみの飼養者及び成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く。

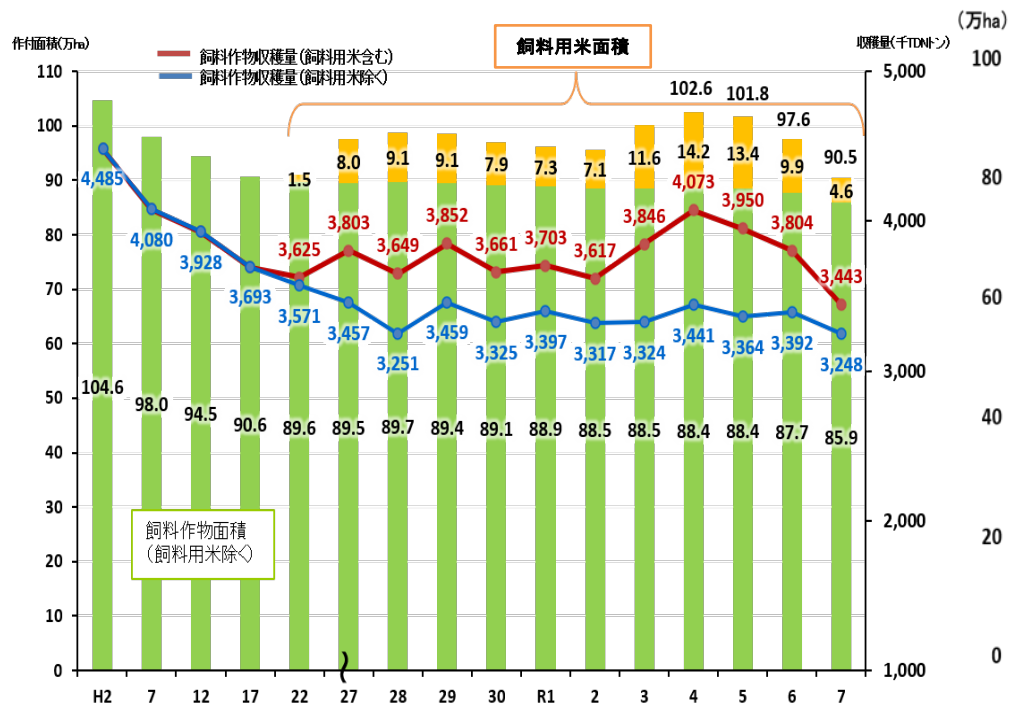
○国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが重要。

○全国の飼料作物作付面積(飼料用米除く)は、近年横ばいで推移しており、令和7年度は85.9万ha。

○主産地は、北海道(64%)であり、作物別では、主に牧草の作付が76%と多い。

○令和7年策定「食料・農業・農村基本計画」において設定された目標(令和5年度→令和12年度)
【飼料作物の作付面積:88万ha→101万ha】【飼料自給率:27%→28%】

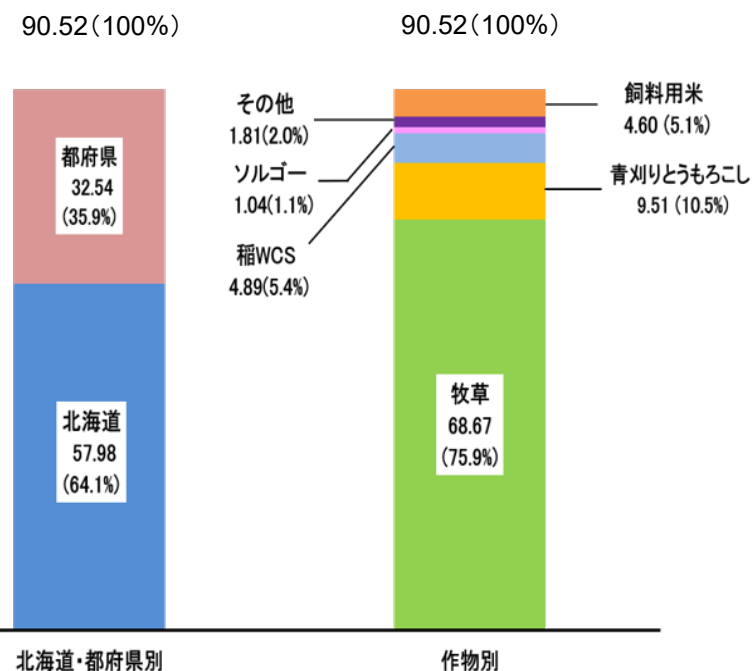
○ 全国の飼料作物作付面積及び収穫量の推移



資料:農林水産省「作物統計」、「耕地及び作付面積統計」、「新規需要米生産集出荷数量」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

注:収穫量は飼料課で推計。
令和7年は概算値。

○ 飼料作物作付面積の内訳



資料:農林水産省「作物統計」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」
注:令和7年概算値。

- 畜産の収益性や持続性向上のために必要な施設の整備や機械の導入を支援。
- 経営安定・安定供給のための備えとして、畜種ごとの特性に応じた制度を措置。

畜産クラスター

施設整備、機械導入、調査・実証・推進

畜産クラスター計画に位置付けられた畜産農家等に対し、畜産の収益性や持続性向上のために必要な施設の整備や機械の導入を支援。また、地域の収益性を向上させる新たな取組の実証調査を支援。



地域の関係者が連携し、地域の収益性や持続性を向上させるための取組内容、目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

「畜産クラスター事業」の主な見直し内容（令和7年度補正）

①「持続性向上タイプ」を新たに創設

- ・従来のメニューに加え、収益性の向上に直ちに結びつかない取組※も支援
※国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農・経営継承、アニマルウェルフェア、家畜衛生、野生鳥獣害の防止など
- ・取組に必要な、車両消毒ゲートや野生動物侵入防止柵等を補助対象に追加
- ・施設の補改修や中古機械の導入を推進

②酪農への支援を再開

- ・施設整備事業について、国産飼料基盤（北海道40円/頭、都府県10円/頭）を要件にして、搾乳牛舎への支援を再開
- ・機械導入事業について、酪農関係の機械を導入する際の増頭制限を廃止

優良繁殖雌牛更新加速化事業

畜産クラスター計画に基づき、成長がよく肉質に優れた肉用子牛を生産するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付。

（交付単価）

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

【事業実施主体】 畜産クラスター協議会、民間団体

酪農

加工原料乳生産者補給金等

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付。

（令和8年度加工原料乳生産者補給金単価9.11円/kg、集送乳調整金単価2.92円/kg（うち関連対策0.09円/kg）、総交付対象数量350万トン（うち関連対策25万トン））

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構

肉用牛

肉用子牛生産者補給金

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付。

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。）

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構
（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

養豚

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。）

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構

養鶏

鶏卵生産者経営安定対策事業

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、更に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付。（補填金のうち6分の5、奨励金のうち4分の1にそれぞれ相当する額は、生産者の積立金から支出。）

【事業実施主体】（一社）日本養鶏協会

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付（いずれも規模要件なし）。
- 水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援。

○経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付。
- 交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（ナラシ対策も同じ）

【交付単価（令和8年産から適用）】

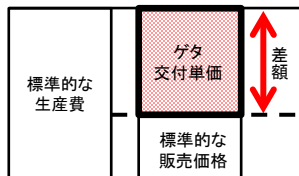
【数量払】 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg	てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	14,090円/1t	15,030円/1t
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg	そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg	なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg			

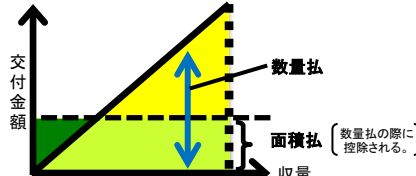
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>

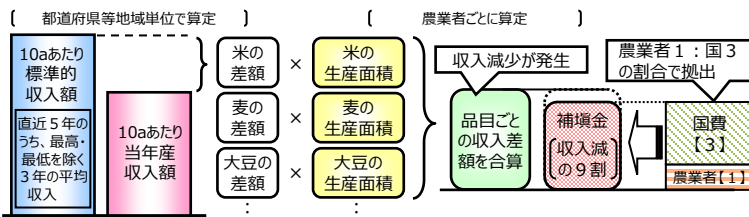


<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補填。



水田活用の直接支払交付金等

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

2. 産地交付金

・国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県・地域が支援内容を設定。

・また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※3} （3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分）	1万円/10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

3. 畑地化促進助成（令和7年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施）

水田を畑として利用し、畑作物の定着等を図る取組のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援。

① 畑地化支援^{※4}：7万円/10a

② 定着促進支援^{※4}（①とセット）：2万円（3万円^{※5}）/10a×5年間
または10万円（15万円^{※5}）/10a（一括）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）^{※6}

※4 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

※5 加工・業務用野菜等の場合

※6 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援。

5. コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米	9万円/10a
酒造好適米	取組年数に応じて最大3万円/10a ^{※7}

※7 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援

※8 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

経営所得安定対策等推進事業等

- 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成。

- 収入保険は平成31年1月からスタート。
- 加入者数は、令和8年1月末時点で、全国で約10万3千経営体（うち個人約9万3千、法人約1万1千）。
- 青色申告を行う農業者（34.7万経営体）のうち、29.8%が加入。

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償

実施主体	全国農業共済組合連合会（平成30年4月設立） （加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合へ委託）
対象者	青色申告を行っている農業者※（個人・法人） ※ 保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できる
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定 （規模拡大特例、収入上昇傾向特例に該当する場合、基準収入を上方修正） ※ 気象災害により大幅に農産物の収入が減少した場合、その年の収入金額を補正して基準収入を算定できる 気象災害特例の適用が可能
補填の方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上 限として補填。補填方式は、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」のほか、保険方式 のみで9割までを補償限度とする「保険方式補償充実タイプ」も農業者が選択できる
保険方式の 保険料	保険金額の1.498%（新規加入で補償限度80%を選択した場合。50%の国庫補助後） ※ 保険金の受取実績に応じて、毎年適用される保険料率変動する
積立方式の 積立金	掛捨てではない（75%の国庫補助）

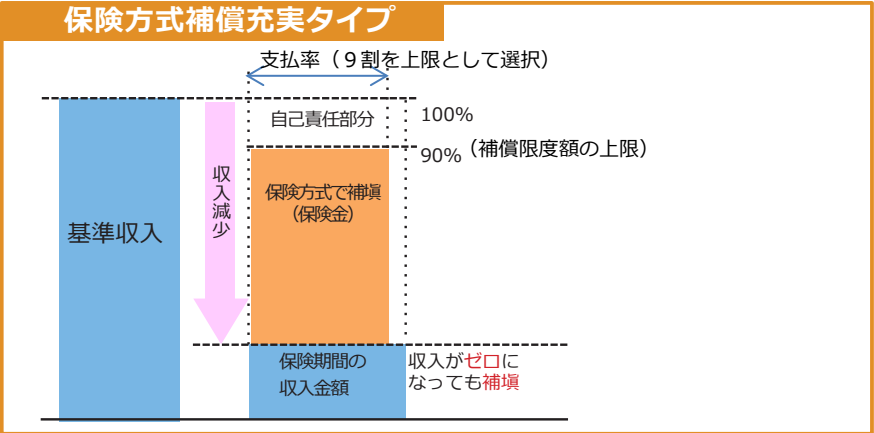
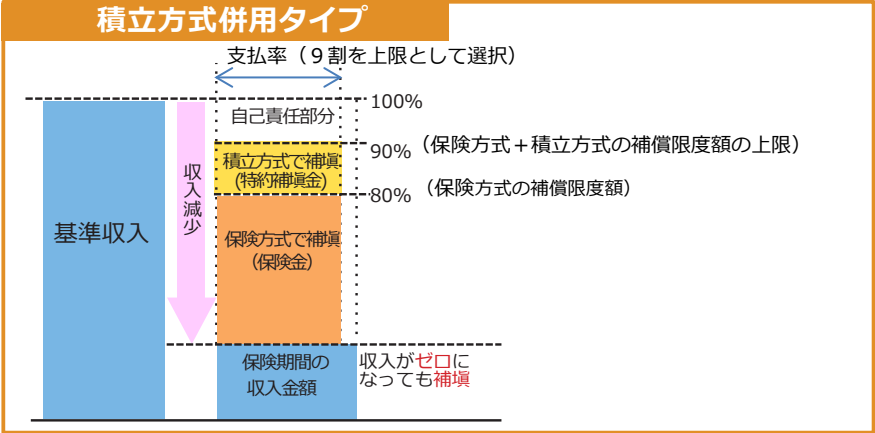
【個人、法人別の加入状況】（経営体）

	令和5年	令和6年	令和7年
全体	90,644	99,128	103,441 (29.8%)
個人	81,283	89,009	92,829
法人	9,361	10,119	10,612

（注1）令和8年1月末時点
（注2）（ ）は青色申告者に対する割合

青色申告を行っている農業経営体は34.7万経営体
（現金主義を除く）
※ 収入保険では加入対象外の肉用牛、肉用子牛、肉豚
鶏卵を含んだ数値
※ 2025年農林業センサス（確定値）

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入
※ 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年の新規加入者は2年間（令和4年、5年加入者は3年間）の同時利用
を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しない



- 効率的かつ安定的な農業経営が農業構造の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度として、平成5年に「認定農業者制度」を創設。
- 認定農業者数は、21.2万経営体、うち法人は年々増加し3.0万経営体（令和7年3月末現在）。

○農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

【記載事項】

- ・経営改善の方向
（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・生産方式の合理化の目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理の合理化の目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・農業従事の様態等に関する改善の目標（例：休日制の導入等）等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

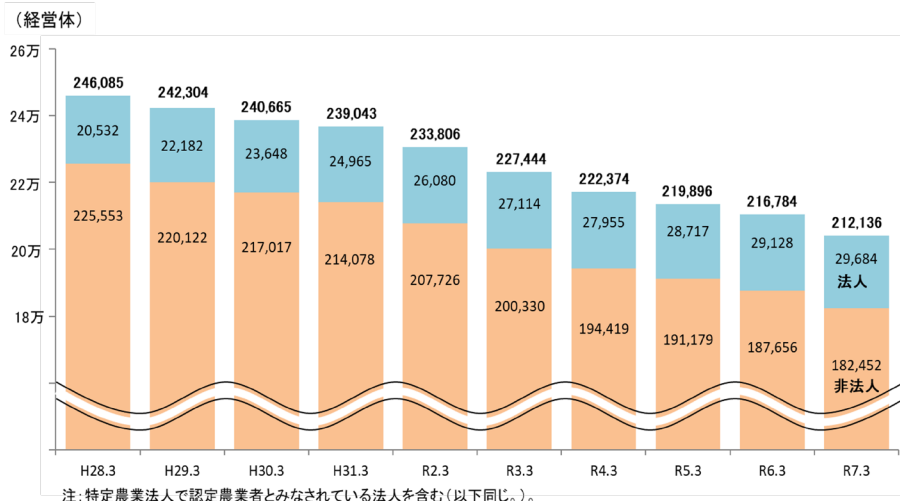
【認定要件】

- ・市町村基本構想に照らして適切なものであるか（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ・達成される見込みが確実であるか

＜農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合＞
・農地転用許可基準を満たしているかどうか

認定農業者

○認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

○認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策	ゲタ対策、ナラシ対策※
融 資	スーパーL資金及び農業近代化資金
税 制	農業経営基盤強化準備金制度
農業者年金	農業者年金の保険料支援
農地転用	農地転用手続のワンストップ化

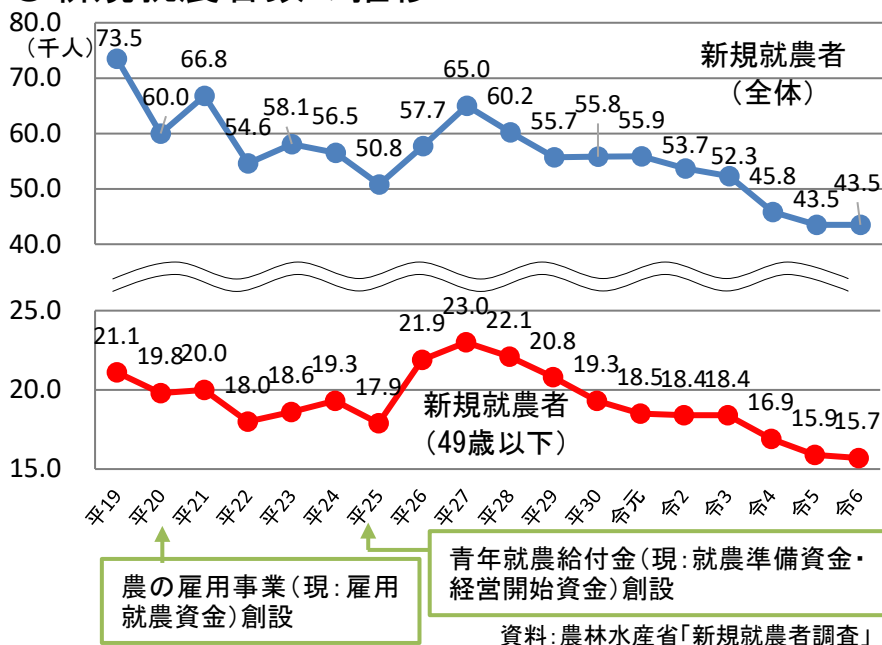
※ ゲタ対策とは麦・大豆等のコスト割れの補填、ナラシ対策とは米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットのこと。

※1 農業経営を営む区域が市町村又は都道府県の区域を越える場合は、都道府県又は国へ申請

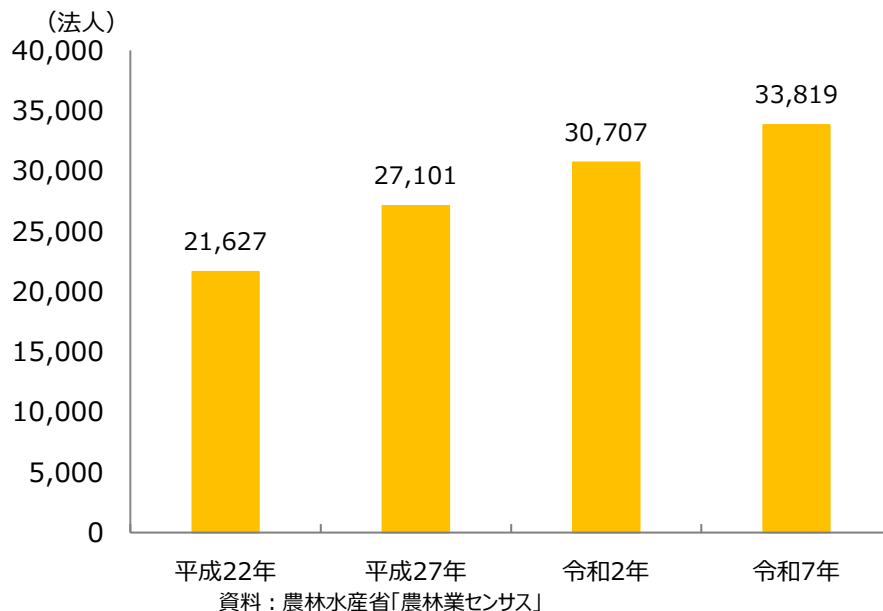
※2 電子申請も可能

- 我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、将来の担い手の確保・育成を図り、世代間のバランスのとれた農業構造にしていくことが重要。
- 将来の担い手として期待される40代以下の就農者は、近年は1万6～8千人前後で推移。また、雇用の受け皿としても期待される法人経営体は増加傾向で推移し、令和7年に33,819法人。

○新規就農者数の推移



○法人経営体数の推移



○49歳以下の就農(希望)者に対する主な支援策

経営発展支援事業

都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援(国費上限500万円)。

世代交代円滑化タイプ

円滑な経営継承・経営発展に向け、機械・施設等の導入・修繕・移設・撤去や、法人化や専門家の活用等の取組を支援(国費上限600万円)。

就農準備資金(※1)

研修期間中の研修生に対して、13.75万円/月(165万円/年)を最長2年間交付。

経営開始資金(※1)

独立・自営する認定新規就農者に対して、13.75万円/月(165万円/年)を最長3年間交付。

雇用就農資金(※2)

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、60万円/年を最長4年間助成。

※1 令和3年度以前の「農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)」

※2 令和3年度以前の「農の雇用事業」

○法人化に対する主な支援策

農業経営・就農サポート推進事業

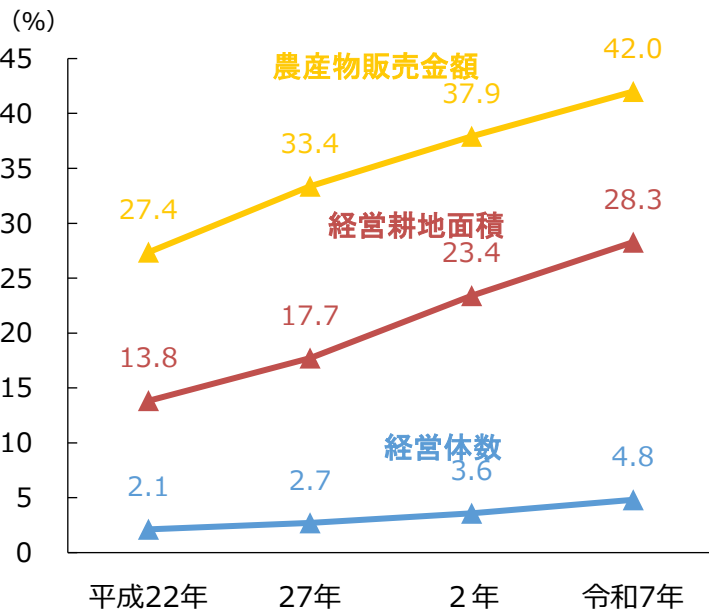
都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業者の課題解決(法人化等)に必要な助言等の取組を支援。

集落営農連携促進等事業

集落営農の連携・合併に向けたビジョンを策定する組織の法人化を支援(定額25万円)。

- 農業法人の重要性が増す中、その経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上の取組を推進する必要。
- また、企業の農業参入は、平成21年の農地法改正により、企業への農地リースが全面自由化され、約5千以上の法人が参入。
- 一方、令和7年3月末までに策定された地域計画により、10年後に有効利用される見込みのない農地が多く存在することが明らかになり、その解消には、他地域の農業法人や異業種の企業の参入をより一層促進していく必要。

○農業生産に占める法人等のシェア



資料：農林水産省「農林業センサス」

○経営基盤強化に対する主な取組

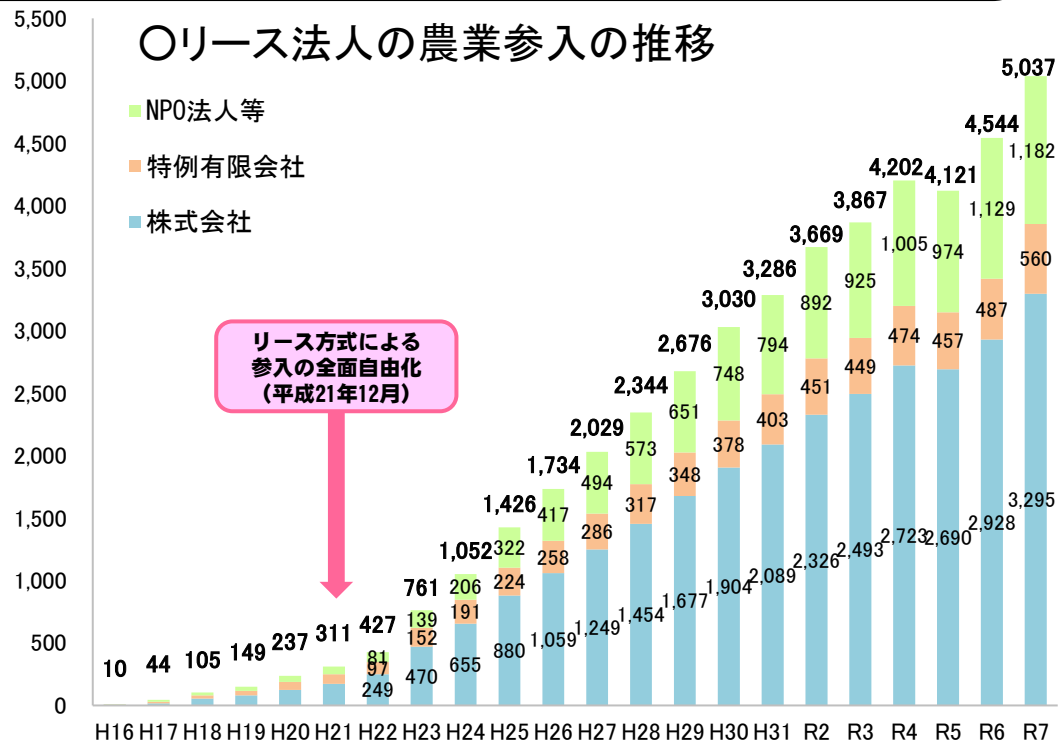
経営発展・就農促進委託事業

農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業法人の企業価値評価手法等の研究・開発等を実施。

農業経営人材の育成に向けた官民協議会

令和6年6月に農業関係団体や士業団体を構成員とする官民協議会を設置し、農業者の経営管理能力の向上等の取組を推進。

○リース法人の農業参入の推移



農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会

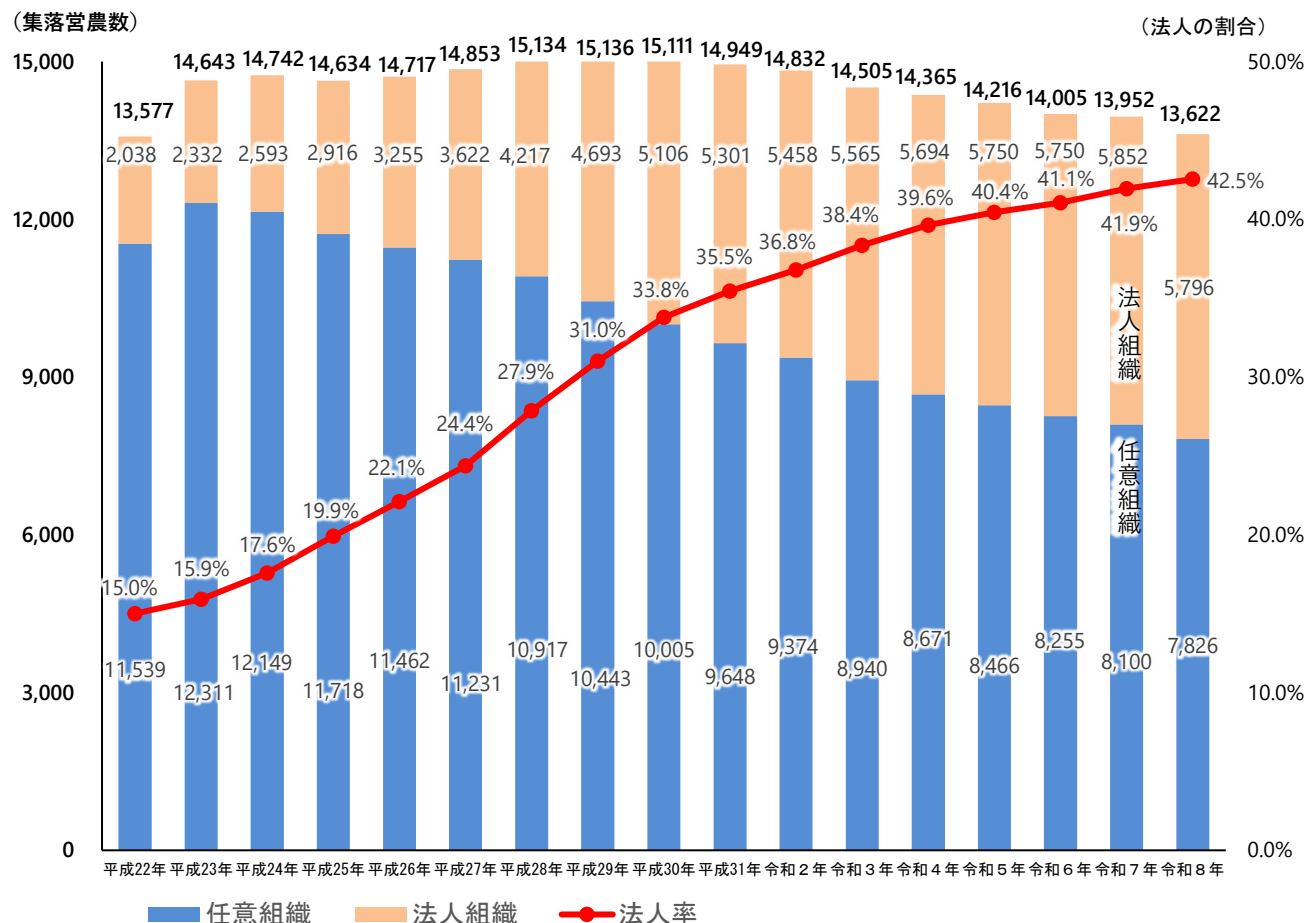
令和7年6月に税理士、公認会計士の団体や民間金融機関等から構成される検討会を設置し、透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大を推進。

農業経営発展計画制度

農地所有適格法人の議決権に関する要件の特例を措置し、食品事業者等からの出資による、農地所有適格法人の農業経営の発展を推進。

○ 集落営農数は平成29年をピークに減少傾向で推移。一方、集落営農に占める法人の割合は増加傾向で推移しており、令和8年は前年から0.6ポイント増加。

○集落営農数の推移



集落営農の構成員の高齢化等が進む中、組織運営に不可欠な経営基盤の強化など適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要。

集落営農連携促進等事業

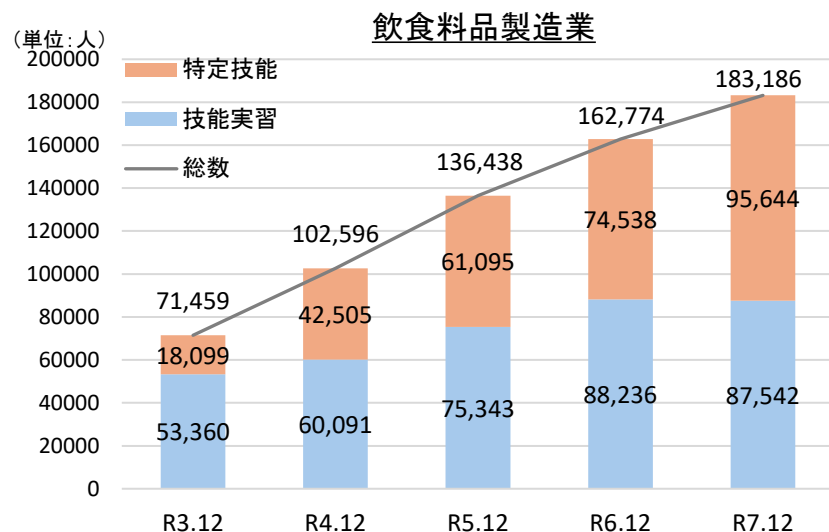
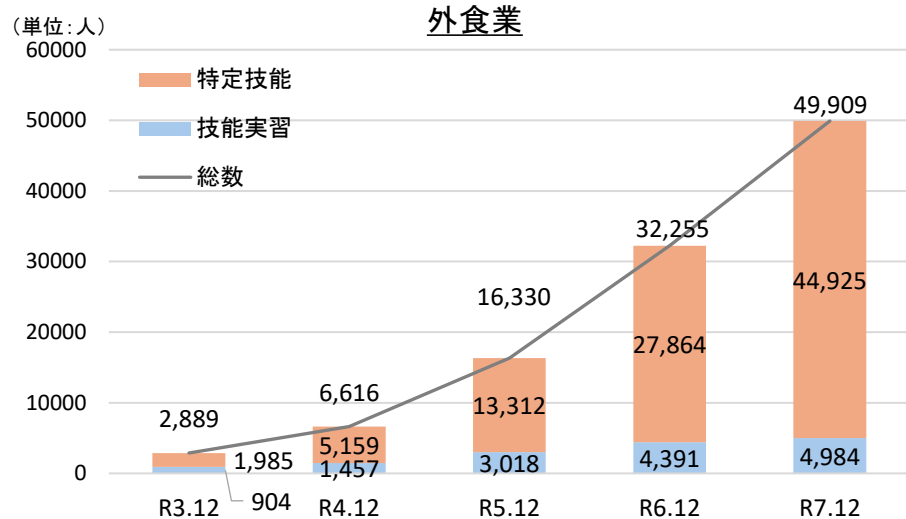
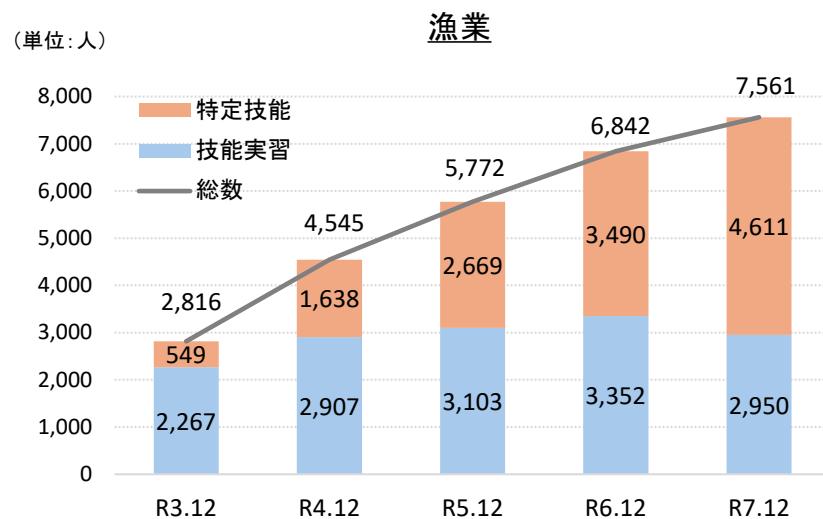
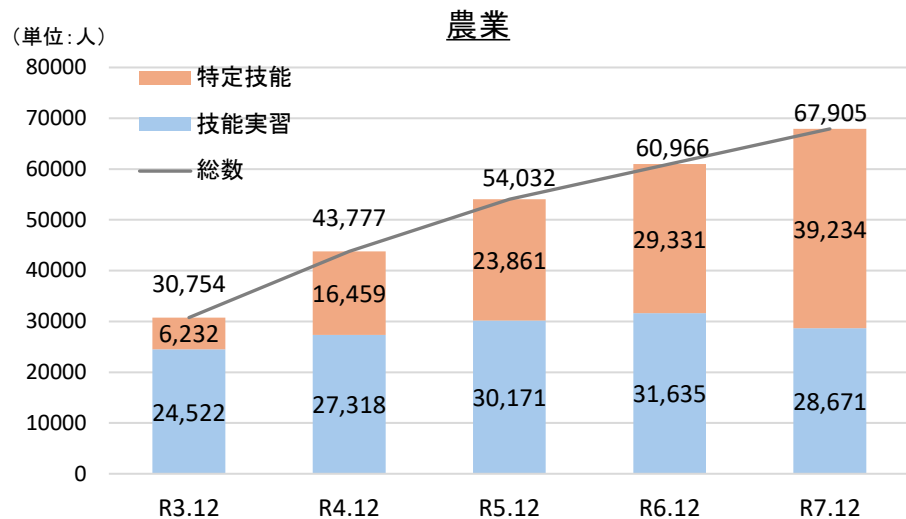
集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。

資料: 集落営農実態調査(各年2月1日現在)

※令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農については、令和6年の調査結果には含めていない。

○ 外国人材については、農業(67,905人)、漁業(7,561人)、外食業(49,909人)、飲食料品製造業(183,186人)の受入れとなっている。

※令和7年12月末時点



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」を基に農林水産省及び水産庁で作成

○ 農林水産業・食品産業分野の外国人材受入れの仕組みとして、実習目的の「技能実習制度」と就労目的の「特定技能制度（平成31年4月創設）」がある。

○技能実習制度と特定技能制度の比較について

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1 号」、「特定技能 2 号」 ➤ 就労目的
在留期間	最大で最長 5 年 1 年目 技能実習 1 号 ↓ (技能評価試験（初級）を受検・合格) 2・3 年目 技能実習 2 号 ↓ (技能評価試験（専門級）を受検・合格) ※実習開始前に 1 ヶ月以上の帰国が必要 4・5 年目 技能実習 3 号 (技能実習期間中は原則帰国不可)	「特定技能 1 号」：通算 5 年 (1 年を超えない範囲の在留期間を更新) 「特定技能 2 号」：上限なし (3 年、1 年又は 6 月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	農業関係 ・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」	<1号> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <2号> 当該業務に関する管理業務 + (現場リーダー、農場長など)
	漁業関係 ・漁船漁業：「かつお一本釣り漁業」「延縄漁業」「いか釣り漁業」「まき網漁業」等 ・養殖業：「はたてがい・まがき養殖」	・漁業全般 ・養殖業全般 当該業務に関する管理業務 + (現場リーダー、養殖長など)
	食品産業関係 ・「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 ・「医療・福祉施設給食製造」	・飲食料品製造業全般 (酒類を除く) ・外食業全般 当該業務に関する管理業務 + (部門長、ライン長など) 店舗経営 + (店長、エリアマネージャーなど)
技能水準※	—	「特定技能 1 号」：相当程度の知識又は経験と必要とする技能 「特定技能 2 号」：熟練した技能
日本語能力の水準 ※	—	「特定技能 1 号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 「特定技能 2 号」：日本語能力試験B1相当以上 (R9.4.1から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定)
外国人材の受入れ主体 (雇用主)	実習実施者 (農業者等)	・農業経営体、漁業経営体、 飲食料品製造事業者、外食事業者 ・派遣事業者 (農業・漁業分野のみ)

○特定技能制度による受入れ

分野	5年間の受入れ上限数※1	受入れ人数※2
農業	73,300人	37,952人
漁業	14,800人	4,590人
飲食料品製造業	133,500人	93,393人
外食業	50,000人	43,869人
林業	900人	0人
木材産業	4,500人	15人

※1:令和6年4月～令和11年3月末までの5年間
※2:令和7年12月末時点（速報値）特定技能 1 号在留外国人数
※3:林業については、令和6年3月に「特定技能 1号」の対象分野に追加され、同年9月に関係省令等が整備されたばかりであるため、令和7年12月末時点では受入れがない。

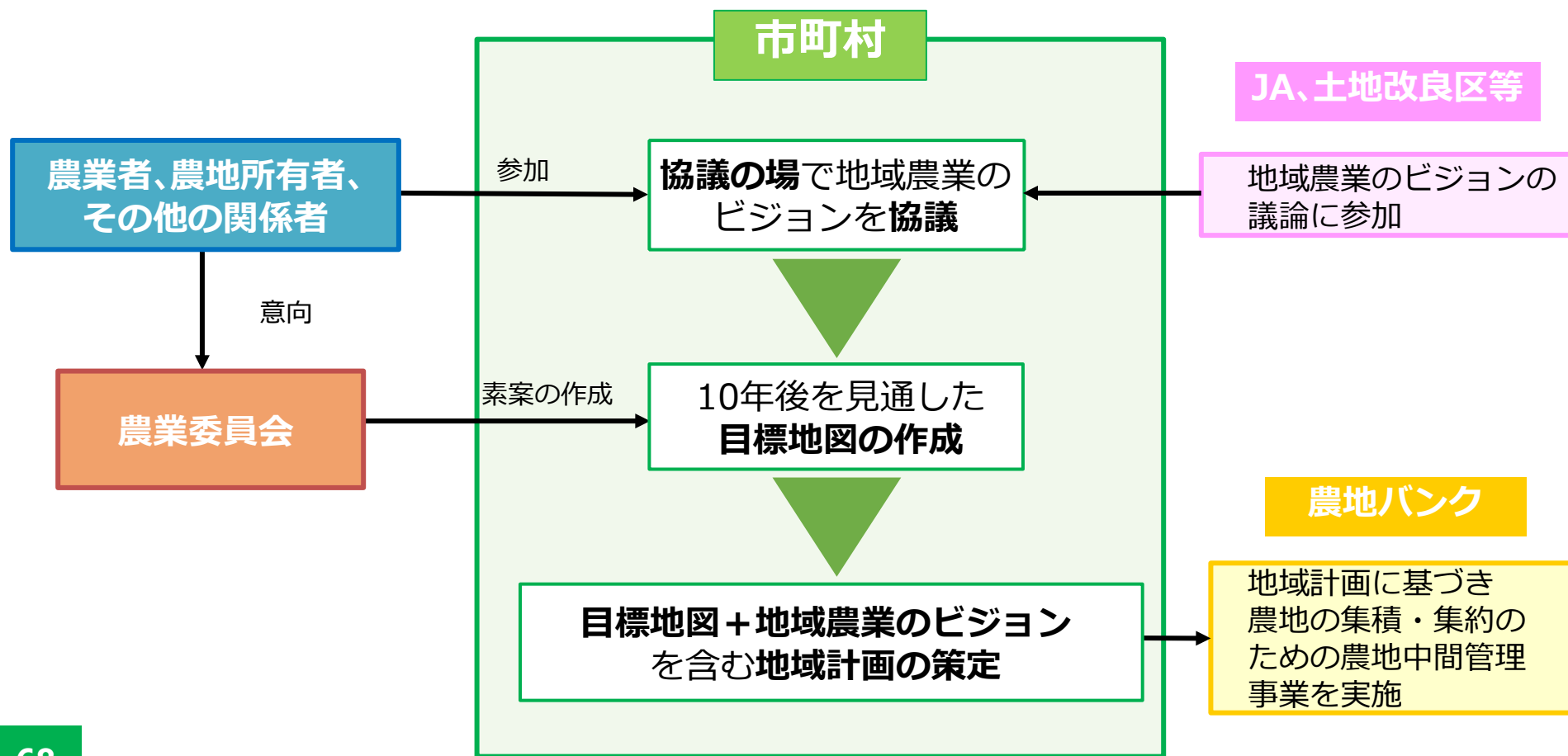
○育成就労制度の創設

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度から、特定技能 1 号水準の人材育成と確保を目的とする育成就労制度へ改正（令和6年6月に関連法案が成立）。
- ・施行は令和9年4月1日。

※ 業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号については、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。

- 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、令和7年4月末までに全国1,615市町村、18,894地区で地域計画を策定。
- 地域計画区域内の農用地等面積は422万haと農地のほとんどをカバーしている一方で、将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万haと約3割にのぼる。
- 地域計画は、一度策定して終わりではなく、随時見直し、完成度を高めていくことが重要。

○ 地域計画策定の流れ

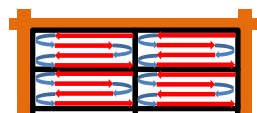


○ 区画の拡大、排水改良、用排水路の整備等により、農作業の機械化・省力化が図られ、稲作労働時間、米の生産コストともに減少。

○農地の大区画化



○自動走行農機等の活用を可能にする区画整理



小区画：ターン12回

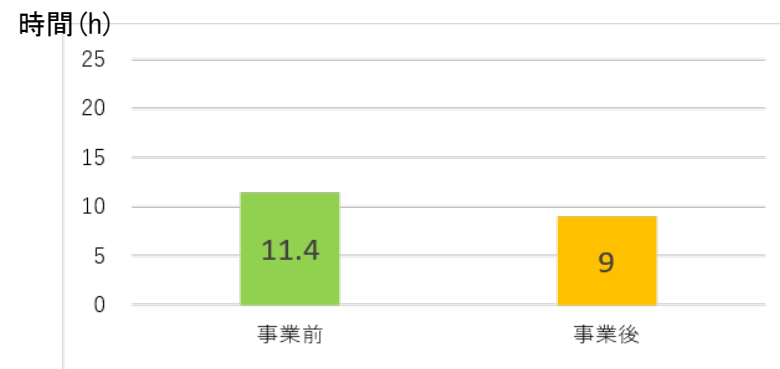


大区画：ターン7回

— 直 線(自動) — ターン(手動)

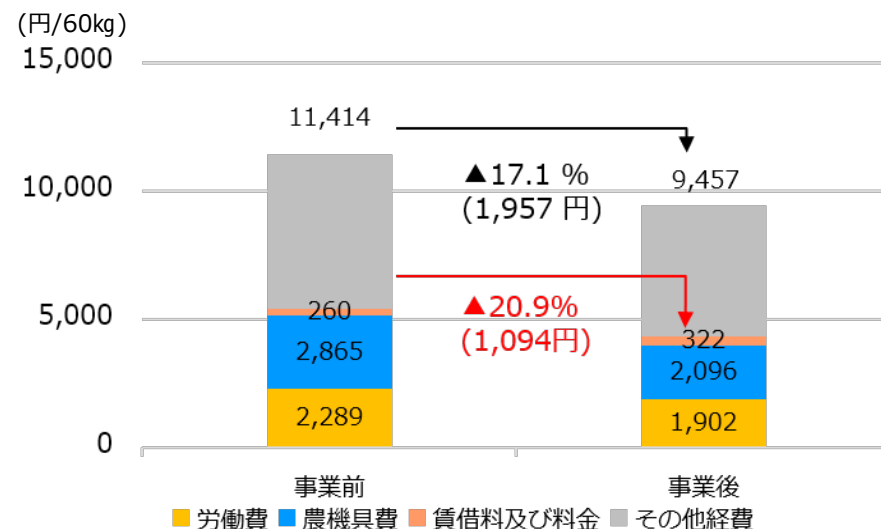
長辺をより長くした大区画ほ場の整備により、ターン回数を減らし、自動走行農機を効率的に運用

○10a当たりの稲作労働時間の変化



資料：令和4年度～令和6年度完了地区のうち、おおむね50a以上に整備した地区（回答があった112地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）に基づき作成

○60kg当たりの米の生産コストの変化



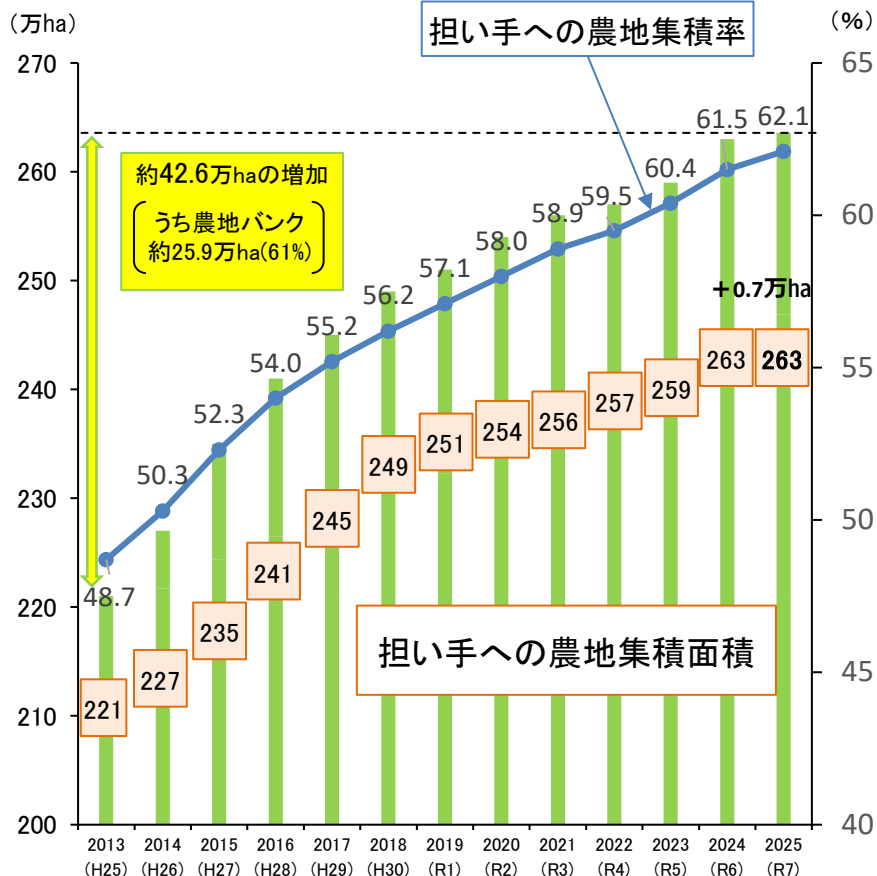
資料：令和4年度～令和6年度完了地区のうち、おおむね50a以上に整備した地区（回答があった114地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）に基づき作成

○ 農地バンク(農地中間管理機構)が創設された平成26年度以降、担い手への農地集積面積は増加。令和7年度は0.7万ha増加し、そのシェアは62.1%となった。

○ 農地バンクによる集積面積は、約25.9万haと新規集積面積全体の約6割。

○担い手への農地集積面積とシェア

目標 2030年度に7割

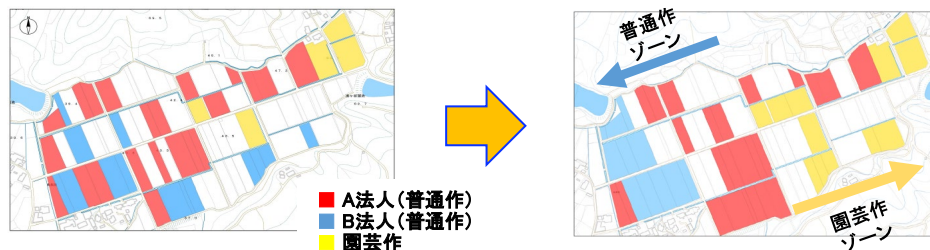


※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成 (年度末)

農地(田・畑)のゾーニングで、農地交換による生産性向上を支援(福岡県朝倉市烏集院地区)
うすのいん

取組の概要

- ① 福岡県農地バンクは農業委員・地域リーダーと連携し、耕作者の意向をとりまとめ、普通作と園芸作が入り組んだ状況の解消や生産性の向上に重点を置いた集約計画を作成し農地(田畑)の交換による集約化を支援したことで、地域内の団地面積が4.1ha増加。
- ② 農地バンクは農地交換で確保した受け手不在農地について、就農希望者や地区外の担い手に対して視察会や地域リーダーとの面談を企画するとともに、農地を1.3ha貸し付けて経営規模の拡大を支援。
- ③ また、田畑をまとまりのある形に集約した上で、さらなる生産性向上や水不足解消を図るため、地元の費用負担を考慮し、農地の大区画化や排水改善、用水確保に係る条件整備を提案。
その後、農地耕作条件改善事業を実施して営農条件を整備し、併せて、機構協力金を活用することで、条件整備に係る地元負担を軽減。

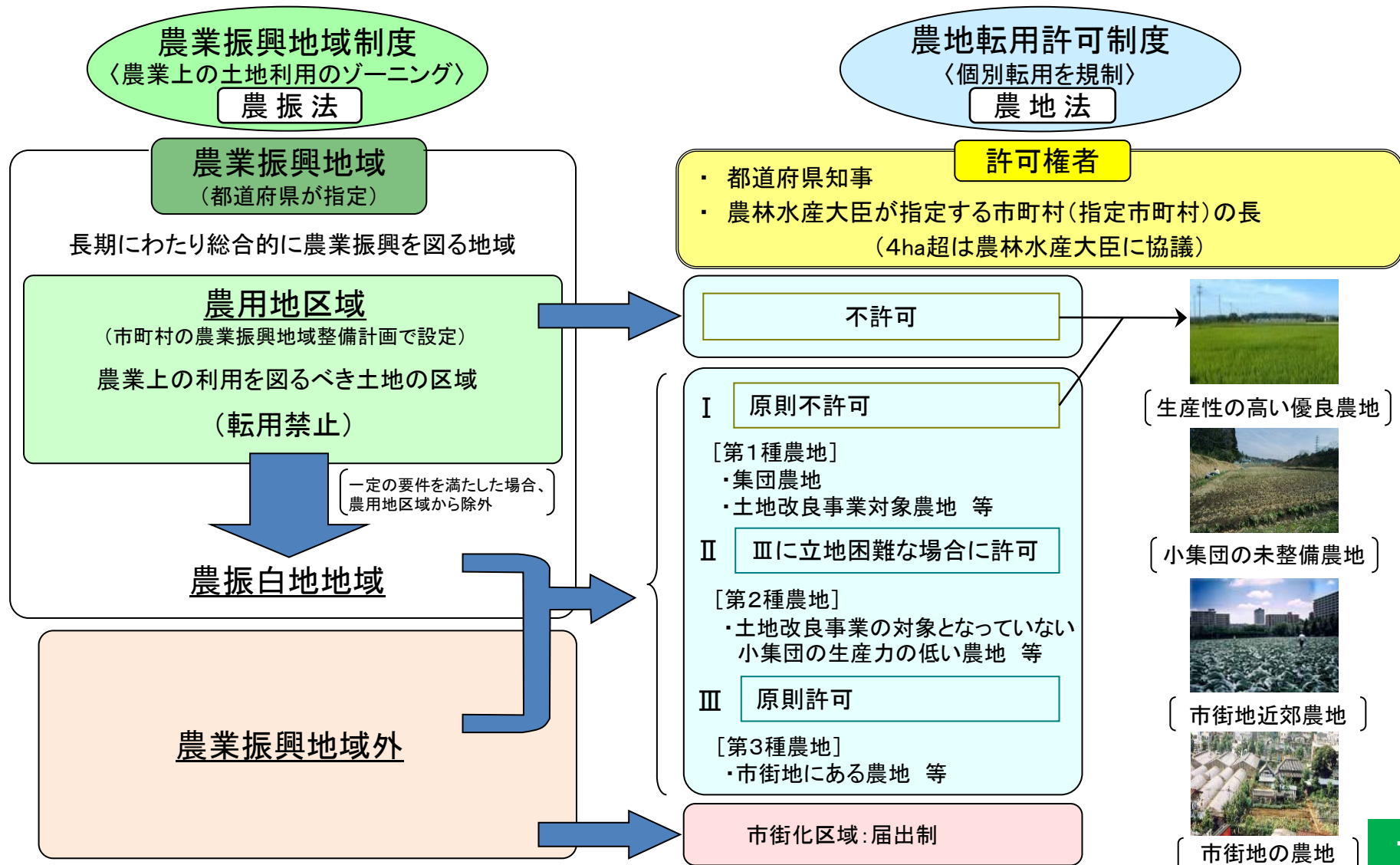


取組の効果

○地域内の団地面積 : 1.2ha → 5.3ha

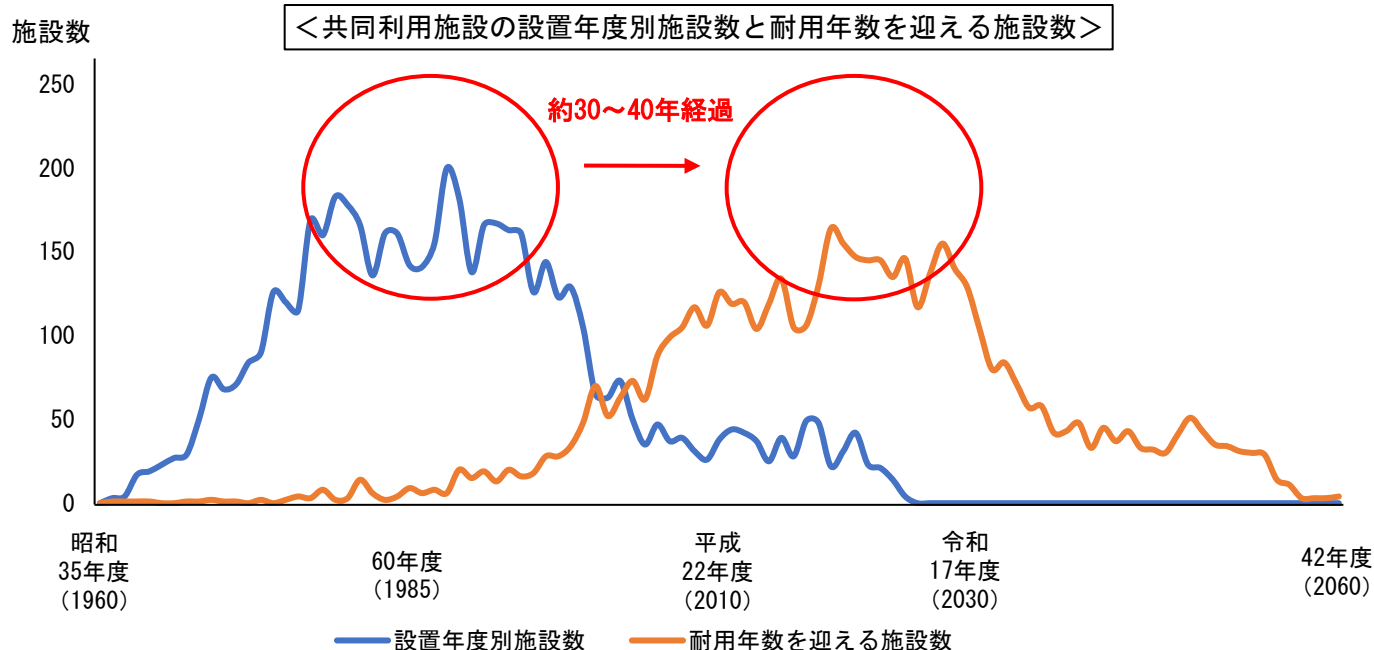
○担い手への農地集積率 : 58.9% → 64.6%

- 農地は、国民に対する食料の安定供給のための資源であり、必要な農地を確保することが重要。
一方で、農村地域での転用需要にも適切に対応する必要。
- このため、農業振興地域制度において、市町村が農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定し、農地転用を禁止するとともに、農地転用許可制度において農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の支障が少ない農地に誘導。



- 農畜産物の調整保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年である中、稼働している共同利用施設のうち、約7割※が30年以上前に設置された施設となっている。
- また、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う、施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者の負担の増加が発生しており、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を進めていくことが必要。

※ JA全中（一般社団法人全国農業協同組合中央会）調べ



資料：JA全中「令和7年度JAグループ共同利用施設に関するフォローアップ調査（令和7年11月）」を基に農林水産省作成

産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進。



新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化した穀類乾燥貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援。

- 土地改良事業は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性を向上させるとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするためのものである。
- さらに、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を通じて、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、多様な地域住民が生活する場でもあり、多面的機能が発揮される場所である農村の振興にも大きな役割を果たしている。

土地改良長期計画（令和7～11年度）全体概要

食料自給力の確保に資する農業農村整備

農業生産基盤の整備・保全

政策課題1： 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減【政策目標1】

- ・担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

国内の需要等を踏まえた生産の拡大【政策目標2】

- ・国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

政策課題2： 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保【政策目標3】

- ・基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進
- ・施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICTの導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

農村の振興

政策課題4： 農村の価値や魅力の創出

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出【政策目標5】

- ・生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進
- ・多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

農村協働力

環境と調和のとれた持続可能な農業生産

政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進【政策目標4】

- ・防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進
- ・気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進

食料安全保障の確保

多面的機能の発揮

大規模自然災害への対応

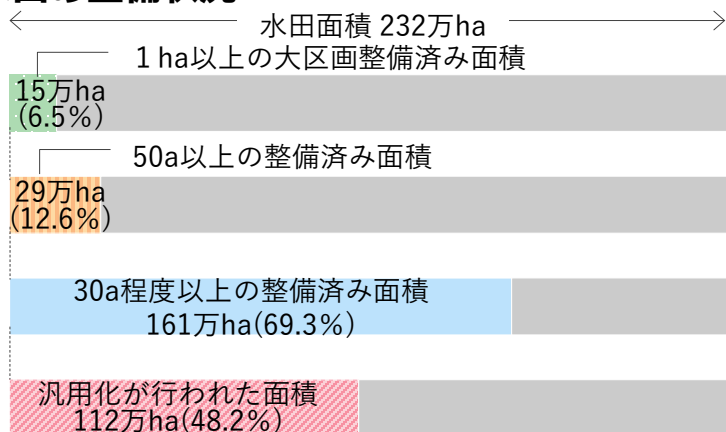
- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 2 土地改良区の運営体制の強化
- 3 技術開発の促進と普及、人材の育成
- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

- 区画が整備された水田は161万ha（69.3%）、畑は129万ha（66.1%）（R6年3月末時点）。
- 標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2024年にかけて42%から59%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から50%へと増加。
- 農業用排水施設の維持管理を担う土地改良区は、合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。

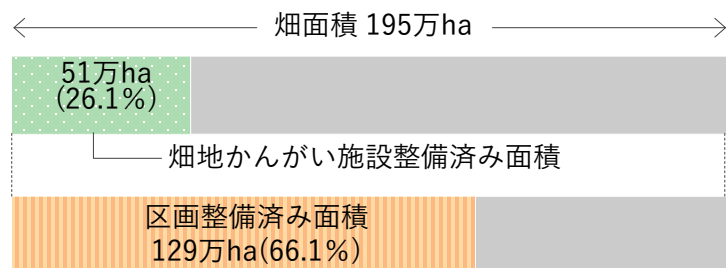
○水田の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
 注：1)「汎用化が行われた面積」は、「30a程度以上の整備済み面積」のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

2)「水田面積」は令和6(2024)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和6(2024)年3月末時点の数値

○畑の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
 注：「畑面積」は令和6(2024)年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和6(2024)年3月末時点の数値

○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年（H19）			2024年（R6）		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,781	4,622	59%
貯水池	1,237	104	8%	1,295	137	11%
取水堰	1,949	442	23%	1,978	943	48%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,035	2,411	79%
水門等	1,062	535	50%	1,140	883	77%
管理設備	219	159	73%	333	248	74%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	52,118	25,814	50%

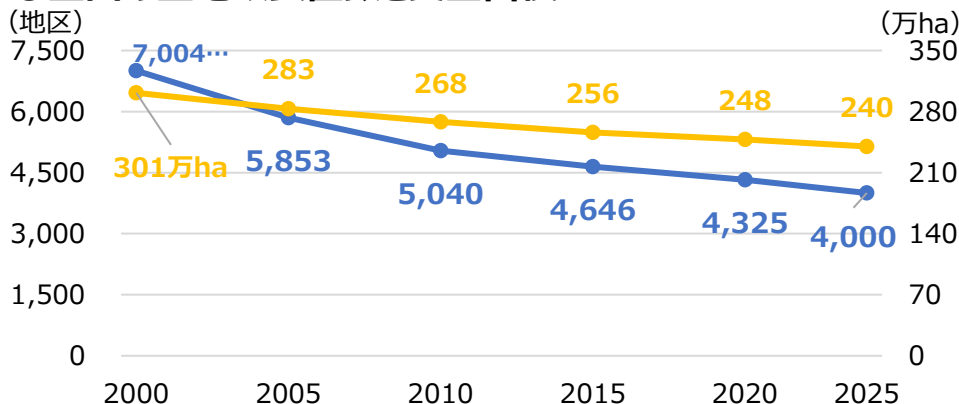
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2024年3月時点）

注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○全国の土地改良区数と受益面積



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

- **スマート農業の社会実装に向け、スマート農業技術※を生産現場に導入・実証し、経営効果を検証するプロジェクトを令和元年度から開始し、全国217地区で実証。スマート農業技術活用に関する効果が実感される一方、生産サイドと開発サイド双方での課題が明らかになった。**
- ※ 情報通信技術を用いた技術であって、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するもの。

スマート農業実証プロジェクトの展開

- スマート農業技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにする**スマート農業実証プロジェクトを全国で展開**
- プロジェクトを通じて、**危険・重労働からの解放、現場のはりつきからの解放、初めての方でも農作業に取り組みやすくなる、農産物の収量や品質の向上、労働時間の削減等の効果が判明**

令和元年度 69地区
(H30補正：61.5億(内数)+R元当初：5.0億)

令和2年度 55地区
(R元補正：71.5億(内数)+R2当初：7.5億)
・棚田・中山間や被災地、畜産・園芸等の品目を採択
・ローカル5G通信基盤整備（総務省事業）と連携したリモート技術の実証（以下、ローカル5G事業という）

令和2年度 24地区
緊急経済対策（R2一次補正：10.5億）
・新型コロナウイルスで人手不足が深刻化した品目・地域が対象
・農業高校等との連携による人材育成

令和3年度 34地区
(R2三次補正：62億(内数)+R3当初：7.5億)
・農政の重要課題に即した5つのテーマ（輸出促進等）に基づき実証
・ローカル5G事業

令和4年度 23地区
(R3補正：48.5億(内数)+R4当初：7.3億)
・作業集約又はシェアリングによりスマート農業技術の効率的な活用に産地ぐるみで取り組む実証
・ローカル5G事業

令和5年度 12地区
(R4補正：44億(内数)+R5当初：5.5億)
・海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に必要スマート農業技術を導入するための実証

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難易度が非常に高く、実用化に至らず



異業種で培った技術を
農業分野に生かしたい
けど、ほ場も作物の生
育もバラバラで手が出
せないなあ。。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)

- 今後約20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1/4(116万人→30万人)にまで減少すること等が見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。
- このため、「スマート農業技術活用促進法」を制定し、計画認定者に対して税制・金融等の支援措置や各種支援事業の優遇措置等により集中的かつ効果的に支援を行い、農業の生産性の向上を図る。

スマート農業技術活用促進法の制定 (令和6年6月公布、同10月施行)

＜令和12年度までにスマート農業技術の活用割合を50%以上に向上＞

生産方式革新実施計画

- ・**スマート農業技術の活用**と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等**新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模で行い、**スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定**し、生産性の高い農業を実現。

【申請者】

- ・農業者又はその組織する団体

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化
(ドローン等の飛行許可・承認等) など



現状



将来の姿

開発供給実施計画

- ・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、重点開発目標として明示し、これに沿って**スマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定**し、開発及び成果の普及を促進。

【申請者】

- ・農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認) など



アイガモロボ
第11回ロボット大賞
農林水産大臣賞

「スマート農業技術活用促進集中支援プログラム」を創設(令和8年度当初予算・令和7年度補正予算)し、スマート農業技術開発等に係る施策を措置

(スマート新法に基づく技術開発・実用化、ソフト・ハードの一体的支援、スタートアップ支援の対象拡充、サービス事業者の育成・活動の促進等)

社会実装の下支え

関係府省と連携したスマート農業技術活用の促進のための環境整備

- 狭小な農地や中小規模の農業者が多い中山間地域の生産性向上に向けて、
- ①狭小かつ傾斜の強いほ場にも適用可能なスマート農業技術の開発や、
 - ②導入コストを抑えつつ省力化が可能な共同利用やサービス事業の活用
 - ③農業生産条件が不利な中山間地域におけるスマート農業技術の導入への支援を進める。

中山間地域等に適用可能なスマート農業技術の開発

- 中山間地域でも導入可能な技術として、**傾斜地にも対応できるリモコン式草刈機**や**ドローンによる農薬散布等が実用化**。
- 中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「**低コスト**」や「**小型化**」等の現場ニーズに基づく研究開発を支援^{※1}。

※ 1 令和6年度補正予算
スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち現場ニーズ対応型研究
令和7年度補正予算
スマート農業技術開発・供給加速化対策のうち低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発



農業支援サービス事業者の活用

- 農業者がスマート農業技術を自ら「所有」するのではなく、「利用」での活用に転換することで、機械コストを抑制。
- スマート農業技術等を活用する農業支援サービス事業者の育成・活動の促進等を支援。



農薬散布ロボットによる農業支援サービス

中山間地域向けの支援

- **中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金※2**において、**スマート農業技術の導入**による作業の省力化・効率化を図る取組を支援する**スマート農業加算※3**を令和7年度に新設。

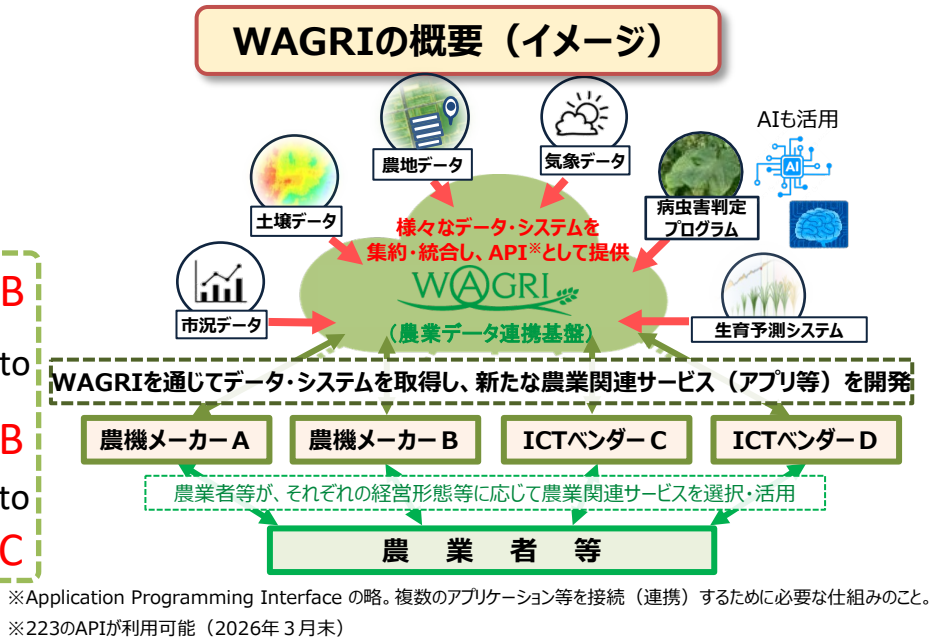


リモコン式草刈機を活用した共同活動

※2 集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに
したがって農業生産活動や共同活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

※3 単価：5,000円/10a、上限額：200万円/年

- 農業の生産性向上に向けて、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠であり、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤(WAGRI)を構築。2019年4月から農研機構を運営主体として運用を開始し、2026年3月末現在、126の民間事業者等が活用(会員登録)し、農業者等向けサービスを開発・提供(B to B to Cの仕組み)。
- 農研機構が農業に関する質の良い大量のデータを学習させた農業用基本AIモデルを開発。これを地域データでファインチューニング等することで、高精度な地域特化型AIを開発するコンセプトで横展開を図り、データ活用を促進。



AIの活用

- ①全国から農業データを収集し、ベースとなる**基本AIモデルを開発**
- ②基本AIモデルを地域特有のデータを用いて**地域毎にファインチューニング**すること等により、**地域特性に対応した個別AI開発**を促進

高精度な地域版AIモデルを迅速・低コストで開発可能に

2026年度から**地域版AIの開発・実証を加速化し、生産現場でのAI実装を推進**することで、**現場データの活用による生産性向上等**を実現。

WAGRIの活用事例
 (株)ファーム・アライアンス・マネジメント「FarmChat」

○ WAGRIの農業データや気象データ、青果物市況データなどを農業者向けスマホ用アプリに連携

市況情報サービス

市場の入荷量の推移を時系列で表示

AI機能 (2026年10月頃実装予定)

WAGRIからAPI連携により取得した農業データや気象データ等をもとに回答を生成

地域特化型AIによるAI活用のイメージ (生成AIの例)

農業用基本生成AIモデル
(全国モデル)
農研機構が開発

➡

地域特化型生成AI
(地域モデル)

➡

地域ごとの特性を踏まえた回答を生成可能に

地域特化知識

- 地域特有の情報
 - 土壌情報、気象条件
 - 品種の固有名称
 - 等
- 栽培指導関係
 - 優良農業者の特徴
 - 栽培指導のポイント
 - 等

RAG (検索拡張生成)

- 地域の栽培マニュアル
- 農業者の日誌情報
- 等

WAGRI

- 農地API
- 気象API
- 農業API
- 等

※1 事前学習済みのモデルを、目的とするタスクに特化した学習データにより追加で学習させること。
 ※2 生成AI(大規模言語モデル)が外部のシステムやプログラムの機能を呼び出して処理を実行する仕組み。

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。また、スマート農業技術活用促進法に基づき支援。

農林漁業を支える新たな技術・サービス

(株) レグミン



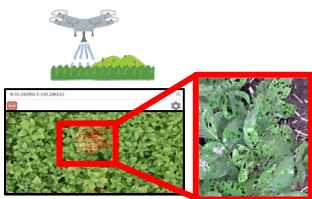
圃場内の自律走行および薬剤の自動散布を行う農業ロボットを開発し、それによる農薬散布サービスを提供

コネクテッドロボティクス (株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能なロボットサービスを提供

(株) オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

ウミトン (株)



養殖現場で生簀の遠隔餌やりを可能とするスマート給餌機を提供

各段階の課題への対応

スタートアップ創出強化対策 (スタートアップ総合支援プログラム (SBIR支援))

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

SBIR制度のもと、研究開発・事業化を目指すスタートアップ等へのプログラムマネージャー等による伴走支援、将来のアグリ・フードテックを担う優秀な若手人材の発掘・能力向上等の取組を切れ目なく支援

農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業 (SBIRフェーズ3基金)

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

スタートアップ育成5か年計画を具現化するため、スタートアップ等の有する先端技術を活用した、社会実装に繋げるための大規模技術実証を支援

スタートアップ大規模技術実証支援事業 (SBIR支援)

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

現場課題の解決に直結する革新的な技術の事業化を目指す農林水産・食品分野のスタートアップの大規模技術実証を支援

農林漁業法人等投資円滑化法に基づく投資

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

農林漁業法人等投資円滑化法に基づき、農林漁業・食品産業に寄与する新たな取組にチャレンジするスタートアップ等の事業者への資金供給を促進

日本政策金融公庫の融資制度

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

農商工等連携事業計画の大臣認定を受けない場合でも、農林水産業支援サービス業を営む者であって、一定程度中小企業者の付加価値額の増加が見込まれる取組を対象

農業支援サービス事業の育成対策

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

農業支援サービス事業者の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援

スマート農業技術活用促進法に基づく支援

スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けた農業者や事業者は、日本政策金融公庫の長期低利融資、農研機構の施設供用等の支援措置や税制特例措置を受けることが可能
※林業・漁業は本法律の対象外

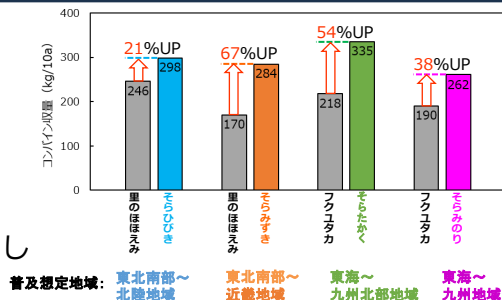
○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）のもと、食料の安定供給に向け、多収化、省力化、スマート農業技術への対応等に資する品種開発による生産性の向上に加え、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下等の課題に対応した品種開発を進めることとしている。

近年農研機構・国際農研で開発された品種

多収性品種

大豆「そらシリーズ」

- ・既存品種より2割以上多収で
ダイズ葉焼病抵抗性と
難裂莢性を持つ。
- ・4品種で東北南部から九州
までを栽培適地としてカバーし
940ha（R7）に作付け。



水稻「とよめき」

- ・既存品種より2割以上多収で、
冷凍米飯等の加工用に適している。
- ・関東、北陸を中心に約700ha（R7）で作付け。

そらシリーズと既存品種の収量の差

高温耐性品種

水稻「にじのきらめき」

- ・高温でも白未熟粒の発生が少なく、
倒伏にも強い。
- ・東北以南において約2.6万ha（R7）で作付け。



「にじのきらめき」(左)

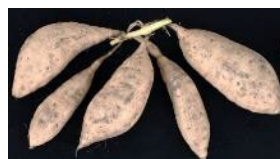
ぶどう「グロースクローネ」

- ・高温でも着色しやすく、極大粒。
- ・中部地方以西において普及を推進中。

病害虫抵抗性品種

かんしょ「コガネタイガン」

- ・サツマイモ基腐病に抵抗性があり、
でん粉用にも焼酎原料用にも利用可能。
- ・南九州において普及予定。



「コガネタイガン」の塊根

なす「あのみりパワー」

- ・青枯病抵抗性が「強」であり、受粉しなくても果実が肥大する
性質や、へたなどにトゲが発生しない性質等も有する。
- ・北関東を中心に普及予定。

スマート農業技術に適合した品種

りんご「紅つるぎ」

- ・樹姿を壁状に仕立てやすく、作業の
機械化等の省力化栽培に適する。
- ・良食味であり、全国のりんご産地で
普及予定。



「紅つるぎ」の壁状栽培

大豆「里のほほえみ」

- ・難裂莢性をもつため成熟しても莢が裂けにくく、
コンバイン収穫でのロスが少ない。
- ・関東、北陸、東北を中心に約1.5万ha（R6）で作付け。

輸出向け品種

茶「せいめい」

- ・海外需要が高い抹茶、粉末茶における
色合い等の加工適性が優れる。
- ・関東以西の茶産地で
約150ha（R6）の作付け。



「せいめい」の鮮やかな緑色

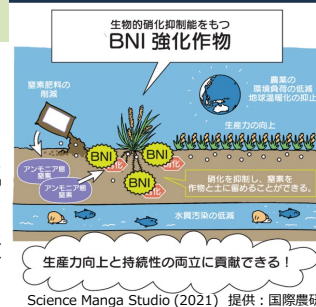
いちご「恋みのり」

- ・果実硬度が高く、日持ち性にも優れる
ため、輸送性、貯蔵性が高い。
- ・九州を中心に普及を推進中。

窒素肥料の使用量削減に資する品種

BNI強化小麦

- ・国際農研で、土壌微生物の硝化作用を
抑制し、投入した肥料を効率よく利用
できる生物的硝化抑制（BNI）能を強化
した小麦の開発に世界で初めて成功。
- ・現在はBNI能を強化した国内向けの小麦
品種を農研機構等と連携して開発中。



写真・図の提供：農研機構

気候変動等対応品種法※の概要

令和8年7月17日成立
同年7月24日公布

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和8年法律第71号）

- 農業者の減少や気候変動に対応した多収性や高温耐性等の重要な形質を有し、広域で利用可能な品種（重要品種）を産官学の連携により育成するとともに、その種苗の生産を振興し、迅速に生産現場に普及していくことが急務。
- このため、新たな法制度において、国の主導の下、重要品種の育成と種苗生産を振興する計画制度を創設。

国の基本方針（国が重要品種の育成・普及の旗振り役）

- ・ 育成・普及すべき重要品種（高温耐性・耐病性・多収性等）の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性（ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及）
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護 等

重要品種の育成の振興

↑ 申請 ↓ 認定

重要品種育成事業計画

（農研機構、都道府県、民間企業等が単独又は共同で作成）

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等

情報提供※

※育成された
新品種の
情報を国が
都道府県に
提供

・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等

- ・ 品種登録出願の義務化
- ・ 品種登録出願料等の減免

重要品種の種苗生産の振興

↑ 協議 ↓ 同意

都道府県基本計画 （都道府県が作成）

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

↑ 申請 ↓ 認定

重要品種種苗生産事業活動計画 （種苗生産者が単独又は共同で作成）

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成

- ・ 種苗生産者等による
 - ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場への参加の申出が可
 - ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
 - ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

制度的な対応とあわせて、予算措置により、重要品種の育成・普及を支援

法律に基づく取組のイメージ

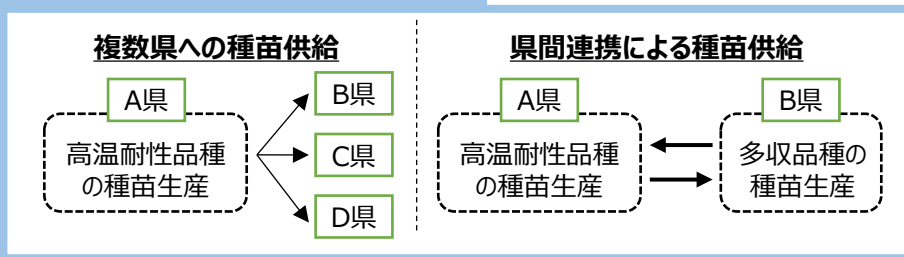
【重要品種育成事業】 都道府県、民間企業、農研機構等が各々の強みと役割を活かして連携した品種育成体制を構築するとともに、ゲノム情報やAIの活用を通じた品種育成の効率化と加速化を実現。

【重要品種種苗生産事業活動】 都道府県が、地域の状況に応じて、重要品種の種苗生産区域や広域への種苗の普及の方針等を盛り込んだ都道府県基本計画を策定。種苗生産者は、基本計画に基づき、効率的な種苗生産に向け、農地の集団化、ゾーニング等、地域内での栽培管理方法の調整に取り組むことで、迅速な重要品種の普及、持続的な種苗生産環境を実現。

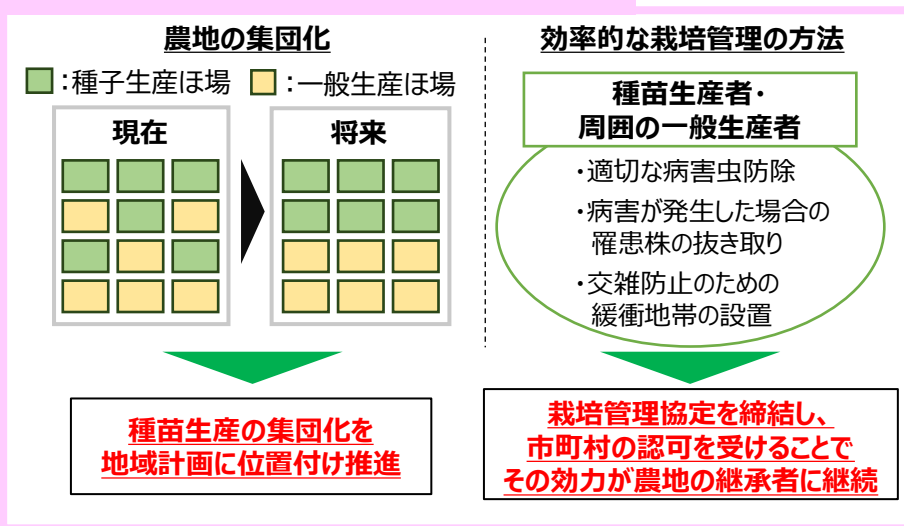
重要品種育成事業のイメージ



都道府県基本計画のイメージ



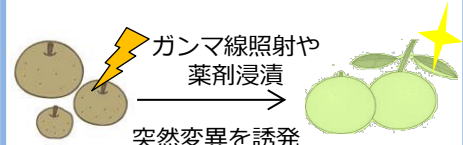
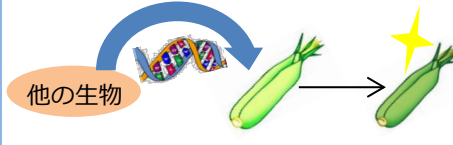
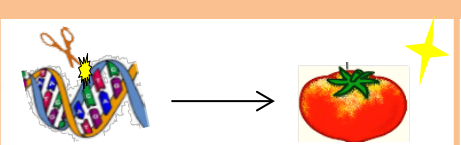
重要品種種苗生産事業活動のイメージ



- 品種改良加速技術(ゲノム編集技術)※は、ターゲットとする遺伝子を切断することで、自然界でも起こり得る突然変異を効率的に起こす技術(欠失型※※)。
- 令和8年7月時点では、^{ギャバ}GABAの含有量の多いトマト等14種類の農林水産物の届出等がなされている。

※ 消費者理解の促進のため、品種改良のスピードを速めることができるゲノム編集技術の特徴を端的に表す「品種改良加速技術」を「ゲノム編集技術」と併記している。
 ※※ 遺伝子の機能を欠失させたもの。他の生物の遺伝子等を組み込む場合は、遺伝子組換えに含まれる。

従来の育種法と品種改良加速技術（ゲノム編集技術）

交雑育種法	突然変異	遺伝子組換え	品種改良加速技術 (ゲノム編集技術)
 交配 × 選択・交配を繰り返す 味は良いが病気に弱い × 味は悪いが病気に強い → 味が良く病気に強い	 ガンマ線照射や薬剤浸漬 → 突然変異を誘発 二十世紀ナシ (黒斑病感受性) → ゴールド二十世紀ナシ (黒斑病抵抗性)	 他の生物 → 害虫に強くなる遺伝子を他の生物から取り出す → 害虫に弱いが良い作物に入れることで害虫に強くても味が良い作物を作成	 はさみタンパク質でターゲットとする遺伝子を切断し、突然変異を起こす。 目的の作物を効率的に作出可能

国内で届出等されたゲノム編集技術により開発された農林水産物

- トマト (GABA等を高蓄積 [5例]、果実糖度が上昇 [1例])
- トウモロコシ (もち性を付与 (子実デンプンのアミロペクチン含有量が増加))
- ジャガイモ (小型のいも (塊茎 (かいけい)) の数が増加)
- バナナ (果実の褐変が低減)
- トルコギキョウ (花卉が淡黄色に変化)
- マダイ、ティラピア (可食部が増量し飼料利用効率が改善)
- トラフグ、ヒラメ (飼料利用効率、成長率が改善)

GABAを高蓄積したトマト
 【サナテックライフサイエンス株式会社】



高めの血圧を下げる機能などが報告されているGABAの生合成に関わる遺伝子の抑制部分を変異させることでGABAを高蓄積

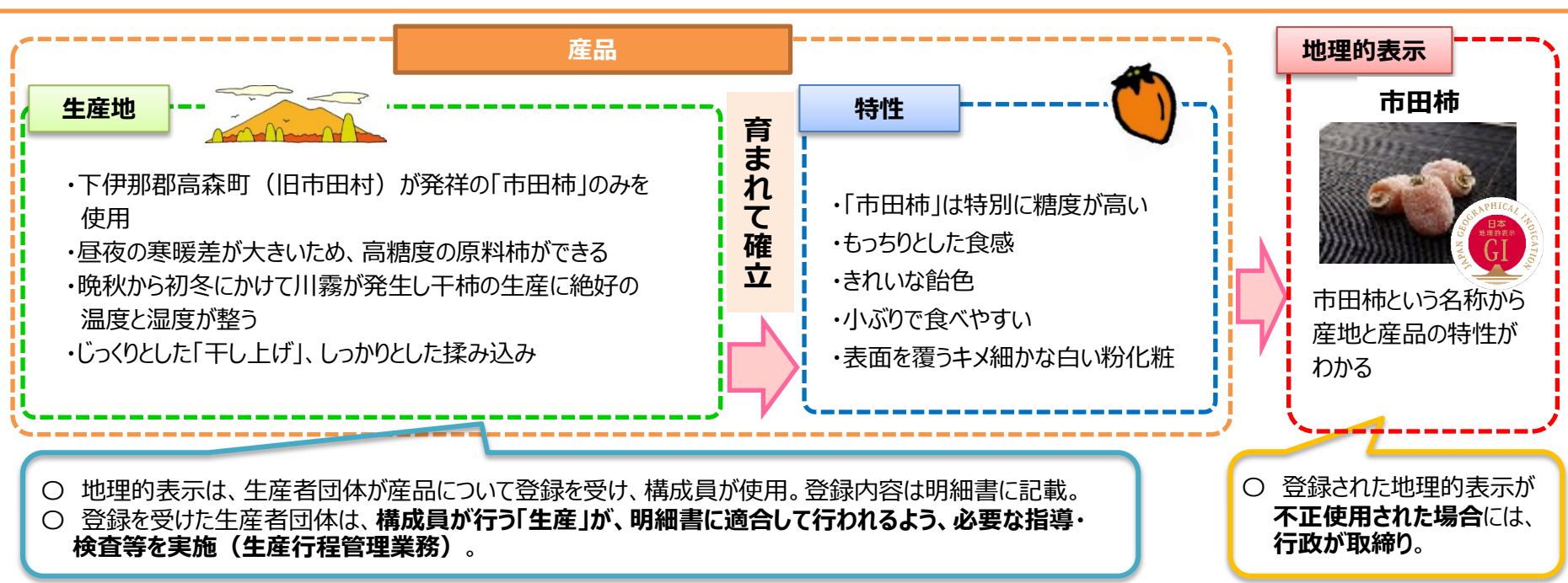


商品にゲノム編集技術を利用していることを自主的に表示

国内におけるゲノム編集技術（欠失型）によって開発された生物・食品等の取扱い

- ・ 関係省庁において、遺伝子組換えに該当しないことや意図しない変異（オフターゲット変異）の有無、生物多様性への影響や食品の安全性等について問題がないことを確認し、開発者等から届出等を求め、情報を公開することとしている。
- ・ 消費者庁において、表示の義務はないものの、食品関連事業者は合理的な根拠資料に基づき積極的に情報提供に努めるべきとされている。

- 地理的表示(GI: Geographical Indication)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、知的財産として保護する制度。(平成27年6月から運用開始)



GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国・地域とGIリストを交換し、当該外国のGI製品について、必要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定



お互いの国でGIを保護
⇒ **模倣品の排除によるブランド価値の保護、生産者自身によるGI申請の負担軽減**

登録の効果

- 登録製品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 生産者団体が訴訟の提起等をしなくても、国による取締りが行われる。ブランド価値を守れる。
- 地域と結び付いた製品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。
- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

- 令和8年7月末時点において計170産品がGIとして登録。
- また、日EU・EPAの発効により日本側107産品、EU側121産品が、また、日英・EPAの発効により日本側108産品、英国側59産品が相互保護されている。(令和8年7月末時点)

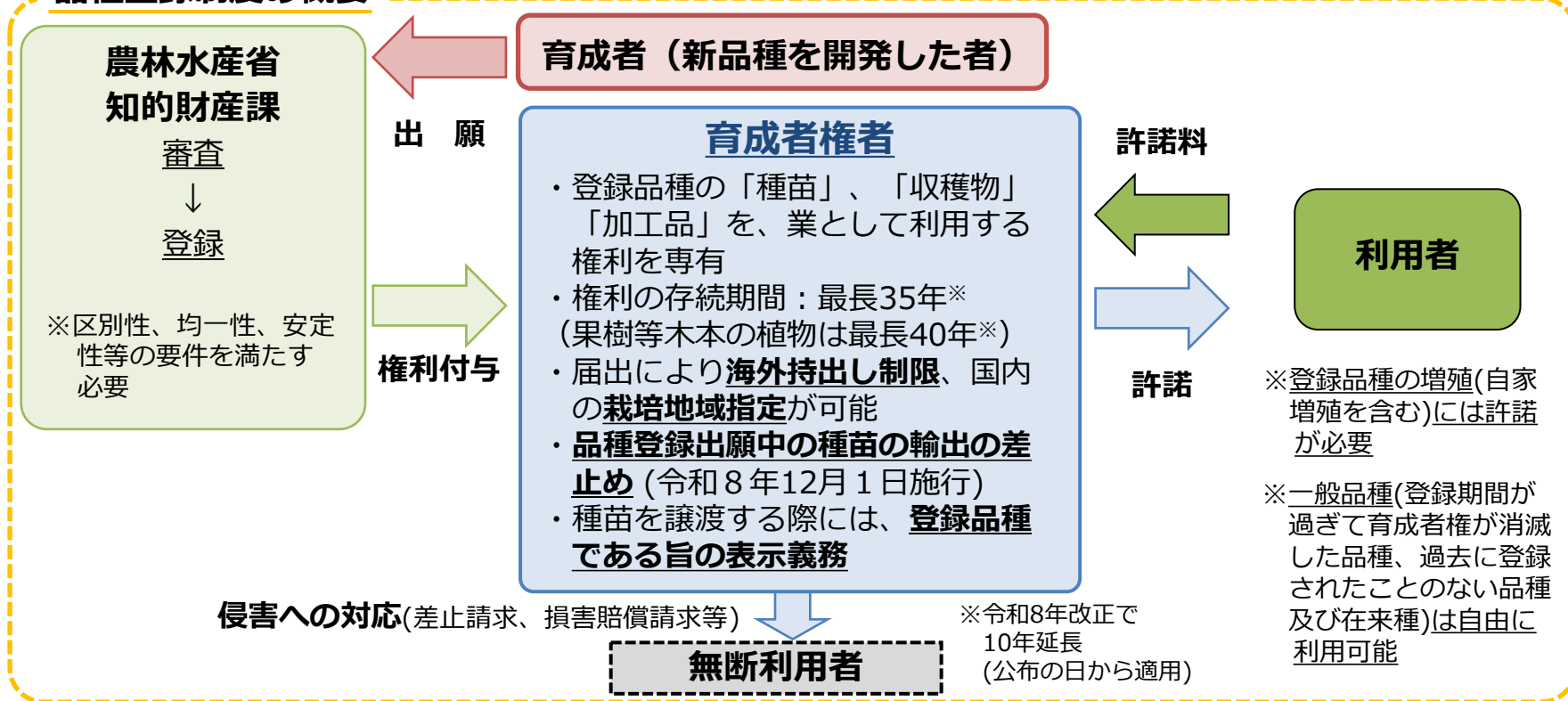
【福岡】 八女伝統本玉露 はかた地どり 【佐賀】 女山大根 【長崎】 対州そば 長崎からすみ 【熊本】 くまもと県産い草 くまもと県産い草畳表 くまもとあか牛 菊池水田ごぼう 田浦銀太刀 八代特産晚白柚 八代生姜、くまもと塩トマト やまえ栗 くまもと踊る丹頂 南関素麺 【大分】 くにさき七島蕎麦 【宮崎】 宮崎牛 ヤマダイかんしょ 米良糸巻大根 【鹿児島】 鹿児島壺造り黒酢 桜島小みかん、辺塚だいたい 鹿児島黒牛、えらぶゆり 種子島安納いも 種子島レザーリーフファン 枕崎鯉節、指宿鯉節 【沖縄】 琉球もろみ酢 ぐしちゃんピーマン 中城島にんじん ちんすこう 沖縄黒糖	【鳥取】 鳥取砂丘らっきょう 大山ブロッコリー こおげ花御所柿 大栄西瓜 伯州美人 【島根】 東出雲のまる畑ほし柿 三瓶そば 益田アムスメロン 宍道湖産ヤマトシジミ 【岡山】 連島ごぼう 備前黒皮かぼちゃ 【広島】 比婆牛 豊島タチウオ 大野あさり 福山のくわい 【山口】 下関ふく 美東ごぼう 徳地やまのいも 長州黒かしわ 【徳島】 木頭ゆず 阿波尾鶏 徳島すだち 御膳みそ 【香川】 香川小原紅早生みかん 善通寺産四角スイカ サヌキ白みそ 大野豆 【愛媛】 伊予生糸 【高知】 物部ゆず	【滋賀】 近江牛、伊吹そば 近江日野産日野菜 水口かんぴょう 【京都】 万願寺甘とう 京賀茂なす 【大阪】 富田林の海老芋 泉州水なす 【兵庫】 但馬牛、神戸ビーフ 佐用もち大豆 淡路島3年とらふぐ 揖保乃糸 淡路島手延べそうめん 【奈良】 三輪素麺 【和歌山】 紀州金山寺味噌 わかやま布引だいこん あら川の桃 【岐阜】 奥飛騨山々村寒干し大根 堂上蜂屋柿 飛騨牛 【静岡】 三島馬鈴薯、田子の浦しらす 西浦みかん寿太郎 深蒸し菊川茶 浜名湖うなぎ 【愛知】 八丁味噌 豊橋なんぶとうがん 豊橋花穂 【三重】 特産松阪牛	【新潟】 くろさき茶豆 津南の雪下にんじん 大口れんこん 【富山】 入善ジャンボ西瓜 富山干柿 氷見稲積梅 【石川】 加賀丸いも 能登志賀ころ柿 いしり・いしる 加賀れんこん 【福井】 吉川ナス 山内かぶら 上庄さといも 若狭小浜小鯛ささ漬 越前がに 【山梨】 あけぼの大豆 【長野】 市田柿、すんき 【茨城】 江戸崎かぼちゃ 飯沼栗 水戸の柔甘ねぎ 奥久慈しゃも 行方かんしょ 【栃木】 新里ねぎ 鹿沼在来そば 【群馬】 高山きゅうり 【東京】 東京しゃも	【青森】 あおもりカシス 十三湖産大和しじみ 小川原湖産大和しじみ つるたスチューベン 大鰐温泉もやし 清水森ナンバ 青森の黒にんにく 【岩手】 前沢牛 岩手野田村荒海ホタテ 岩手木炭 二子さといも 浄法寺漆 甲子柿 広田湾産イシカゲ貝 西わらび 川井赤しそ 【宮城】 みやぎサーモン 岩出山凍り豆腐 河北せり 仙台せり 【秋田】 大館とんぶり、ひばり野オクラ 松館しほり大根、いぶりがっこ 大竹いちじく、かづの牛 【山形】 米沢牛、東根さくらんぼ 山形セルリー、小笹うり 山形ラ・フランス 【福島】 南郷トマト、阿久津曲がりねぎ 川俣シャモ、伊達のあんぼ柿 たむらのエゴマ油、昭和かすみ草 会津地鶏	【日本国】 日本茶 【北海道】 タ張メロン 十勝川西長いも 今金男しゃく 檜山海参 網走湖産しじみ貝 ところピンクにんにく 十勝ラクレット 浜中養殖うに 十勝若牛 しりうちにら北の華 北海道米
--	---	---	---	--	--

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国173産品が登録。

この他、フロシュット ディ バルマ（イタリア）、ルックガン ライチ（ベトナム）、ピントウアン ドラゴンフルーツ（ベトナム）、ドイトンコーヒー（タイ）、ドイチャンコーヒー（タイ）、フアイムン・パイナップル（タイ）も登録されている。
日本とEU・英国との間で相互にGIを保護する制度があり、上記のほか、EU側121産品・英国側59産品が保護されている。

- 種苗法に基づき、新たに植物品種を育成した者は、国に品種登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を取得。登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

品種登録制度の概要



海外での品種保護を支援

<海外での品種登録>

- 各国ごとに品種登録が必要。国際条約により海外で品種登録できるのは国内流通から4年(樹木及びぶどうは6年)以内に限定。
- 品種登録国では無断栽培に対して当該国の法令に基づく法的措置が可能。

<育成者権の侵害対応>

- 外国における侵害の監視、侵害の把握、侵害への警告・訴訟等の必要な対応を支援。

- 食品安全マネジメントは、国際機関等の他に民間主体の団体(GFSI)により規格化。
国では、GFSIで承認された日本発の規格(JFS規格)の維持・普及等を支援。
- 食品安全の基礎となるHACCPは、食品衛生法において令和3年6月から制度化。

○ 食品安全マネジメントとは

- 1 食品の安全を維持するための運営管理を指す。
- 2 食品安全マネジメント規格として、ISOやCODEXのような国際機関によるものの他、民間主体のGFSIによるものもある。

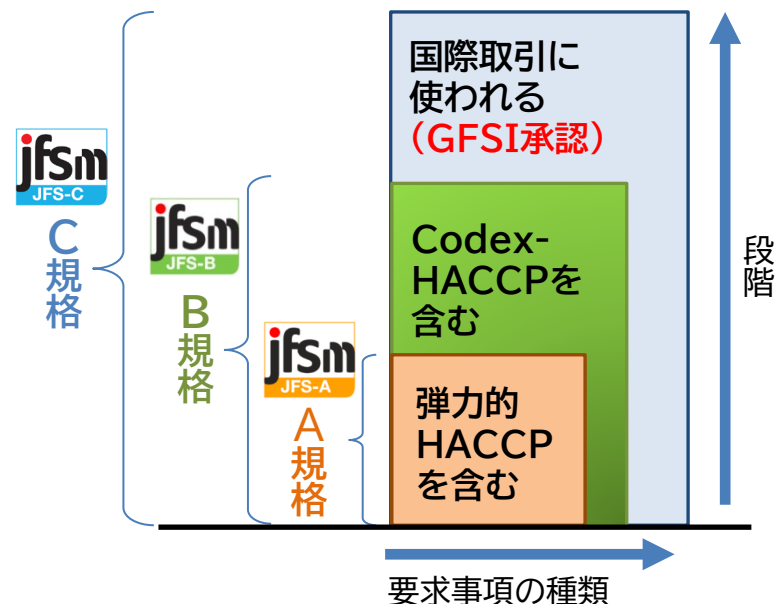
GFSI: Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ)

世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体(2000年設立)

■ GFSI承認の認証プログラム(2026年3月現在)

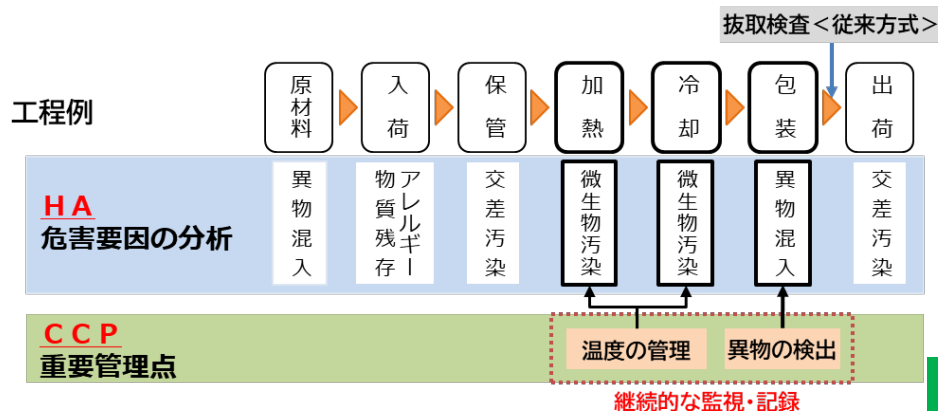


○ 日本発の食品安全マネジメント規格(JFS規格)



○ HACCP (「ハサップ」Hazard Analysis Critical Control Point) とは

- 1 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、
微生物による汚染、金属の混入などの危害要因(HA)
を分析した上で、危害の防止につながる
特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録する
「工程管理システム」
- 2 これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能



- GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
- 農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称し、ガイドラインを策定し普及を進めている。

○国際水準GAPの5分野

<食品安全>

- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理等

<環境保全>

- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用等

<労働安全>

- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農薬の適切な取扱と保管等

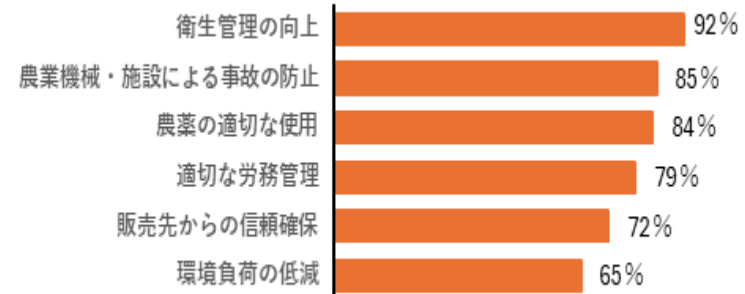
<人権保護>

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備等

<農場経営管理>

- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定等

○GAPが農業経営に与える主な効果



「効果があった」、「やや効果があった」と回答した経営体の割合
 ※令和7年度にGAP認証を取得していた経営体を対象に農林水産省が一財) 日本GAP協会、(一社) GAP普及推進機構、Agraya GmbHを通じて実施したアンケート調査の結果を基に作成
 (回答数452)

○日本での主なGAP認証 (いずれも5つの取組分野を網羅した国際水準のGAP認証)

	JGAP	ASIAGAP※4	GLOBALG.A.P.
運営主体	一般財団法人 日本GAP協会		Agraya GmbH (ドイツ) (有限会社)
GFSI承認※1	—	青果物、穀物、茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数 (国内農畜産業) ※2	4,729	1,209	721

- ※1 GFSI (Global Food Safety Initiative) とは、グローバルに展開する小売事業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織。
- ※2 JGAP及びASIAGAPは(一財) 日本GAP協会公表。GLOBALG.A.P.はGLOBALG.A.P.提供。JGAP及びASIAGAPは令和8年3月末時点、GLOBALG.A.P.は令和8年3月の数値は集計中のため、令和7年3月の数値。複数の認証を取得している経営体については重複計上。
- ※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFS規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。
- ※4 (一財) 日本GAP協会が運営主体となっているASIAGAPは2028年に終了。

- 豚熱については、我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生を確認して以来、令和8年6月までに26都県105事例の発生。九州では、野生イノシシでの感染が拡大。
- アフリカ豚熱については、平成30年8月、中国での発生以降、アジアでも感染が拡大。
- こうした疾病に適切に対処するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底、水際対策の強化等を推進。

豚熱・アフリカ豚熱とは

○ 豚熱

- ・ 宿主：豚、イノシシ（人には感染しない）
- ・ 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
(有効なワクチンが存在)

○ アフリカ豚熱

- ・ 宿主：豚、イノシシ（ダニによっても媒介）（人には感染しない）
- ・ 症状：突然死や急性から慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
(有効なワクチンは存在しない)

※両疾病とも、発生すると、地域の畜産業に大きな影響。家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。

豚熱・アフリカ豚熱の状況

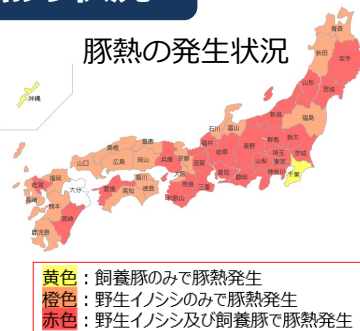
○ 豚熱

- ・ 飼養豚では、平成30年9月に26年ぶりに発生して以来、令和8年6月までに26都県・105事例の発生を確認。令和8年は、群馬県で1例、静岡県で3例、宮崎県で1例発生（5月末時点）。
- ・ 九州では、野生イノシシでの発生が拡大しており、令和7年11月に鹿児島県、令和8年3月に熊本県で発生。

○ アフリカ豚熱

- ・ 平成30年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア全域に拡大（東アジアでは日本のみ未発生）。
- ・ 国内侵入リスクが増大する中、水際検疫を強化。

豚熱の発生状況



アフリカ豚熱の発生報告状況



主な豚熱・アフリカ豚熱対策

1. 養豚場における対策

- 令和元年10月に豚熱ワクチン接種を開始（北海道を除く46都府県）。適時適切な接種が重要。
- 適時適切なワクチン接種に加え、飼養衛生管理の徹底が最も重要。
- 飼養衛生管理基準の遵守徹底を都道府県を通じて生産者に指導。

2. 野生イノシシ対策

- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、山林に立ち入る者等への防疫対策の周知など、野生イノシシ対策を実施。

3. 豚熱清浄化ロードマップの策定

- 令和7年6月末に国としての清浄化に向けたロードマップを公表。

4. 豚熱について殺処分範囲の見直し

- 令和8年5月の法改正により、これまでの全頭殺処分を見直し、ワクチン接種地域では、他の農場への伝播リスクとなり得る豚のみを殺処分する、選択的殺処分を導入。

5. 水際対策

- アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入リスクが増大する中、CIQ関係行政機関（税関、出入国管理、検疫）や航空会社等との連携強化、先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築、動植物検疫制度の周知徹底などの水際検疫体制の強化や、輸入禁止品に係る国内の取締強化。
- 政府一体となってアフリカ豚熱侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月末に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを実施。

- 高病原性鳥インフルエンザについては、令和7年シーズンは家きんにおいて16道県24例発生し、約576万羽が殺処分対象となった。（令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生し、1,771万羽が殺処分対象となった。）
- 疫学調査等で得られた知見に基づき、農場等における更なる発生予防対策、殺処分による影響を緩和するための農場の分割管理の活用等を行っていく。

高病原性鳥インフルエンザについて

○ 国際獣疫事務局（WOAH）が定める診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による疾病。

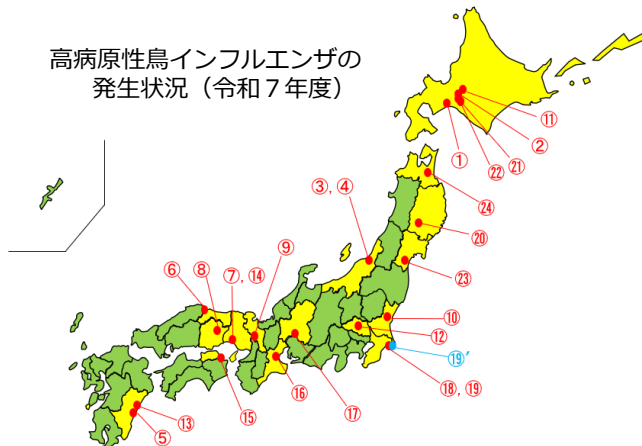
○ 渡り鳥により国内へ持ち込まれることが多く、冬季に発生しやすい。

※発生すると、家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。地域の畜産業に大きな影響。

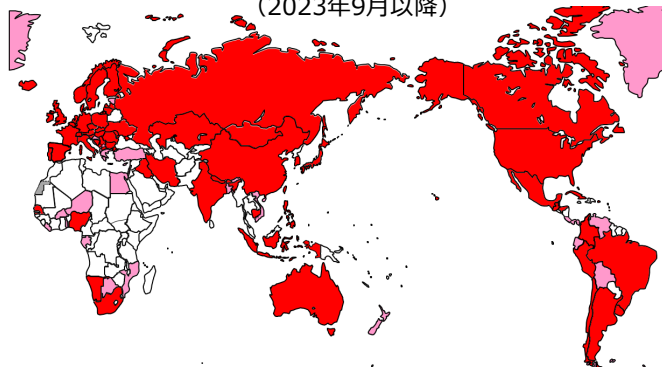
我が国での発生状況

- ・ 令和7年シーズンは**16道県24事例**の発生（殺処分羽数は**約576万羽**）。
- （令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生、殺処分羽数は1,771万羽）

高病原性鳥インフルエンザの発生状況（令和7年度）



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況（2023年9月以降）



世界における発生・感染報告状況

・ 2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域
（2025年9月以降は発生報告なし）

・ 2025年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

高病原性鳥インフルエンザ対策

1. 飼養衛生管理の強化

- ・ 養鶏集中地域や過去複数発生地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- ・ 防疫措置に多大な時間を要する大規模農家で塵埃対策等を実施
- ・ 再発農家への改善確認の強化、通報遅れを重視した手当金減額率の見直し

2. 農場の分割管理の推進

※分割管理：人や車両等の動線を見直し、複数の衛生管理区域を設定し、農場を分ける取組

- ・ 大規模農家での分割管理の検討を義務化
- ・ 分割管理導入時の県の確認を位置づけ
- ・ 導入を促進するため、分割管理の運用の見直し

3. ワクチン接種の検討

- ・ 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチン接種の導入に向けた技術的な論点・課題について検討を開始

4. まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- ・ 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

- 口蹄疫については平成23年2月に清浄国(ワクチン非接種)に復帰。
 - 高病原性鳥インフルエンザについては令和8年7月に自己清浄化宣言。
 - BSEについては、平成25年5月、WOAHの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
 - 飼養衛生管理基準の遵守の徹底とともに食の安全確保のための農場HACCP※を推進。
- ※農場HACCPとは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	
H22年11月～H23年3月	H5N1高病原性、9県24事例、約183万羽
H26年4月	H5N8高病原性、1県1事例、約11万羽
H26年12月～H27年1月	H5N8高病原性、4県5事例、約35万羽
H28年11月～H29年3月	H5N6高病原性、9県12事例、約167万羽
H30年1月	H5N6高病原性、1県1事例、約9万羽
R2年11月～R3年3月	H5N8高病原性、18県52事例、約987万羽
R3年11月～R4年5月	H5N1、H5N8高病原性、12県25事例、約189万羽
R4年10月～R5年5月	H5N1、H5N2高病原性、26県84事例、約1771万羽
R5年11月～R6年4月	H5N1、H5N6高病原性、10県11事例、約86万羽
R6年10月～R7年2月	H5N1高病原性、14道県51事例、約932万羽
R7年10月～R8年4月	H5N1高病原性、16道府県24事例、約576万羽

BSE

H13年9月～H21年1月(36頭)
(H14年2月以降に日本で生まれた牛での発生はない)

無視できるBSE
リスクの国に認定
(H25年5月)

<条件>
 ①サーベイランスの実施
 ②過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生なし
 ③8年以上の有効な飼料規制

口蹄疫	
H12年3～5月	宮崎県、北海道(4事例、牛 740頭)
H22年4～7月	宮崎県(292事例、牛・豚等 297,808頭)

豚熱	
H30年9月～	(R7年7月22日時点、26都県105事例、約44.9万頭)

(注) 頭羽数は関連農場を含む殺処分頭羽数

【農場HACCP認証農場】

乳	用	牛	:	42農場
肉	用	牛	:	122農場
乳用牛・肉用牛			:	3農場
養		豚	:	146農場
採	卵	鶏	:	108農場
肉	用	鶏	:	16農場
計				437農場
(R8年6月5日時点)				

- 近年の家畜疾病の発生状況等を踏まえ、家畜伝染病予防法を改正（令和8年5月19日公布）。
- 令和6年11月、我が国初となるランピースキン病が発生。同病を家畜伝染病へ格上げ。
- 豚熱発生農場においてリアルタイムPCRで得た知見を踏まえ、全頭殺処分から選択的殺処分に見直し。ワクチン接種者確保のための特例等を措置。
- 輸入禁止品の販売等を禁止し、家畜防疫官の外国食材店等への立入検査権限等を付与。

家畜伝染病予防法改正の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- ・ 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）

【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

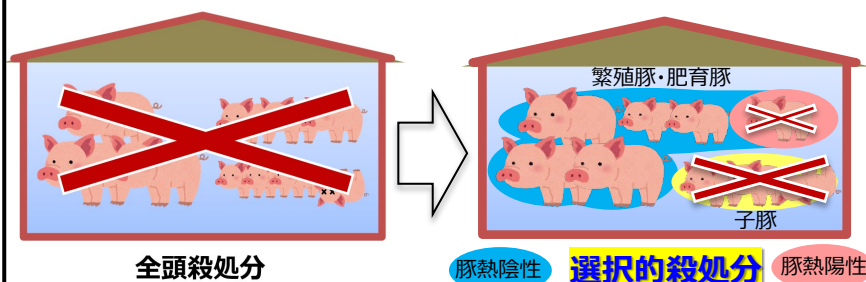


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

リアルタイムPCRによる知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

① **都道府県からの要請**があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者**も**豚熱ワクチン接種**が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】

② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担**【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

- ・ AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

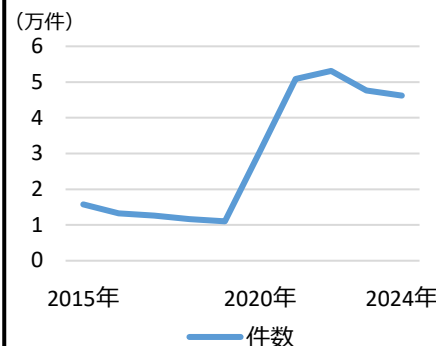
① **輸入禁止品の販売等を禁止**

【第44条の2】

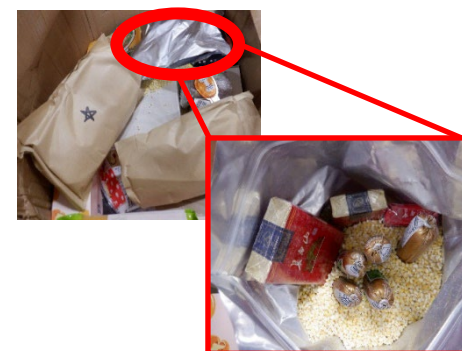
② **家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限**等を付与

【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

令和8年7月1日

※ただし、2（1）、（2）②は改正法の公布の日（令和8年5月19日）。

2（2）①は令和9年5月1日。

- 改正食料・農業・農村基本法では、国内生産では需要を満たすことができない農産物（小麦・大豆・とうもろこし）等の安定的な輸入の確保を図るため、各般の施策を講じることとする旨を規定。
- この規定に基づき、調達先の多様化を図りつつ、①我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進、②輸入相手国との政府間対話の枠組みの整備、③国内における官民の情報共有の強化、を推進していく。

輸入相手国における調達網への投資促進

- ・ 我が国への安定的な供給を確保する上で、我が国商社等が輸入相手国に有している調達網の維持・強化が図られるようにすることが不可欠。
- ・ 具体的には、商社等が保有する集荷・船積み施設等に対し、必要な投資が継続されるようにするための支援が必要。

①投資案件の形成

事業性の判断に
必要な調査
〔フィージビリティ
スタディ〕



予算による支援



②投資の促進

資金の調達



民間金融機関からの
融資のほか、JBICの
出融資やNEXIの融
資保険等の活用による
資金供給

③現地インフラの整備

輸入相手国の公共輸送インフラ
（港湾や鉄道・道路等）の整備



我が国のODA等の活用による支援

政府間対話の枠組みの整備

南アフリカ共和国

- ・ 2025年9月、G20農業大臣会合にあわせて、バイ会談を開催。農業分野の協力における意向表明書に署名。



サンタ・カタリーナ州（ブラジル）

- ・ 2025年6月、穀物の安定供給を通じた日本の食料安全保障の強化に取り組む意向表明書に署名。



国内における官民の情報共有の強化

- ・ 平時からの主要穀物等の安定的な輸入の確保に係る施策を進める上では、これら品目の調達ビジネスを担う商社各社が有するビジネス上の課題・ニーズの所在を的確に把握する必要。
- ・ 2024年6月、（一社）日本貿易会会員企業と当省との間で、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を初開催。日本貿易会からは我が国への食料の安定的な輸入の確保に向けた要望書が手交。
- ・ また、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を実務的にフォローアップするため、令和6年10月に、日本貿易会会員各社との間の「連絡会」を立上げ、継続的に開催。



← 食料の安定的な
輸入の確保に関する
協議会合

第2回「連絡会」→
の様子

（出典）日本貿易会
Webサイト



- 農林水産物・食品の輸出拡大を加速すると共に、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して推進。
- これらの相乗効果を通じて、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化。

農林水産物・食品の輸出額
【現状】1.7兆円（2025年）→【目標】5兆円（2030年）

農林水産物・食品の 輸出拡大

現地で用いる原材料
の輸出をけん引

日本食・食文化
の現地での浸透

「本場」の食体験を通じ、
日本食のファンに

ECサイト・現地スーパー等での
食体験を通じ、訪日意欲を喚起

現地の日本食レストラン等での
食体験を通じ、訪日意欲を喚起

食品産業の 海外展開

食品産業の海外展開による収益額
【現状】1.7兆円（2023年）
→【目標】3兆円（2030年）

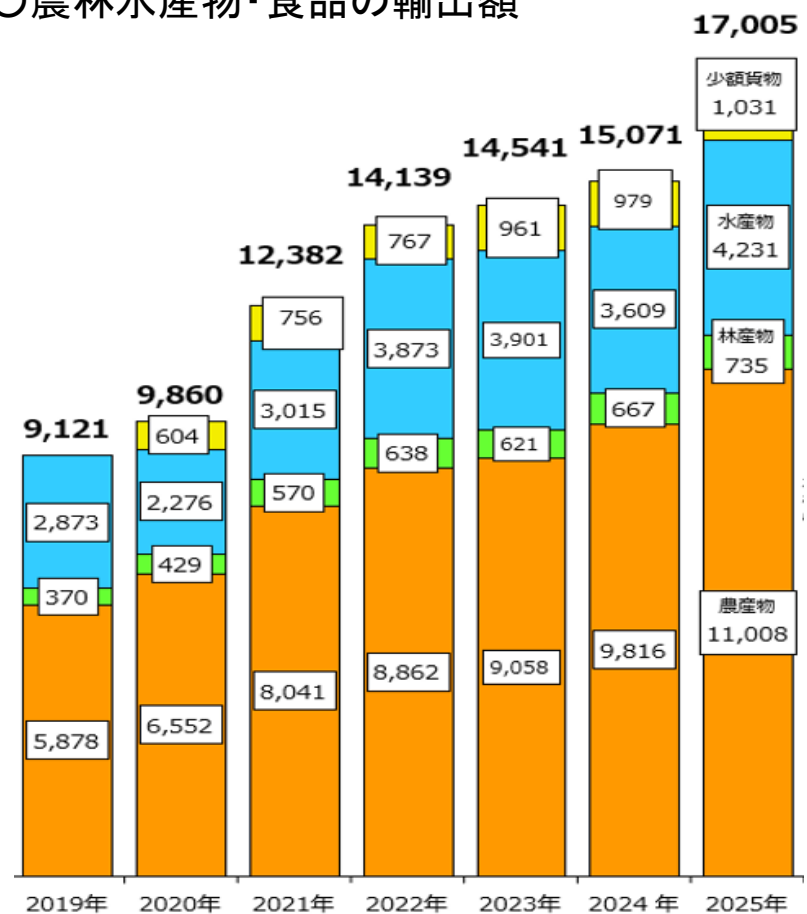
インバウンドによる 食関連消費の拡大

「本場」の食体験を通じ、
日本食を身近に楽しむ

インバウンドによる食関連消費額
【現状】2.7兆円（2025年）
→【目標】4.5兆円（2030年）

- 農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とすることを目指す。
- 2025年の輸出額は1兆7,005億円で過去最高。米国向けについては、緑茶や牛肉の需要増加により対前年比13.7%の増加を記録。
- 輸出先国・地域としては、米国が最大で、次いで香港、台湾、中国の順。

○農林水産物・食品の輸出額



(少額貨物等を含む)

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○輸出先国・地域別(2025年)

順位	2025年1-12月 (累計)						
	輸出先	輸出額 (億円)	金額 構成比 (%)	前年比 (%)	輸出額内訳 (億円)		
					農産物	林産物	水産物
1	米国	2,762	17.3	+13.7	1,847	88	828
2	香港	2,228	13.9	+0.8	1,354	20	854
3	台湾	1,812	11.3	+6.4	1,364	45	403
4	中国	1,799	11.3	+7.0	1,387	345	67
5	韓国	1,094	6.8	+20.0	689	40	365
6	ベトナム	954	6.0	+10.7	453	7	493
7	タイ	735	4.6	+17.1	379	11	346
8	シンガポール	563	3.5	+1.2	460	6	98
9	ロシア	414	2.6	+439.3	413	0	1
10	オーストラリア	382	2.4	+16.6	329	2	50
-	E U	997	6.2	+16.2	821	22	154

資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 品目別では、牛肉、豚肉、いちご、米・パックご飯等、茶、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、製材、ぶり、たい、錦鯉の13の輸出重点品目等で過去最高を記録した。

○2025年の主な品目の輸出実績

品 目		金 額 (百万円)	前年比 (%)
農 産 物	畜産品	142,769	+2.3
	畜産物	117,253	+9.2
	牛肉	73,105	+12.8
	豚肉	2,977	+25.3
	鶏肉	2,548	+2.7
	鶏卵	8,140	+14.5
	牛乳乳製品	30,482	▲ 0.2
	果樹・野菜等	71,071	▲ 2.9
	りんご	14,369	▲ 28.6
	ぶどう	4,669	▲ 21.3
	もも	2,474	▲ 16.2
	かんきつ	1,436	▲ 3.4
	かき・かき加工品	1,118	▲ 1.1
	なし	1,141	+11.7
	いちご	6,736	+24.6
	かんしょ・かんしょ加工品	4,465	+24.0
	ながいも	3,721	+10.9
	メロン	1,200	▲ 5.9
	たまねぎ	123	▲ 62.3
	穀物等	78,233	+5.5
	米（援助米を除く）	13,880	+15.4
	パックご飯等	2,022	+31.0
	その他農産物	198,496	+27.3
	緑茶	72,094	+98.2
	花き	7,872	▲ 19.8
	切り花	1,491	▲ 9.3
	植木等	6,090	▲ 23.1
	たばこ	22,844	+14.5

品 目		金 額 (百万円)	前年比 (%)
農 産 物	加工食品	572,488	+7.2
	清涼飲料水	60,434	+5.2
	菓子（米菓を除く）	37,384	+8.8
	米菓（あられ・せんべい）	5,959	▲ 9.3
	ソース混合調味料	72,146	+7.8
	味噌	7,142	+13.1
	醤油	13,493	+10.7
	アルコール飲料	149,477	+11.8
	日本酒	45,879	+5.6
	ウイスキー	48,979	+12.2
	焼酎（泡盛を含む）	1,960	+13.9
林 産 物	農産物計	1,100,821	+12.1
	林産物計	73,478	+10.1
	製材	10,238	+38.4
	合板	8,609	+16.5
	丸太	29,850	+5.8
水 産 物	木製家具	8,910	+9.4
	水産物（調製品を除く）	353,604	+25.4
	ぶり	52,775	+27.4
	たい	8,024	+16.2
	ホタテ貝	90,587	+30.4
	牡蠣	4,242	▲ 12.2
	真珠（天然・養殖）	41,167	▲ 0.1
	錦鯉	9,973	+37.9
	いわし	20,742	+91.8
	かつお・まぐろ類	21,537	+7.2
	さけ・ます	4,493	▲ 20.5
	さば	19,077	+94.5
	さんま	876	+101.4
	すけとうたら	1,389	+21.1
	水産調製品	69,514	▲ 12.0
	なまこ（調製）	7,893	▲ 24.8
	練り製品	11,768	+4.4
	ホタテ貝加工品	11,827	▲ 33.2
	牡蠣加工品	1,270	▲ 8.9
	水産物計	423,118	+17.2
	農林水産物・食品	1,597,417	+13.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「パックご飯等」は、パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品の合計。政府による食糧援助を除く。

※「ソース混合調味料」は、カレー調製品・マヨネーズ・ドレッシング・酢・ウスターソース類等の合計

※2025年から、「ソース混合調味料」には酢、「製材」には改良木材、「合板」にはLVLやブロックボード等を含む

※農産物計には、詳細の不明な農林水産物339百万円を含む

○ 海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な31品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目		海外で評価される日本の強み
牛肉		和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉		とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏肉		
鶏卵		半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品		香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出に期待。
果樹	りんご	甘くて美味しい食味や外観の良さなど高品質である日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大。
	ぶどう	
	もも	
	かんきつ	
	かき・かき加工品	
	なし	
野菜	いちご	日本産のかんしょは甘みが強く、スイーツとしての食べ方の広がりにより、需要が拡大。日本産野菜は、品質の良さからアジアを中心に需要が拡大。
	かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等	
米・バックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品		冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
茶		日本の緑茶の製法は独自の発展を遂げ高い品質。健康志向や日本食への関心の高まりを背景に輸出拡大。
切り花		外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。

輸出重点品目		海外で評価される日本の強み
清涼飲料水		緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子		日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料		カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油		日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)		「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー		日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛		原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。
製材		スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板		合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり		脂ののっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい		縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝・ホタテ貝加工品		高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
牡蠣・牡蠣加工品		身が厚く濃厚な味わいが特徴、アジアでは日本産牡蠣が浸透。今後は生食用の需要が高い欧米などへの販路拡大にも期待。
真珠		真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉		日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。

輸出重点品目以外でも、輸出事業計画の認定を受けるなど輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地等に対しては、引き続き適切に支援

○ 輸出促進法や輸出拡大実行戦略に基づき、政府一体となって以下の取組を実施。

品目団体の認定

- ・R8年5月までに**29品目16団体**を認定。
- ・品目団体を中核とし、オールジャパンによる輸出促進を展開。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
(一社) 日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品
(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
(一社) 日本青果物輸出促進協議会	青果物 8品目※1
(公社) 日本茶業中央会	茶
(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
(一社) 日本はたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
(一社) 日本畜産物輸出促進協会	畜産物 5品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち カレーウおおよびカレー調製品
(一社) 全国牡蠣協議会	牡蠣・牡蠣加工品

※1 りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし、いちご、かんしよ・かんしよ加工品、ながいも、たまねぎ等
※2 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品

輸入規制・輸出障壁への対応

- ・ 原発事故に伴い日本産食品の輸入規制を措置した国・地域の数は、事故後の55から現在 **5 (中国、香港、マカオ、韓国、ロシア)** にまで減少 (R8年8月時点)。
- ・ ロシア、香港、マカオについては、ALPS処理水の海洋放出に伴い、更に日本産水産物等を停止。

引き続き輸入規制の早期撤廃を働きかけ。

輸出支援プラットフォームの設置

- ・R8年5月までに**10か国・地域 (16拠点)** で立ち上げ。
- ・輸出事業者等を包括的・専門的・継続的に支援。

PF設置国・地域及び拠点設置都市

米国 (LA、NY、ヒューストン)、
EU(パリ、ブリュッセル)、ベトナム (ホーチミン)、シンガポール (シンガポール)、タイ (バンコク)、中国 (北京、上海、広州、成都)、香港 (香港)、台湾 (台北)、マレーシア (クアラルンプール)、UAE (ドバイ)



輸出産地の支援

- ・ **GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト)** 登録者数は11,000以上。(R7年度末時点)

〈GFP登録者へのサービス〉

- ・ GFPコミュニティサイトでの事業者同士の直接マッチング
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供 等



- ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として**108産地**を認定。(R7年12月末時点)

- 食品事業者の海外展開支援を目的とする「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」の枠組みの下で行われる情報提供・ビジネスマッチング、海外現地での物流・商流構築に係る投資案件形成への支援を実施。
- 農林水産物・食品の輸出に寄与する食品製造業・外食産業を重点的に支援。
- 新たな食料・農業・農村基本計画では、2030年目標として食品産業の海外展開による収益額3兆円を設定。

食品産業の海外展開支援

- ・ **グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会**
2014年6月に食品企業の海外ビジネス展開を後押しするための情報交換・発信の場として発足。2026年7月時点で民間企業(921社)及び関係機関・団体等175社)が参加。

1. 食品関連企業の海外ビジネス展開に関する情報提供

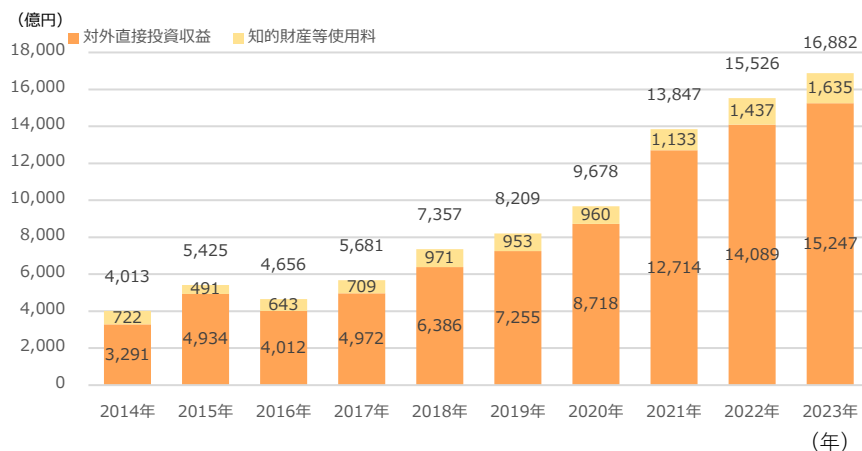
- ・ セミナーの開催等を通じた優良事例や公的支援メニューの紹介。
- ・ **輸出支援プラットフォーム**による現地市場に関する情報発信。
- ・ 食品事業者の海外展開を支援するための**ガイドライン**を策定。

2. 官民ビジネス・ミッションの派遣

- ・ 官民参加のフォーラムや**ミッション派遣**等を通じて、現地の政府機関や企業との関係構築を支援。
- ・ **投資可能性調査(FS)支援事業**
食品関連事業者の海外展開に際し海外現地での物流・商流等の拠点づくりに係る事業の実現可能性についての調査支援。

食品産業の海外展開による収益額の推移

- ・ 2023年の食品産業の海外展開による収益額は、対前年比8.7%増加の1.7兆円と過去最高。



注) 食品産業の海外展開による収益額は、食品の製造業、卸売業及び小売業並びに外食産業に加えて、農林水産業並びに木材及び木材製品の製造業の海外展開による収益額を含む。

※1 対外直接投資収益：海外の企業への投資により子会社等から得られる配当金等及び再投資収益(海外子会社等の内部留保)

※2 知的財産権等使用料：特許権、著作権等の知的財産権の使用料

食品産業の海外展開事例

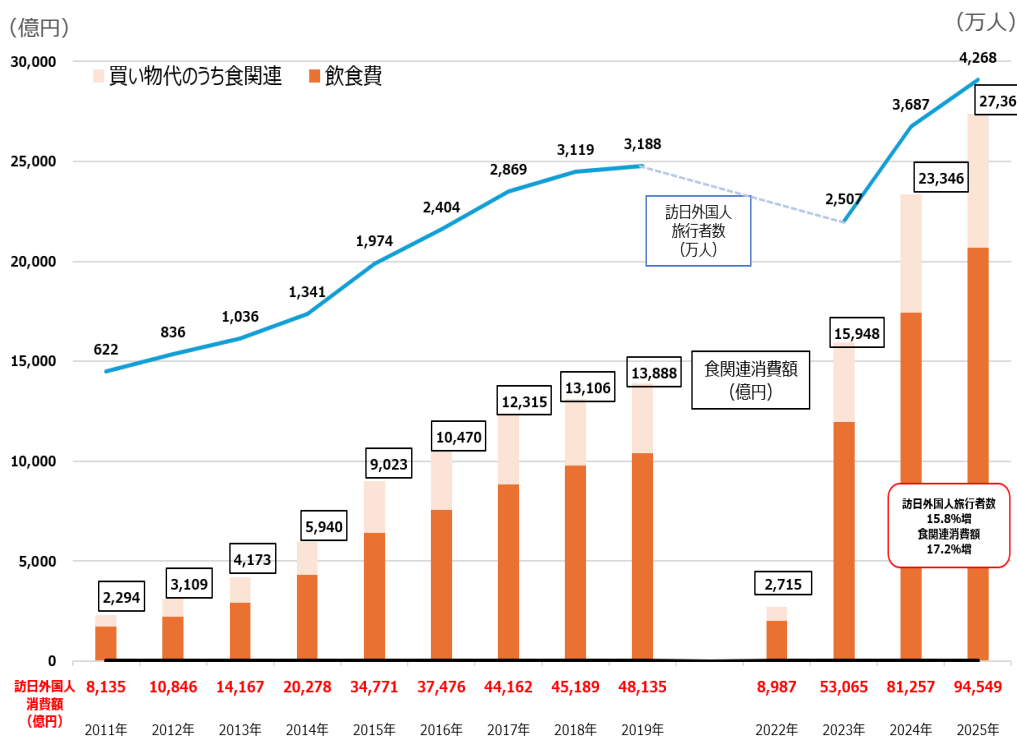
<外食> 定食店「大戸屋ごはん処」

- 首都圏中心に展開している日本食レストラン。2005年1月にタイに進出。2024年5月時点でタイ、台湾を中心に展開。
- 海外の店舗でも、日本の商品と同じ味・品質を目指し、日本産の米や魚、調味料を使用するとともに、店内調理にもこだわる。



- 新たな食料・農業・農村基本計画では、2030年目標としてインバウンド食関連消費額4.5兆円を設定。
- インバウンドによる食関連消費の拡大により、海外の日本食ファンを増やすことを通じて、輸出拡大との相乗効果を発揮する。

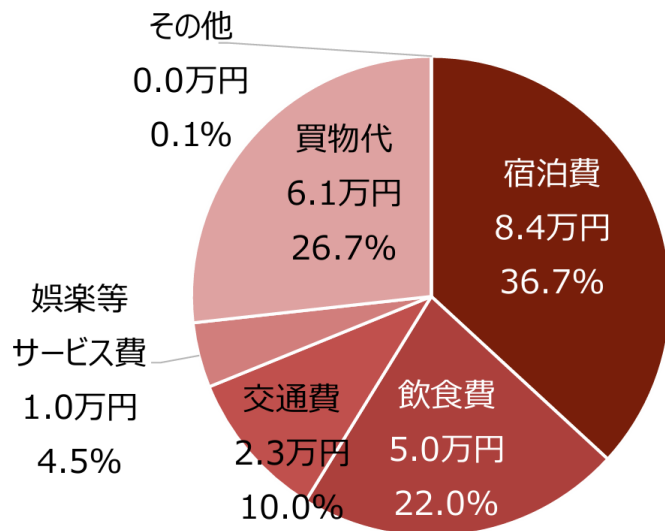
「インバウンドによる食関連消費額」の推移



- 令和7年のインバウンドによる食関連消費額は、2兆7,367億円で過去最高。
(訪日外国人旅行者数は4,268万人と過去最高を記録)

旅行消費額の内訳

【図表】費目別にみる一般客1人当たり旅行支出



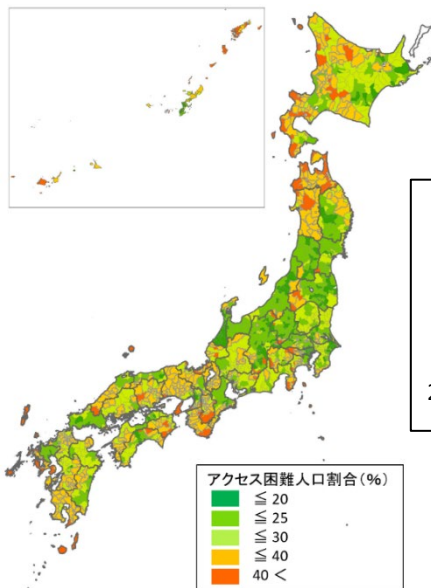
- 2025年の訪日外国人（一般客）1人当たり旅行支出は22.9万円と推計される。
- 費目別にみると、宿泊費が8.4万円と最も高く、次いで買物代6.1万円、飲食費5.0万円の順で高い。

- 「食料安全保障」について、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- わが国では、人口減少や経済成長が停滞する中で、経済的理由により十分な食料を入手できない方々や買物困難者が増加しているなど、平時における食料安全保障のリスクが顕在化。
- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨規定。

物理的アクセス

高齢化や単身世帯の増加等により、過疎地域のみならず都市部においても、自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる買物困難者）が増えてきている。

○アクセス困難人口割合・市町村(2020年)



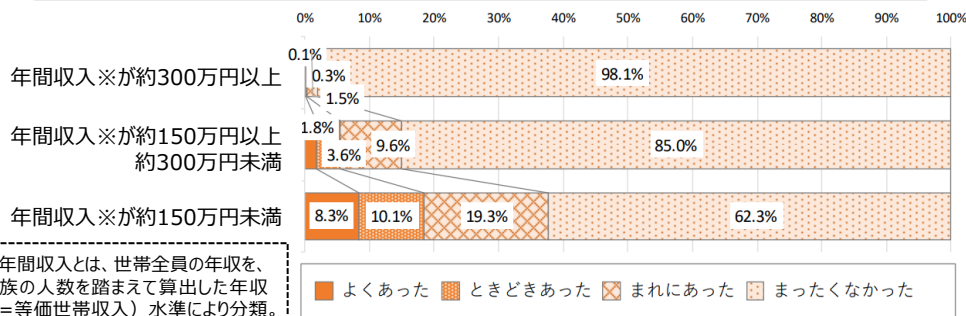
アクセス困難人口(参考)
 2005年 678.8万人
 2010年 733.2万人
 2015年 824.6万人
 2020年 904.3万人
 ※データ算出方法が異なるため
 2015年までと2020年は連続しない

資料: 農林水産政策研究所公表資料を基に作成
 注: アクセス困難人口とは、スーパーマーケット等の食料品店舗まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。

経済的アクセス

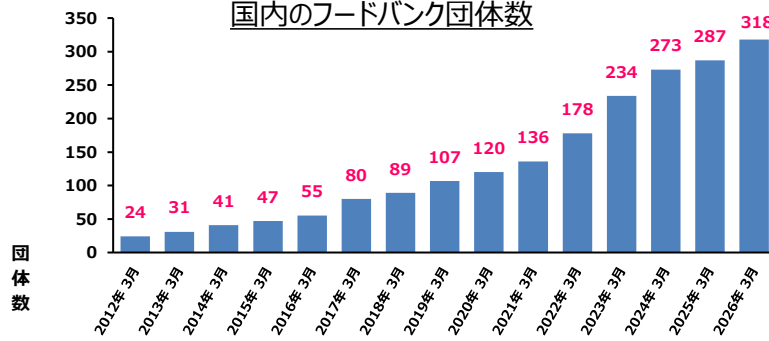
低所得者等の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加していると考えられる。

経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験(収入水準別)



出典: 「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(内閣府)を基に農林水産省が修正を加えたもの

国内のフードバンク団体数



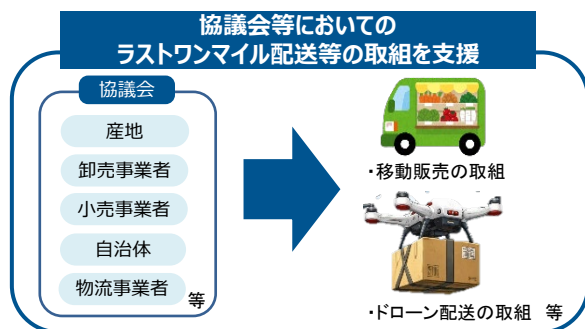
○具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実状に応じて取り組んでいく必要があるところ、

①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等

②経済的理由により十分な食料を入手できない方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等

と密接に関係することから、関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていく体制づくりが重要。

物理的アクセス関係支援策の例



地域の関係者で構成される協議会等における移動販売車の導入、ドローン配送の実証や、無人型店舗の設置等の支援を実施。



移動販売の様子

地域の関係者が連携して 取り組む体制づくり



市町村等を中心に地域の関係者が集まり、地域の課題に応じた取組を進める体制づくりに向けた支援を実施。



地域協議会の様子

経済的アクセス関係支援策の例

立上げ・取組拡大・機能強化の支援



食品取扱量の増加を目指して、フードバンクやこども食堂等に対し、食品保管庫の拡大などの機能強化等に向けた支援を実施。



食品保管庫の様子

○令和8年3月31日に閣議決定した「総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)」の期間では、2030年度に最大25%程度の輸送力不足が生じる可能性があることを踏まえ、ワーストケースであっても物流の停滞を招かないよう、最大26ポイント程度の輸送力を確保するための各種施策を用意し、輸送量の推移に応じて必要な施策を講じる。

○農水産物・食品は96.5%がトラック輸送。長距離輸送が多い、手積み・手下ろしが多い等の特徴があるため、パレット化による荷役効率化、中継共同物流拠点の整備、トラックから鉄道・船舶へのモーダルシフト等により、持続可能な物流を実現する必要がある。

【「総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)」を踏まえた施策等による輸送力への効果】

	2030年度	物流大綱の目標値
必要な輸送力 ※2024年度の貨物輸送量(25.1億トン)を100とした場合	97～100～113 (24.3億トン～25.1億トン～28.4億トン)	
何も施策を講じなかった場合の輸送力不足(①)	▲7～▲15～▲25 (1.7億トン～3.8億トン～7.2億トン)	
「物流大綱」を踏まえた施策による効果(②) うちトラックドライバーの荷待ち・荷役等時間の短縮 トラックの積載効率の向上 陸・海・空の「新モーダルシフト」 宅配便の確実な受け取り ドローンでのラストマイル配送 その他(トラック輸送力拡大等)	+25.7 +7.5 +6.6 +6.4 +1.8 +2.9 +0.5	年間625時間 44% 677.5億トンキロ 多様な受取方法50% 社会実装174件 －
総計(①+②)	+18.7 ～ +10.7 ～ +0.7	

第9回 2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会資料(令和8年2月26日)を基に作成

【食料・農業・農村基本計画のKPI(2030年度)】

・生鮮食料品等の中継共同物流拠点数	15か所(官2、民13)(2025年度) →30か所(官8、民22)
・船舶、鉄道等による農水産品・食品の輸送の割合	3%(2024年度)→6%

【物流事業者に対する青果物流通に関するアンケート】

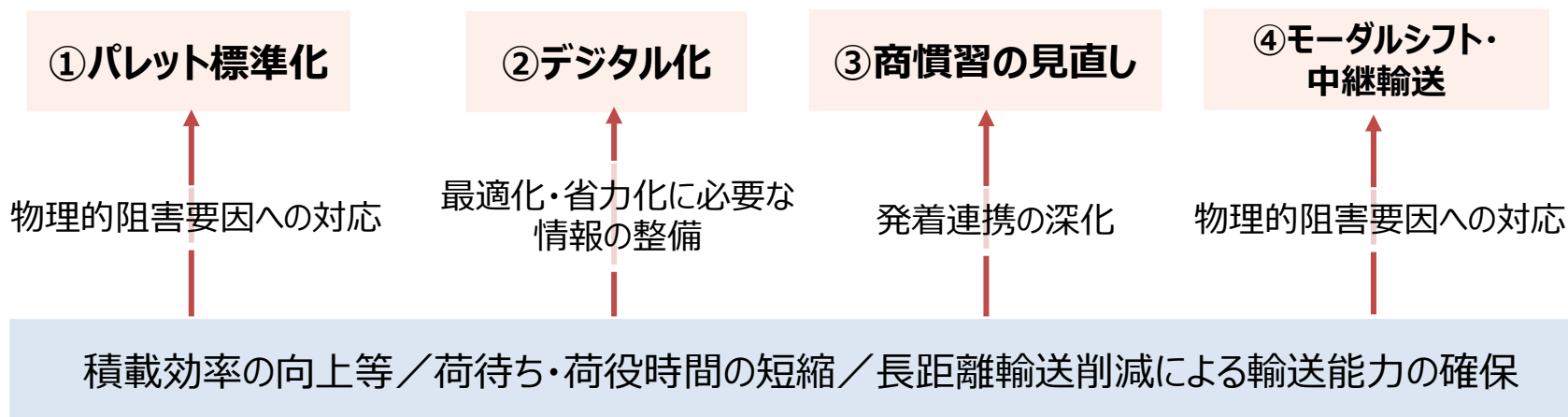
・青果物流通におけるパレット化率	58.4%(2024年度)
------------------	---------------

○物流効率化と取引適正化を進める制度整備が進み、これへの対応は喫緊の課題。

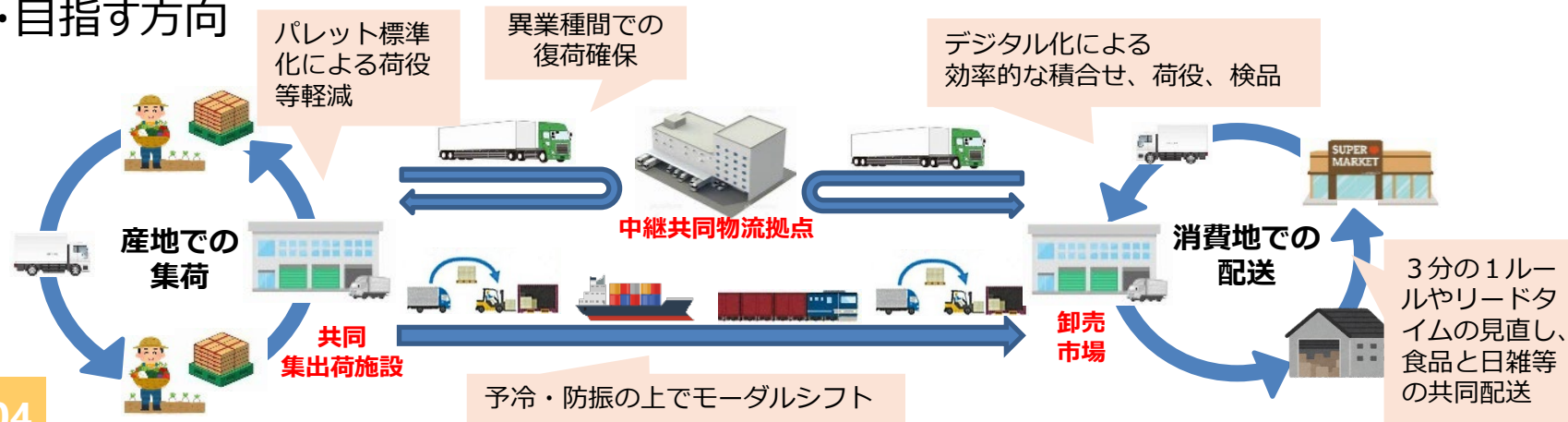
- ・ 物流効率化法により全ての荷主への物流効率化の努力義務化。一定規模以上の荷主(特定荷主)に対しては、物流統括管理者の選任や中長期計画の策定等を義務化。(R8.4.1全面施行)
- ・ 取適法による特定運送委託(発荷主とトラック事業者の運送契約)の規制対象化。(R8.1.1施行)
- ・ トラック法改正による適正原価を継続的に下回る運賃の禁止(R7.6.11公布から3年以内施行)。

○食料システム法により流通合理化事業活動や、取引条件の協議・商慣習の見直しも後押し。

○ 2025年度～2030年度の重点取組事項



・目指す方向



食品等の流通を確保し、食料・農業・農村基本計画等に基づく農林水産施策を推進する基盤とする

- 今後、世界的な人口増加等により食料需要が増大する一方、気候変動の影響等による供給力の低下により食料の確保が困難となるおそれ。食料の安定供給の確保及び稼げる農林水産業の創出に向け、既存の施策に加え、官民投資の促進を通じ、フードテックを強力に推進。
- 令和8年7月の日本成長戦略本部(本部長:内閣総理大臣)において、植物工場や陸上養殖などフードテック分野について、我が国の勝ち筋や市場獲得目標、講じるべき政策等を盛り込んだ官民投資ロードマップを策定。

＜官民投資ロードマップを策定したフードテック4分野の概要＞

植物工場

- 高度な環境制御等により気候の影響を受けにくく、計画的な生産や限られた空間で高効率な生産が可能であり、食料の安定供給に寄与。
- 我が国は、大規模植物工場を長期的に商業運営し、世界初のモジュールタイプの人工光型植物工場を開発するなど、世界トップレベルの技術とビジネスを継続させてきた実績。



モジュール型の植物工場



モジュール内で栽培中のレタス



一般的な大規模植物工場

陸上養殖

- 海洋と切り離れた養殖システムにより気候の影響を受けにくく、安定的な食料生産が可能であり、食料の安定供給に寄与。
- 世界をリードする水処理・浄化技術や、最先端のゲノム関連技術を用いた陸上養殖向け品種など日本の強みを活かした養殖事業が展開。



大規模閉鎖循環式サーモン養殖



可食部
1.2倍
飼料
2割減

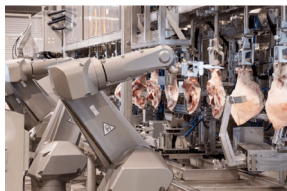


成長性
1.9倍
飼料
4割減

最先端のゲノム関連技術による新品種開発

食品機械

- 我が国食品加工機械はソフト・ハード両面に強みがあり、国内外への事業展開により食品産業の生産性向上に寄与。
- 我が国では鮮度にこだわる食文化を背景に、食品の鮮度保持技術が進展しており、その社会実装により食品の輸出拡大に貢献。



自動食肉加工ロボット



鮮度保持設備

新規食品

- 世界的なたんぱく質需要、環境・健康等の社会課題に対応するものとして、非動物由来たんぱく食品や機能性・栄養食品などの新規食品の開発が進行。
- 豊かな食文化を背景とした発酵技術や調味技術などが日本の強み。



植物由来だし



米由来たんぱく質



栄養バランスを高度に調整したかつ丼

食料システム法の概要

- 食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な費用を考慮した価格形成を両輪とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）が、令和7年6月に成立。

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定

食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

【事業者の努力義務】

- (1) 農水大臣が、食品等取引実態調査を実施
- (2) 事業者は、次の措置を講ずるよう努力
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ② 持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合、検討・協力※事業者の行動規範(判断基準)を省令で策定
- (3) 農水大臣は、必要に応じて、指導・助言、勧告・公表等を実施
※ 不公正な取引方法に該当する場合、公取委に通知

【コスト指標の作成・活用】

- (4) 農水大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

【計画の認定制度】

- (1) 食品等事業者が、次に関する計画を作成
 - ① 安定取引関係確立事業活動
 - ② 流通合理化事業活動
 - ③ 環境負荷低減事業活動
 - ④ 消費者選択支援事業活動※ ①～④には技術研究開発、事業再編を含む
- (2) 地方公共団体等、(1)の活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成

【認定による主なメリット】

- (3) 農水大臣が認定した場合、支援措置を実施
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農研機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例
- ③ 補助金等で整備された施設等の有効活用等

食品の付加価値の向上

(参考) 米のコスト指標

- ・(公社)米穀機構が、令和8年4月7日に公表
- ・同機構内「コスト指標作成等委員会」で議論(生産・集出荷、卸売、小売団体等が参画)
- ・生産～小売の4段階のコスト指標の合計は、506.9円/玄米1kg(税込。令和8年4月時点)
※精米換算すると、2,816円/精米5kg(玄米から精米の歩留まりを0.9とする)

【令和7年4月時点】

【令和8年4月時点】

(円/玄米1kg)(税込)

生産 331.0

生産 342.3

対前年比+3.4%

集荷 41.1

集荷 42.3

対前年比+2.9%

卸売 38.6

卸売 39.1

対前年比+1.3%

小売 81.7

小売 83.2

対前年比+1.8%

出典：(公社)米穀機構の資料「米のコスト指標」を元に、農水省にて改変

みどりの食料システム戦略

○ 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として令和3年5月12日に策定。



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法(R6改正)
食料・農業・農村基本計画(R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法(R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕
 - ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕
- ※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定



戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した
可変施肥、高温耐性
品種への転換等



「ワークレジット」の活用推進

中干し期間の延長、
バイオ炭の施用等



環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの
普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジ
の拡大、産地と消費
地の連携等



国際的な展開

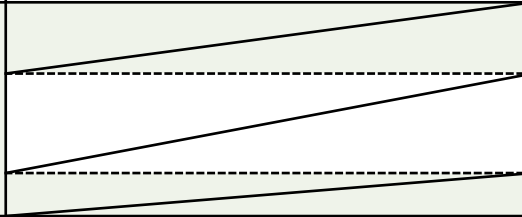
農林水産分野GHG排出削減
技術海外展開パッケージ
(通称:MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)
排出削減技術を海外へ展開

▶ 国際ルールメイキングにおける
プレゼンス発揮へ

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、14のKPI(2030年・2050年目標)を設定。

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0 万t-CO ₂ (100%削減)	
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立		
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証			
			小型沿岸漁船による試験操業を実施			
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再生エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)	
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン (30%低減)	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha (25%)	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)			
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン			
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%	
64%			100%			

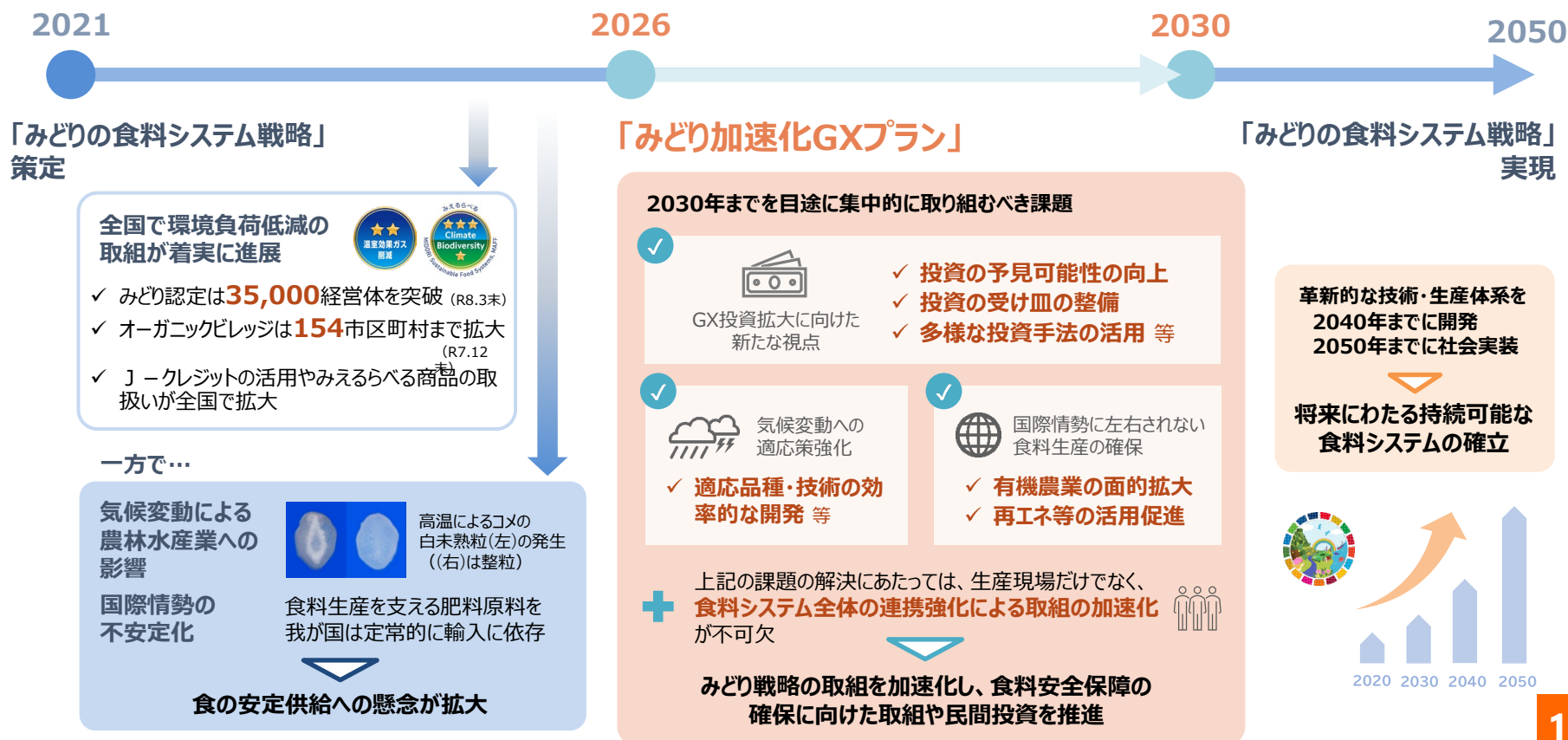
※本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部において、KPI2030年目標を決定。

- 令和8年6月、みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進するため、食料・農業・農村基本計画に基づき2030年までを目途に集中的に取り組むべき施策が「みどり加速化GXプラン」として取りまとめられた。

はじめに 「みどり加速化GXプラン」の位置付け

MIDORI BOOST

- ・ みどりの食料システム戦略の策定から5年が経過し、全国で食料システム全体での環境負荷低減の取組が着実に進展。
- ・ 一方で、気候変動の進行による影響の深刻化や、国際情勢の不安定化が進み、食の安定供給への懸念が拡大。また、社会全体でのGX推進等を受け、食・農分野の環境負荷低減に対する企業等からの関心が増加。
- ・ こうした状況の下、みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進するため、食料・農業・農村基本計画に基づき2030年までを目途に集中的に取り組むべき施策を「みどり加速化GXプラン」として取りまとめる。



- 「みどり加速化GXプラン」は、食料・農林水産分野のGX投資拡大に向けた横断的取組、みどり戦略の個別施策を加速化する取組の2つの軸で構成され、両者の好循環を生むことにより、環境価値が付加された食品等「サステナブルフード」の供給強化を目指す。

はじめに 「みどり加速化GXプラン」の全体像

MIDORI BOOST

横断的課題

GX投資拡大に向けた新たな視点

食料・農林水産分野におけるGX投資の「勝ち筋」を示し、幅広い層からの投資を呼び込み、**稼げる農林水産業**を実現



食料・農林水産分野へのGX投資拡大

- 1 GX投資拡大に向けた予見可能性の向上**
重要技術の開発・実装の見通しや市場規模予測を可視化
- 2 農山漁村におけるGX投資の受け皿の整備**
地場産業の育成や地域循環経済の創出への企業参画等を推進し、食料・農林水産業、農山漁村への投資を呼び込み
- 3 多様な投資手法の活用**
ブレンデッドファイナンス（官民投融資）や脱炭素関連の投資支援策等の有効活用

4 食農GX技術の海外展開

金融機関等の国内外のステークホルダーと連携したGX技術の海外ビジネス展開を戦略的に推進

5 リジェネラティブ農業（環境再生型農業）の明確化

海外で大きな投資が進むリジェネラティブ農業について、我が国における考え方を明確化

サステナブルフードの供給強化

〔環境価値の付加された食品・食品原料・マテリアル〕

各施策加速化

みどり戦略の加速化に向けた施策の強化

みどり戦略に基づく施策について、顕在化した課題への対応や、**発展的活用**を進め、進捗を**加速化**



気候変動への適応策強化

- 1 国民の食を脅かす気候変動への適応**
適応品種・技術の効率的な開発や産地への情報発信、産地の将来の在り方に関わる施策との連携強化を通じ、産地単位やサプライチェーン全体で連携した適応策の実践を加速

国際情勢に左右されない食料生産の確保

- 2 世界で勝てる有機農業の面的拡大**
有機JAS認証の活用や地域の関係者の参画等により、国内外の有機マーケットを捉えて成長する有機産地を形成
- 3 国産バイオマス・再エネの新たな活用促進**
改質リグニンや高機能タンパク質といった、農林水産物由来の国産バイオマスの新用途への利用促進や、新たな再エネ資材の農業用施設への活用等を推進し、バイオマス産業の規模拡大を実現

食料システム全体の連携強化

- 4 みどり戦略に基づく施策の新たな展開（第2フェーズ）**
J-クレジットを通じた企業と生産現場との共通価値の創造（CSV）促進、みえるらべるの仕組みのScope3への対応等、施策の発展的活用
- 5 GREEN×EXPO 2027を通じた国民理解の醸成**
GREEN×EXPO 2027の機会を活用し、みどり戦略等の発信を通じた持続可能な食と農の実現に対する国民理解を醸成

- 令和4年7月1日に施行された「みどりの食料システム法※」に基づき、農林漁業者や事業者による環境負荷低減の取組を、税制・金融の特例や補助金の優先採択等により支援。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)

みどりの食料システム法に基づく計画認定制度により、生産者等の前向きな取組を推進

【環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動】

- 令和4年度末までに**全都道府県で基本計画が作成**
- 生産者による環境負荷低減の取組を都道府県が認定し、全都道府県で計**37,000名経営体以上の農林漁業者を認定**
- 有機農業を促進するための栽培管理協定が**茨城県常陸大宮市で締結**
- **34道県94区域で特定区域（モデル地区）が設定**され、地域ぐるみの活動を促進(令和8年5月末時点)

【基盤確立事業】

- 機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等による技術開発や市場拡大等の取組を国が認定
- **計109事業者を認定**（令和8年6月末時点）



ペレット堆肥の利用拡大



可変施肥田植機の普及



ラジコン草刈機の普及

予算・税制・融資で促進

【令和7年度補正予算・令和8年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正40億円・当初6億円）**
 - ・みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・環境負荷低減の取組の「見える化」の充実等
- **戦略的農林水産研究推進事業(17億円)**
- **生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発（補正30億円）**
- **環境保全型農業直接支払交付金（28億円）** 等
(施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施)

【みどり投資促進税制】

(適用期限 令和10年3月31日まで)

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（機械**32%**、建物**16%**）

【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金**等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資(**新事業活動促進資金**) 等

- 農林水産省の全補助事業に対し、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化（愛称：みどりチェック）
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

内容

＜農林水産省の全ての補助事業等＞



機械導入

事業要件



施設整備

事業要件



増産

事業要件

全事業横断的な環境要件

各種支援に当たり、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」

- ✓ 環境関係法令の遵守
- ✓ 適正な施肥
- ✓ 適正な防除
- ✓ 生物多様性への悪影響の防止
- ✓ エネルギーの節減
- ✓ 悪臭・害虫の発生防止
- ✓ 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分

実施手続き

チェックシート
の記入・提出



チェックシートの例（抜粋）

申請時 （します）	○
報告時 （しました）	

←該当する方に○

☒	適正な施肥
☒	肥料を適正に保管
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討

+

取組内容の確認



農林水産省の補助事業等を活用する者は、事業の申請時及び完了報告時に、チェックシートをよく読み、該当するすべての項目にチェックを付けて提出。

国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により取組内容を確認。確認の対象者はチェックシート提出者の中から一部を抽出して決定。



- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD COP15)において、2030年に向けた世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。
- 2025年4月に「地域生物多様性増進法※」が施行され、「自然共生サイト」が認定。合計367箇所が認定(2026年3月末時点)。そのうち約8割が農林水産業・農村漁村に関係。

※地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

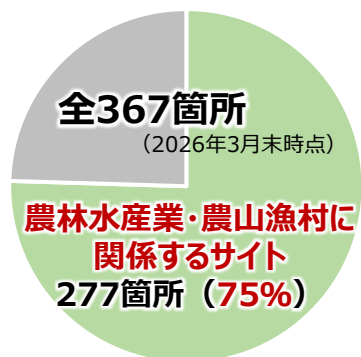
■ 昆明・モントリオール生物多様性枠組

- ・ 2022年12月の生物多様性条約(CBD)第15回締約国会議(COP15)において、2030年に向けた世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(KMGBF)が採択。

2030年ミッション

生物多様性の損失を止め、反転させ
回復軌道に乗せる(ネイチャーポジティブ)
ための緊急な行動をとる

■ 自然共生サイトの認定状況



※農林水産業・農山漁村に関係するサイト：
実施区域の生態系タイプが農地、森林、
沿岸域に属するサイト。重複除く。

有機
農業

オーガニックファーム金沢大地
(株式会社金沢大地)

実施区域：石川県金沢市

実施区域の状況：

- ・有機農業により水稻、大豆、小麦を生産。
- ・周辺のヨシ原や草地なども管理・保全し、野鳥の餌場を創出。



森林
保全

コカ・コーラボトラーズジャパン 水源の森ほうき
(コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社)

実施区域：鳥取県伯耆町

実施区域の状況：

- ・ヒノキ植林やアカマツ植林、清山川、ため池など多様な環境が存在。
- ・鳥取県、伯耆町、鳥取日野森林組合と森林保全に関する協定を締結。



■ 地域生物多様性増進法

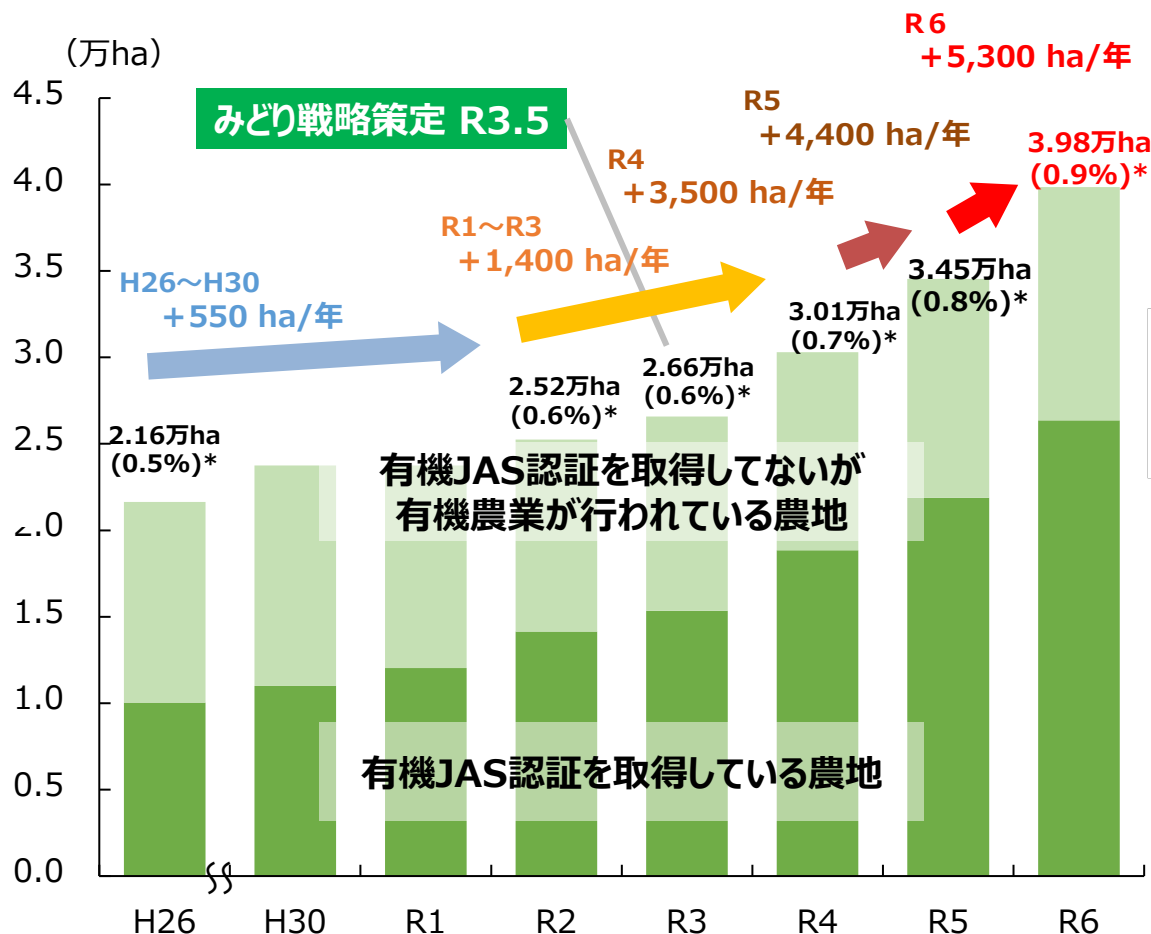
- ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に、「陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段(OECM※)により保全する」(30by30)が盛り込まれた。

〔※OECM：Other Effective area-based Conservation Measures
保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域〕

- ・ 2025年4月、「地域生物多様性増進法」が施行され、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定(環境省、農林水産省、国土交通省が共管)。
- ・ 自然共生サイトをOECMに位置付けることで、30by30目標の達成に貢献。

- 日本の有機農業の取組面積は令和6年度末で3.98万ha(耕地面積の0.9%)となり、昨年度末から5,300ha増加。
- 地域ぐるみで有機農業の拡大を実践する「オーガニックビレッジ」は、現在47都道府県168市区町村まで拡大(令和8年8月末時点)。2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

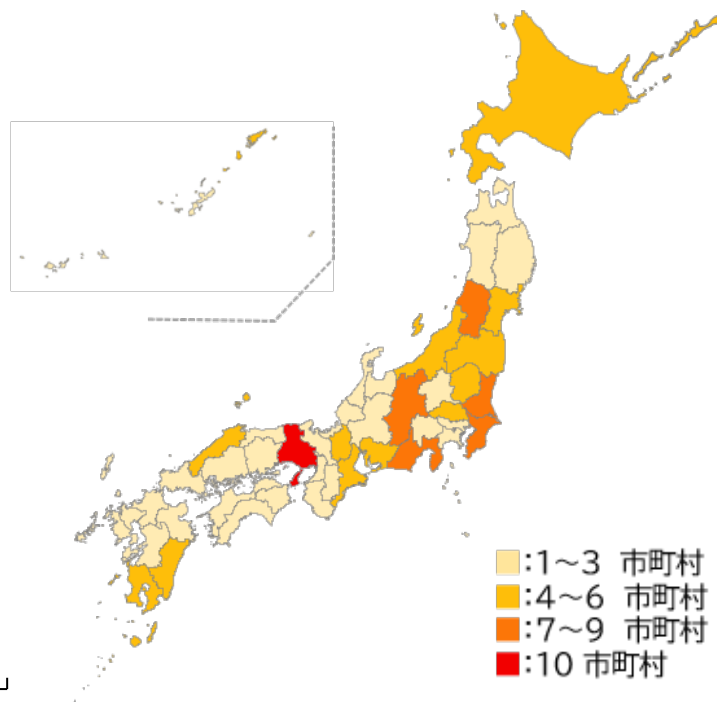
■ 日本の有機農業の取組面積の推移



■ オーガニックビレッジの創出

令和7年度154市町村

➡ 令和8年度168市区町村



* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

- 国内外で農業由来廃プラスチックの対策の重要性が高まっていることを踏まえ、農林水産省では新たな対策の基本方針を発出し、排出抑制、資源の有効利用を基本とした適正処理、流出防止及び持続可能な資源の利用を推進し、持続可能な農業生産体制へ転換を図る。

農業由来廃プラスチックの対策

排出抑制

排出抑制に資する資材の使用及び使用の合理化の推進

資源の有効利用を基本とした適正処理

リサイクル処理を基本とし、困難な場合には、熱回収

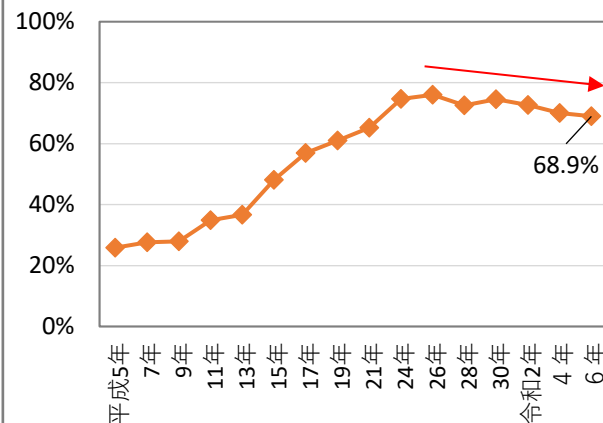
流出防止

ほ場からのプラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制対策等を推進

持続可能な資源の利用

バイオマス及び再生材を利用した資材の使用を推進

農業由来廃プラスチックの有効利用の割合



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」を基に作成
注：有効利用には焼却に伴い発生する熱エネルギーの回収を含む。

<目指す姿>

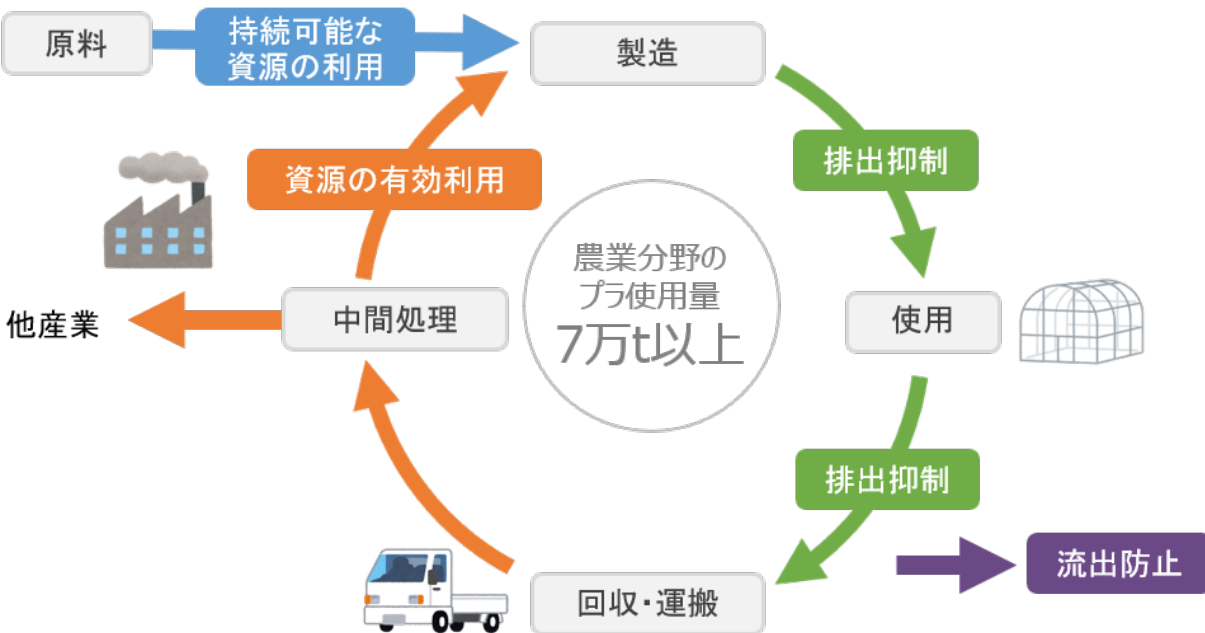
「農業由来廃プラスチックを2030年までに90%、2035年までに100%有効利用」農林水産省地球温暖化対策計画(R7.4.15)



生分解性マルチ



ケミカルリサイクル



(通知) 農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針（令和8年4月2日付け7農産第5685号7畜産第3303号）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/pura-jun/attach/pdf/index-62.pdf>

- 農山漁村にはバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在。農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進。
- バイオマスの活用については、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画の下、関連施策を総合的かつ計画的に推進。

バイオマスの活用

●バイオマス活用推進基本計画(令和4年9月改定)に基づく政策目標

	2025年度 (取りまとめ値※ ¹)	2030年度 (目標値)
バイオマスの利用率	約77%	約80%
バイオマス産業の規模 (製品やエネルギー市場を対象)	約1% (5,952億円)	約2% (約1兆円)
バイオマス活用推進計画※ ² の策定 (都道府県、市町村)	20道府県 1,048市町村	全都道府県 全市町村

※1: 利用率は令和7年度取りまとめ時点、産業規模は令和4年度時点、推進計画は令和6年度末時点。

※2: 市町村の計画にはバイオマス関連計画を含む

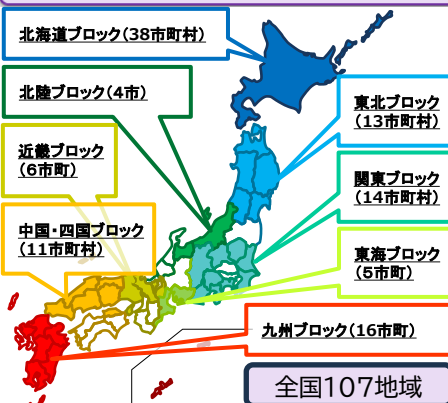
●バイオマス産業都市

経済性が確保された一環システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。関係7府省が共同で選定。(平成25年から令和8年3月末までに107市町村を選定済)

●下水汚泥資源の活用推進

農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

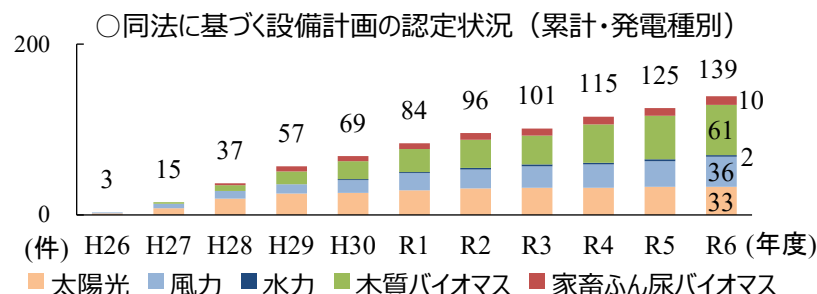
バイオマス産業都市



再生可能エネルギーの導入

●農山漁村再生可能エネルギー法(平成26年5月施行)を活用した取組

市町村が作成する基本計画に基づき、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を促進。(令和7年3月末までに基本計画を112市町村が作成済)



※複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。

●営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。



○営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可実績

許可件数	6,137 件
下部農地の面積	1,362 ha

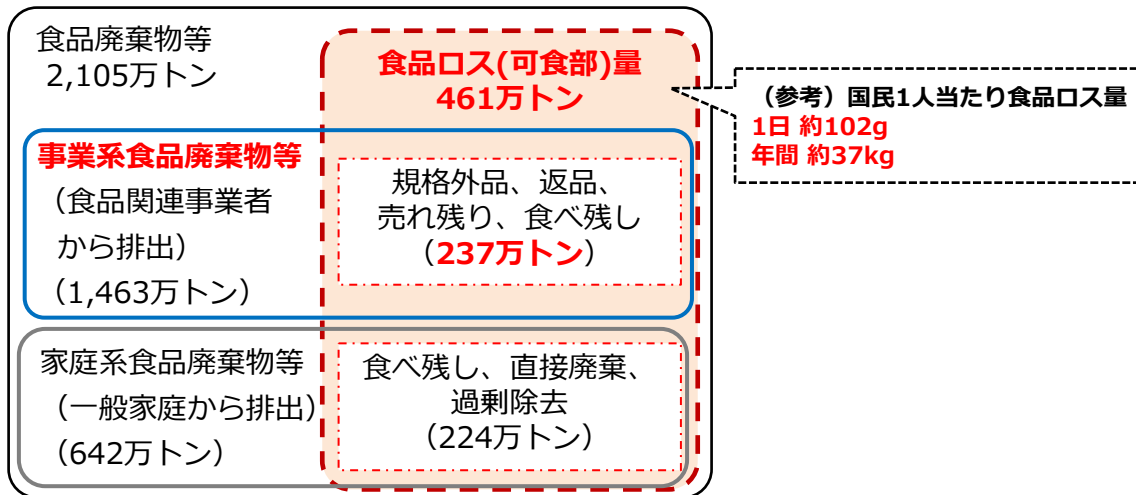
資料: 営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和5年度末現在)(令和7年12月農林水産省農村振興局)を基に作成

農林漁業循環経済地域の構築

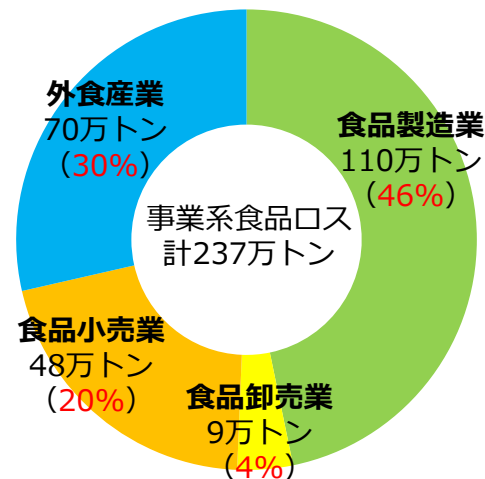
地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

- 我が国の食品ロス量は461万トン。うち食品産業から発生する事業系食品ロスは237万トン。
- 2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを半減(219万トン)させる目標を設定していたところ、2022年度に目標を達成。
- 2025年3月に策定した食品リサイクル法の基本方針において2000年度比で2030年度までに6割減(219万トン)とする新たな目標を設定。

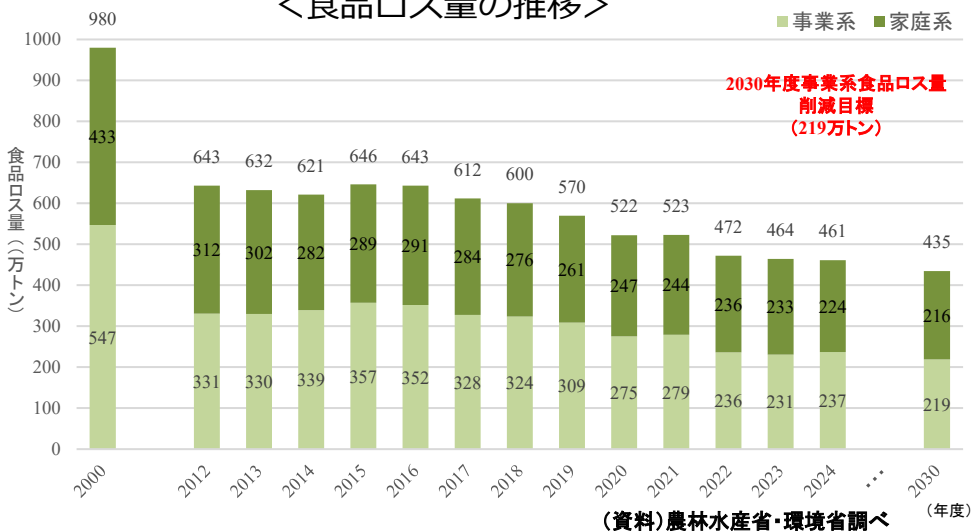
<食品ロスの発生状況(2024年度推計)>



<事業系食品ロスの業種別内訳(2024年度推計)>



<食品ロス量の推移>



<食品ロス削減推進法の基本方針>

国が行う基本的施策：

○食品関連事業の取組への支援

- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)
- ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整 等

○食品廃棄物・食品ロス量の実態調査

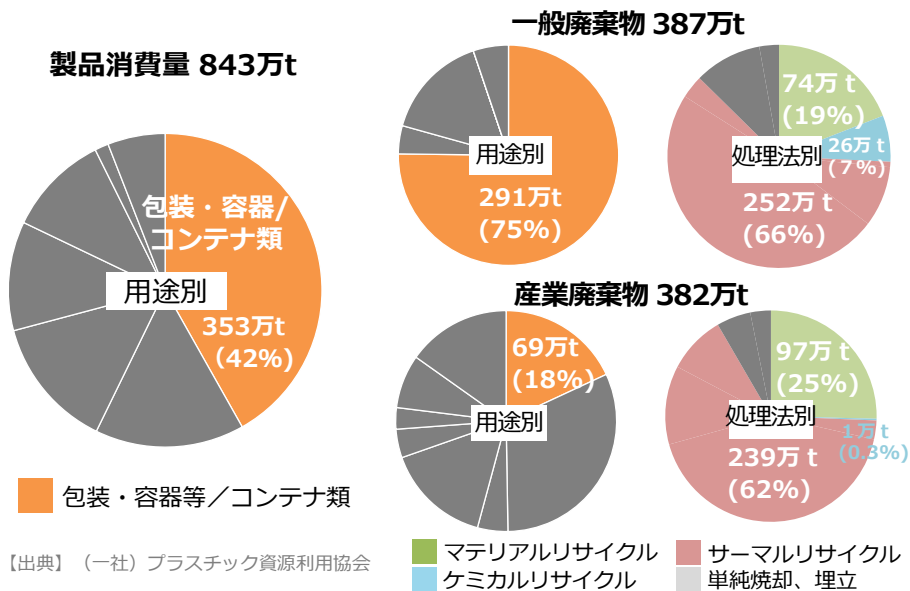
○取組促進のための表彰

○先進的な取組や優良事例の共有

- 未利用食品を提供するための活動(食品寄附)の支援(食品事業者とフードバンクとのマッチングを含む) 等

- 国内のプラスチック製品のうち食品容器包装が1/4以上を占めている。
- 循環型社会の形成、循環経済への移行を目的として、容器包装リサイクル法、改正資源有効利用促進法等において、事業者等に対して各種措置を求めている。
- 国内外でプラスチック資源循環の重要性が高まっている。

< 国内プラスチック製品の消費・廃棄量（2023年） >



再商品化義務（容器包装リサイクル法）

容器包装のうち一般廃棄物について、市町村による分別収集に加え、容器包装の製造事業者・利用事業者に対して**再商品化義務（再商品化費用の負担）**を課している。

対象製品 ①指定PETボトル ②プラスチック製 ③紙製 ④ガラス製



対象事業者 容器包装の製造又は輸入する者（容器・包材メーカー等）
容器包装に詰めた商品を製造又は輸入する事業者（食品メーカー、小売業者等）
※ 小規模事業者を除く

識別表示義務（資源有効利用促進法）

指定表示製品（分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品）



紙製容器包装

（段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く）



プラスチック製容器包装

（飲料・酒類・特定調味料用ペットボトルを除く）



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶



飲料・酒類・特定調味料用PETボトル

（内容量が150ml未満のものを除く）

プラスチック資源循環をめぐる主な国内政策

2018年6月	改正海岸漂着物処理推進法 成立
2019年5月	プラスチック資源循環戦略（関係9省庁）策定
	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（関係閣僚会議）策定
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化
2022年4月	プラスチック資源循環促進法 施行
2024年8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定
12月	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定
2025年2月	再資源化事業等高度化法 施行
6月	改正資源有効利用促進法 公布
2026年4月	改正資源有効利用促進法 施行

プラスチック資源循環戦略

3 R + Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

◆ マイルストーン

- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

プラスチック資源循環促進法

プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進。

再生材利用計画・報告義務（改正資源有効利用促進法）

脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画作成（目標等）及び定期報告を求める。

国際的な動向

G20大阪サミット（2019年）

世界共通のビジョンとして、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」**を日本が提唱し、共有（現在87か国・地域が共有）

➡ G7広島サミット（2023年）

2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることに合意。

国連環境総会 再開セッション(UNEA5.2)（2022年）

プラスチック汚染に関する条約を策定するための政府間交渉委員会（INC）を設立し、条約交渉が継続

- 内閣府調査(令和5年)によると、環境に配慮して生産された農産物を購入したいと答えた人は8割。一方で、そのような農産物を購入したことがない、または今後購入しない理由として「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が6割以上であり、消費者が選択できる環境を整備することが重要。
- このため、農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} \times 100 = \text{削減貢献率(\%)}$$

★ : 削減貢献率5%以上
 ★★ : // 10%以上
 ★★★ : // 20%以上



対象品目：24品目 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ピーマン(露地・施設)、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶

**みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等
がある都道府県：25都道府県**

※令和8年5月末時点

生物多様性保全への配慮 ※米に限る

<取組一覽>

★ :取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★: // 3点以上

化学農薬・化学肥料 の不使用	2点	★★★：	3点以上
化学農薬・化学肥料 の低減 (5割以上10割未満)	1点	中干し延期または中止	1点
		江の設置等	1点
		魚類の保護	1点
冬期湛水	1点	畦畔管理	1点

英語版ラベルの作成

インバウンドや輸出への対応向けに英語版ラベルを作成。
(愛称:ChojSTAR(チョイスター))

Your Choice boosts

SusTainable AgRiculture

～あなたの選択が持続可能な農業を後押しします～

ChoiSTAR



- 「J-クレジット制度」は、温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収量を国が認証し、取引可能とする制度。プロジェクト登録件数のうち農業者が取り組むものは58件、これまで約62万t-CO₂のクレジットが認証（発行）された。
- 「水稻栽培における中干し期間の延長」は、40都道府県の水田（約83,100ha）において取組が行われた。

■ J-クレジット制度

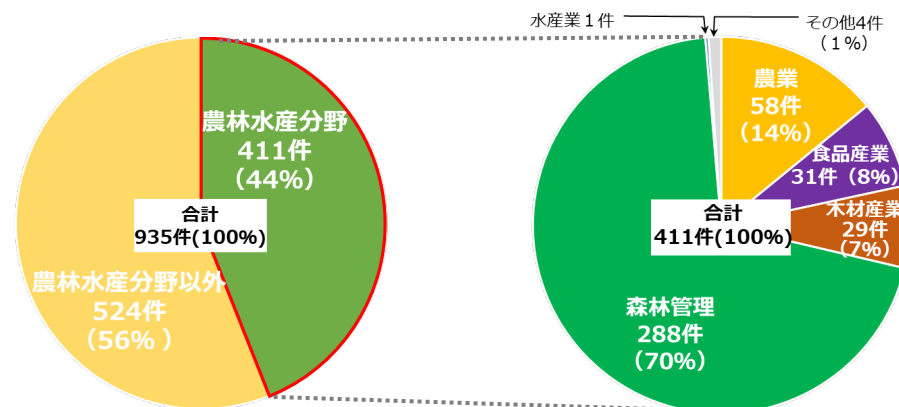
■ 農林漁業者・食品産業事業者等による活用が想定される主な方法論（令和8年2月時点）

省エネ	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
農業	家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稻栽培における中干し期間の延長 【令和5年4月追加】
	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 【令和5年11月追加】
森林	牛への飼料添加物（暖気中の温室効果ガス削減に資するもの）を使用した飼料の給餌 【令和8年2月追加】
	森林経営活動
	再造林活動

■ 農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量（令和8年3月時点）

方法論	クレジット認証量（累計）
省エネ・再エネ	65,747t-CO ₂
家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	291t-CO ₂
家畜排せつ物管理方法の変更	6,898t-CO ₂
バイオ炭の農地施用	2,233t-CO ₂
水稻栽培における中干し期間の延長	544,712t-CO ₂
合 計	619,890t-CO ₂

■ J-クレジット制度のプロジェクト登録件数（令和8年3月時点）



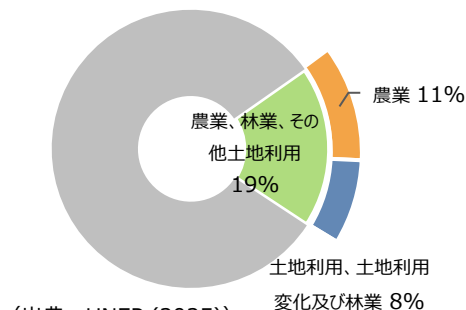
※農業分野の58件は農業者等が実施するプロジェクト件数を集計したもの。
うち、10件が省エネ・再エネ方法論による取組、48件が農業分野の方法論に基づく取組

■ 「水稻栽培における中干し期間の延長」の取組の広がり（令和8年3月時点）



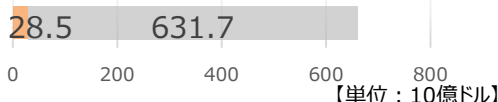
- 脱炭素投資の農業・食品分野への呼び込みを目的に、我が国のGHG削減技術の海外展開を促進する「ミドリ・インフィニティ」を策定し、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」の場で、我が国企業と国内外のパートナーとのマッチング等を推進。
- 二国間クレジット制度(JCM)は、パリ協定第6条第2項に沿って、パートナー国でのGHG排出削減・吸収等へ貢献し、相応のクレジットを我が国が獲得する制度。農業分野では、フィリピンにおける間断かんがい技術(AWD)の方法論が承認済み。

国際的に農業分野が抱える課題



(出典：UNEP (2025))

農林業分野は世界のGHG排出量の**19%**を占める主要な排出源。他方で、気候変動資金のうち、農業分野に向けられるのは**4.3%**に留まり、官民資金の呼び込みが必要。



(出典：Climate Policy Initiative (2023))

■ 農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (MIDORI∞INFINITY) (令和7年5月公表)

・我が国が有する食料安全保障に資するGHG排出削減技術や、その海外展開を後押しする支援策等を取りまとめたパッケージ（海外展開促進施策として、JCM枠組の活用を掲げる）。

■ みどり脱炭素海外展開コンソーシアム (令和7年6月設立)

・我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングを図り、JCMにもつなげる脱炭素プロジェクトの形成を推進するミドリ・インフィニティの実行プラットフォーム。
・研究機関、スタートアップ、金融機関等、130の構成員が参画（令和8年5月25日現在）

海外に展開可能な温室効果ガス（GHG）排出削減に資する主な技術・取組

GHG排出削減技術・取組

水田メタン排出削減
間断かんがい技術
中干し期間延長



農地土壌の炭素貯留の拡大
バイオ炭



施肥に伴うN₂O排出削減
生物的硝化抑制(BNI)技術



畜産由来のメタン・N₂O排出削減
アミノ酸バランス改善飼料等

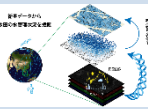


森林減少・劣化由来のCO₂排出削減
(REDD+*1)・森林吸収源の増大



GHG排出削減を支える基盤

測定・報告・検証(MRV)
衛星データの活用
ブルーカーボンの算定手法



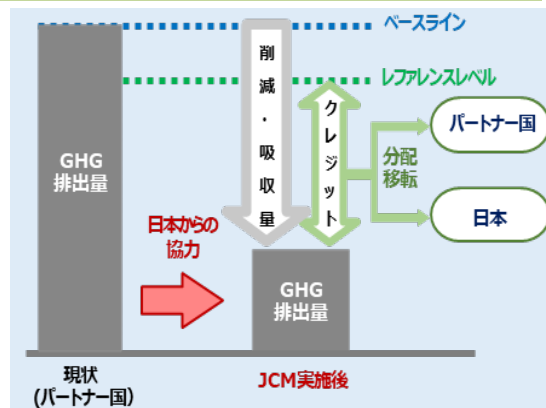
スマート農業技術の活用
ロボット、AI、IoT等の
情報通信技術の活用

環境負荷低減の
取組の「見える化」
みえるらべる



*1 REDD+: 途上国での森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減等

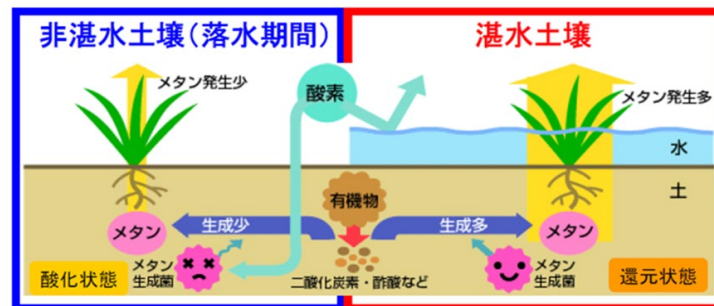
■ 二国間クレジット制度 (JCM)



■ 農業分野JCMの推進

- ・フィリピンにおける間断かんがい (AWD) を活用した水田メタン削減に関するJCM方法論が令和7年2月に承認。（農業分野初のJCM方法論）
- ・クレジット発行に向けてフィリピン側と調整中（令和8年6月現在）

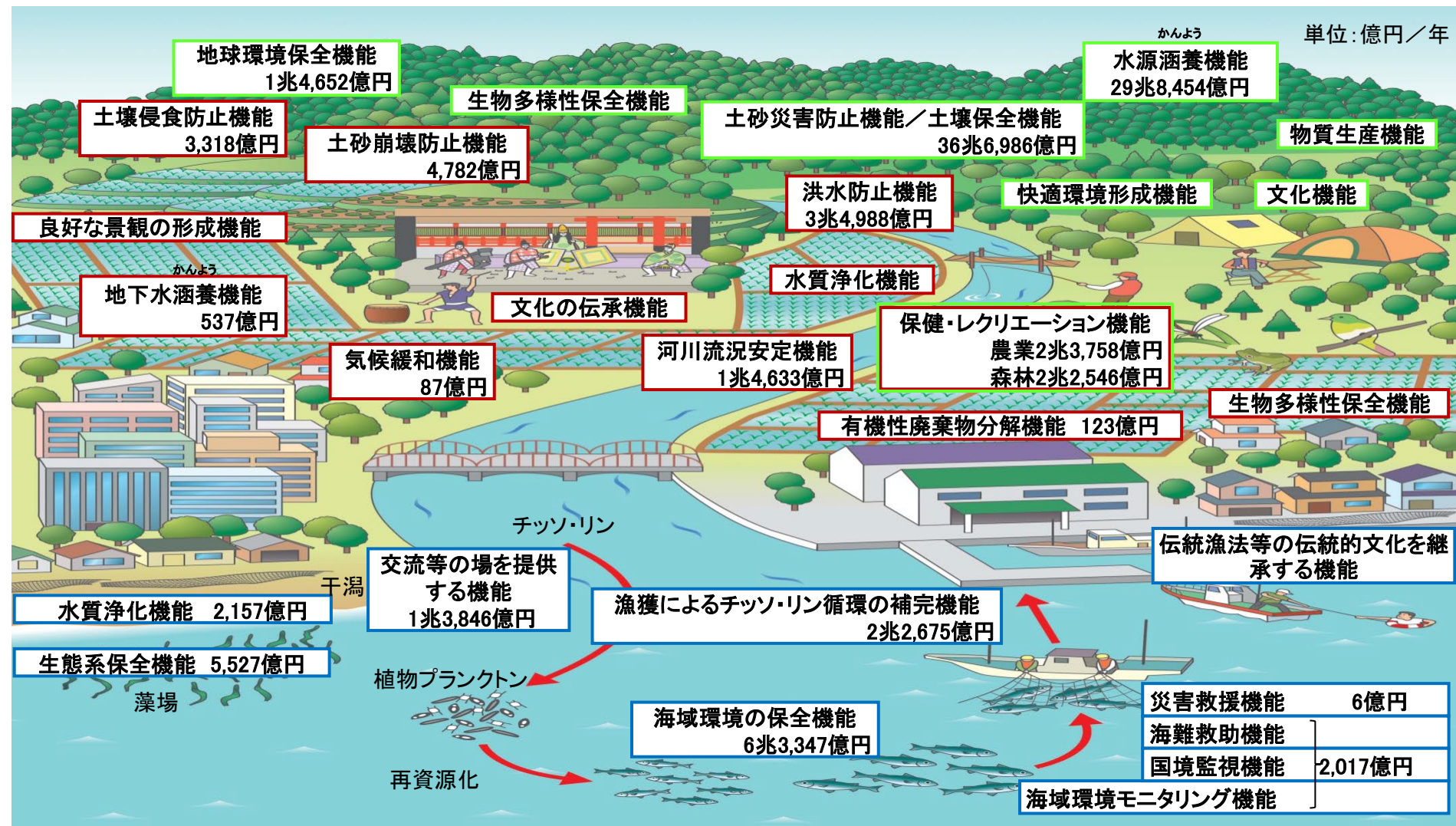
■ 中干し期間の延長、間断かんがい (AWD) によるメタン削減の仕組み (共通)



※創出したクレジットは両国で分配され、各国のNDC（国が決定する貢献）の達成に貢献。

○ 日本学術会議が農業、森林、水産業・漁村の多面的機能を分類・整理するとともに、定量化が可能な物理的な機能を中心に貨幣評価を実施。

○農業、森林、水産業・漁村の有する多面的機能



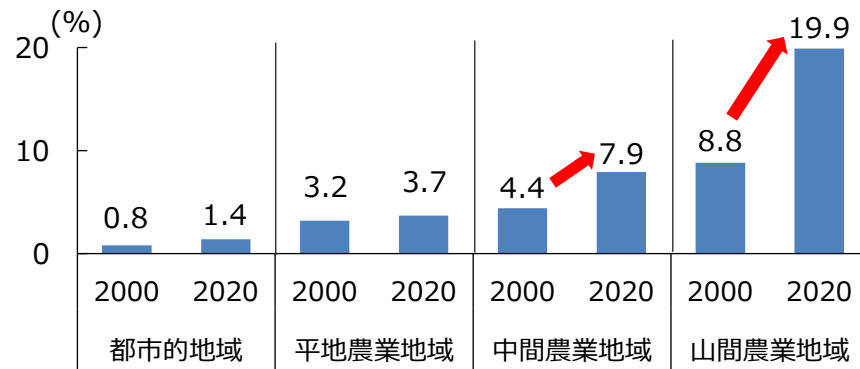
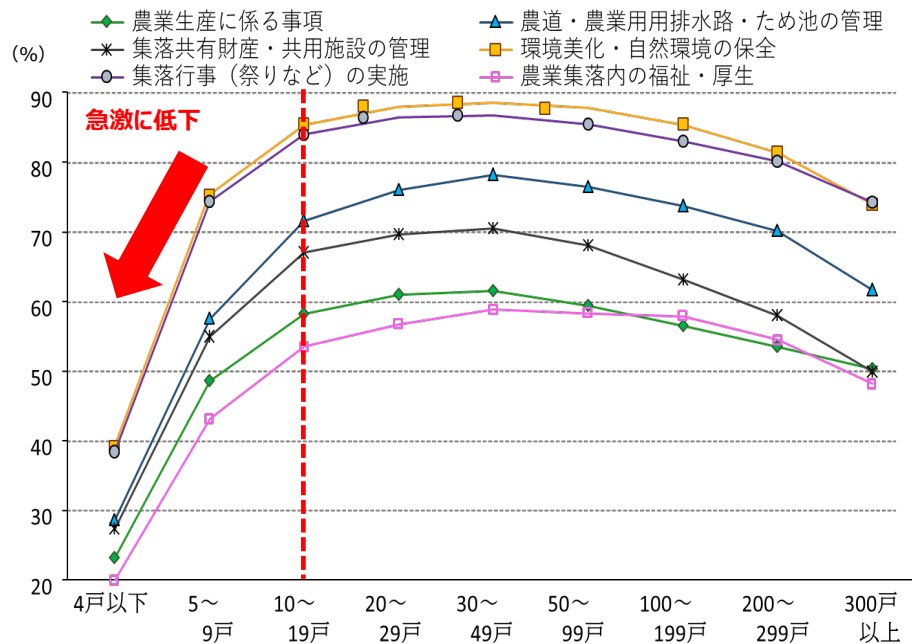
資料：日本学術会議答申(農業、森林:平成13年、水産業・漁村:平成16年)を踏まえ農林水産省で作成

注：機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能の全体のうち一部に過ぎない。

- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

総戸数が9戸以下の農業集落の割合

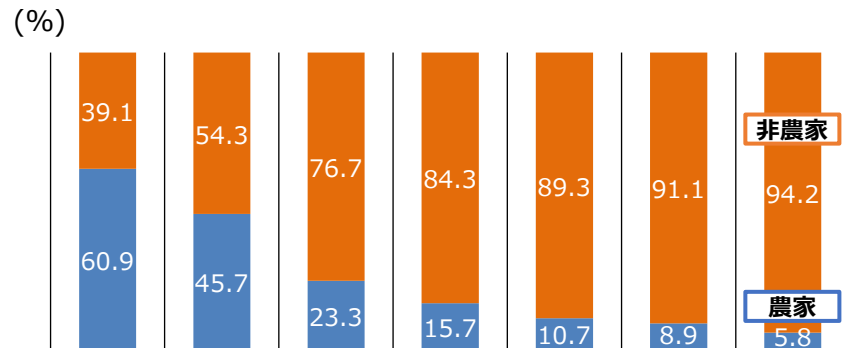
集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

1 農業集落当たりの農家率



1960年 1970年 1980年 1990年 2000年 2010年 2020年

資料：農林水産省「農林業センサス」

○ 近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施。

日本型直接支払

環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがある。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000	総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算			そば等雑穀、飼料作物	2,000
	そば等雑穀、飼料作物	3,000	炭の投入		5,000
堆肥の施用		3,600	地域特認取組		取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。
緑肥の施用		5,000	取組拡大加算		交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a

多面的機能支払

【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援※

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



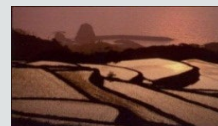
水路の泥上げ

※ 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・ 農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・ 多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



中山間地域

地目	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※ 1 : ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※ 2 : ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※ 3 : ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

(円/10a)

地目	区 分	交付単価 (円/10a)	地目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000	草地	急傾斜 (15度~)	10,500
	緩傾斜 (1/100~)	8,000		緩傾斜 (8度~)	3,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500	採草放牧地	草地比率の高い草地※	1,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500		急傾斜 (15度~)	1,000
				緩傾斜 (8度~)	300

※ 寒冷地

- 人口急減地域である農山漁村に企業等の活力を取り込みつつ、地域の実情に応じたオーダーメイドの取組を行っていく必要。
- そのため、官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信や学生による農山漁村への参画を促進、地銀等の中間支援組織を介した案件形成拠点の創設と課題解決モデルの選定、国による証明書制度の創設等を行うことで農山漁村地域の活性化に取り組んでいる。

① 官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信

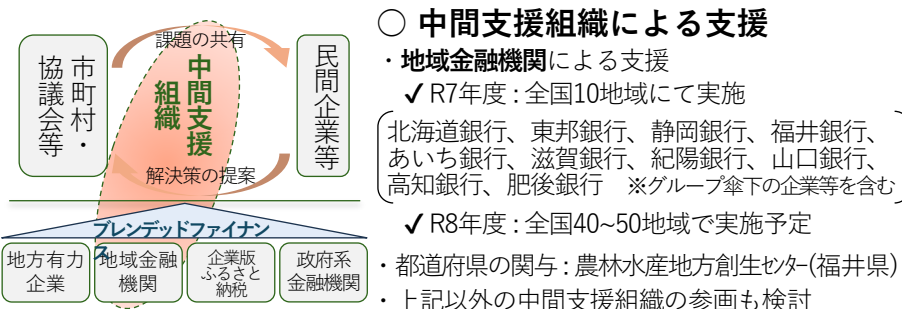
○ 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

NTT東西、JR東、近鉄、日本郵便、ヤマト運輸、TOPPAN、ゼンリン、テレ東、ロート製薬、アサヒビール、ヤンマー、クボタ、丸紅、H2O、しずおかFG、みずほ証券、東京海上日動、中央日土地、JTB、楽天 等
(令和8年3月末時点: 約575企業、自治体含め約650団体)

○ シンポジウムの開催

第1回(令和7年2月4日) 会場参加300名超、オンライン参加900名超
第2回(令和7年7月16日) 会場参加250名超、オンライン参加800名超
第3回(令和8年3月13日) 会場参加300名超、オンライン参加700名超

③ 案件形成拠点の創設、課題解決モデルの選定



- **モデル企業を国が選定** (インパクト創出ソリューション実装プログラム(R7年度))
農業における人口減の対応と生産性向上 地域コミュニティ
販路開拓等による付加価値向上 関係人口創出
(タイミー、EF Polymer、楽天グループ、雨風太陽 等)

○ AIの活用

・人口減少下の農山漁村の課題解決に大きく貢献する手段として、AI関連ソリューションの実装を重点的に伴走支援し、**熟練農家の暗黙知の継承**に加え、**生産性・付加価値の向上、農山漁村の環境維持**を図る。

② 学生による農山漁村への参画促進

○ 学生の参画動機と活動の継続性の確保

- ・より多くの学生の農山漁村への参画促進のため、学生の参画動機や取組の継続性に関する議論を実施し、キャリア形成を見据えた座談会等を開催
- ・学生の取組が農山漁村に与えるインパクトを可視化し、学生と企業や地域の連携の意義について検討



○ 企業を巻き込んだ地域への派遣

- ・企業を巻き込んだ学生の地域への派遣促進に向けた仕組みを検討

④ 国による証明書制度

○ 企業等の取組に対し、国が証明書を発行

【取組証明書】(R7年度開始)
農山漁村の課題解決に貢献する企業等の取組を証明。

< R7年度取得企業等 > (取得企業等数: 50)

農村における所得の向上と雇用の創出
(経済面)

センサー等活用による牡蠣養殖(KDDI)、データ解析等による生産性向上(岩手銀行他、以下写真) 等



農村に人が住み続けるための条件整備
(生活面)

藻場再生による生物多様性確保(東京海上日動他)、流域治水の実践による地域防災力強化(あいおいニッセイ同和損保) 等

多様な人材が農村に関わる機会の創出
棚田を活用した人材育成研修(NTT東)、能登復興に向けた取組(JAL他) 等

【インパクト証明書】(R8年度開始)

企業等の取組が実際にインパクトの創出につながっていることを証明。
また、そのための企業等の体制構築に向けた、国による伴走支援を実施予定。



- 「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」においては、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、宿泊単価等の向上（高付加価値化）に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図るとされ、令和11年度までに「農泊地域での年間延べ宿泊者数を1,200万人泊」、「農泊地域における宿泊等の売上額を2,200億円」とするKPIが設定された。
- 「観光立国推進基本計画（令和8年3月27日閣議決定）」においては、農泊地域における子どもの農山漁村体験における探求的な学びの提供や企業研修の受入等の推進を通じ、地方への人の流れや多様な人材が農山漁村に関わる機会の創出を図ることも位置づけ。

農泊の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
- 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。
- また、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、インバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援。

農泊推進の状況

- 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され農泊に取り組んでいる地域（農泊地域）の延べ宿泊者数は、794万人泊（R5年度）から868万人泊（R6年度）に増加。宿泊等の売上額は、1,223億円（R5年度）から1,598億円（R6年度）に増加。
- 企業・大学と農泊地域との連携事例集の作成を支援し、全国の農泊地域や、企業や大学の担当部署に対して積極的に周知。
- 特色ある農泊地域の取組事例の紹介や地域間及び旅行者が交流できる「農泊みらい交流フォーラム」の開催、農泊地域の国内外向けのプロモーション等を支援。



企業・大学と農泊地域の連携事例集
（令和8年2月公表）



（大学）



SAKU酒蔵アグリツーリズム推進協議会（長野県佐久市）

- 現役の酒蔵での蔵人体験を高付加価値で提供（2.5畳の部屋で2泊3日9万円/人を実現）
- 英語で案内するツアー（2泊3日14万円/人）を設定し、R5年度は40%のインバウンド率を達成
- 泊食分離とし、地域の飲食店にも裨益
- 地域の雇用を創出するとともに、営業の効率化により従業員の時給を向上



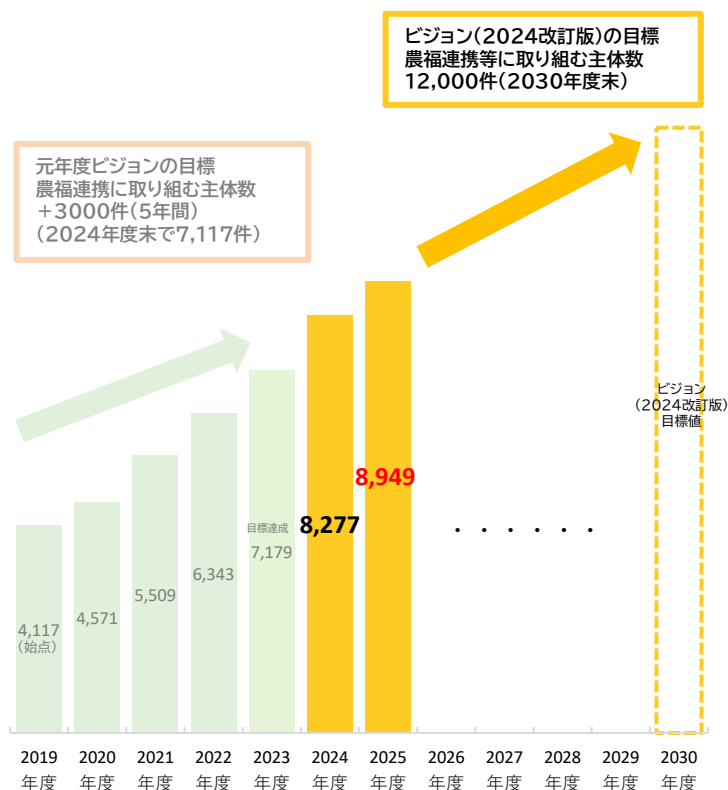
酒造りを体験する参加者



酒蔵ホテル®

- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。
- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。

農福連携等の取組主体数の推移



農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウハウ商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウハウの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開

未来に広げる

絆を広げる

- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI 2030年度末までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上とする。

○ 中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料の安定供給の確保と多面的機能の観点から重要な地域。

○ 中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施。

中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	10.6%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	63.8%
③耕地面積	437万ha	167万ha	38.1%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	74.5%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	44.7%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	42.6%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40.0%
⑧農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	54.1%
⑨第1次産業 就業者数 (R2)	196万人	74万人	37.8%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

（②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑧農業集落数）

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」（⑦農業産出額）

総務省「令和2年国勢調査」（①人口、⑨第1次産業就業者数）

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。

注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。

注3 ①人口、⑨第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。

注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

注5 全国(A)及び中山間地域(B)の各数値は四捨五入後の数値であり、割合は四捨五入前の数値から算定しているため、表の数値で計算すると一致しない場合がある。

中山間地域支援施策

中山間地域等の農業を「支える」

- (1) 農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続が図られるよう、中山間地域等直接支払制度による地域の共同活動等を支援
- (2) 農地保全や農業に関する経済活動と併せて生活支援を行う農村RMO(農村型地域運営組織)の形成を推進
- (3) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の作成と、当該構想に基づく荒廃農地の発生防止と再生・解消の取組を推進

中山間地域等の農業で「稼ぐ」

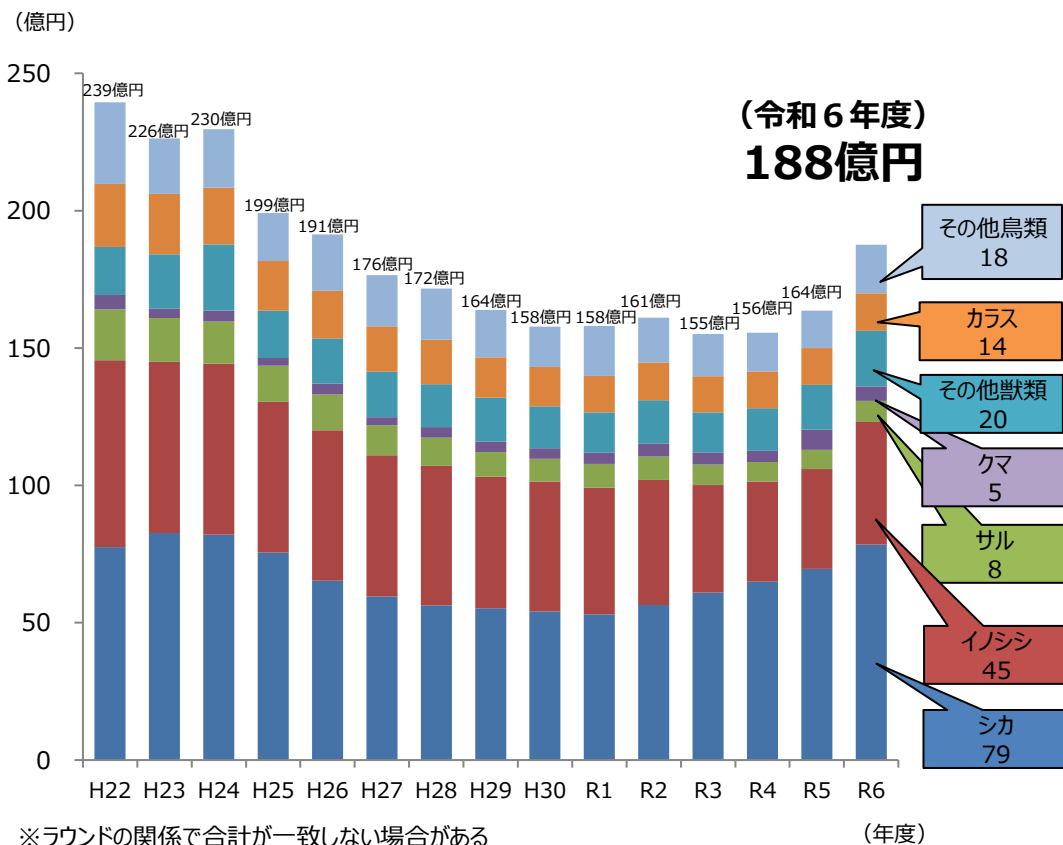
- (1) 地域特性を活かした高収益作物の導入、有機農業、複合経営の取組を支援
- (2) 農地、農業水利施設、生産・販売施設等の総合的な整備を支援
- (3) 多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進、農業支援サービス事業者の育成・確保等
- (4) 地域の特色を活かした農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を支援

「関わる」関係人口を拡大

- (1) 棚田や農業遺産について、地域住民、民間企業等による地域活動への参加や、商品開発・普及等を促進
- (2) 都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進

- 野生鳥獣による農作物被害額は、188億円（令和6年度）。そのうち、全体の約7割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
- 鳥獣被害対策は、個体群管理（とる）、侵入防止対策（まもる）、生息環境管理（よせつけない）の3本柱が基本。
- 令和6年度における捕獲頭数は、シカは74万頭、イノシシは64万頭。

○ 野生鳥獣による農作物被害額の推移



○ 鳥獣被害対策の3本柱



○ シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

単位：万頭

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
シカ	60	58	60	58	61	67	72	72	72	74
イノシシ	55	62	55	60	64	68	53	59	52	64

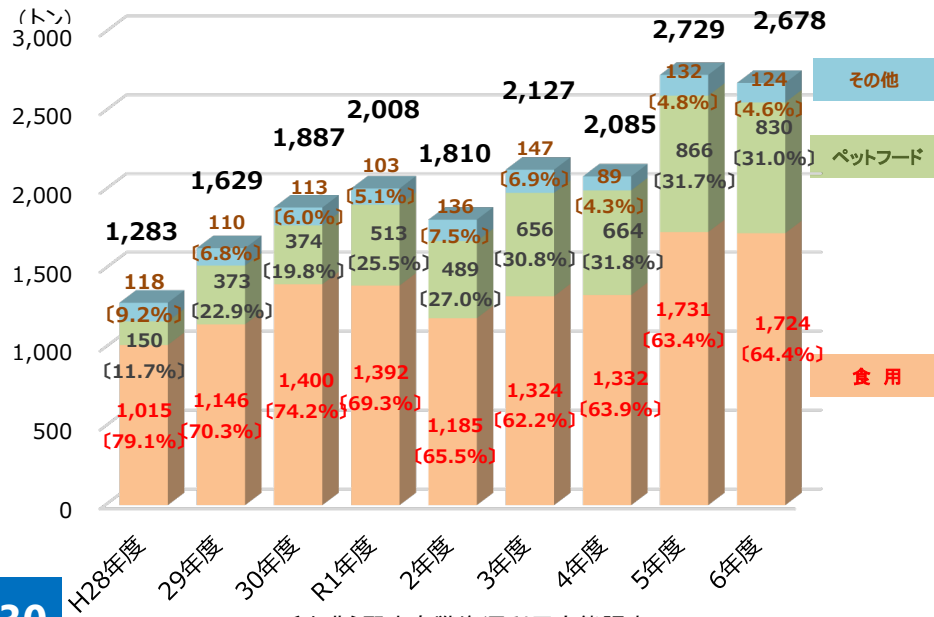
【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

- 令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和11年度のKPIとして、ジビエ利用量4,000トン进行掲げている。
- 目標達成に向けて、捕獲鳥獣を地域資源として有効利用するジビエ利用の取組を全国に広げていくため、捕獲から消費までの各段階での対策を重点的に講じている。

ジビエ利用の実態

- 全国の826処理加工施設において、令和6年度にジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は190,716頭・羽であり、ジビエ利用量は2,678トン。捕獲されたシカ・イノシシのうちジビエとして食肉加工・流通された割合は約1割（※捕獲者による自家消費を除く）。

ジビエ利用量の推移



国産ジビエ認証制度

- 安全なジビエの提供と消費者のジビエの安心を図るため、平成30年5月に認証の仕組みを決定し公表。
(令和8年5月末時点の認証施設数 33件)



【取組事例：奥三河高原ジビエの森】 令和7年度鳥獣被害対策優良活動表彰 農林水産大臣賞 受賞

- 捕獲したシカ等を捕獲者の処理負担を軽減しながら地域資源として有効活用し、地域の食文化をPRしていこうと、「奥三河つぐ高原グリーンツーリズム推進協議会」が、ジビエ食肉処理施設「奥三河高原ジビエの森」を平成27年4月に創業。
- ジビエの流通規格・トレーサビリティの導入や地域住民を対象としたジビエの調理方法のセミナーに早くから取り組み、多くの視察を受け入れるなど、ジビエの普及拡大に寄与。



施設に併設された直売所



真空パックしたシカ肉



ワークショップでの活動紹介

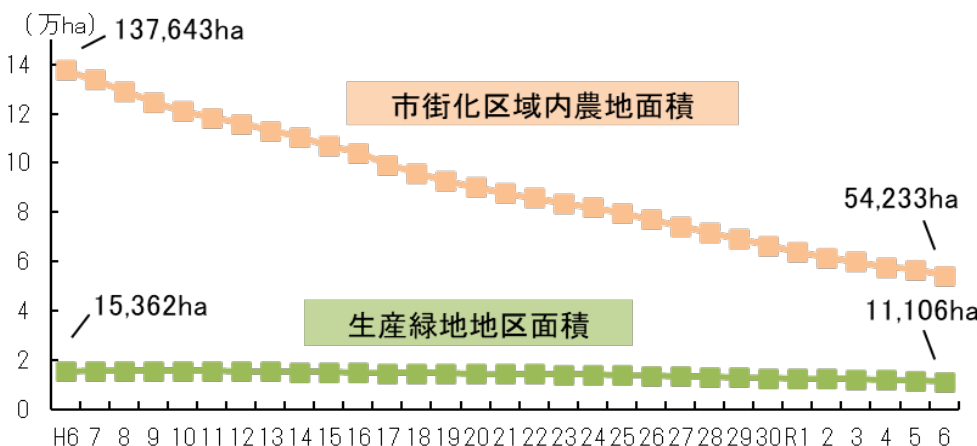
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な役割を果たしている。
- 市街化区域内農地は全農地の1.3%程度であり、都市農業の農業産出額は都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行い、全国の1.8%(推計)を占めている。
- 意欲ある都市農業者等が都市農地を借りやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)を制定し、都市農地の有効な活用に取り組んでいる。

○都市農業に関連する指標

	農地面積	農業産出額
全 国	427.2万ha	9兆5,470億円
都市農業 (対全国比)	5.4万ha(1.3%)	1,736億円 (1.8%)
	うち生産緑地 1.1万ha(0.3%)	

資料：全国の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計(令和6年)」、「生産農業所得統計(令和5年)」。
都市農業の農地面積は総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和6年)」、国土交通省「都市計画現況調査(令和6年)」。
都市農業の農業算出額は市町村毎の耕地面積全体に占める市街化区域内農地面積の割合(令和5年)を農業算出額(令和5年)に乗じて推計。

○市街化区域内農地面積の推移



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査」、国土交通省「都市計画現況調査」

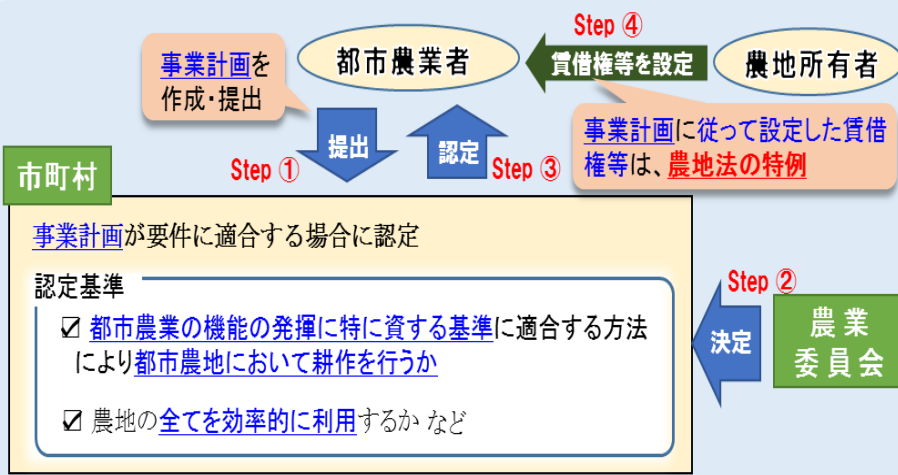
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

課 題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(生産緑地地区内の農地)については、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための貸借が円滑に行われる仕組みが必要。

本法律の目的

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。



農地法の特例 ▶ 法定更新(農地法第17条)が適用されない

事業計画に基づく都市農地の活用終了後(賃貸借の期間終了後)には、都市農地が所有者に返還される。

○ 食育基本法の制定から約20年が経過し、食や農林漁業を取り巻く状況の変化や食料・農業・農村基本法の改正等を踏まえ、食育基本法が改正。改正のポイントは以下のとおり。

(1)食料安全保障の確保、(2)学校等における食育の強化、(3)大人の食育運動の推進、(4)食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立

○ 食育基本法改正の趣旨等を踏まえ、令和8年6月に第5次食育推進基本計画が決定。以下3つの重点事項を規定。

(1)学校等での食や農に関する学びの充実、(2)健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、(3)国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

第5次食育推進基本計画（令和8～12年度）

令和8年6月24日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点事項

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

農林漁業体験機会の提供、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

第2 食育の推進の目標に関する事項

①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 農業者が減少する中、近年、農林水産分野の地方公共団体職員も大幅に減少している。農業者・食品事業者や地方公共団体職員等の事務負担を軽減し、農業者等が生産や経営に注力でき、行政手続等が滞りなく効率的に行われる環境づくりを行うことが必要。

eMAFF 申請

農林水産省共通申請サービス(eMAFF申請)

- eMAFF申請は、農林水産省所管の法令や補助金などの行政手続をオンラインで行うことができる電子申請システム。
 - 行政手続のオンライン化に併せ、添付資料や申請項目の削減等の業務見直しも行い、事業者や行政職員等の業務負担を軽減。
- ※次期オンライン申請システム(eMAFF申請2.0)を構築し、令和8年10月頃より移行開始予定。



1件の申請で50cmの紙申請

- ご自身のPC、スマホから申請が可能。
- 過去の申請情報も利用でき紙での管理が不要。
- 申請から審査、承認、通知までオンラインで完結。

- 利用者の利便性向上のため、統一感のあるUI/UXを提供。

- 「手続を探す」画面から申請したい手続を探し、入力項目をWeb上で閲覧可能。

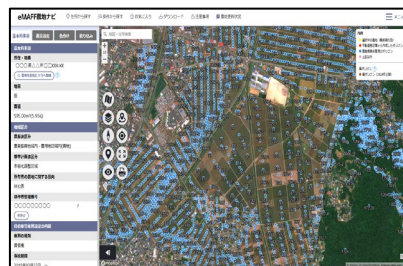


eMAFF 地図

農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)

- eMAFF地図は、
 - ①農地情報をデジタル地図で公表するeMAFF農地ナビ。
 - ②タブレット1台で現地確認を可能とする現地確認アプリ等の機能を実装。

【eMAFF農地ナビ】



- ・農地台帳及び農地に関する地図の情報を一般公開
- ・農地毎に地目・面積や権利設定の状況などを確認
- ・高解像度の衛星画像を1年に1回更新しており、農地の把握にも活用

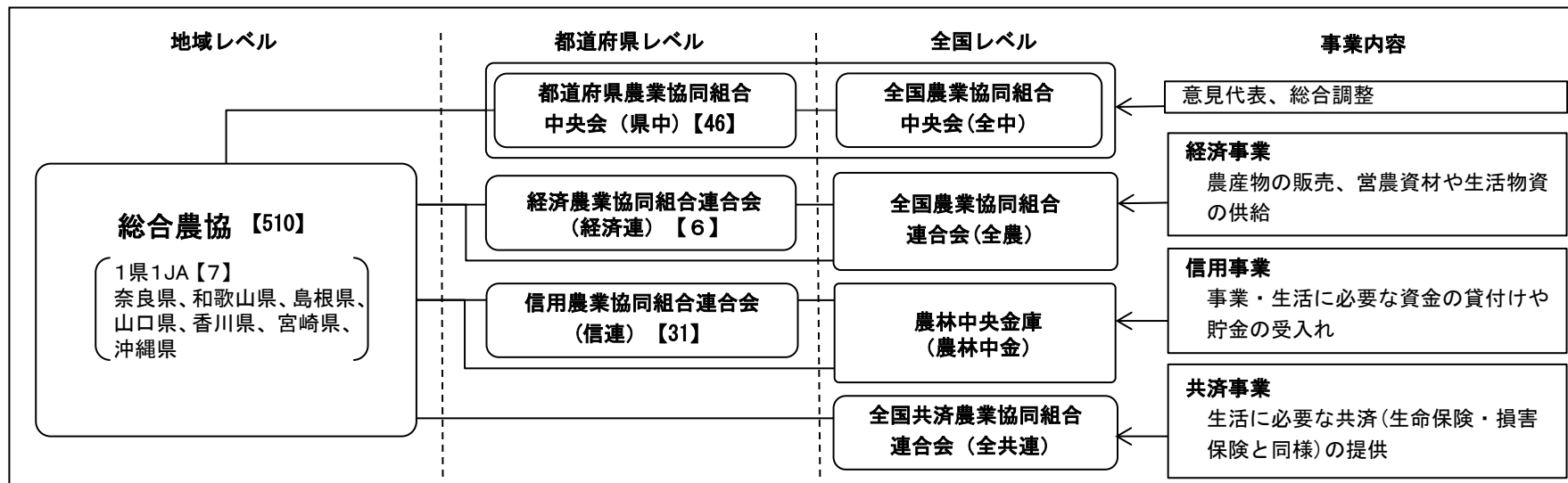
【現地確認アプリ】



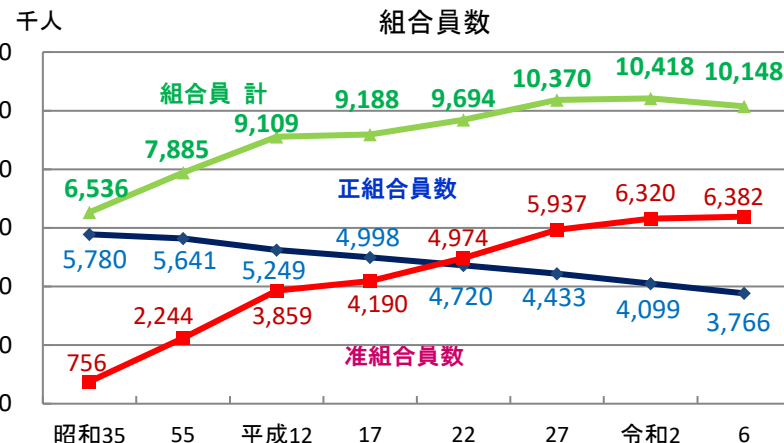
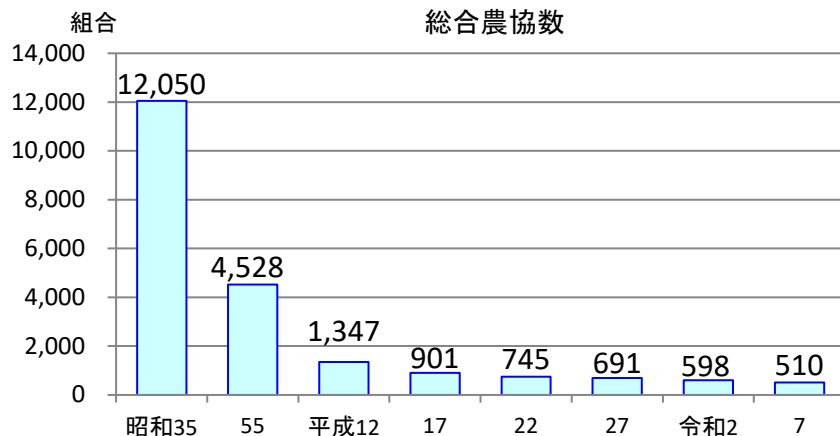
- ・タブレット1台で現地確認が可能
- ・ルート検索で迷いなく現地確認
- ・圃場の特定が容易
- ・農業委員会事務局の台帳更新などの負担軽減に寄与

- 総合農協は、組合員に対し、農産物の販売等（経済事業）のほか、金融サービス（信用事業、共済事業）を提供。都道府県・全国レベルの団体がこれをサポート。
- 農協の組合員数は、准組合員が正組合員を上回っている状況。

○農協の組織（令和7年度末現在）



○総合農協数、組合員数の推移



注1: 総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」(各年度末)

注2: 組合員数は、農林水産省「総合農協統計表」(各事業年度末)

- 今後、農協において組合員との対話を通じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の設定を含む自己改革を実践するためのサイクルを構築。
→ 農協の自己改革を不断に推進。

自己改革実践サイクル

組合員の意見を踏まえた 3つの方針等・計画等の決定（反映）

組合員との徹底的な対話を行い、次の方針等を策定。

- 3つの方針等
 - ① 自己改革を実践するための具体的な方針
 - ② 中長期の収支シミュレーション
 - ③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針
- 農業及び関連産業向けの投融资活動等についての目標、個別計画

自己改革、収支改善等の実践

当該方針等で定めた取組内容を事業計画等に反映し実践。

自己改革実践 サイクルの構築

組合員の意見を 踏まえ検討（改善）

実績等の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、次期の事業計画等や方針の修正等を行う。

自己改革の進捗・分析と 組合員への説明

実践した取組ごとに、実績や取組状況等について、方針等と比較・分析し、組合員に丁寧に説明。

行政庁

- ・ 自己改革の取組の進捗状況等を把握。
- ・ 自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。

農協改革の取組状況

○ 輸出の拡大（JAグループ全体）

海外拠点の整備や産地ルー等による販売力の強化、海外拠点ネットワークを活かした海外小売・卸等との新規販路開拓等に取り組む

JAグループ全体の令和6年の輸出実績額は平成27年実績（改革前）に比べ
260億円増加（123億円→383億円）

○ 生産資材の価格引下げ（JA全農）

肥料	大幅に銘柄を集約（550→24）し、標準品と比較して約1～3割の価格引下げ。
農薬	大型規格化とメーカー直送により標準品と比較して約3割の価格引下げ。
農業機械	必要な機能を厳選し、競争入札により価格を引下げ。 大型・中型トラクターはおおむね2～3割の価格引下げを実現（大型はH30.10～R3.3、中型はR2.12～R6.1出荷）。 コンバイン（4条刈50馬力）はおおむね15～18%の価格引下げを実現（R6.4から出荷開始）。 競合メーカーも追随。
段ボール	5品目においてパレット流通に適合した規格に集約し規格数を3割削減するとともに、他規格と比較して約1割価格引下げ。

今後の農協改革の方向性

農協が自己改革の取組を自律的に発展させるべく、農水省は好事例の横展開も含め助言及び指導・監督を行う
（規制改革実施計画（令和5年6月）（抄））

- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき各市町村に設置されている行政委員会
- 令和8年4月1日現在、農業委員会数は1,696
- 農地法等の許可に関して委員会としての意思決定を行う農業委員と、農地利用最適化業務(担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)を行う推進委員が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施(委員の任期は3年)

農業委員会を設置している市町村

区 分		市町村数	農業委員会数	備 考
原則	1市町村につき 1農業委員会を設置	1,513	1,513	
例外	1市町村につき複数の農業委員会を設置 【要件】 次のいずれかの場合 ①市町村面積が著しく大(24,000ha超) ②農地面積が著しく大(7,000ha超) ※この要件に該当した場合でも、複数の農業委員会を設置しないこともできる。	3	6	複数設置している3市町村 北海道北見市(2委員会) 神奈川県横浜市(2委員会) 岡山県岡山市(2委員会)
	必置規制の対象ではないが農業委員会を設置 【要件】 農地面積が著しく小 都府県200ha以下 北海道800ha以下	177	177	
	合計	1,693	1,696	

(参考) 農業委員会を設置していない市町村

設置していない理由	市町村数
農地がない	13
農地面積が著しく小(都府県200ha以下、北海道800ha以下)	35
合計	48

農業委員 (22,933人)
※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

<法令事務を実施>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員 (17,474人)
※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 農業委員会の委嘱
- <農地利用最適化業務を実施>
- 担い手への農地の利用集積
 - 遊休農地の解消
 - 新規参入の促進

事務局職員数 (7,886人)

※ 農業委員数、農地利用最適化推進委員数及び事務局職員数は令和7年10月1日現在

- 2026年6月5日に『森林・林業基本計画～百年つづく「森の国・木の街」へ～』を閣議決定。
- 林業・木材産業の持続可能な成長を実現するとともに、多様で健全な森林づくりを進めて国民生活の安全・安心を根底から支えるため、民間活力の積極的な活用を図りつつ、施策を集中し、機動的な実施を図ることにより、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築く。

林業・木材産業の成長の実現

○ 国産材の利用拡大と幅広い需要の創出

- ・ SHK制度やLCCO₂等による国産材利用効果の見える化
- ・ 都市の木造化の多角的推進(非住宅・中高層建築物等)
- ・ 大径材、広葉樹材等を活用した内装材等の需要創出
- ・ CLT、ツーバイフォー材等の製品輸出の戦略的拡大
- ・ 木育の推進
- ・ 木質系新素材の開発・実装

木造の
中高層建築物



○ 需要に応じた国産材の供給力強化

- ・ 施設の生産力強化、工場間連携、ストック機能強化
- ・ JAS製材設備、大径材対応設備等の戦略的整備
- ・ 地場の中小工場等による高付加価値製品の持続的供給

保管庫の整備



○ 強靱なサプライチェーンの構築

- ・ 再造林コストや森林・木材の持続性に関する情報の共有・相互理解、合理的な価格形成
- ・ ICT等による原木流通コーディネート機能の強化



○ スマート林業技術の実装等による持続的な林業の確立

- ・ 安全確保や生産性向上に向けた遠隔操作や自動運転機械等の実装
- ・ 所得向上のためのキャリアに応じた昇給の実現
- ・ 労働環境の改善に向けた関係者の意識改革の徹底
- ・ 新規事業者も含めた多様な主体の育成・確保

遠隔操作伐倒機械



○ 森業等による山村地域の自立的・持続的発展

- ・ 山村所得向上や豊かな森林づくりにつなげる森業の推進
- ・ 関係人口の創出・拡大

森林浴



○ ゾーニングと集積・集約化の加速

- ・ ゾーニング等による林業適地での確実な再造林
- ・ 林業適地における路網整備等への支援の重点化
- ・ 境界明確化や情報透明化等に向けたリモートセンシングとAIの活用
- ・ 外縁確定型の普及、森林経営管理法の最大限の活用

林業適地における再造林



国民の安全・安心の確保

○ 国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくり

- ・ 国土強靱化に向けた森林整備・治山対策の強化
- ・ 延焼しにくい多様な林相への誘導、林野火災に係る広報等の強化
- ・ 効率的な病虫害・鳥獣害対策、クマ等の生息環境の保全・整備

- ・ 花粉の少ない森林への転換
- ・ 原生的な天然林等は引き続き適切に保護管理

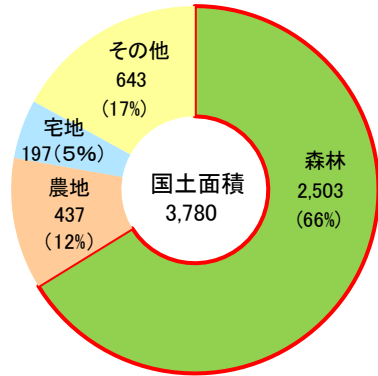
緩衝帯の整備



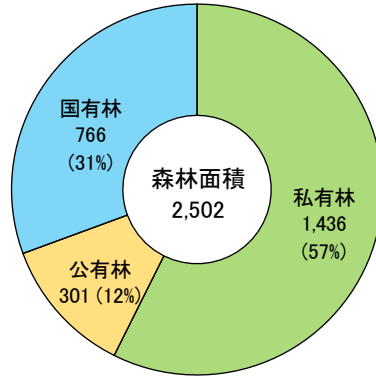
- 我が国の森林は、国土面積の約3分の2を占めており、そのうち4割は人工林。
- 人工林の6割超が51年生以上で、利用期を迎えている状況。

■ 国土面積と森林面積の内訳

(単位: 万ha)

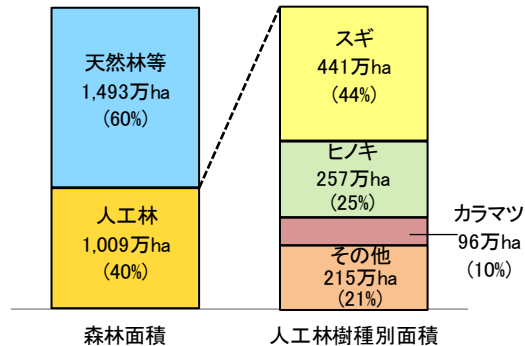


資料: 国土交通省「令和7年版土地白書」
 注1: 数値は令和2年のもの
 注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる



資料: 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」
 注: 計の不一致は四捨五入によるもの

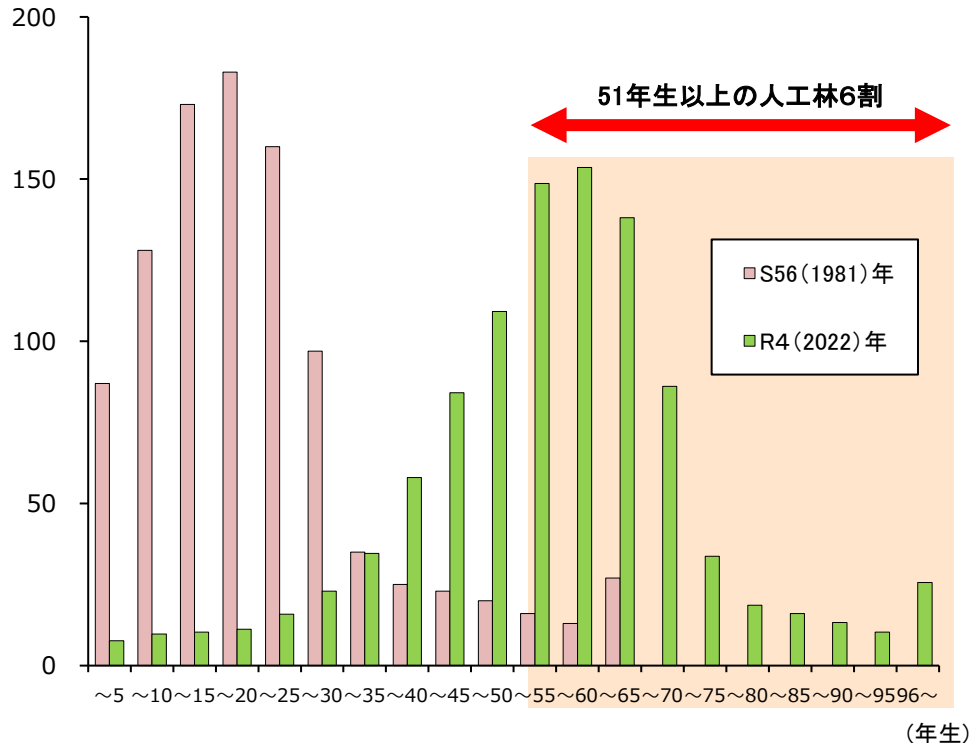
■ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」
 注: 計の不一致は四捨五入によるもの

■ 人工林の林齢別面積

(万ha)

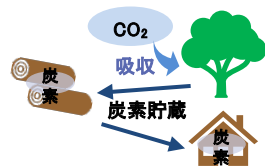


資料: 林野庁「森林資源現況 昭和57年5月」及び「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」から作成
 注: 1981年は61年生以上をまとめて集計

- 2050年ネット・ゼロの実現に貢献するためには、適切な森林整備・保全、木材利用の促進等の森林吸収源対策を進め、森林資源を循環利用していくことが有効。
- 温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に対し、自らの排出量の算定と国への報告を義務付けて国が公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度)において、令和8年度から、自らの森林経営活動や木材製品利用による炭素蓄積変化量を排出量の調整に用いることができるよう制度見直しを行った。

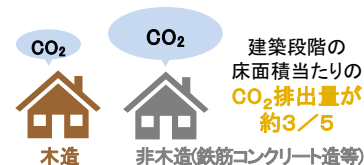
吸収源・貯蔵庫としての森林・木材

- ▶ 森林はCO₂を吸収
 - ・樹木は空気中のCO₂を吸収して成長
- ▶ 木材は炭素を貯蔵
 - ・木材製品として利用すれば長期間炭素を貯蔵

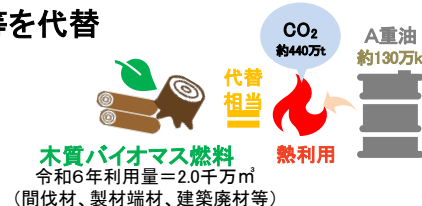


排出削減に寄与する木材・木質バイオマス

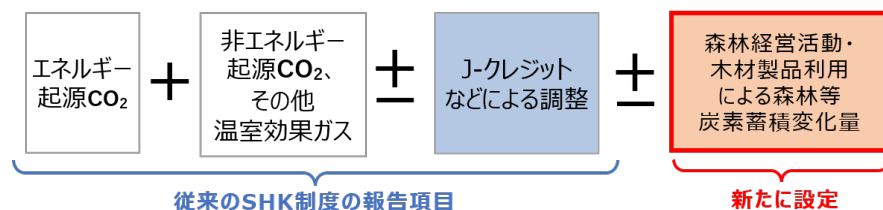
- ▶ 木材は省エネ資材
 - ・木材は鉄等の他資材より製造時のエネルギー消費が少ない



- ▶ 木質バイオマスは化石燃料等を代替
 - ・マテリアル利用により化石資源由来製品(プラスチック)等を代替
 - ・エネルギー利用(発電、熱利用)により化石燃料を代替



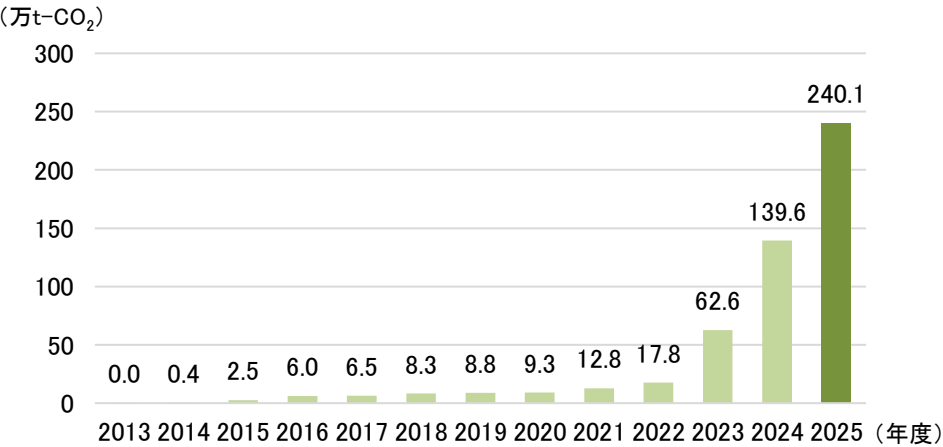
SHK制度の見直し



- 2026年3月末までの累計認証量1,405万t-CO2のうち、森林由来Jークレジットは約240万t-CO2（17%）、木質バイオマスを活用した排出削減に由来するJークレジットは約211万t-CO2（15%）。
- 森林分野は2024年度と2025年度の認証量の伸びが顕著であり、2箇年の認証量で累計認証量の約74%を占める。

■ 森林由来Jークレジット認証量の推移(累計)

(2026年3月時点)

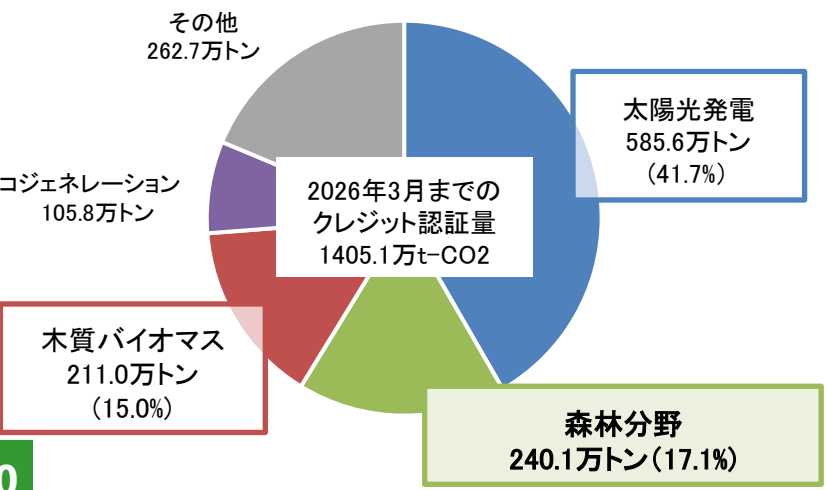


■ 東京証券取引所カーボン・クレジット市場におけるJークレジットの売買動向

(2026年3月31日累計)

分類	平均単価 (円/t-CO2)	取引量 (t-CO2)
省エネルギー	2,928	357,311
再生可能エネルギー	4,590	719,746
森林	5,551	20,715
農業 (中干し期間の延長)	4,352	120
農業(バイオ炭)	0	0
その他 (その他農業・ 廃棄物など)	2,970	1,136
合計	4,066	1,099,028

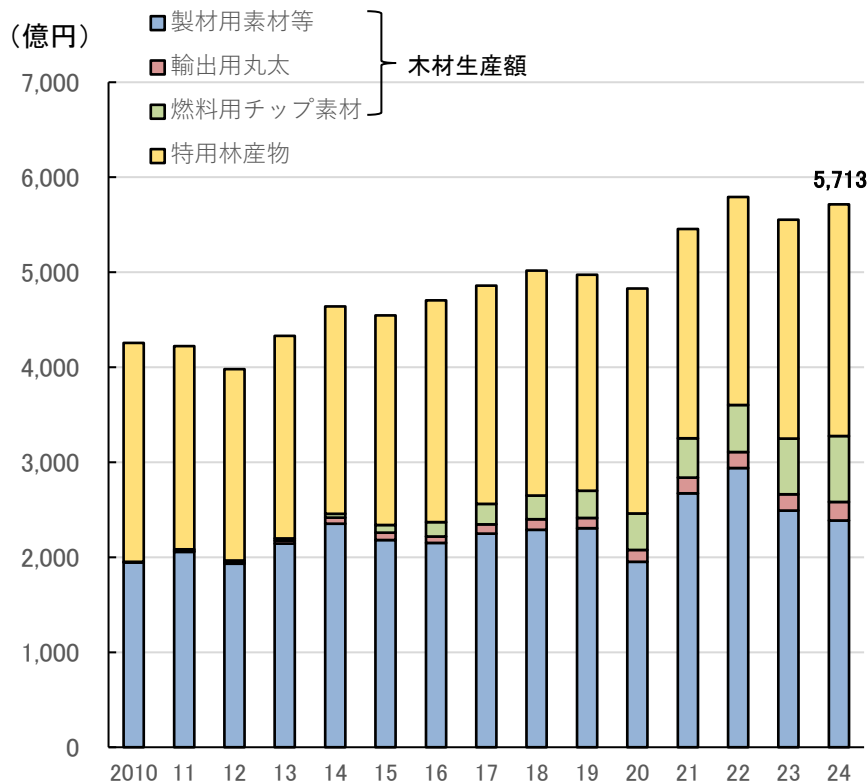
■ Jークレジット累計認証量(方法論別内訳)



※「その他」の分類の取引は農業分野ではない(JPX聞き取り)。
※カーボン・クレジット市場日報(<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html>)を参考に独自に算定。
※平均単価は加重平均で算出。
※高値と安値が異なる場合は、全量が高値と安値の平均値の価格で取引されたとみなして集計。
※「再生可能エネルギー」の分類は、日報の(電力)(熱)(混合)(電力:木質バイオマス)を合計して算出。

- 林業産出額は5,713億円。そのうち木材生産額については、合板等の建築用木材や燃料材に係る国産材の利用拡大により、近年、増加傾向で推移し、2024年の木材生産額は3,276億円。
- 木材価格については、2010年からほぼ横ばいで推移していたが、「ウッドショック」による国産材需要の高まりを契機として2021年に価格が急騰。以降は、下落傾向にあるものの、価格上昇前の2020年の価格よりは高値の状況。

■ 林業産出額の推移

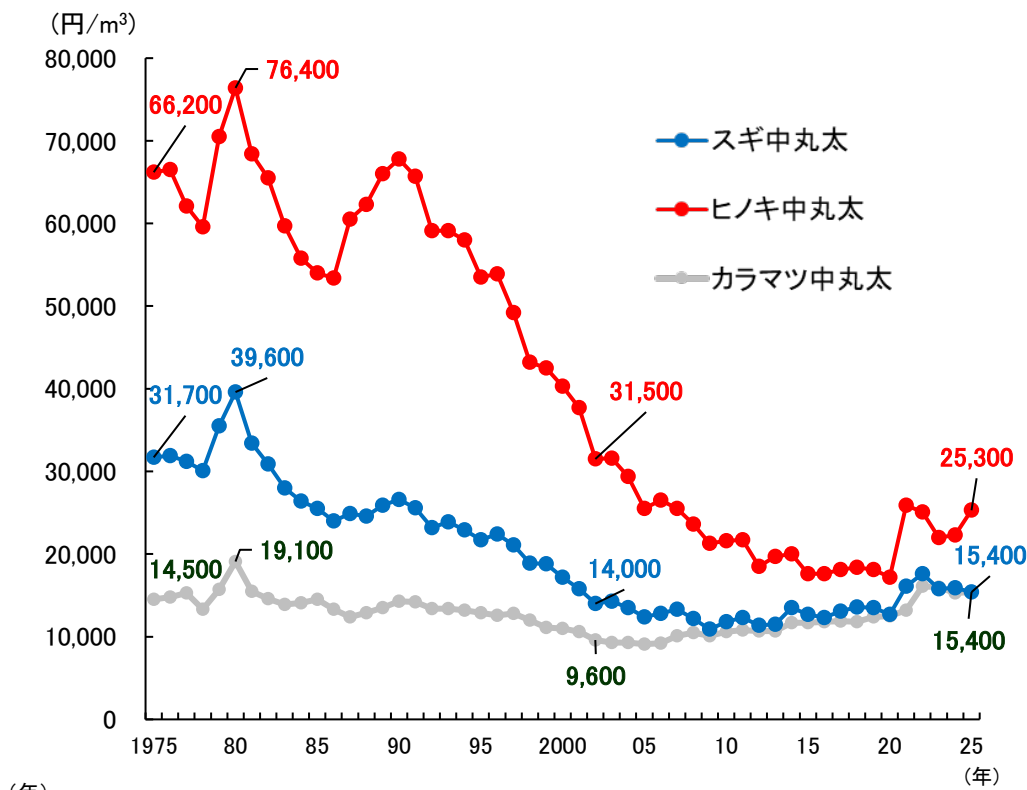


資料：令和6年農林水産省「林業産出額」

注1：特用林産物は、栽培きのこ類生産、薪炭生産、林野副産物を含む。

注2：木材生産は、2011年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

■ 木材価格の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」

注1：素材価格は、「スギ中丸太」(径14～22cm、長さ3.65～4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14～22cm、長さ3.65～4.0m)、「カラマツ中丸太」(径14～28cm、長さ3.65～4.0m)の1㎡当たりの価格。

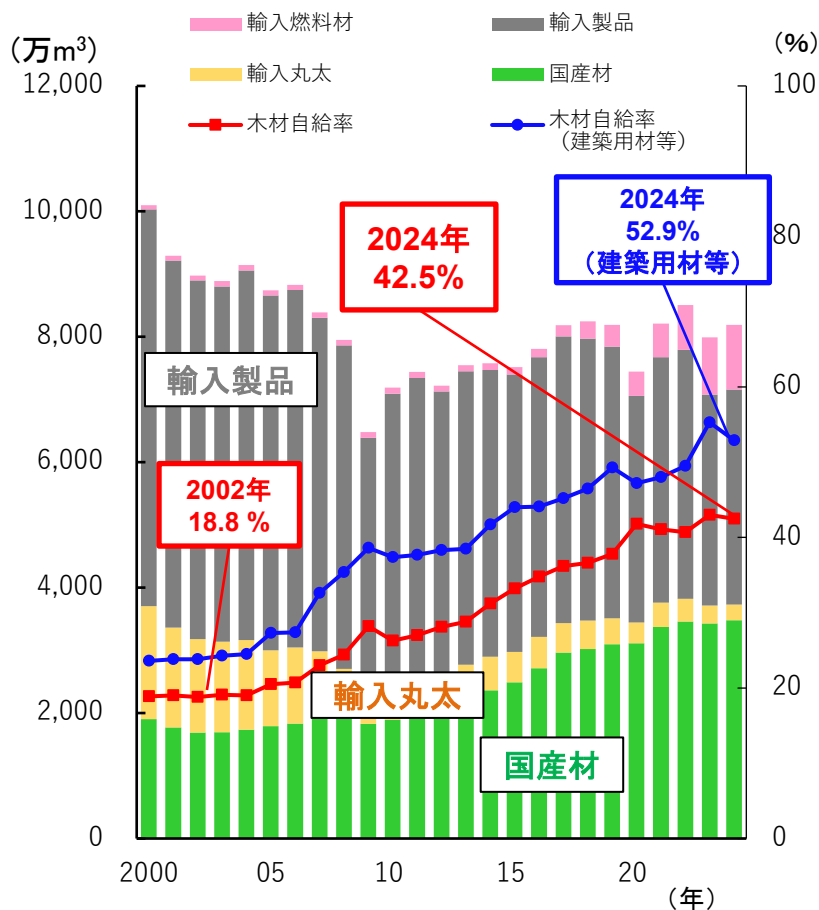
注2：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。

注3：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

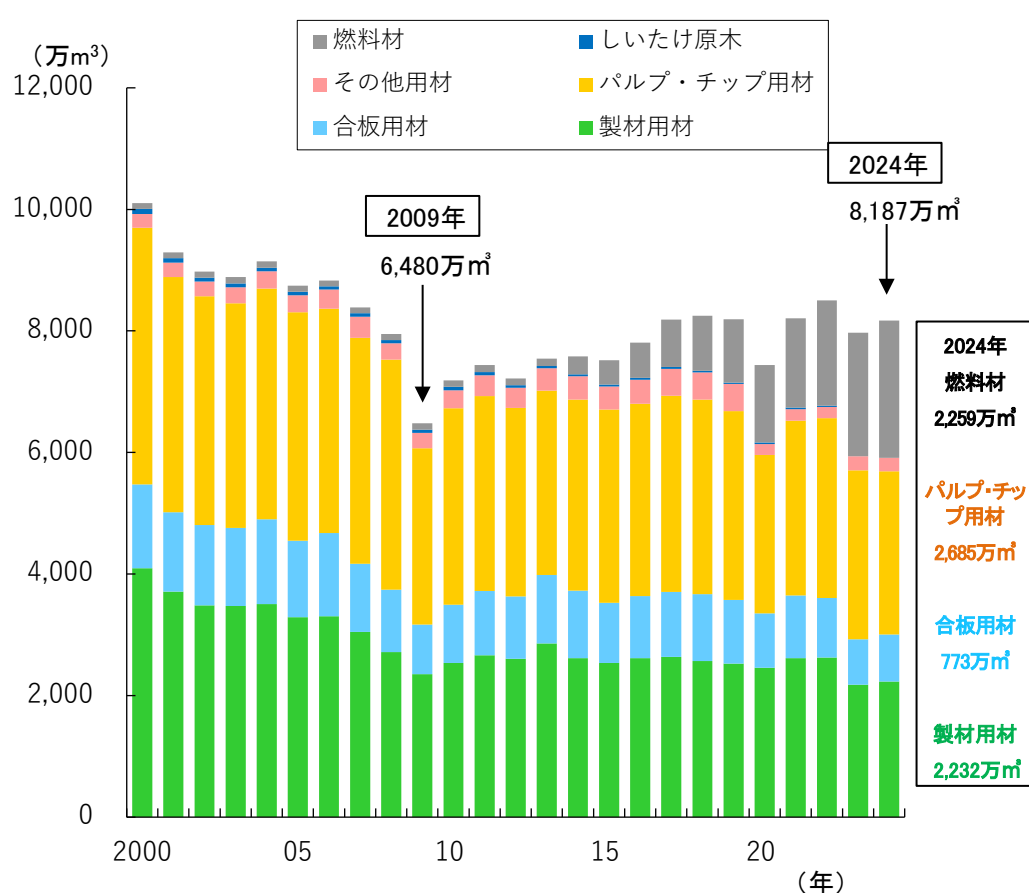
注4：2025年の調査対象の見直しにより、2025年以降のデータは、2024年までのデータと必ずしも連続しない。

- 木材自給率は、合板等の建築用木材や燃料材に係る国産材の利用拡大により、2002年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、2024年は42.5%。
- 木材需要量は、住宅着工戸数の減少等を背景として減少傾向で推移していたが、木質バイオマス発電施設の増加に伴う燃料材需要の増加等により、近年は回復傾向。

■ 木材自給率の推移

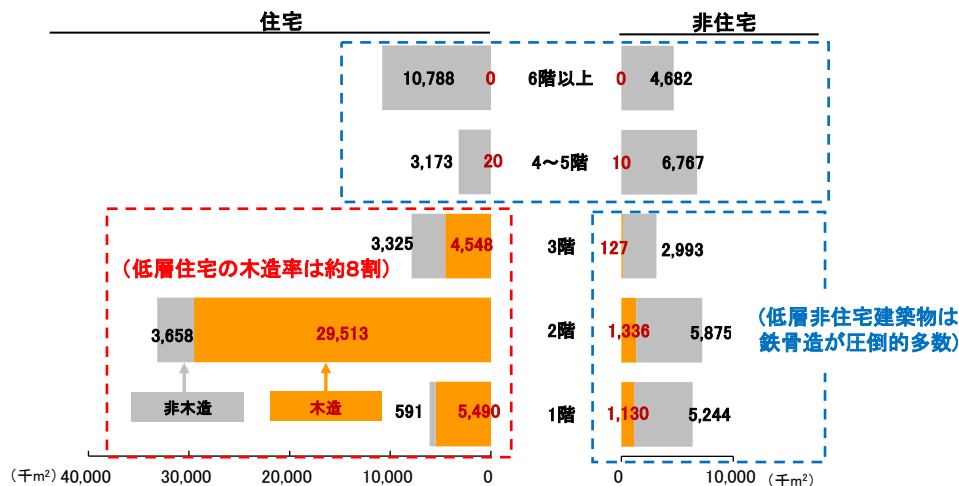


■ 木材の需要量の推移



- 建築用木材の主たる用途は住宅であるが、木造住宅の国産材使用率は約5割。国産材使用率の向上に向け、輸入材への依存が大きい横架材等について国産材の活用を促す技術の開発・普及を推進。
- 一方、中長期的には人口の減少・高齢化に伴い、新設住宅着工戸数が減少する見込み。木造率が低い非住宅・中高層分野での国産材の利用拡大が重要。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積

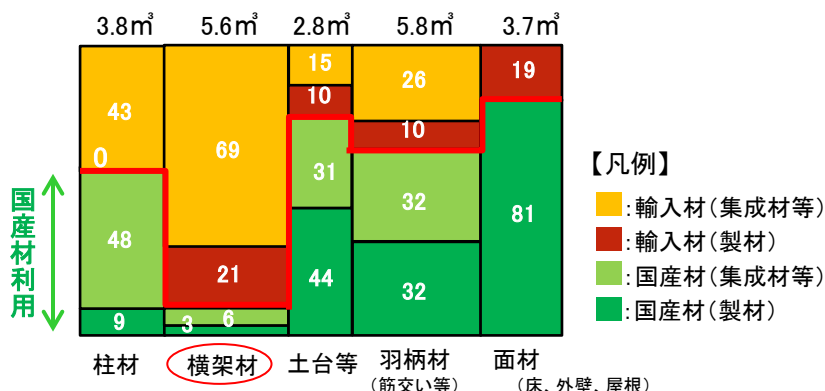


資料：国土交通省「建築着工統計調査2024年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

■ 木造住宅の部材別木材使用率

一戸当たりの平均木材使用量：21.7㎡
国産材使用率：52.7%

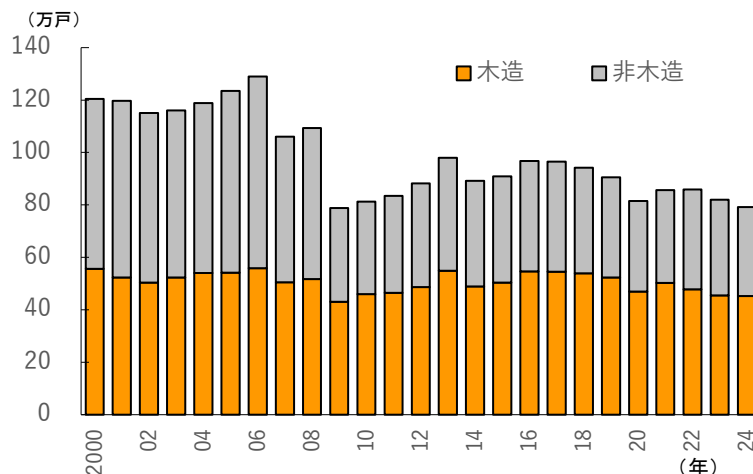


【凡例】

- 輸入材 (集成材等)
- 輸入材 (製材)
- 国産材 (集成材等)
- 国産材 (製材)

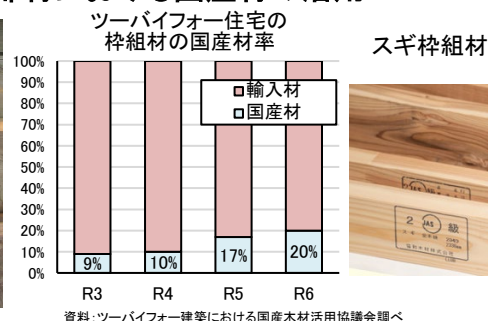
資料：「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書(第7回)」(木住協)を踏まえて林野庁木材産業課作成。

■ 新設住宅着工戸数の推移



資料：国土交通省「建築着工統計」(2024年)より林野庁木材産業課作成。

■ 国産材使用割合の低い部材における国産材の活用



資料：ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会調べ

スギ大径材を活用した
横架材の製造技術の開発

製材・乾燥過程の工夫により
曲がり反りの少ない横架材(平角)を
製造する技術の開発を推進

ツーバイフォー工法用部材の
国産材化

ツーバイフォー工法の枠組材について、
国産樹種の規格整備等により
国産材率が上昇

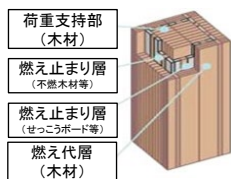
- 非住宅・中高層建築物での木材利用拡大に向け、国産材利用による効果の「見える化」、コスト等の競争力のある木造化技術の開発・普及、大径材・広葉樹材等を活用した内装材等の需要創出を推進。
- 建築用材以外にも木材利用を拡大するため、木質系新素材である改質リグニンやセルロースナノファイバーなどを付加価値の高い用途に利用する技術開発を推進。

■ 建築物への木材利用に係る評価ガイダンス

企業等が木材利用の効果を評価・説明する際の評価項目・評価方法を整理したガイダンスを作成・普及

評価分野	評価項目
1.カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減
	②建築物への炭素の貯蔵
2.持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達
	②森林資源の活用による地域貢献
	③サーキュラーエコノミーへの貢献
3.快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果

■ 非住宅・中高層建築物の木造化に向けた技術



木質耐火部材



スギCLT(直交集成板)

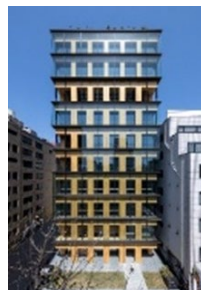


製材により大規模空間を確保する工法

○ 木造の非住宅・中高層建築物



木造非住宅建築物
(JAS構造材を活用した商業ビル)



中高層建築物
(木造の地上11階建て研修所)

■ 内装材製造の取組

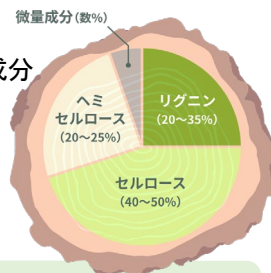
- ・大径材から横架材を量産する製材工場を整備
- ・辺材から採れる無節の板類を高値で販売し、丸太の価値を最大化



株式会社トーセン(栃木県矢板市)

■ 木質系新素材の技術開発

▶木材の成分



木材成分のマテリアル利用により、化石資源由来プラスチックの代替としてCO₂削減や枯渇性資源利用抑制にも貢献

改質リグニン

- ・日本固有樹種であるスギのチップに、ポリエチレングリコールを混ぜて加熱し、リグニンを改質・抽出した物質
- ・耐熱性、加工性が高く、様々な材料と複合化させることで、化石資源由来プラスチック材料の代替が可能

期待される用途例

電子基板

既存製品より熱を帯びた際の寸法安定性が良く、低コストで製造可能



写真: 産業技術総合研究所

鉄道用ブレーキシュー

原材料として導入し、ブレーキ性能を確認するため、実車でのテスト走行を実施中



写真: 上田ブレーキ株式会社

セルロースナノファイバー(CNF)

- ・セルロースを化学的・機械的に処理してナノサイズ(100万分の1mm)まで解きほぐした繊維状物質
- ・軽量ながら高強度で、用途に応じた粘度の制御が可能などの性質により、幅広い分野へ用途が拡大

期待される用途例

木材保護塗料

CNF含有の塗料により、紫外線の透過を抑制し、木材の変色や劣化を防止



写真: 玄々化学工業(株)

腕時計用バンド

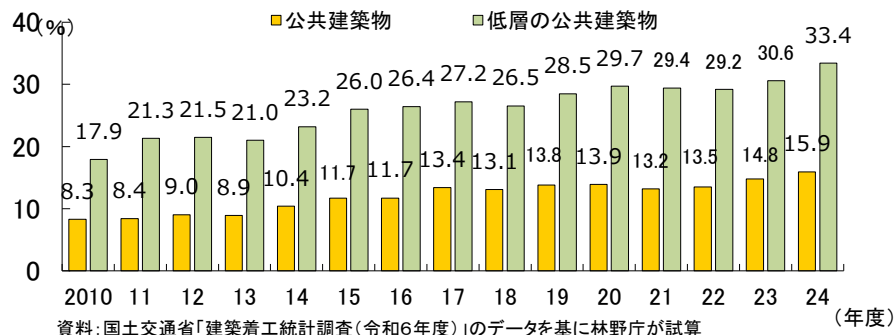
腕時計用バンドの補強材にCNFを使用し、強度・耐久性が向上



写真: カシオ計算機(株)

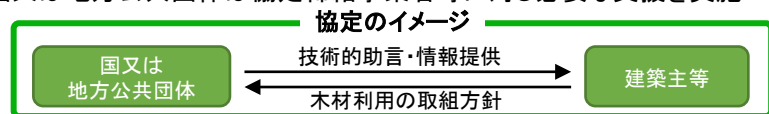
- 非住宅分野での木材利用拡大を後押しするため、2010年に公共建築物等木材利用促進法を制定。2021年の同法改正により、法の対象を公共建築物から建築物一般へ拡大(通称:「都市(まち)の木造化推進法」)し、建築物木材利用促進協定制度を創設。
- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」を展開。また、木の良さや利用の意義を学ぶとともに、森林への理解にもつながるよう、「木育」を推進。

■ 公共建築物の木造率の推移



■ 建築物木材利用促進協定

国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対し必要な支援を実施



○ 国と事業者等との協定: 33件(2026年5月末時点)

①(公社)日本建築士会連合会	②(一社)全国木材組合連合会	③全国建設労働組合総連合	④野村不動産HD(株)、ウイング(株)
⑤(株)アクト	⑥(一社)JBN・全国工務店協会	⑦(一社)日本木造耐火建築協会	⑧(株)竹中工務店
⑨大林組グループ	⑩日本マクドナルドホールディングス(株)	⑪ナイスグループ	⑫(株)良品計画、(株)MUJI HOUSE
⑬日本木材防腐工業組合	⑭(一社)日本ウッドデザイン協会	⑮日本生命保険(相)	⑯(株)シロ
⑰大成建設グループ	⑱中国木材(株)	⑲(株)安藤・間	⑳(株)オートバックスセブン
㉑(株)セイブ・イレブン・ジャパン	㉒(株)Sanu	㉓前田建設工業(株)	㉔大和ハウス工業(株)
㉕鹿島建設(株)、(株)かたばみ	㉖(一社)日本建築士事務所協会連合会	㉗(株)長谷工コーポレーション	㉘(株)イトーキ
㉙鉄建建設(株)	㉚日本繊維板工業会	㉛清水建設(株)	㉜戸田建設(株)
㉝東建コーポレーション(株)、協和木材(株)、(株)ダイリフPC			

○ 地方公共団体と事業者等との協定: 228件(2026年5月末時点で国が把握している件数)

■ 木材利用の意義の普及啓発―「木づかい運動」の展開

一般消費者に向けて、様々な媒体での情報発信、木材を利用した優良な施設等の表彰・PRを実施



情報誌による普及啓発



Web動画コンテンツの制作と発信



NISHIGAWA TERRACE(岡山市)
[令和7年度木材利用推進コンクール内閣総理大臣賞]



2025年日本国際博覧会 大屋根リング
[ウッドデザイン賞2025 最優秀賞(農林水産大臣賞)]

■ 木育の取組事例



大阪・関西万博における
木のおもちゃの展示



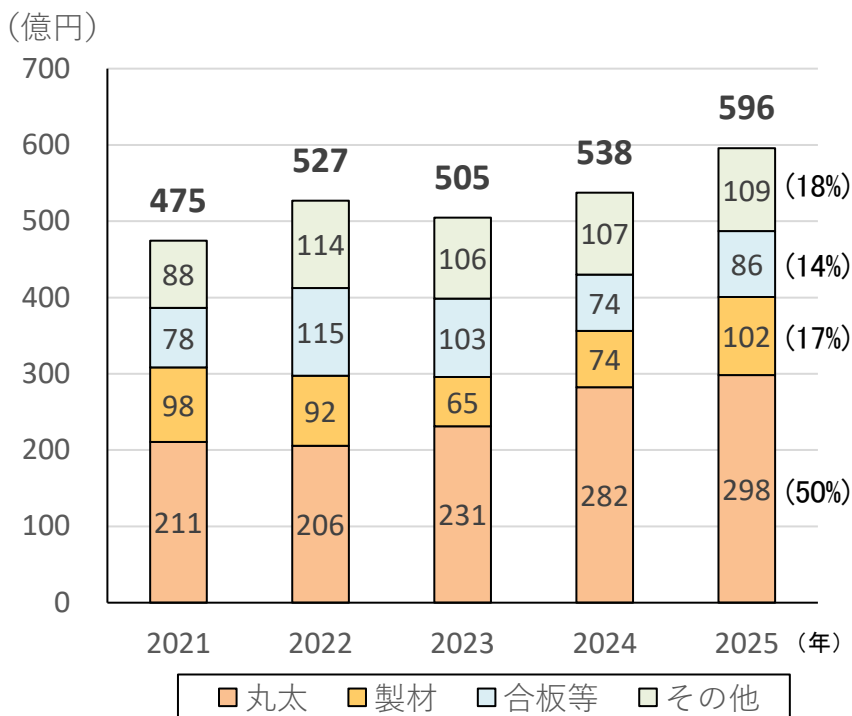
木育イベントの後援



木育サミット
(林野庁補助事業)

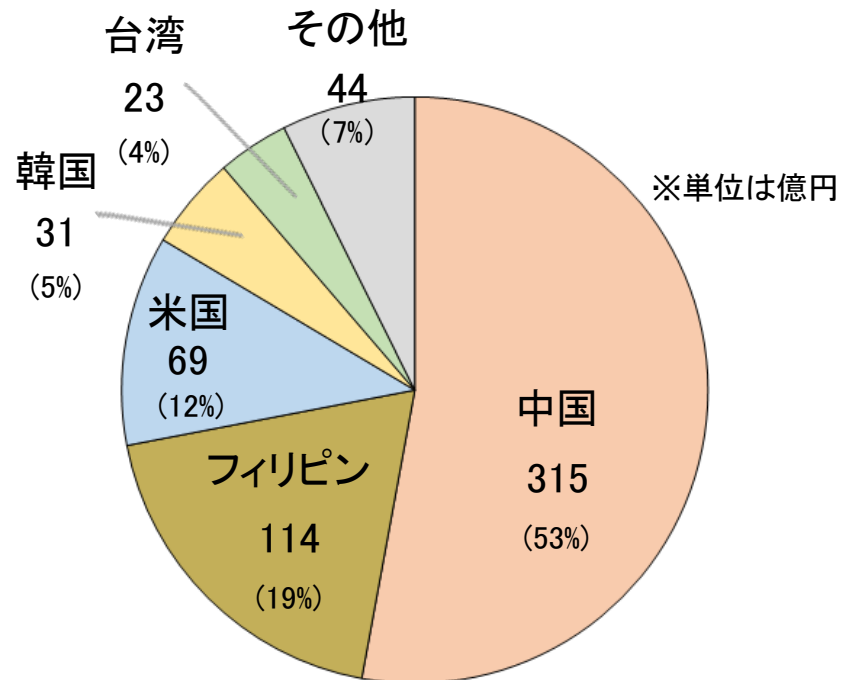
- 食料・農業・農村基本計画(2020年3月閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円(うち林産物は1,660億円)とする目標を設定(2025年4月閣議決定の同計画でも継続)。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定(2025年5月改訂。重点品目:製材、合板)。
- 木材については、丸太中心の輸出から、製材・合板等の付加価値の高い木材製品への転換と、新たな輸出先の開拓を推進。

■ 品目別木材輸出額の推移



資料:財務省「貿易統計」(HSコード第44類を集計)
 注1:製材には改良木材を、合板等にはLVLやパーティクルボード等を含む。
 その他は、木材及びその他製品並びに木炭。
 2:四捨五入により、合計が合致しない場合がある。

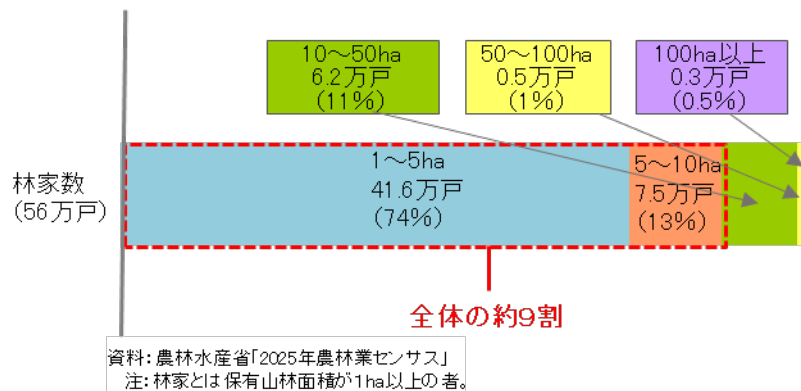
■ 木材輸出額の国・地域別内訳(2025年)



資料:財務省「貿易統計」(HSコード第44類を集計)

- 国内の森林の所有構造を見ると、林家(56万戸)の約9割が10ha未満と小規模。所有者不明森林も増加。
- 森林の循環利用を実現するには、林業経営体に森林を集約化することが重要。
- 森林経営管理法(2019年施行)により、林業経営に適した森林は林業経営体に集約化するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が管理する仕組みを構築。所有者不明森林も特例対象に。
- 2025年の法改正により、林業経営体を含む地域の関係者の協議を通じて集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みである「集約化構想」を措置(2026年4月施行)。

■ 保有山林面積別林家数



■ 所有者不明土地の割合

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	24.5%	33.4%	25.6%

資料: 国土交通省「令和5年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」

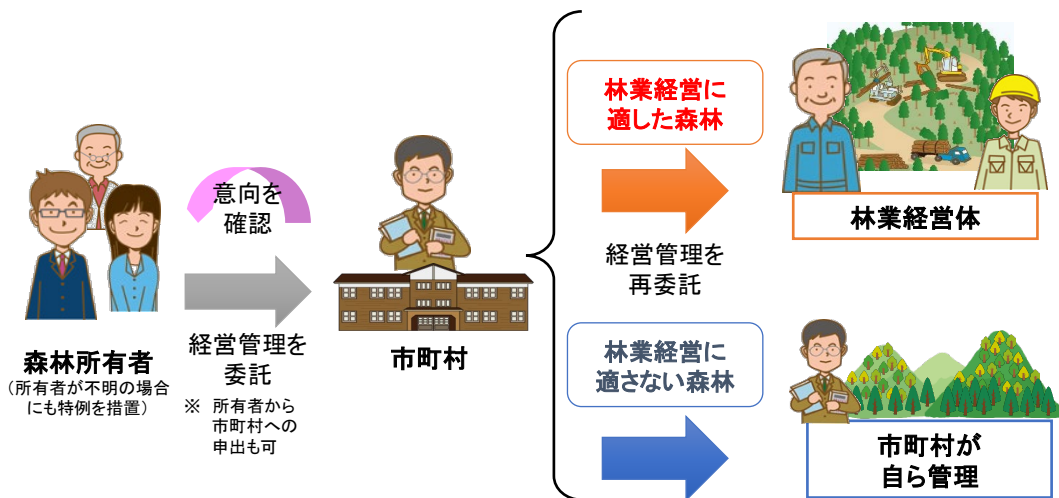
注: ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。なお、当該年度の地籍調査箇所での結果であり、全国的な数値を示すものではない。

■ 森林経営管理制度の実績(2024年度末時点累計)

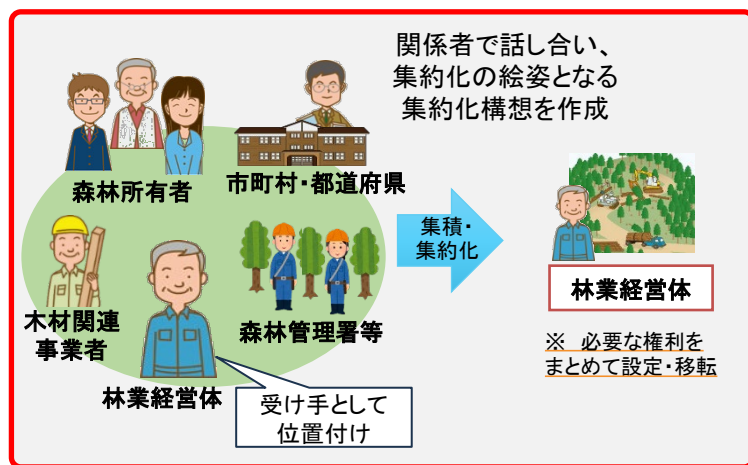
意向調査実施面積	市町村への委託	林業経営体への再委託
約118万ha	約2.9万ha	約0.4万ha

出典: 林野庁調べ

■ 森林経営管理法の仕組み

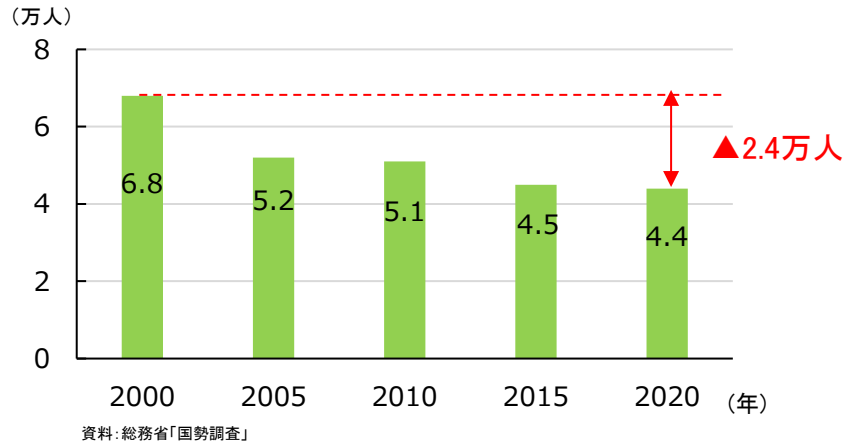


新たな仕組み: 集約化構想の新設

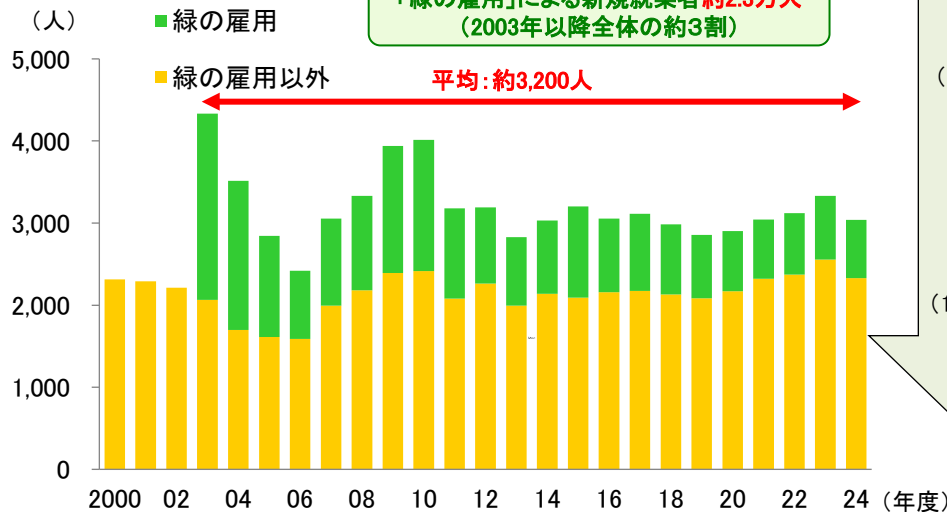


- 会社・森林組合等の林業従事者は、直近20年で3分の1減少。
- 林業従事者を確保するため、全国28道府県29校の林業大学校等での研修や「緑の雇用」事業を実施。

■ 林業従事者数



■ 新規就業者数の推移



■ 「緑の雇用」事業等

就業前

林業大学校等での研修

- ・全国28道府県29校の林業大学校等の学生へ給付金を給付(最大155万円/年・人(最長2年))

トライアル雇用研修

- ・本格就業前に、仕事や職場への適性を試す短期間の研修を支援(9万円/月・人(最大3ヶ月))

就業後

(1～3年目)

林業作業士(フォレストワーカー)

- ・安全で効率的な作業に必要な知識・技術等を習得するためのOJT研修や集合研修からなる3年間の体系的な研修を支援(約137万円/年・人)

(5年目～)

現場管理責任者(フォレストリーダー)

- ・現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術等の習得研修を支援(9万円/年・人)

(10年目～)

統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)

- ・複数の現場の効率的運営や統括管理に必要な知識・技術等の習得研修を支援(9万円/年・人)

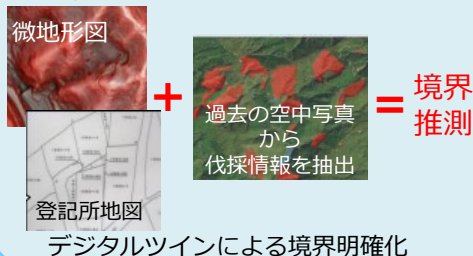
○ 森林管理から、木材流通、伐採・搬出・造林等に至る一連の活動に、AIやICT、自動運転等のスマート林業技術を幅広く導入することで、安全で、楽しく、効率的な「スマート林業」を実現。

スマート林業の全体像

林業DX（森林管理～木材の生産・流通分野）

AI、ICT等のスマート林業技術の活用とともに、従来の業務手順や商慣習を根本的に見直す“林業DX”により、効率化と付加価値向上を実現

＜境界の明確化・森林の集約化＞ ＜森林資源量の把握・施業提案＞



＜木材生産・流通の効率化＞



＜付加価値の向上＞



伐採・搬出におけるスマート林業技術の実装

スマート林業機械・機器の活用による、新たな作業システムの構築を通じ、チェーンソーによる伐倒を極力なくし、労働安全の確保と労働生産性の大幅な向上を実現

＜伐倒＞



＜集材＞



造林におけるスマート林業技術の実装

スマート林業機械・機器の活用と、施業方法の転換により、労働負荷の高い作業ゼロと省力化を実現

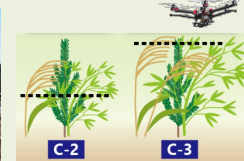
＜苗木運搬＞



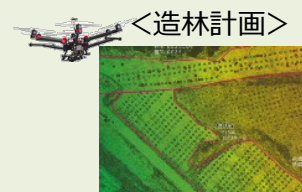
＜植栽＞



＜下刈り＞



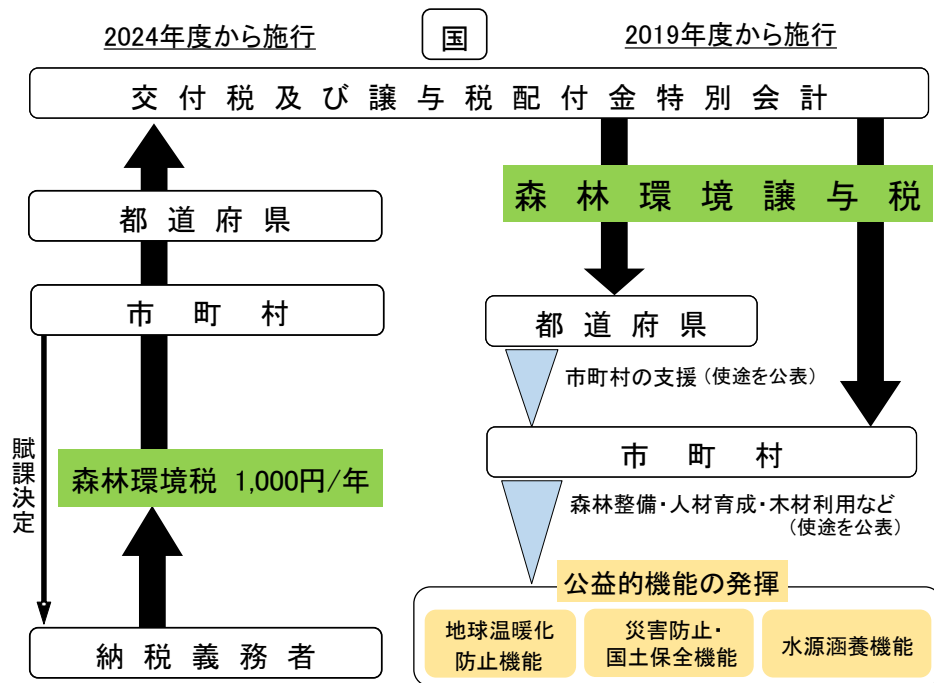
＜造林計画＞



- 市町村が実施する森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、2019年に森林環境税・森林環境譲与税を創設。
- 2024年度の税制改正により、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100に、人口の譲与割合を3/10から25/100に見直し。

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)

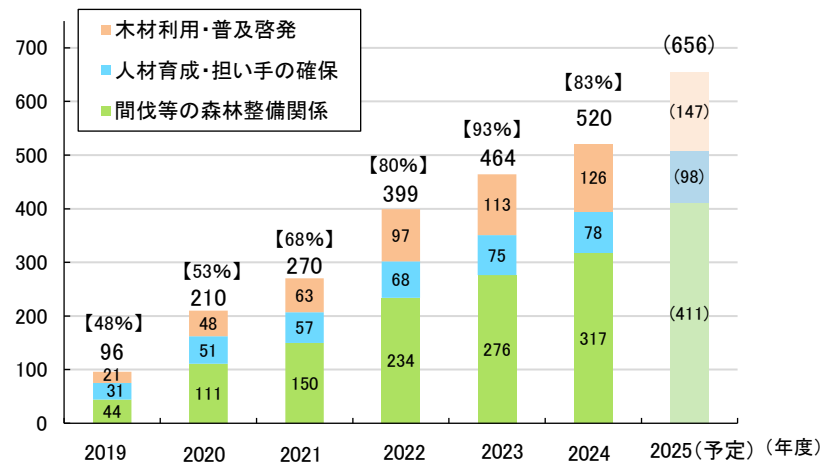


■ 2024年度の譲与基準の見直し

	見直し前	見直し後
私有林人工林面積	5/10	55/100
林業就業者数	2/10	20/100
人口	3/10	25/100

■ 自治体における森林環境譲与税の活用状況

(億円)



※【】の数値は、当年度譲与額に対する当年度活用額の割合

■ 自治体における森林環境譲与税の活用事例



〈森林整備〉



〈林業実務研修会〉

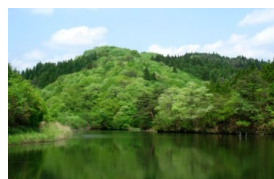


〈建築物の木質化〉

- 水源の涵養、山地災害の防止等のために必要な森林を保安林に指定し、伐採規制や植栽義務等を課すとともに、保安林の機能の発揮・向上に向け、治山事業により治山施設の設置や植栽等を行い、森林の保全・整備を推進し、地域の安全・安心を確保。
- 林野火災の出火原因はほとんどが人為的な要因によるもの。発生件数は長期的には減少傾向にあるが、近年は各地で大規模な林野火災が発生。国民への山火事予防意識の啓発と対策強化を推進。

■ 保安林の指定

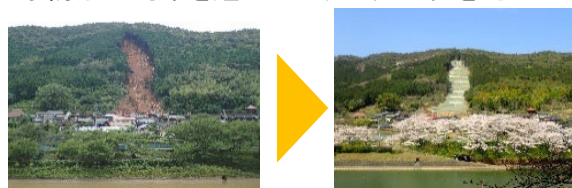
- ・ 公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定
- ・ 保安林には、「水源かん養保安林」を始めとする17種類の保安林があり、伐採制限や転用規制等により適切に管理・保全



水源かん養保安林

■ 治山事業による安全・安心の確保

- ・ 山腹崩壊等により荒廃した森林の復旧や、治山施設の整備等による予防治山対策を通じて地域の安全性を向上



治山事業による山地災害からの復旧対策
(左: 対策前 右: 対策後)



治山ダムが土砂・流木を捕捉し、
下流域への被害を防止

- ・ 海岸防災林の整備・保全により、後背地を飛砂害、風害、潮害等から防備するとともに、津波への多重防御としての機能を発揮



海岸防災林の造成



整備された海岸防災林

■ 林野火災跡地における治山対策の実施

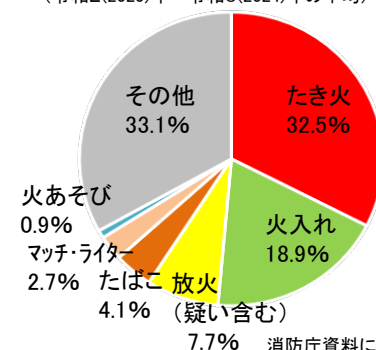
- ・ 林野火災跡地において、治山事業による土砂流出防止対策を実施



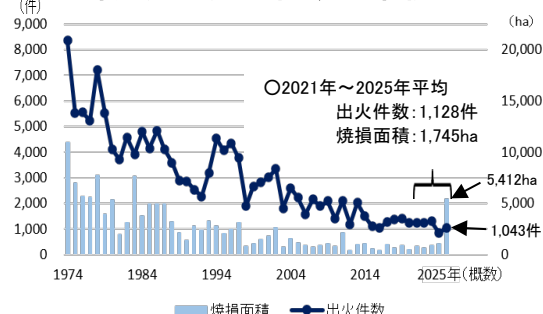
山火事跡地における治山ダムの設置
(左: 設置前 右: 設置後)

■ 林野火災の発生原因

(令和2(2020)年～令和6(2024)年の平均)



■ 林野火災の発生件数の推移



■ 林野火災の予防に向けた取組

- ・ 「全国山火事予防運動」や政府広報等を通じた広報・啓発

令和8年統一標語
「山火事を
起こすも防ぐも
私たち」



山火事予防ポスター



政府広報オンライン動画

- ・ 記録的少雨時の気象庁、消防庁、林野庁による合同記者会見を通じた林野火災への注意喚起等の実施

令和8(2026)年1月22日に
初めて3庁合同での記者会見を実施 ➡

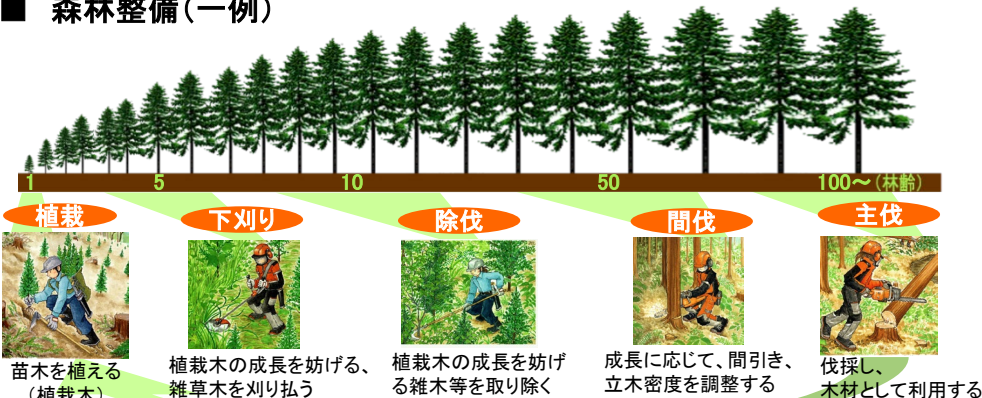


- ・ 異なるタイプの樹種による延焼しにくい多様な森林への誘導や緊急時には消火活動にも使える林道の整備
防火林帯イメージ ➡ (延焼しにくい多様な森林)



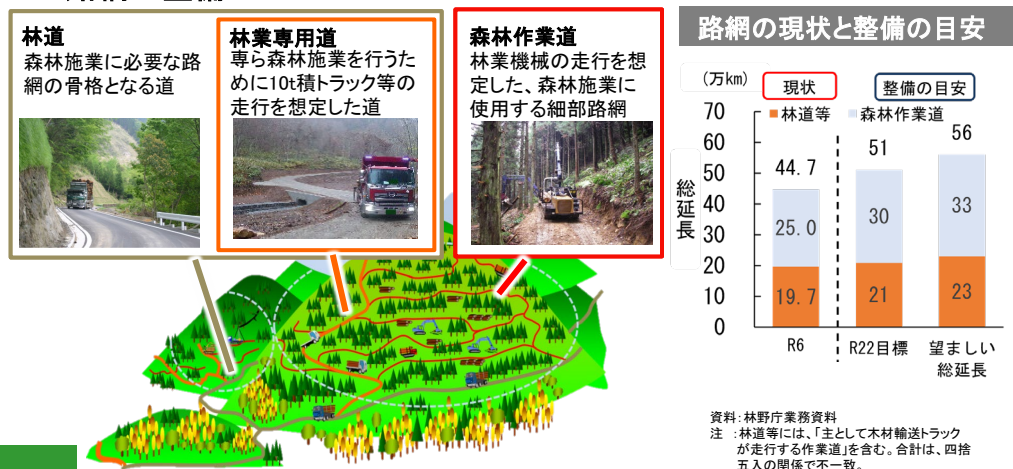
- 森林の多面的機能を発揮させるために、間伐や主伐後の再造林といった森林整備により、健全な森林を育てることが必要。
- 森林資源の循環利用の観点から、再造林を確実に行うことが不可欠であり、伐採と造林の一貫作業、低密度植栽、特定苗木(エリートツリー等の苗木)等の活用による下刈り回数の削減等の造林の省力化・低コスト化を図る。
- 間伐や主伐後の再造林、木材の輸送等を効率的に実施するために、路網整備の推進が必要。

■ 森林整備(一例)



適切な更新

■ 路網の整備

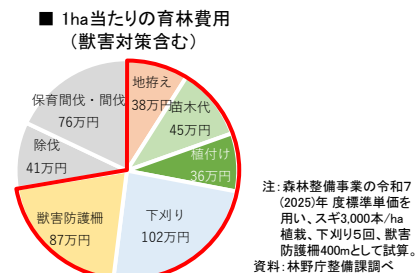


■ 再造林の推進

主伐後の再造林により持続的な木材生産と国土保全等の公益的機能を発揮

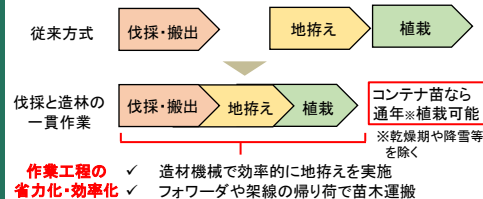
□ 再造林コスト

- ・ 育林経費の約7割が造林初期費用。
- ・ 造林初期費用を縮減するとともに、造林作業の省力化や労働負荷の軽減を図ることが重要。



□ 伐採と造林の一貫作業

伐採・搬出時に使用した林業機械を活用し、地植え、苗木運搬の人力作業を機械化することで、省力化・低コスト化が図られる。



	作業方法	人工数	コスト
従来	人力 (刈払機含む)	20.0 人日/ha	約31万円/ha
一貫作業	機械 (グラブ) 仕上げは人力 (刈払機)	8.3人日/ha	約22万円/ha

6削減 3削減

□ 特定苗木の活用

- ・ エリートツリー等について、成長量、材質、花粉量が一定の基準を満たす個体を特定母樹に指定。特定母樹から採取された種穂から育成された苗木を特定苗木として活用。

- ・ 下刈り回数の低減など造林コストの低減、収穫期間の短縮に期待。



資料: 「低コスト造林技術実証・導入促進事業」(2018)山形県西川町の事例を元に作成

○ 花粉症対策については、令和5年5月に開催された「花粉症に関する関係閣僚会議」において、「発生源対策」「飛散対策」「発症・暴露対策」を3本柱とした「花粉症対策の全体像」が取りまとめ。

○ 「花粉症対策の全体像」では、花粉発生源となるスギ人工林を10年後(令和15年度)に約2割減少、約30年後に半減させることなどを目指すこととされ、初期の段階から集中的に実施すべき対応として令和5年10月に「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」が策定され、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等を推進。

■ スギ人工林の伐採・植替え等



伐採・植替え箇所(滋賀県)

【スギ人工林伐採重点区域の事業実施状況】

- ・条件が不利な森林等の伐採・植替えの活動を支援。
- ・伐採・植替えの基盤整備として路網整備を支援。

■ スギ材需要の拡大



スギ材を加工する機械の導入

- ・製材工場、集成材工場等の整備を支援。
- ・住宅分野でのスギJAS構造材等の利用促進を支援。
- ・スギ材活用に向けた技術開発を支援。
- ・建築物等へのスギ材利用の機運の醸成を支援。

■ 花粉の少ない苗木の生産拡大



原種苗木

- ・採種園・採穂園の造成に必要な「原種苗木」を増産する施設の整備を令和6年度に完了させる等、増産を支援。

〈(国研)森林研究・整備機構〉

原種苗木の配布



種穂の増産

- ・苗木生産に必要な種子や穂木を生産する採種園・採穂園の整備を支援。

〈都道府県等〉

種子や穂木の供給



苗木の増産

- ・コンテナ苗生産施設等の整備を支援。

〈苗木生産事業者〉

■ 林業の生産性向上及び労働力の確保



- ・伐採・植替えの加速化に向け、
 - ✓ 林業機械の導入を支援。
 - ✓ 他地域や他産業との連携による労働力の確保を支援。

■ スギ花粉の飛散対策



薬剤の空中散布試験(栃木県)

- ・空中散布試験、環境影響調査を支援。
- ・シドウィア菌、トリオレイン酸ソルビタン、トリネキサパックエチルを用いた飛散防止剤の農薬登録申請に向けたデータ収集の実施を支援。

○ 山村地域においては、人口減少、少子高齢化が進行し、全人口のわずか2.5%を占める一方、我が国の森林の約6割が存在。森林空間利用に対する国民の潜在的ニーズやサステナブル経営に対する企業の関心の高まりを踏まえ、都市と山村の結びつきを促進することが重要。

○ 山村の振興に向け、林業・木材産業の成長・発展を通じた地域内の経済循環の推進、特用林産物や広葉樹等の地域資源の活用と付加価値向上の促進に加え、森林の総合的な活用を進め、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業(もりぎょう)を推進。

■ 山村地域の面積と人口

区分	山村地域	全国	対全国比
総面積 (万ha)	1,789	3,780	47.3%
林野面積 (万ha)	1,513	2,477	61.1%
人口 (万人)	319	12,615	2.5%
高齢化率 (%)	40.6	28.0	—

資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

注1：山村地域の各種数値は農林水産省農村振興局で推計

注2：山村地域の総面積、林野面積、人口は振興山村の数値、

山村地域の高齢化率は全部山村(全域が振興山村である市町村)の数値

(振興山村とは、林野率が高く、人口密度が低い地域で、産業基盤および生活環境の整備等が十分に行われていない山村について、山村振興法に基づき指定された区域を指す)

■ 森業を通じた山村地域の活性化

従来の林産物供給サービスにとどまらない文化的サービスなど森林の提供する生態系サービスに価値を見だし、森林の総合的な活用を進めていくことが重要

～森業～

文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービスの提供や活用を通じて、人と森林との関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者等に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組

生態系サービス

森林所有者等と異分野・多様な主体との共創による付加価値創出

文化的サービス

- ・自然景観の保全
- ・レクリエーションや観光の場と機会等

調整サービス

- ・気候調整 等

生息・生育地サービス

- ・生息・生育環境の提供 等

森業の例



● 森林浴



● トレイルライド



● 環境学習



● 企業の森林づくり

出典) 森林の生態系サービスについて、環境省生物多様性センターHPを参考に作成

○ 関係人口の拡大・深化 ○ 雇用と収入機会の創出 ○ 森林管理の充実

山村地域の活性化・豊かな森林づくり

■ 森林空間利用のニーズ

○ 日常生活の中で、森林でどのようなことを行いたい(複数選択可)



8割以上が、何かを行いたいと選択

計17.7%

■ 地方みらい共創戦略(令和7年5月)

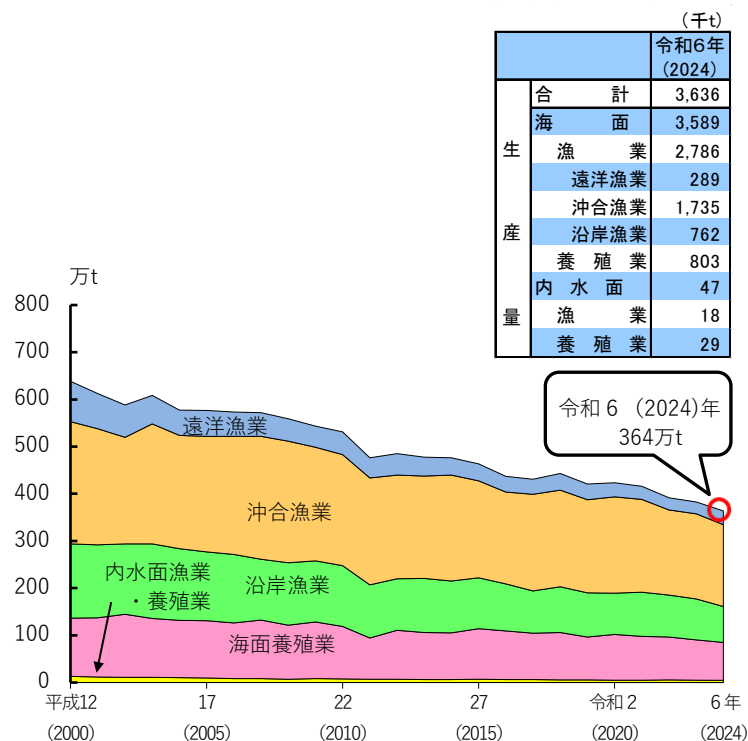
令和6年12月に農林水産省に「地方みらい共創研究会」(座長：滝波副大臣)を設置し、令和7年5月に「地方みらい共創戦略」を策定・公表。戦略において、「森業」を位置付け。

■ 森林・林業基本計画(令和8年6月)

林業・木材産業の成長・発展と同時に、従来から進めている森林サービス産業を中心とした森林の総合的な活用の取組に加え、森林由来J-クレジットの活用等を通じて、人と森林との関係を深化させ、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業を推進していく。

- 令和6(2024)年の我が国の漁業・養殖業生産量は、364万トン。
- また、近年1兆6,000億円程度で推移していた漁業・養殖業の生産額は、コロナ禍等により減少したが、令和6年には1兆6,297億円に回復。

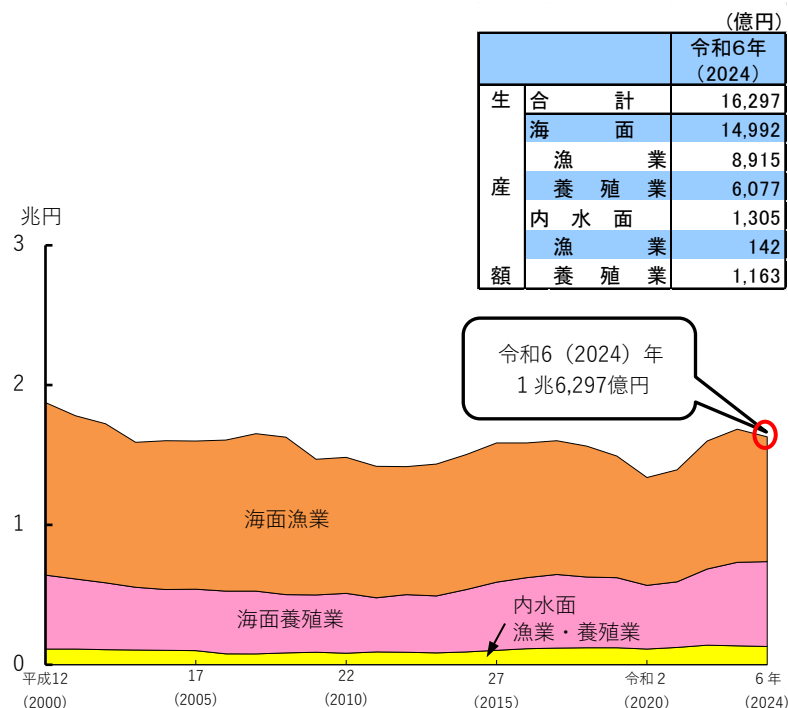
○漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18(2006)年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19(2007)年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値となっている。平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

○漁業・養殖業の生産額の推移

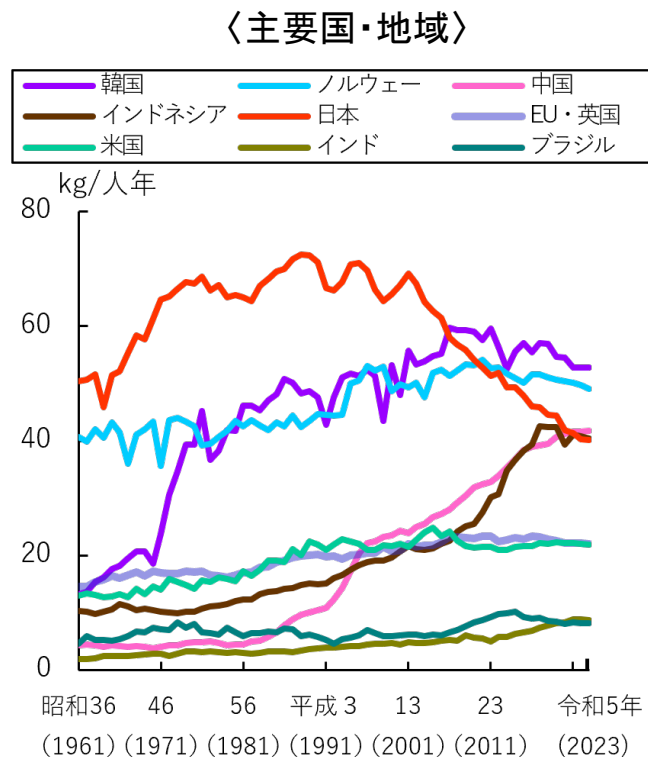
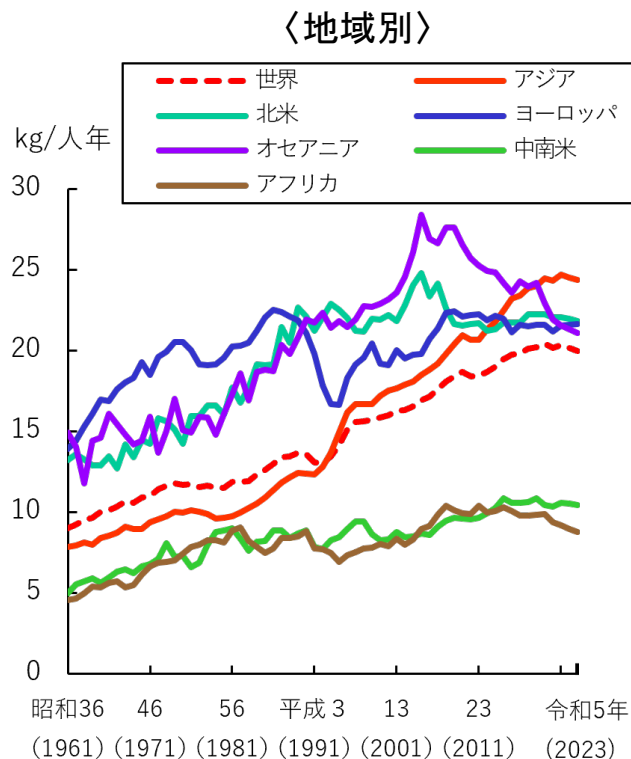


資料：農林水産省「漁業産出額」

注：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したものの。

○ 世界の水産物の需要は、人口増加や経済成長に伴い年々増加。世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、過去約60年で約2倍に増加。一方で、日本では近年減少傾向。

○世界と日本の1人1年当たり食用魚介類の消費量の推移(粗食料ベース)



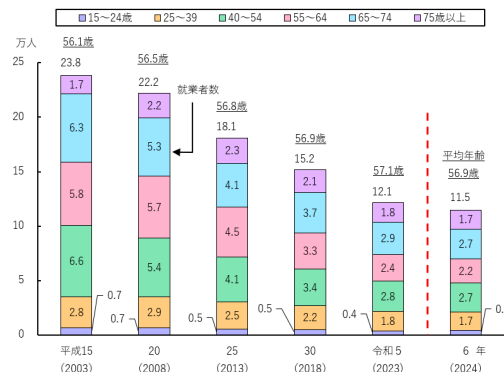
資料:FAO「FAOSTAT(FoodBalanceSheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注:1)粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

2)中南米は、カリブ海地域を含む。

- 令和6年の漁業就業者数は11.5万人で減少傾向。
- 新規漁業就業者数は、近年1700人程度で推移しており、令和6年は1,754人。
- 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得はほぼ横ばい。海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は、1経営体の生産規模拡大も相まって増加傾向。

○漁業就業者数の推移



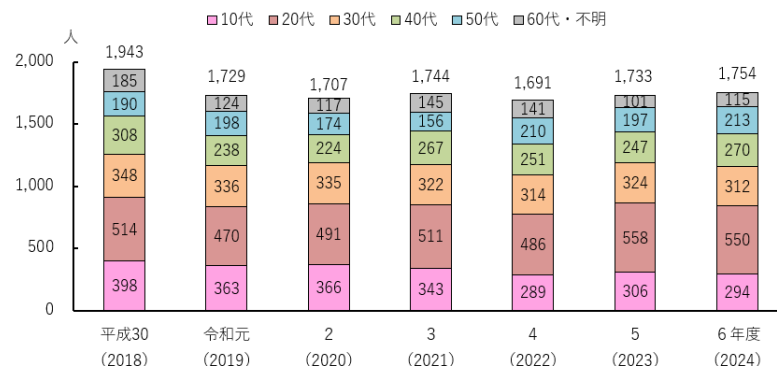
資料: 農林水産省「漁業センサス」(平成15(2003)、20(2008)、25(2013)、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和6(2024)年)

注: 1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2) 平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

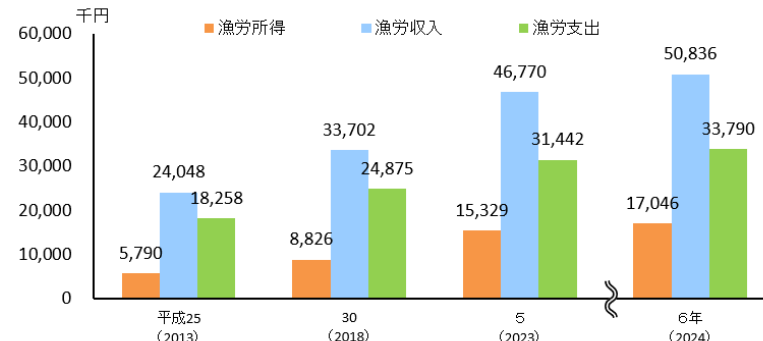
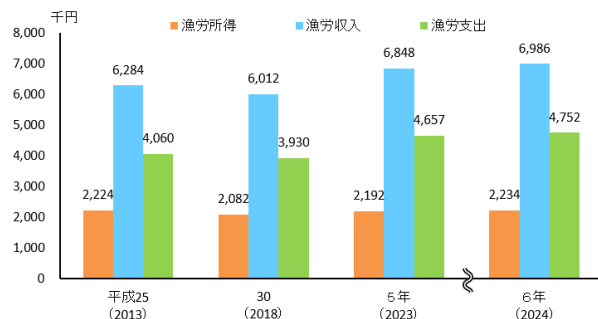
3) 平均年齢は、「漁業センサス」及び「漁業構造動態調査」より各階層の中位数(75歳以上の階層については80を使用。)を用いた推計値。

○新規漁業就業者数の推移



資料: 都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

○沿岸漁船漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化 ○海面養殖漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化



資料: 農林水産省「漁業経営調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注: 1) 沿岸漁船漁家は船外機付漁船及び10ト未満の動力漁船を使用した漁業を営む個人経営体、海面養殖漁家は海面養殖業を営む個人経営体。

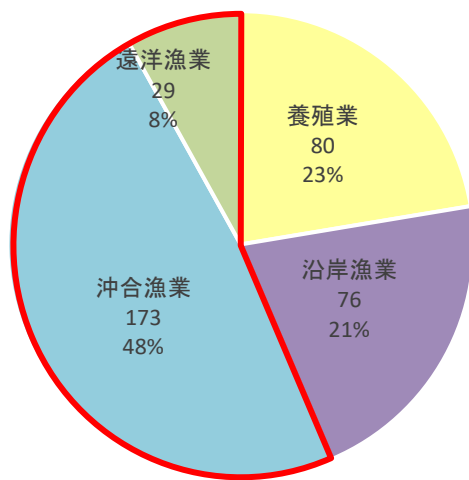
2) 漁労収入には制度受取金を含む。

3) 令和2(2020)年以前の調査の漁船漁業については、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。平成30(2019)年調査以降の海面養殖業については、調査体系の見直しのため、ワカメ類養殖と真珠養殖が外れた。

- 沖合・遠洋漁業の漁業・養殖業生産量は202万トンであり、全体の半分以上を占めている。
- 生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、現行の漁業許可制度の下での漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

○遠洋、沖合漁業の漁獲量

漁業・養殖業生産量(海面)
359万トン(2024年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

○操業の効率化及び安全性の向上等の事例

操業の効率化

○ 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体:日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- ・ 燃油価格の高止まり、魚価の低迷、かつおの不漁等を契機として、平成27年から取組を開始。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- ・ 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能になり、操業が効率化。また、機械室を拡大したことにより、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

○ 沖合底びき網漁船(宮城県)

実施主体:宮城県沖合底びき網漁業協同組合

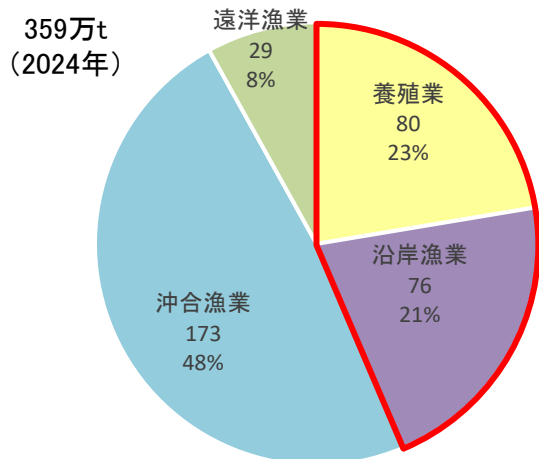
概要:

- ・ 東日本大震災を契機として、平成29年から取組を開始。
- ・ がんばる漁業復興支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- ・ 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。また、船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



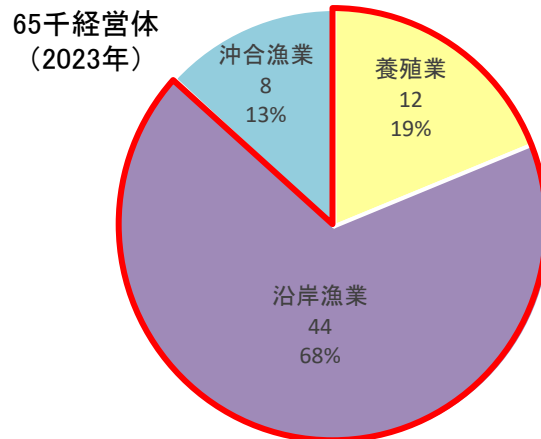
- 養殖業、沿岸漁業は、我が国の漁業・養殖業生産量のうち44%を占めるほか、経営体数では全体の約9割を占めている。
- 漁場は重複的に利用されており、季節によっても漁業権の状況は異なる。水域を有効かつ効率的に活用するためには、計画的に漁業権を設定していくことが必要。

生産量



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

経営体数

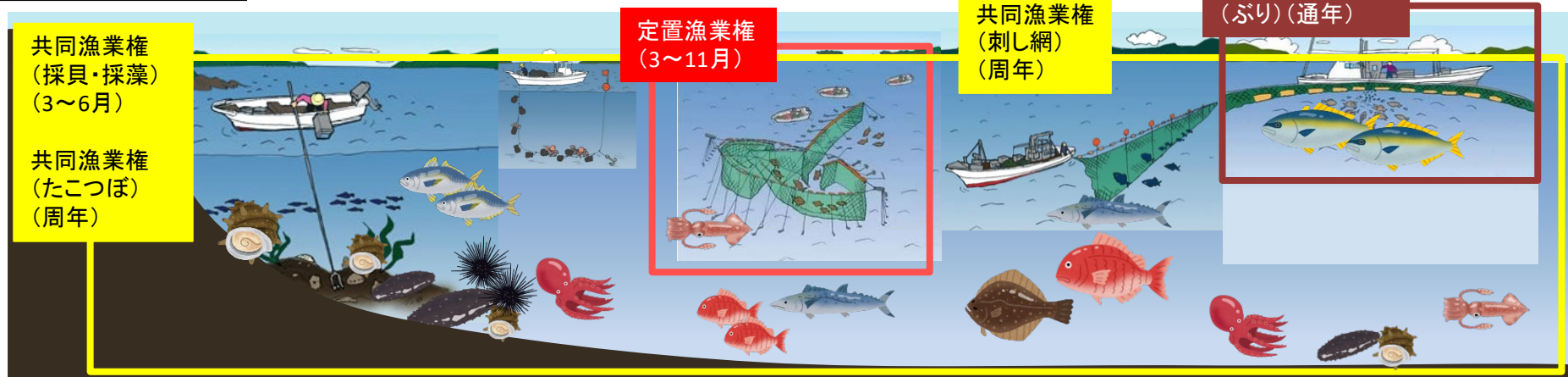


資料：農林水産省「漁業センサス2023」

注：「遠洋」は77経営体(0.1%)

- 注：1) 内水面漁業・養殖業を除く。
 2) 遠洋・近海いか釣り、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。
 3) 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)が含まれる。
 4) 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣り(沿岸)が含まれる。
 5) 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣り、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

操業(6月)イメージ



※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター <http://www.ryoushi.jp/>
を元に水産庁で編集

- 漁協は、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導、漁業自営事業等を実施。
- 組合員数は、漁業者の減少により、令和6年度末時点で正組合員が約10.1万人、准組合員は約13.3万人（平成25年度から正組合員数より准組合員数が上回る。）。

漁協の主な部門別事業損益の推移
〔沿海地区漁協、1組合当たり〕

（単位：百万円）

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.4	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7
6	15.9	▲ 1.6	2.3	0.1	▲ 19.8	22.4	▲ 3.9

注1：事業別実施組合数（R6年度、沿海地区漁協829組合）

販売708漁協、購買756漁協、指導820漁協、製氷・冷凍540漁協、信用69漁協、漁業自営194漁協、共済599漁協

注2：1組合当たりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

漁協数・組合員数の推移

令和6年度末時点で漁協数829組合、組合員数約23.4万人

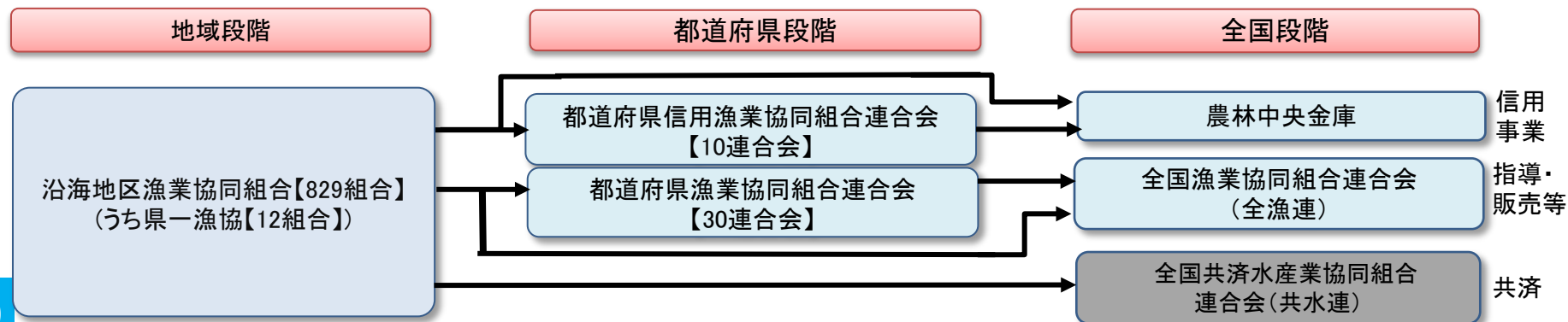
	S55年度	H元年度	H20年度	R5年度	R6年度
沿海地区漁協数	2,174	2,136	1,094	852	829

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

	S55年度	H元年度	H20年度	R5年度	R6年度
組合員数	578,722	540,668	370,253	243,758	233,784
（1組合当たり）	268.5	256.4	345.1	292.6	284.8
うち正組合員	411,841	362,294	208,023	105,388	101,043
（1組合当たり）	191.1	171.8	193.9	126.5	123.1
うち准組合員	166,881	178,374	162,230	138,370	132,741
（1組合当たり）	77.4	84.6	151.2	166.1	161.7

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

○漁協システムの仕組み（令和6年度末時点）



- 漁業権については、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者に優先して免許する制度とした。共同漁業権は、引き続き、漁協等に免許する。
- これにより、意欲的に取り組んでいる漁業者については、継続して漁場利用を可能とするとともに、新たに利用可能な漁場については、新規漁業者の参入が可能となる。
- 制度の適切な運用が行われるよう、令和2年6月30日付けで、「海面利用制度等に関するガイドライン」を作成し、都道府県に通知。

	H30漁業法改正前	H30漁業法改正後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 以下14位まで法定。	漁業者 漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権	(真珠養殖業) 漁業者 ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定。 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定。	漁業者 又は 漁協(管理)
特定区画漁業権 〔漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定〕	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定。	漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許

※「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

○ 水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、2022年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の三本の柱を中心に施策を展開。

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

- ・ロードマップに沿った着実な実行（I Q 導入等）

●海洋環境の変化への対応

- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

●養殖業の成長産業化

- ・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

- ・輸出目標の達成

●人材育成

- ・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携

強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ・市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
- ・海業(うみぎょう)など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

- ・水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
- ・藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
- ・防災・減災、国土強靱化

水産物の自給率目標

- ・資源管理ロードマップ（444万トン）、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標（1.2兆円）を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%**と設定

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

○ 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。

- ① 資源評価対象種を192種まで拡大
- ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
- ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
- ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
- ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行

○ 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。

資源管理の推進のための新たなロードマップ

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度

● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。

重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進

ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用

新たな種・海域へ拡大

漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進

調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進

● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。

※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他

MSYベースの資源評価対象資源 R5：38資源 → R12：45資源程度

● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。

国内外の外部有識者によるピアレビューを実施

ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施

● 最新（当該年）のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施

海洋環境の変化による影響を踏まえた
より高度な資源評価を着実に推進

資源管理の推進によって、**444万トン**を
目標に漁獲量を回復させる。

資源調査・評価の高度化

① 資源調査

② 資源評価

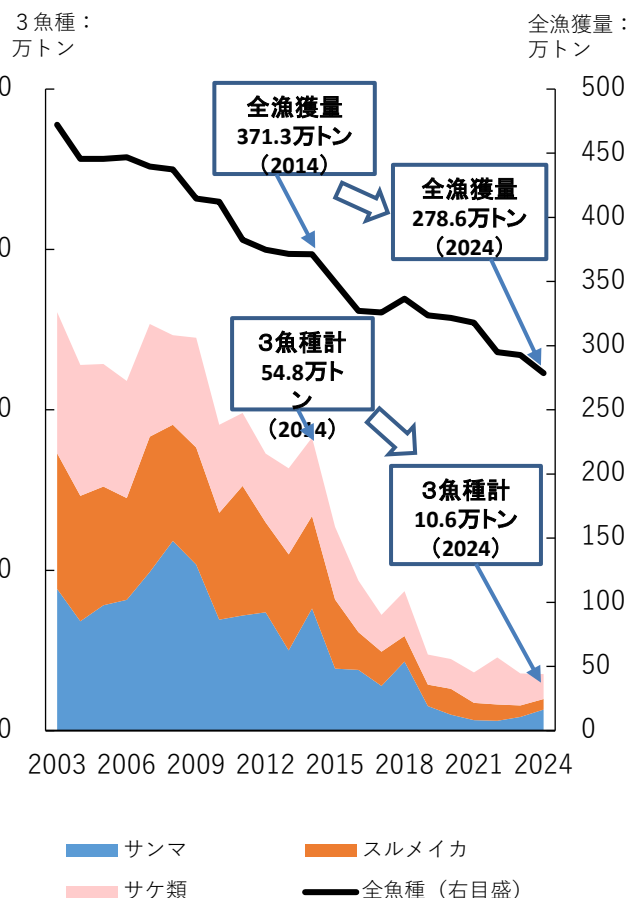
令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大 TAC	令和7年度までに漁獲量ベース(*)で8割をTAC管理開始	MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。
	TAC管理の運用改善等	- 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。) - TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る - TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し - 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施	
	資源国際	- 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 - クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備	
		漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け	
IQ管理の推進		- IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 - 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進	IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
		大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行)	
資源管理の推進	資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	協定を公表 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 優良事例の共有・横展開を促進 資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施) 検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 取組を実践 8割	実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現
遊漁の管理の推進	クロマグロ	令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等)	資源に及び遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
	クロマグロ以外	- 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討) - 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進 - 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進	
業務効率化	DX推進による業務効率化	現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進	報告の負担軽減やデータ活用等の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現
		技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 報告に活用するための現場実装を推進 漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討 ※同じ情報を二度提出させない 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進	
		データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化	

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

- 日本近海の海水温は、100年間で1.36℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。

我が国漁獲量・3魚種漁獲量の推移



資料：漁業・養殖業生産統計

検討会取りまとめ（対応の方向性）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② データ収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のI Qの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進やニーズに対応した新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

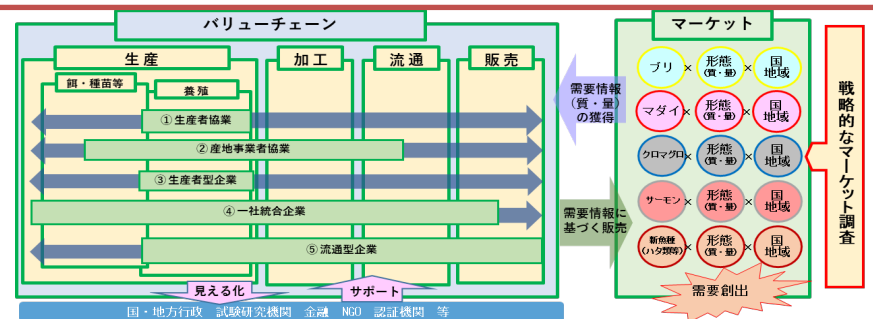
5. 経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

- 農林水産業・地域の活力創造プラン「水産政策の改革について」に基づき、令和2(2020)年7月に養殖業成長産業化総合戦略を策定。
- 総合戦略の下、国内外の需要の拡大が見込まれ、かつ我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目に指定。
- 国内外のマーケットの拡大や海洋環境の変化も踏まえつつ、養殖業成長化総合戦略に基づき需要に応じた生産へのシフトを進めていく。

養殖業成長産業化総合戦略

- ・ 需要に応じた生産を行う「マーケットイン型養殖業」へ転換を推進。
- ・ 現場で行われている取組実例（5類型：①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业）を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携・連結し、バリューチェーンの価値向上を目指す方向を提示。



<戦略的養殖品目と成果目標>

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	736億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	204億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3～4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1～2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,385億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、2027年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るための漁業共済・漁業収入安定対策に加え、燃油・配合飼料の高騰対策を実施。
- 漁業収入安定対策は、漁業共済の対象となっている漁業種類(沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業)を対象。

資源管理への取組

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し以下のような事業を実施。

<積立ぶらす>

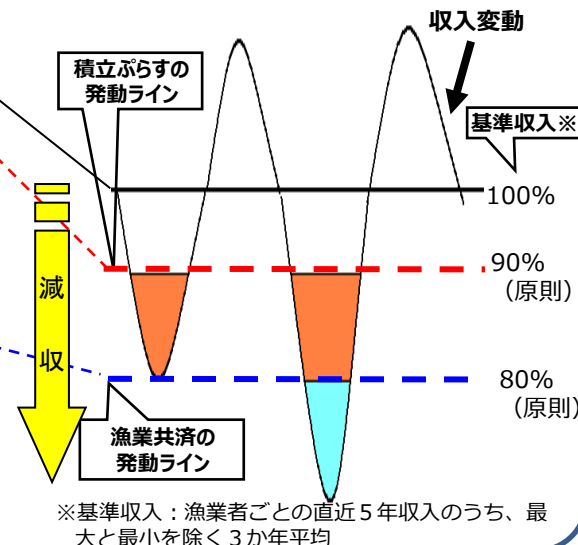
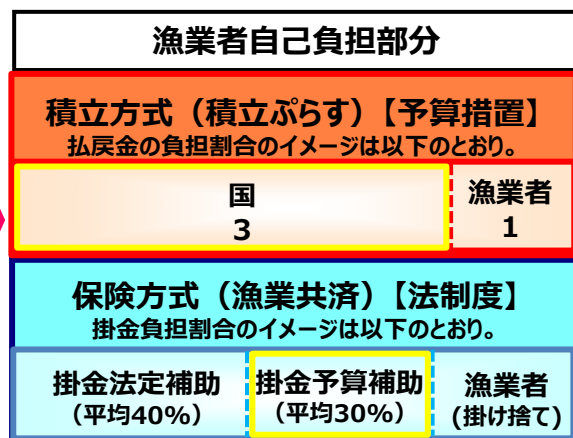
漁業者の収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填。

<共済掛金の追加補助>

漁業者の共済掛金に対し上乗せ補助。

漁業収入安定対策事業の実施

<補填のイメージ>



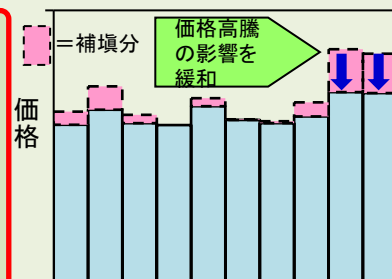
燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 燃油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 燃油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 燃油価格が急騰した場合に別途補填

【漁業経営セーフティーネット構築事業】



漁業
収入
安定
対策

コスト
対策

○ 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要。

○ 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業等の取組により、豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

主な論点

- 漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少などにより、地域の活力が低下
- 漁村の交流人口は約2千万人と「海業」は大きなポテンシャルを有し、その振興により地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要
- 海業の振興による地域の活性化には、人材・情報、地域資源・ストック、民間等の資金が必要

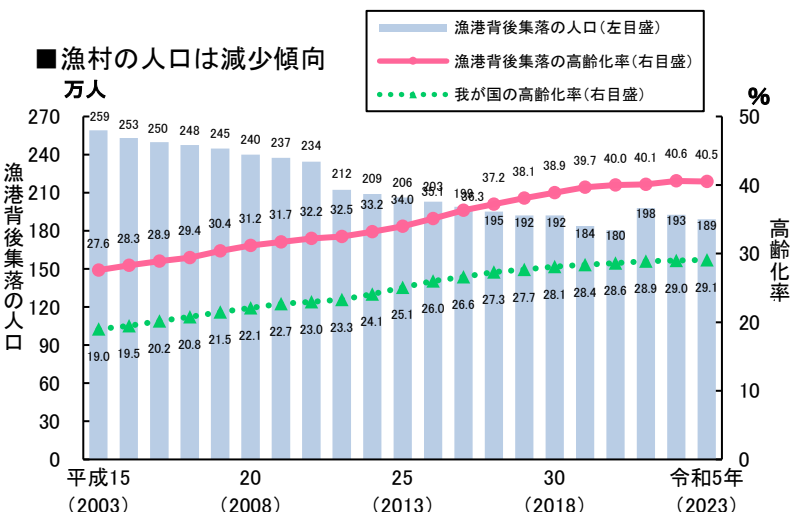
主な対応の方向性

- 漁港を地域活性化の拠点として最大限活用し、海業等の取組を推進
- 漁業所得の向上を目指す「浜プラン」の取組に、海業の取組も合わせて地域一体となって実施
- ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口や関係人口創出の取組を推進
- 地域活性化に必要な人材として、地域おこし協力隊等の外部人材の活用とともに、デジタル化を推進する必要

方向性のイメージ

● 地域資源と漁港を最大限に活用した海業等の取組を推進

■ 漁村の人口は減少傾向



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省

「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)

(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注：2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

■ 海業等の場として漁港を活用

海業

漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組



水産物販売施設



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



岸壁前に立地するレストラン



調理体験



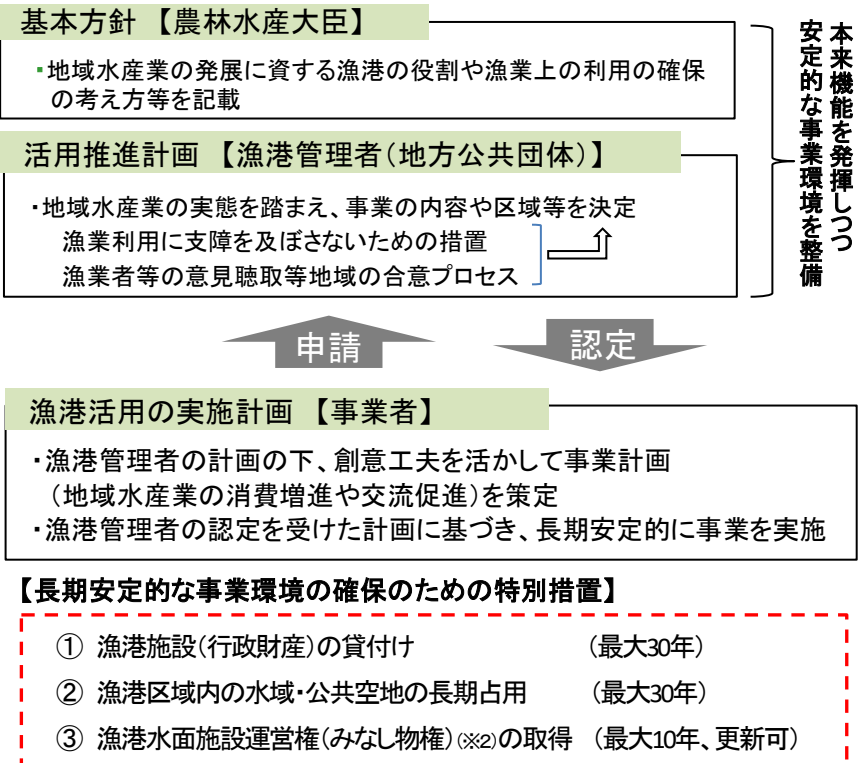
漁業体験



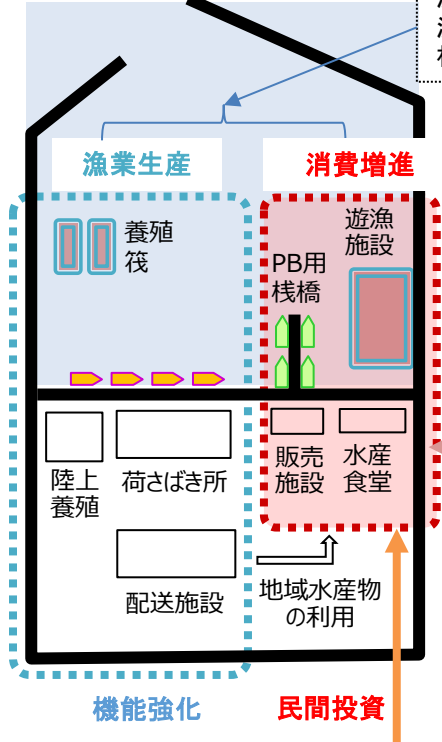
釣り体験

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム



■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進

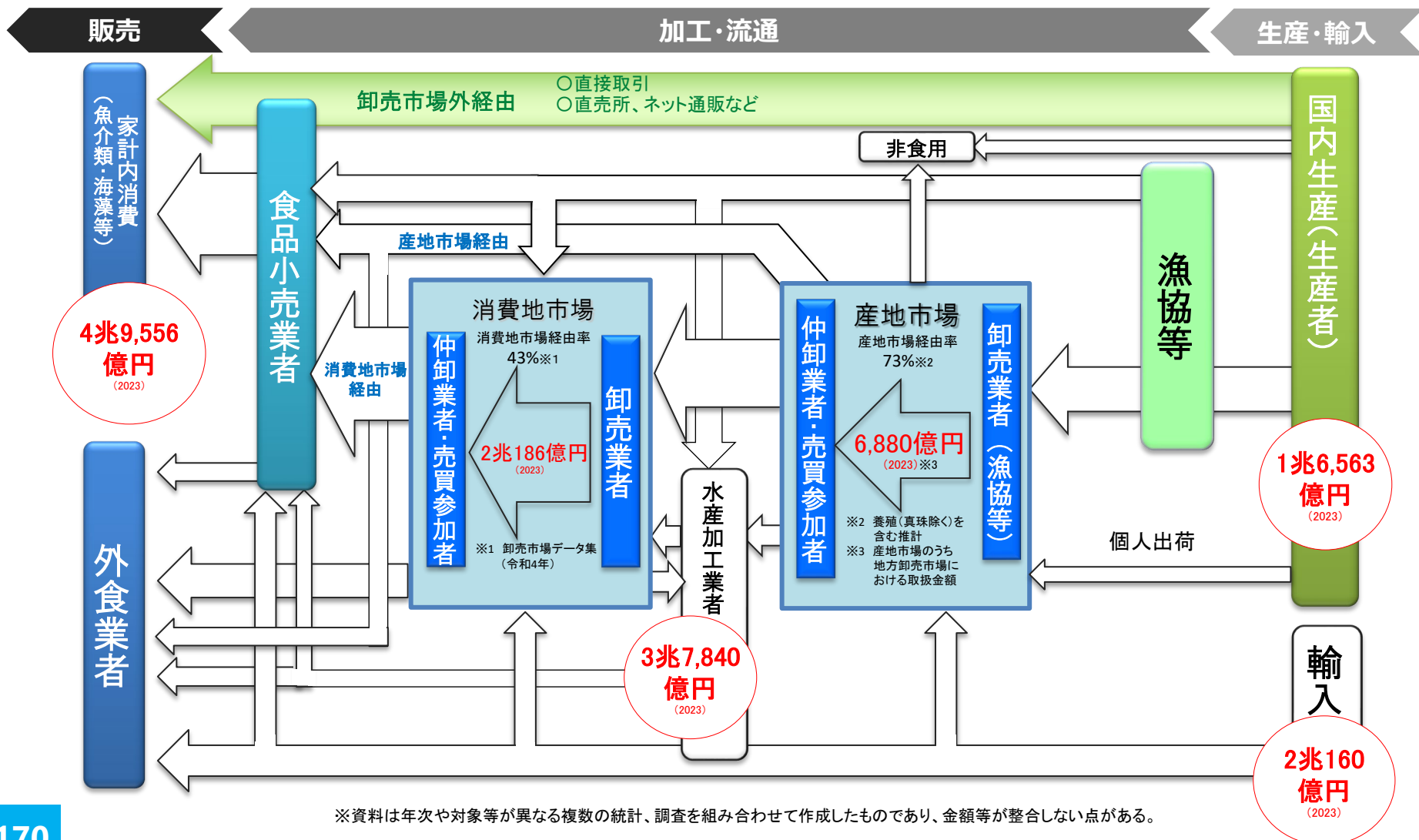


販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

- 水産物は、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。
- これに加えて、近年では、産地出荷業者から小売・外食業者等への産地直送のほか、漁業者から小売・外食業者等への直接取引やインターネットを通じた消費者への生産者直売等の流通形態もある。



※資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査を組み合わせで作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

○我が国周辺水域では、漁業関係法令に基づく我が国漁船の操業に加え、二国間の漁業協定等に基づき外国漁船が操業。

○我が国漁船及び外国漁船に対して、指導・監督や監視・取締りを行うことで、国内法令や許可条件等を遵守させ、水産資源の保存管理と漁業秩序の維持に資する規制の実効性を担保。

○また、我が国の許可が必要な水域に外国漁船が侵入して違法操業を行うことのないよう、監視・取締りを実施。

水産庁による漁業取締りの実績（過去5年間）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
検挙件数 （うち外国漁船）	10 (0)	22 (1)	22 (1)	12 (1)	10 (2)
漁具押収件数※1	18	23	8	18	13
外国漁船に対する 立入検査数 （上記検挙数含む）※2	2	4	7	7	10
外国漁船に対する※3 公海乗船検査	3	12	16	24	20
日本海大和堆周辺水域に おける外国漁船に対する 退去警告延べ隻数 （うち放水措置）	582 (114)	38 (3)	68 (4)	78 (15)	47 (3)

※1 外国漁船が違法に設置したとみられる漁具。

※2 2025年時点で、我が国排他的経済水域への入漁が許可されているのは、ロシア漁船のみ。

※3 NPFC（北太平洋漁業委員会）及びWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の規則等に基づき実施。

※4 令和8年6月時点で代船建造中。令和8年度中に就役予定。

水産庁の漁業取締船の隻数

官船



官船	トン数	隻数
	2000トン級	4
	900トン級	3
	500トン級	1
	200トン級	1※4
合計隻数	9隻	

用船



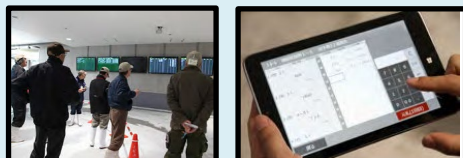
用船	トン数	隻数
	1000トン級	2
	500トン級	33
	沿岸用	2
合計隻数	37隻	

※用船：民間船を民間乗組員付きで借り上げ、漁業監督官が乗船して取締りを実施する漁業取締船

○ スマート水産業により水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立した次世代の水産業の実現を目指す。

電子データに基づく MSYベースの資源評価が実現

- ▶ 200種程度の水産資源を対象に、電子データに基づき資源評価を実施
- ▶ そのうち、TAC対象魚種については、原則MSYベースで資源評価を実施
- ▶ 生産者・民間企業で取得データの活用が進み、操業・経営の効率化や新規ビジネスの創出が実現



産地市場や漁協からデータを効率的に収集・蓄積

全国の主要産地や意欲ある産地の生産と加工・流通 業者が連携して、水産バリューチェーンを構築し、 作業の自動化や商品の高付加価値化を実現

- ▶ AIやICT、ロボット技術等により、荷さばき・加工現場を自動化するとともに、電子商取引を推進するなど情報流を強化して、生産性の向上や物流の効率化を実現
- ▶ ICTの活用により、刺身品質の水産物の遠方での消費を可能とする高鮮度急速冷凍技術の導入や、鮮度情報の消費者へのPRを図る情報流の強化を図ることで、高付加価値化を実現



画像センシング技術を用いた自動選別

資源評価

加工流通

データ連携を推進し
データをフル活用した水産業を実現

漁業・養殖業

水産新技术を用い生産性・所得の向上、 担い手の維持を実現

〈沿岸漁業〉



沿岸漁場予測技術

- ▶ 漁場の海流や水温分布などの詳細な漁場環境データをスマートフォンから入手し、漁場選定や出漁の可否に利用し、効率的に操業を実現
- ▶ 蓄積したデータに基づき、後継者を指導・育成

〈養殖業〉

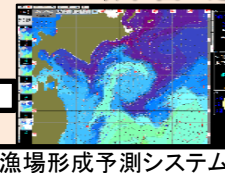
- ▶ 赤潮情報や環境データ等の情報を速やかにスマートフォンで入手し、迅速な赤潮防御対策を実施
- ▶ ICTにより養殖魚の成長データや給餌量、餌コスト等のデータ化により、効率的・安定的な養殖業を実現

〈技術普及〉



情報共有・人材育成

〈沖合・遠洋漁業〉

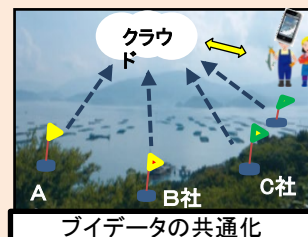


漁場形成予測システム



自動かつお釣り機

- ▶ 衛星データやAI技術を利用した漁場形成・漁海況予測システムを活用し、効率的な漁場選択や省エネ航路の選択を実現
- ▶ 自動かつお釣り機等により漁労作業を省人・省力化



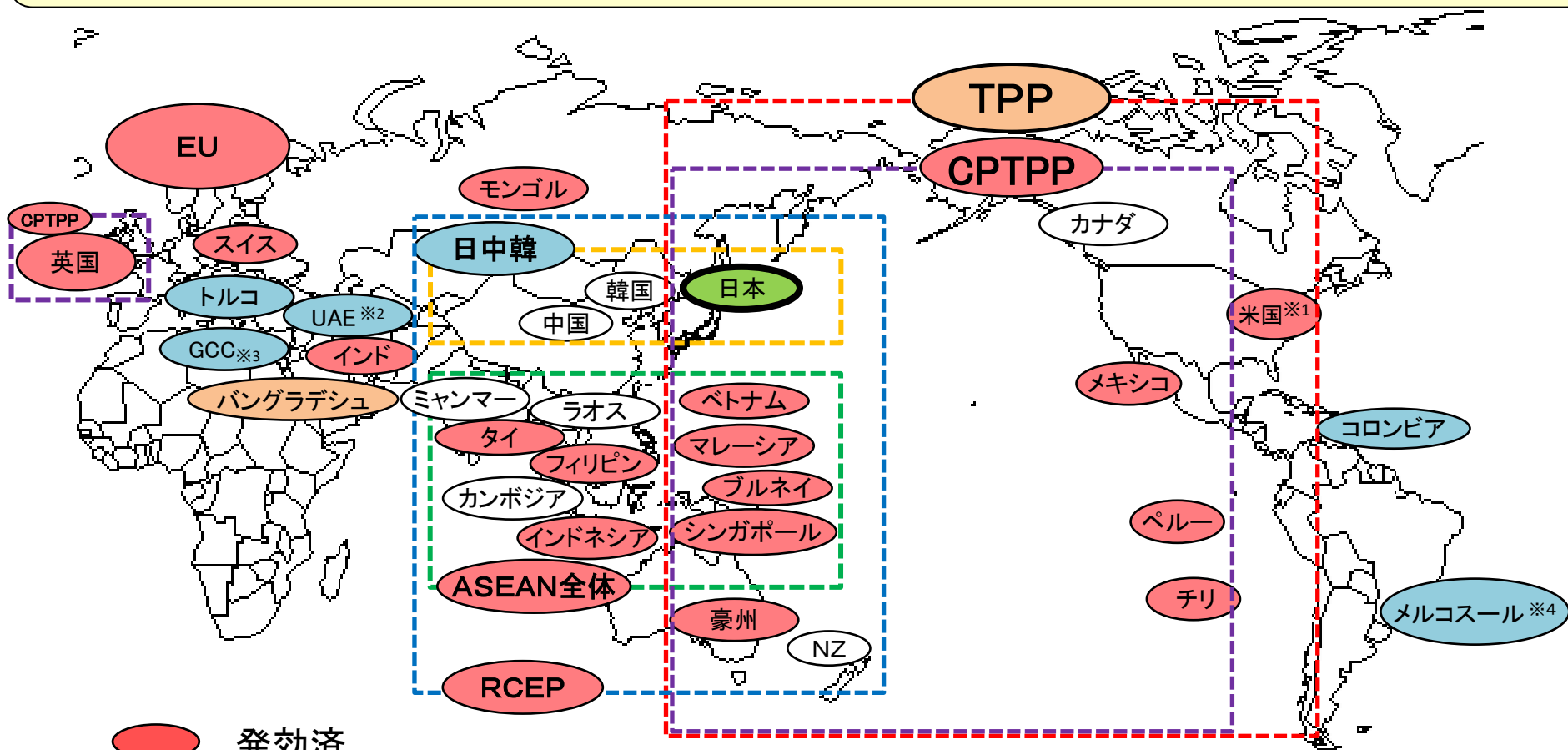
クラウド
バイデータの共通化

【CPTPP・農林水産物の輸入】 重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。英国の加入に当たり、現行で一部の締約国にのみ与えている譲許(国別枠等)は、英国に与えないことで合意。

○主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	・ 現行の<u>国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)</u>を維持。 ・ その上で、既存のWTO枠(77万玄米ト)の外に、豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定。</u> 豪州：0.6万実ト(当初3年維持)→0.84万実ト(13年目以降)
小麦	・ 現行の<u>国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)</u>を維持。 ・ 既存のWTO枠に加え、カナダ(5.3万t(7年目以降))、豪州(5万t(同))に<u>SBS方式の国別枠を設定。</u> ・ マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	・ 現行の<u>糖価調整制度</u>を維持。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
牛肉	・ 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(主要国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 ・ 16年目までという<u>長期の関税削減期間</u>を確保。 ・ 輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	・ <u>差額関税制度</u>を維持するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)</u>を維持。 ・ <u>長期の関税削減期間(9年)</u>を確保(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 ・ 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガードを措置。</u>
脱脂粉乳 バター	・ <u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定。</u>(生乳換算で6万t(当初)→7万t(6年目以降))(最近の追加輸入量の範囲内で設定)

- アジアを中心に、これまで22のEPA/FTA等が発効済又は署名済。
- CPTPPについては、英国加入議定書が発効済。コスタリカは加入実質合意、ウルグアイは加入交渉中。
- 日GCCCEPA、日トルコEPA等の交渉が継続中。



- 発効済
- 署名済
- 交渉中

- TPP TPP署名国:シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本
- CPTPP 米国を除く上記TPP署名国11か国及び英国(英国の加入議定書は2024年12月に発効)
- RCEP ASEAN9ヶ国(ミャンマーのみ未発効)及び日本、中国、韓国、豪州、NZの14ヶ国
- ASEAN ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国

(2026年7月現在)

※1 米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効

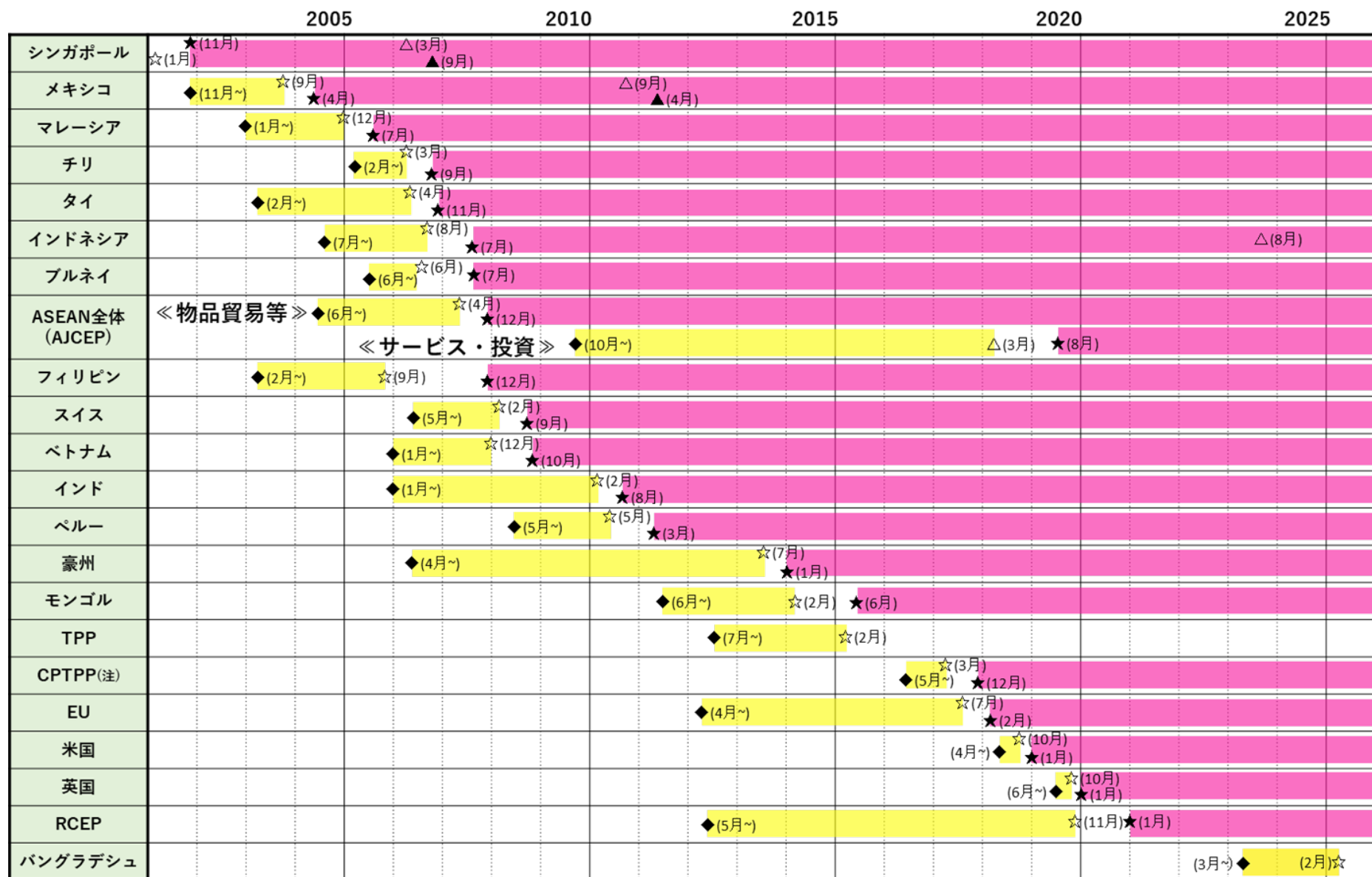
※2 UAEとは、2026年3月に交渉妥結

※3 サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、バーレーン、オマーンによる関税同盟

※4 ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア(国内の批准手続中)による関税同盟

○ アジアを中心に、これまで22のEPA/FTA等が発効済又は署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効



(注)英国の加入議定書は2024年12月に発効。またコスタリカは2026年5月に加入実質合意、ウルグアイは加入交渉中。

【CPTPP・農林水産物の輸出】 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出関心の高い品目の全てで関税撤廃を獲得。他のCPTPP諸国4億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。英国の加入に当たり、日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	国	市場アクセス	
		基準税率	合意内容
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	20～25%	10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
なし	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
緑茶	ベトナム	40%	4年目撤廃
チョコレート	ベトナム	13～25%	5～7年目撤廃
切り花	カナダ	無税～16%	即時撤廃
精米(短・中粒種)	英国	121ポンド/1,000kg	即時撤廃、8年目(2030年)撤廃
	マレーシア	40%	11年目(2028年)撤廃

注:「基準税率」はTPP交渉のベースとなった税率(英国については2021年9月1日時点、その他の国については2010年1月1日時点)。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸入】 米について関税削減・撤廃等からの「除外」の確保、
麦・乳製品の国家貿易制度等の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置を獲得。

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。 - ごく少量の関税割当て枠（小麦：200t → 270t（7年目）、大麦：30t（即時））を設定（国家貿易・SBS方式）。
粗糖・精製糖等	- 現行の糖価調整制度を維持。 - 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
豚肉	- 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。 - 長期の関税削減期間（9年）を確保（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃）。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
牛肉	関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂粉乳・バター等	脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当て枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857t → 15,000t（6年目、生乳換算））。

品目	合意内容
チーズ	- ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当て（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（20,000トン(初年度)→31,000t（16年目））。 - TPPでの合意内容 - シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ（プロセスチーズ）：関税撤廃 - 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持 - 一部のフレッシュチーズ（モッツアレラ等）：関税維持 - ブルーチーズ：関税削減 - プロセスチーズ：関税割当て EUとの合意内容 横断的な関税割当て - 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（段階的に16年目に撤廃）。
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6～11年目に、それぞれ段階的に撤廃）。
林産物	構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的に8年目に撤廃）。
酒類	- ワイン（ボトルワイン：67-125円/L、スパークリングワイン：182円/L）は即時関税撤廃。 - 清酒（70.4円/L）・焼酎（16%）は11年目に関税撤廃。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸出】 牛肉、緑茶、水産物などの輸出関心の高い品目を
 含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）。EU4.5億人の市場に向
 けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	基準税率	合意内容
水産物	無税～26%	即時撤廃 ・ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・アイスクリーム (段階的に6年目までに70%削減) ・ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。
醤油等調味料	7.7% (醤油)	
緑茶	無税～3.2%	
牛肉	12.8% + 141.4～304.1€/100kg	
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの) 8.5%又は10% (切り花)	
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 、 9.5€/100kg (ながいも)	
林産物	無税～10%	
豚肉※	46.7～86.9€/100kg	
鶏肉	6.4%、18.7～102.4€/100kg	
鶏卵(粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg	
牛乳・ 乳製品	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳) 、 189.6€/100kg 等 (バター)	
酒類	0.154€/L (ボトルワイン) 0.32€/L (スパークリングワイン) 0.077€/L (清酒)	

アルコール度数により異なる。
14%の場合を例示

(注) ※は、2026年6月現在、輸出解禁に向け協議中の品目
 (注) 「基準税率」は、2017年1月1日時点の税率。

【米国の関税措置に関する日米協議の合意・農林水産物の輸出入】

- 輸入については、MA米制度の枠内での必要なコメの調達の確保、バイオエタノール、大豆、トウモロコシ等の購入拡大。
- 輸出については、牛肉(26.4%)など本来の関税率が15%以上の品目は本来の関税率のまま、15%未満のものは15%に。
現在(2026年8月時点)、12.5%以上の品目は本来の関税率、未満のものは12.5%、牛肉・緑茶等は本来の税率のままに。

○米国の関税措置に関する日米協議(米国時間2025年7月22日合意)の内容

品目	合意内容(輸入)	品目	既存の関税率	2026年8月時点の関税率※1
米	・ <u>ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施。</u>	牛肉	4.4 ¢ /kg(枠内) 26.4% (枠外)	4.4 ¢ /kg(枠内) 26.4% (枠外)
その他 農産物	・ <u>バイオエタノール(持続可能な航空燃料向けを含む)、大豆、トウモロコシ及び肥料を含む国内消費向けの米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入</u> を年間計80億ドル規模で実施。	ぶり	3%(冷蔵)、無税(その他)	12.5%
		ホタテ貝	無税	
		緑茶	3.2% (風味有) 無税 (その他)	3.2% (風味有) 無税 (その他)

※1 2026年7月23日、米国通商代表部は、通商法第301条に基づく調査を踏まえ、60か国・地域に対する追加関税措置を決定。日本に対する税率は、本来の関税率が12.5%未満の品目は12.5%に見直され、本来の関税率が12.5%以上の品目の税率は変更されない。なお、牛肉や緑茶など一部の農産物については、当該追加関税の対象外。

○(参考)日米貿易協定(2020年1月1日発効)の合意内容

米について、関税削減・撤廃等からの「除外」を獲得。脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠は設けず。全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。米国向け牛肉について、低関税による輸出枠65,005トン(※2)へのアクセス確保。輸出関心が高い42品目(醤油、ながいも、切り花、柿等)の関税削減・撤廃を獲得。
※2 従来の日本枠200トンと複数国枠64,805トンを含合わせたもの。2026年から13,000トンが英国に割り当てられたため、52,005トンとなった。

品目	合意内容(輸入)	品目	基準税率	合意内容(輸出)
米	・ 全て除外(米国枠は設けない)。	醤油	3%	段階的に5年目に撤廃
小麦	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、 <u>枠外税率(55円/kg)を維持。</u> ・ <u>TPPと同内容でマークアップを削減。</u> ・ <u>TPPと同内容の米国枠を設定。</u>	菓子類	2%~12.2%	段階的に2~10年目に撤廃、 段階的に3~5年目に50%削減
牛肉	・ <u>TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付き(※3)で長期の関税削減期間を確保。</u>	ながいも(冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
豚肉	・ <u>TPPと同内容で差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。</u>	切り花	3.2%~6.4%	段階的に2年目に撤廃、 段階的に2年目に50%削減
脱脂粉乳 バター	・ <u>TPPではTPPワイド枠が設けられたが、新たな米国枠は設けない。</u>	緑茶 (フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
ホエイ	・ <u>TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%、25%未満)はセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。</u>	盆栽等	1.4%~4.8%	即時撤廃、 段階的に2年目に撤廃
チーズ	・ <u>TPPと同内容。</u> ・ <u>TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、新たな米国枠は設けない。</u>	柿	2.2%	即時撤廃
		メロン	1.6%~28%	即時撤廃、即時に50%削減、 段階的に3~5年目に50%削減

※3 セーフガード発動基準については、2022年度から、新たな発動条件(米国とCPTPPからの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動。米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件)に続行。

【RCEP・農林水産物の輸出入】

○輸入について、重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）は、関税削減・撤廃からすべて除外。農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。（対中国56%、韓国49%、ASEAN・豪州・NZ61%）

○初めて同一のEPAに参加することとなる中国及び韓国から輸出関心品目の関税撤廃を獲得。中国からはほたて貝やぶり、韓国からキャンディー・板チョコレート等の菓子、インドネシアから牛肉等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容（輸入）

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
重要5品目（※）	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	- 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)たまねぎ、ねぎ、にんじん等 - 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 (例)冷凍した野菜調製品(冷凍惣菜)等	野菜については基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	- 半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)合板、製材(SPF)、構造用集成材等 - 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	- 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)合板、製材(SPF)、構造用集成材等 - 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	
水産物	- 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)うなぎ調製品、海藻類等 - 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 (例)あさり調製品等	対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	

（輸出）

	品目	基準税率	合意内容
中国	パックご飯等	30%	21年目撤廃
	米菓	20%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	21%	21年目撤廃
	醤油	28%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%,23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝（※養殖用(無税)を除く）	14%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	10%,12%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	10%,12%	11年目又は21年目撤廃
韓国	すけそうだら	10%,12%	11年目又は21年目撤廃
	合板(針葉樹)	4%	11年目撤廃
	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
インドネシア	建築用木工品(窓、戸、杭・梁)	8%	10年目撤廃
	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

（注）基準税率は、RCEP交渉のベースとなった2014年1月1日時点の税率

○ 農林漁業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、万全の対策を実施。

総合的なTPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月24日・令和元年12月5日・令和2年12月8日改訂）

体質強化対策（強い農林水産業の構築）

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ・就職氷河期世代等を含む幅広い世代の新規就業者の就農者の確保や担い手育成に必要な取組の支援、農地の大区画化・汎用化
- ・中山間地域における人材確保や基盤整備の取組の支援を通じた所得の確保や生産性向上の推進

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

- ・官民一体となった海外での販売力の強化、リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ・大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ・日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ・地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用への支援
- ・加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による土づくりの展開

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化を通じた畜産・酪農の国際競争力の強化
- ・原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等の推進による国産チーズ等の競争力の強化
- ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等の推進

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- ・合板・製材の生産コスト低減による合板・製材の国産シェア拡大、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換の推進
- ・原木供給の低コスト化等に加えて木材製品等の輸出拡大、林業・木材産業における省人化、省力化の推進

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換の推進
- ・マーケットインの発想に基づく養殖業の生産性の向上・国際競争力の強化に向けた取組の推進
- ・水揚げデータの電子的な収集・提供体制の強化

等

<参考：TPP等対策予算>

令和7年度補正予算 2,242億円

（平成27年度補正予算3,122億円

平成28年度補正予算3,453億円

平成29年度補正予算3,170億円

平成30年度補正予算3,188億円

令和元年度補正予算3,250億円

令和2年度補正予算3,220億円

令和3年度補正予算3,200億円

令和4年度補正予算2,704億円

令和5年度補正予算2,527億円

令和6年度補正予算2,449億円）

平成27年度補正予算からの合計額

3兆2,525億円

経営安定対策（経営安定・安定供給のための備え）

<米>

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

<乳製品>

- ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した新たな加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施

<麦>

- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的撤廃・引下げ

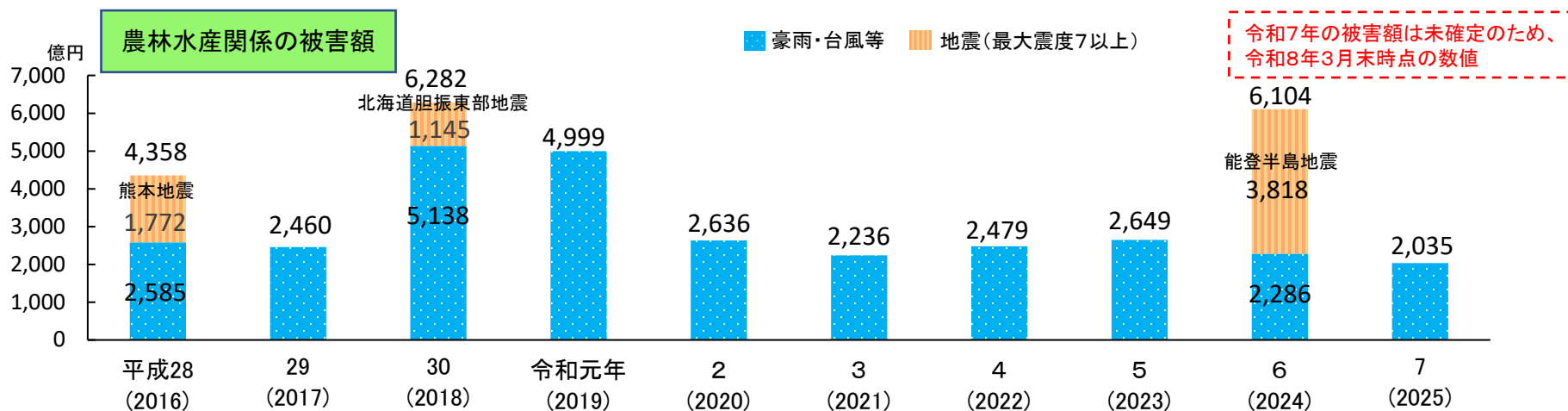
<甘味資源作物>

- ・加糖調製品を調整金の対象に追加

<牛肉・豚肉>

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）。豚マルキンの国庫負担水準の引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに引き直し

○ 近年、豪雨や台風等の大規模な自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風等、令和6年能登半島地震・豪雨、などにより、農林水産業に甚大な被害をもたらしている。令和7年には、令和6年から7年までの冬期の大雪、令和7年8月から9月にかけての大雨などによる被害が発生した。



令和元年東日本台風等
(台風第19号等) (R元.10.10～26)

農作物等	404.4億円
農地・農業用施設	2,101.3億円
林野関係	806.7億円
水産関係	134.6億円
合計	3,446.2億円

・ 大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸し、数百kmの範囲で暴風雨が吹き、関東・東北・北陸・東海地方を中心に記録的な大雨。
・ 河川決壊に伴う、農地や果樹園への流出土砂の堆積等が発生。

令和6年能登半島地震 及び
令和6年9月20日からの大雨
【令和7年11月18日時点】

農作物等	325.5億円
農地・農業用施設	1,866.4億円
林野関係	1,132.3億円
水産関係	1,121.5億円
合計	4,445.7億円

・ 1月1日16時10分、石川県能登地方でM7.6の地震が発生、石川県輪島市や志賀町で震度7を観測。
・ 9月20日から23日にかけて線状降水帯が発生し、元日の地震で被害を受けた地域で記録的な大雨。

令和6年から7年までの
冬期の大雪 (R6.11～R7.4)
【令和8年2月27日時点】

農作物等	246.6億円
林野関係	3.7億円
水産関係	0.01億円
合計	250.3億円

・ 12月と2月を中心に、強い冬型の気圧配置が持続する時期があり、北・東・西日本で日本海側を中心に記録的な大雪となった所があった。
・ 果樹の樹体損傷や、農業用ハウス等の倒壊等が発生。

令和7年8月から9月にかけての
大雨(台風第12,第15号含む)
【令和8年2月27日時点】

農作物等	142.0億円
農地・農業用施設	1,062.6億円
林野関係	423.9億円
水産関係	15.4億円
合計	1,643.9億円

・ 低気圧や前線の影響で線状降水帯が発生し、北陸地方や九州を中心に記録的な大雨となった。
・ 農地への土砂の流入、農業用機械等の損壊、農業用ハウスや畜舎等の浸水被害等が発生。

- 農林水産省では、被災された農林漁業者の方々が意欲を持って一日も早く経営再建に取り組んでいただけるよう、それぞれの災害の被害状況等を踏まえ、具体的な支援内容について迅速に決定。
- 支援対策公表後、被害が大きい地域で現地説明会を開催するなど、支援対策を加速化。

(1) 支援対策決定までの期間

災害名	発災日	支援対策決定	発災からの期間
令和元年東日本台風(台風第19号)	令和元年 10月11日～10月14日	令和元年11月7日	24日間
令和2年7月豪雨	令和2年 7月3日～7月31日	令和2年7月30日	22日間※1
令和2年～3年の冬期の大雪	令和2年 12月14日～	令和3年2月2日	43日間※2
令和6年能登半島地震	令和6年 1月1日	令和6年1月25日	24日間
令和7年8月からの大雨及び台風第12,第15号	令和7年8月6日～9月5日	令和7年9月2日	19日間※3

※1 7/3～8にかけて停滞した梅雨前線による大雨被害について、気象庁が9日に「令和2年7月豪雨」と名称を定めたことから、7/9からカウント。

※2 12/14～21にかけて強い冬型の気圧配置が続き、大雪による被害が発生したことから、12/22からカウント。

※3 8/6～14までの大雨被害について支援が決定したことから、8/15からカウント。

(2) 支援対策の概要

【能登半島地震に係る支援対策(被災者の生活と生業支援のためのパッケージ:農林水産関係)】(令和6年1月25日決定)

- 災害復旧事業の促進
- 共済金等の早期支払
- 災害関連資金の特例措置
 - 被災農業者等への金融支援(貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等)
- 農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕への支援
 - 農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等を支援(国庫補助率:農業用ハウス:共済金の国費相当額と合わせて1/2、農業用機械・畜舎等:1/2)
 - 共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等を支援
- 営農再開に向けた支援
 - 水稲作継続、他作物への作付転換のための種子・種苗の確保、農業用ハウス資材の導入、農作業委託、集出荷施設等の簡易補修等を支援(国庫補助率1/2等)
 - 被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を支援(国庫補助率1/2等)
 - 畜舎等の簡易な補改修、繁殖用の牛・豚の再導入を支援(国庫補助率1/2)
 - 畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎治療、飼料の緊急運搬等を支援(国庫補助率1/2等)等
- 被災農業法人等の雇用の維持のための支援
 - 被災農家等の柔軟な雇用による人手や就業の場の確保、技術研修等の実施を支援(最大120万円/年)
- 農地・農業用施設等の早期復旧等の支援
- 林野関係被害に対する支援
 - 山地災害発生の危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備を支援(国庫補助率1/2等)
 - 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等を支援(国庫補助率1/2)等
- 水産関係被害に対する支援
 - 漁業者等による漁場の復旧の取組を支援(定額)
 - 漁船・漁具、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の水産業共同利用施設の復旧、加工原料の確保に向けた取組等を支援(国庫補助率1/2等)等
- 食品事業者に対する支援
- 災害廃棄物処理事業の周知
- 地方財政措置による支援

- 令和6年能登半島地震・豪雨において、農林水産省では地震及び豪雨で被災した農地、林地、漁港等においては地元調整を進めながら、応急対策を実施。大規模な被災箇所は直轄代行等により復旧工事を実施中。これまでに農地約370haを復旧し、令和8年は約2,200haの水田で作付け見込み。製材工場等54施設で営業再開。地盤隆起した漁港でも仮復旧工事が完了し、すべての漁業種類の操業が再開。
- 奥能登営農復旧・復興センターにおける営農再開・継続に向けた支援の実施、一枚でも多くの農地復旧・営農再開、漁港等の復旧に取り組む等、農林水産分野の生業再建を県・市町等とも連携し、切れ目なく支援。

(被害)

- ・地震により、**農地**や水路、ため池などの**農業用施設**、**農業用機械**・ハウス、畜舎などに**甚大な被害**。
- ・さらに、地震からの復旧・復興の途上で、**収穫期の豪雨**により農地や水路等へ**土砂・流木等が堆積**。



農地に生じた大きな段差 (令和6年1月の地震) ため池の被害 (令和6年1月の地震) 農地への土砂・流木の流入 (令和6年9月の豪雨)

- ・地震と豪雨により輪島市や珠洲市などで**多数の山腹崩壊**が発生し、林地や治山・林道施設等に**甚大な被害**。
- ・また、**製材工場**等において**建屋倒壊・浸水等**の被害。



山腹崩壊 (令和6年1月の地震)

- ・地震により、**漁港**、**共同利用施設**（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設、給油施設等）の被害、**漂流堆積物による漁場の被害等**が発生。隆起した港では**座礁や損傷**により**移動できない漁船**が発生。



座礁し傾いた漁船

- ・地震により、石川県内69漁港のうち60漁港、富山県10漁港、新潟県3漁港で、防波堤、岸壁の損傷等の被害。
- ・特に、輪島市・珠洲市等の**外浦地域**を中心に、**最大4m程度の地盤隆起**による被害が発生。



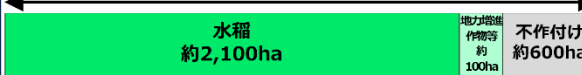
鹿磯（かいそ）漁港の地盤隆起

(成果 (令和8年6月時点))

- ・被災した**農地**について、業界団体への要請を通じて**県内外からの建設業者の確保**等を支援し、令和7年作付けまでに農地約170haを復旧。
- ・令和8年作付けに向けて、新たに**農地約200haを復旧**し、**約2,200haの水田で作付けされる見込み**。

【奥能登4市町における水田の令和8年作付け見込み状況】

令和5年の水稲作付面積：約2,800ha



作付け 約2,200ha見込み

- ・大規模な**山腹崩壊10箇所**について、国直轄で災害復旧等事業を実施し、うち9箇所で事業完了。
- ・復旧支援により、再開を望む**製材工場等59施設**のうち**54施設で営業再開**。



復旧した山腹崩壊現場

- ・施設の復旧に応じて、**刺し網漁**、**底びき網漁（ずわいがに漁を含む）等**が再開し、令和8年4月末より輪島港での**海女によるわかめ漁**が再開したことで、石川県の北部6市町における**すべての漁業種類の操業が再開**。漁獲も順調に回復。



海女漁の水揚げ

- ・**地盤隆起のない地域**の漁港では、**順次本復旧に着手**。
- ・**地盤隆起等**のあった**外浦地域16漁港**のうち、復旧方針の定まった**11漁港について順次本復旧に着手**。なお、5漁港は復旧方針を協議中。(13漁港は仮復旧等により陸揚機能を回復)



仮復旧工事により水揚げが可能となった鹿磯漁港

(今後の課題と対応方針)

- ・被災農業者のワンストップ支援組織として、令和6年11月に設置された「**奥能登営農復旧・復興センター**」において、国、県、市町及びJAが連携して営農再開・継続に向けた支援を実施。
- ・奥能登地域では、引き続き、関係機関と一体となって**円滑な復旧工事の実施**に向けて地元との調整を進める。
- ・復旧工事を行う**建設業者の確保**について、業界団体に引き続き要請。



農地の堆積土砂・流木の撤去

- ・山腹崩壊・林道施設等の復旧工事を行う**建設業者の確保**について、業界団体に要請。
- ・県、市町、地元との調整を進め、**山腹崩壊・林道施設等の早期復旧を目指す**。
- ・製材工場等5施設の営業再開に向けて、引き続き支援を実施。



製材工場の復旧・再開

- ・石川県の北部6市町における令和7年の漁獲金額・漁獲量は発災前の8割強まで回復（令和6年は約6割）。引き続き、**漁港や共同利用施設の復旧等を進め、被災地の漁獲の更なる回復に取り組む**。

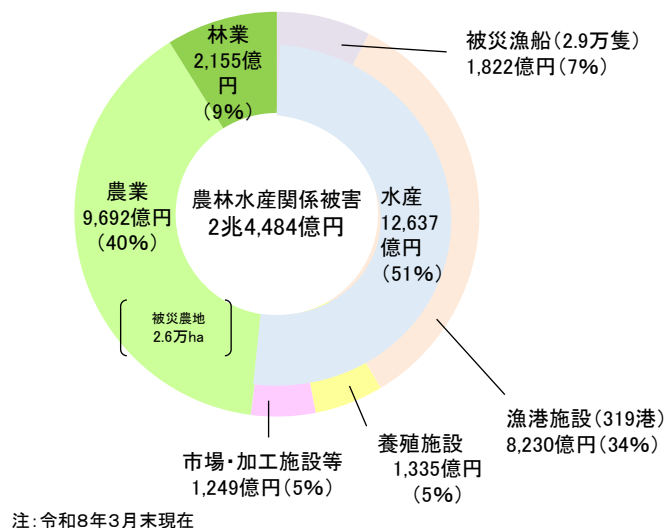


修復した砕氷貯氷施設

- ・**地盤隆起のない地域**の漁港について、**本復旧工事に着手後、概ね3年間で復旧工事の完了を目指す**。
- ・**地盤隆起等**のあった**外浦地域**の漁港について、5漁港の復旧方針の決定を支援するとともに、復旧方針の定まった11漁港の伴走型の技術的サポートを重点的に行い、**本復旧を加速**。

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災・原発事故における農林水産関係被害額は、農業9,692億円、林業2,155億円、水産1兆2,637億円の合計2兆4,484億円。地震・津波被災地域においては、農地、漁港等インフラについて、復旧はおおむね完了している。
- 他方、原子力災害による復興については、営農面積や漁業の水揚量、水揚金額が回復途上な状況。また、風評被害による輸入規制等が依然として続いているため、引き続き、必要な支援策を講じていく。

○農林水産関係の被害額



○原子力災害からの復興状況

	震災前	現状値
原子力被災12市町村 営農再開面積	H22営農休止面積 約17,000ha	R7 約9,544ha (営農再開率55.2%)
原子力被災12市町村 農業産出額	H18 391億円	R5 179億円
福島県の漁業及び海面養殖業 の水揚量、額	H22 25,914トン 92億円	R7 7,212トン 44億円
放射性物質を理由に福島県産品 の購入をためらう人の割合	H25(震災後) 19.4%	R8 4.0%
福島県産品と全国平均(100)の 価格差	H22 米:98.4 牛肉:95.7 桃:94.1	R7 米:104.3 牛肉:93.1 桃:82.6
輸入規制国・地域数	震災直後 55	R8 5

○農林水産業の復旧状況

農地	97%
海岸防災林	99%
漁港	100%

- 注:
- ・漁港は令和5年3月末現在、その他は令和8年3月末現在。
 - ・農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,610haに対するもの（岩手県100%、宮城県100%、福島県85%）。
 - ・海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（福島県0.7kmを除き完了）。
 - ・漁港は、被災した319漁港に対するもの。

注

- ・原子力被災12市町村営農再開面積：福島県調べ
- ・H22営農休止面積は約17,000ha、うち転用面積は約2,000haのため、営農再開可能な面積は約15,000ha
- ・営農再開面積の目標は約11,000ha（R12）であり、営農再開可能な面積（約15,000ha）の3/4として算出。
- ・営農再開率は、営農再開面積/営農休止面積にて算出。
- ・原子力被災12市町村農業産出額：令和5年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）
- ・H18の産出額：福島県による推計値。
- ・R12の目標値：避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン（福島県・JAグループ福島）
- ・福島県の漁業及び海面養殖業の水揚量及び水揚額：福島県調べ
- ・放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合：風評に関する消費者意識の実態調査（消費者庁）
- ・福島県産品との全国平均の価格差：（米）米の相対取引価格（農林水産省）に基づく福島県推定値
※R7の現状値の算出には6年産米の価格を使用
（牛肉、桃）市場統計情報（東京都中央卸売市場）